



技術協力プロジェクト

2016年04月14日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和)ホーチミン工科大学地域連携機能強化プロジェクトフェーズ2 (英)Capacity Building of Ho Chi Minh City University of Technology to Strengthen University-Community Linkage (Phase 2)
対象国名	ベトナム
分野課題1	教育-高等教育
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	人的資源-人的資源-高等教育
プログラム名	メコンデルタ地域開発プログラム
援助重点課題	社会・生活面の向上と格差是正
開発課題	地方開発・生計向上
プロジェクトサイト	ホーチミン市及びベトナム南部地域(アンザン省、テンザン省、ラムドン省、ドンナイ省、ビンズオン省)
署名日(実施合意)	2008年12月12日
協力期間	2009年03月11日 ~ 2012年09月21日
相手国機関名	(和)ホーチミン工科大学
相手国機関名	(英)HoChiMinh City University of Technology

## プロジェクト概要

背景 「ベ」国では「ドイモイ(刷新)政策」導入以降、1980年代後半から大学等の高等教育の改革に取り組んだ結果、高等教育機関は量的な拡充と質の向上が図られ、社会・経済の発展に一定の役割を果たしてきたといえる。しかしながら、「ベ」国において工業化、現代化、グローバル化が進む中、高等教育機関は現在の社会的ニーズに十分対応できていないと見え、大学制度、教育及び研究機能の強化・改善が必要である。

ホーチミン工科大学は「ベ」国南部地域における工学教育と研究の中心機関であり、これまで当該地域の開発ニーズに対して技術開発支援や地域住民の研修などを行ってきたが、体系的なアプローチはなされておらず、十分な成果を挙げられていなかった。このため、HCMUTが「ベ」国南部における大学による地域連携活動の中心として、地域開発に貢献することを目的として「ベ」国政府より技術協力の要請がなされ、わが国政府は「ホーチミン工科大学地域連携機能強化プロジェクト」(2006年1月～2009年1月)を実施した。2008年9月に実施した終了時評価では、(1)HCMUTの地域連携能力向上、(2)4つのパイロット事業を促進するための研究開発活動能力の強化、(3)パイロット事業を促進するための研修実施能力の強化、について概ね所期の成果が得られたものの、4つのパイロットプロジェクトを通じた地域連携活動の成果発現や技術移転に重点が置かれていたため、地域連携活動の体系的かつ持続的な実施には課題が残された。

今後、HCMUTが地域における工学系の高度な知見を有する人材育成の中心的な教育研究機関へと発展するためには、地域連携活動のガイドラインの整備といった制度化・定着の促進に加えて、大学が組織的に自ら社会のニーズを調査し、調査結果に配慮しながら学生の研究開発を指導するような教育体制の整備と研究開発活動を継続できる環境の整備が期待される。このような状況の下、地域連携活動のさらなる改善と充実を図るため、フェーズ2として技術協力プロジェクトが「ベ」国より要請された。

上位目標 HCMUTが「ベ」国南部の地域開発促進の拠点大学になる。

プロジェクト目標 HCMUTの地域連携活動の推進に必要な教育研究能力が向上する。

成果	<ol style="list-style-type: none"><li>1. HCMUTの対象学部工学教育が授業中心教育から研究中心教育に移行する。</li><li>2. 地域連携活動の推進に必要なHCMUTの研究開発活動能力が向上する。</li><li>3. 「ベ」国南部地域の地域連携にかかる高等教育・研究機関間の学術協力においてHCMUTが拠点としての機能をもつ。</li><li>4. HCMUTによる地域開発促進活動が「ベ」国南部地域で十分に認識される。</li></ol> <p>&lt;活動&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1-1 HCMUTが修士プログラムを対象に授業中心の教育から研究中心の教育への移行に関する基本計画を作成する。</li><li>1-2 HCMUTがモデル学部における研究中心教育の導入に関するセミナーを実施する。</li><li>1-3 HCMUTがモデル学部からモデル研究室を選定する。</li><li>1-4 HCMUTは各モデル研究室が活動計画を策定するように調整する。</li><li>1-5 モデル研究室が活動計画を実施する。</li><li>1-6 モデル研究室は週に1度研究室関係者によるゼミを開催する。</li><li>1-7 モデル研究室が協力して研究中心教育の導入に関するガイドラインを作成する。</li><li>1-8モデル研究室が協力して研究室間で知見を共有するためのワークショップを開催する。</li></ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"><li>2-1 モデル研究室は地域開発に資する研究開発を行う地域の高等教育・研究機関の教職員を受け入れる。</li><li>2-2 モデル研究室の大学院生が研究開発に参加する。</li><li>2-3 モデル研究室は研究開発グループを形成する。</li><li>2-4 研究開発グループはHCMUTの「対外関係部」および「研究開発および国内プロジェクト管理部」と地域の高等教育・研究機関の教職員が行う「ベ」国南部におけるニーズ調査を支援する。</li><li>2-5 研究開発グループは実践的な研究開発を行う。</li><li>2-6 研究開発グループは情報共有を目的として定期的に会議を開催する。</li><li>2-7 研究開発グループは国際/国内会議および雑誌に論文を発表する。</li><li>2-8 研究開発グループの責任者は6ヶ月毎の活動報告書を提出する。</li><li>2-9 研究開発グループはHCMUTの「研究開発および国内プロジェクト管理部」を通じて特許を申請する。</li><li>2-10 研究開発グループは地域の高等教育・研究機関が行う成果の普及活動を支援する。</li></ol> <ol style="list-style-type: none"><li>3-1 地域の高等教育・研究機関の教職員がHCMUTにおける、地域開発にかかる共同の研究開発活動に参加する。</li><li>3-2 HCMUTが大学間連絡委員会を設置し、HCMUTまたは地域の高等教育・研究機関のいずれかにおいて会議を毎年開催する。</li><li>3-3 研究開発活動または職員交換プログラムを通じて、地域の高等教育・研究機関にHCMUTが職員を派遣する。</li><li>3-4 HCMUTが研究開発活動にかかる知的財産権について、活動の事前に関係者とコンセンサスを形成する。</li></ol> <ol style="list-style-type: none"><li>4-1 HCMUTが地域連携活動に関するガイドラインを地域の高等教育・研究機関、地方政府、コミュニティと共有する。</li><li>4-2 HCMUTが必要に応じてガイドラインを更新する。</li><li>4-3 HCMUTが地域連携活動に係る研究者、研究テーマ、発表論文に関する情報を整備し公開する。</li><li>4-4 HCMUTが地域連携活動を促進するためのワークショップを開催する。</li></ol>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"><li>・専門家(年間18MM程度)</li><li>総括、副総括(地域連携活動・研究中心教育)、社会経済調査、知的財産、研究指導</li><li>・機材供与(研究中心教育の重点化に必要な機材)</li><li>・研修員受入(年間7×1MM程度)</li></ul>
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"><li>・研究活動に必要な諸経費(共同研究費200万円×12テーマ/年含む)</li><li>・人材の投入:カウンターパートの配置</li><li>・建物・施設:プロジェクト事務室、研修用施設</li><li>・研究活動に必要な諸経費(例:国際会議参加、論文投稿、雑誌の出版に係る経費、セミナー、ワークショップ、地域連携活動における研修経費)</li></ul>
外部条件	<p>成果達成のための外部条件</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「ベ」国におけるHCMUTの設置規則が大きく変わらない。</li></ul>
実施体制	
(1)現地実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・ホーチミン工科大学(HCMUT)では、化学工学部、環境工学部、土木工学部、機械工学部がモデル学部となる。</li><li>管理系の2部署「対外関係部」と「研究開発および国内プロジェクト部」が地方5省(テンザン省、アンザン省、ラムドン省、ドンナイ省、ピンズオン省)との窓口になるほか、産業管理工学部も地域連携活動に関与する。</li><li>・地方政府は人民委員会の科学技術部(Department of Science and Technology)が主な担当となり、HCMUTと各地方の高等教育機関・研究機関(アンザン大学、テンザン大学、ダラット大学等)との関係構築を図る。</li></ul>
関連する援助活動	
(1)我が国の	アセアン工学系高等教育ネットワーク・プロジェクト(以下、AUN/SEED-Net)は、本プロジェクトが主な対象とするHCMUTを対象校の一つとして活動しており、地域共通課題へ

## 援助活動

の取組みや産業界との連携推進(社会貢献機能)を視野に、工学系の基幹9分野と学  
際5分野(環境、防災ほか)で大学院教育を行っている。本プロジェクトではSEED-Netの  
成果(高位の学位を有する教員、学術ネットワーク)を活用する予定。



技術協力プロジェクト

2012年02月09日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和)ホーチミン工科大学地域連携機能強化プロジェクト (英)Capacity Building of Hochiminh City University of Technology to Strengthen University-Community Linkage
対象国名	ベトナム
分野課題1	教育-高等教育
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	人的資源-人的資源-人的資源一般
プログラム名	メコンデルタ地域開発プログラム
プロジェクトサイト	ホーチミン工科大学
署名日(実施合意)	2005年12月02日
協力期間	2006年01月15日 ~ 2009年01月14日
相手国機関名	(和)ホーチミン工科大学、ホーチミン国家大学
相手国機関名	(英)Ho Chi Minh City University of Technology, Vietnam National University-Hochiminh

## プロジェクト概要

## 背景

ベトナム社会主義共和国(以下、ベトナム)は、社会経済開発5ヶ年計画(2001-2005年)に記載されているように、ベトナム南部地域は当国の経済発展・社会開発を牽引する戦略地域の一つとされている。当該地域で農業・漁業・工業などの産業をさらに発展させ、地域開発を促進するには新しい技術の導入が必要だが、ホーチミン市を除いた地域では高い工学・技術知識と経験を持つ技術者と機材が不足していることから、このような技術開発および人材育成に貢献する研究・教育機関の強化が強く求められている。

かかる状況下、ベトナム南部の中心的研究・教育機関であるホーチミン工科大学において、地域社会のニーズに対応した技術開発・研究を行い、その結果を当該地域の地域開発を担う人材に技術移転するという、同学の地域連携機能の構築・強化に係る支援協力につき、ベトナム政府は日本政府に要請越した。

独立行政法人国際協力機構は、2005年8月に事前評価調査を実施しプロジェクト概要の合意し、2005年12月にベトナム側関係者と実施協議議事録(R/D)など必要な文書の署名を取り交わし、「ホーチミン工科大学地域連携機能強化プロジェクト」を2006年1月から3年間にわたって実施することとした。

上位目標 地域連携の経験と知識(ノウハウ)が地域社会で十分に活用される。

プロジェクト目標 HCMUTにおいて地域連携活動の経験と知識(ノウハウ)が検証され、制度化される。

成果 1.HCMUTが地域連携事業を通じて経験・知見を蓄積し、地域連携能力を向上させる。  
2.HCMUTがパイロット事業を促進するための研究・開発能力を拡充する。  
3.HCMUTがパイロット事業を促進するための研修促進能力を拡充する。

活動 1-1 プロジェクト運営委員会を設立する。1-2 委員会は日本人専門家・その他からの指導・助言を受ける。  
1-3 委員会は地域の特性を調査・分析する。1-4 委員会は地域ニーズを特定し、優先づけを行う。

- 1-5 委員会は地域のニーズを満たす方法を検討する。
- 1-6 委員会が地域社会と協力し、協力対象となる地域とパイロット事業を選択する。
- 1-7 委員会はパイロット事業が円滑かつ効果的に実施できるよう、管理・監督する。
- 1-8 パイロット事業および訓練活動を評価し、教訓を抽出する。
- 1-9 地域連携事業を促進するため、パイロットプロジェクトの管理・運営及び訓練活動についてのガイドラインやマニュアルを作成する。
- 2-1 パイロット事業ごとに協力地域とタスクフォースを設置する。
- 2-2 地方ニーズを満たすために要求されるホーチミン工科大学が持つ技術を確認する。
- 2-3 日本人専門家その他の指導・助言を受ける。
- 2-4 対象とする地域の特徴及びパイロットプロジェクトサイトでの技術活用につき検討する。
- 2-5 開発されるべき技術を特定する。 2-6 研究開発計画を策定する。
- 2-7 研究開発のための資機材を準備する。 2-8 研究開発を実施する。
- 2-9 月毎の活動を記録し評価する。 3-1 現在行われている研修活動と研修ニーズを調査する。
- 3-2 各パイロット事業に関する研修計画をたてる。
- 3-3 研修の資機材を準備する。 3-4 研修講師を選び訓練する。
- 3-5 講師は研修教材を作成する。 3-6 受講生の受講成果を評価する方法を決める。
- 3-7 研修教材作成に際し日本人専門家は支援・助言を与える。
- 3-8 研修を実施する。 3-9 研修成果を評価し、将来の研修計画・研修内容に反映させる。

## 投入

### 日本側投入

- 長期専門家:2名・チーフアドバイザー／高等教育マネジメント・業務調整／研修計画
- 短期専門家:1～4名／年、工学系各技術分野・大学行政等
- 研修:2～4名／年、本邦、工学系各技術分野・大学行政等
- 機材:一般機材(オフィス用資機材)・研究用機材(パイロット事業の研究・開発に必要な資機材)・教育用機材

### 相手国側投入

- 現地業務費:現地国内研修経費(パイロット事業の技術移転に必要な研修経費)等
- 人材の投入:カウンターパートの配置
- 建物・施設:プロジェクト事務室、研修用施設
- 管理運営費:プロジェクト事務室の維持管理費

### 外部条件

- パイロット省での地域開発ニーズに関する優先順位が、プロジェクト期間中変更されない。
- カウンターパートの多くがこのプロジェクトのために働き続ける。
- プロジェクト期間中パイロット省で、関連機関が積極的に協力する。
- 習得した技術や知識を職場で生かすことができる、適切なパイロット事業の参加者が選ばれる。
- パイロット事業の対象となる地域社会でのフォーカルポイントで適切な職員が任命される。

## 実施体制

- (1)現地実施体制      ホーチミン工科大学、ベトナム国家大学、パイロット省人民委員会等
- (2)国内支援体制      国内支援大学

## 関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
  - 技術協力プロジェクト「アセアン工学系高等教育ネットワーク」(2003.3-2008.3)
  - 留学生支援無償(JDS/2006～)
  - 高等教育借款(JBIC/2006～)
  - 技術協力プロジェクト「ハノイ農業大学強化計画」(1998.9-2002.8)
  - 技術協力プロジェクト「カントー大学農学部支援」(1993-1995)
- (2)他ドナー等の援助活動
  - 高等教育プロジェクト(世銀/1998-2005、2006～)
  - 工学の近代化・設計に関する奨学制度(EU/2001～)
  - ベトナムにおけるオーストラリア開発奨学制度(AusAID/1997～)
  - コミュニティ大学開発(オランダ/2001-2004)



草の根技協(パートナー型)

2015年04月21日現在

本部/国内機関 : 関西国際センター

## 案件概要表

案件名	(和)知的障害児の就学率向上及び教育プログラム開発を支援するプロジェクト (英)Developing Education Programs for Children with Intellectual Disabilities in order to Raise the Attendance Rate at Primary Schools in Vietnam
対象国名	ベトナム
分野課題1	教育-その他教育
分野課題2	社会保障-障害者支援
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	人的資源-人的資源-教育
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ハノイ市
署名日(実施合意)	2008年07月30日
協力期間	2008年08月13日 ~ 2011年08月12日
相手国機関名	(和)ハノイ師範大学
相手国機関名	(英)Hanoi National University of Education
日本側協力機関名	立命館大学
プロジェクト概要	
背景	ベトナム政府は「教育発展戦略10年:2001年~2010年」を策定し就学率の向上を目指しているが、未だ多くの未就学児童がおり2005年の到達目標50%は未達成で、学校に就学している障害児は26万9千人(24.22%)にとどまっている。特に知的障害児の分野では未就学児童が多い。 その背景として、①発展途上国に共通する医療・保健分野の未発達、②ベトナム戦争による傷病後遺症や枯葉剤被害による障害児・者の存在、③未就学児の実態調査が不十分で、親や家族のニーズは手付かずの状態にある、④その結果、教育制度上の問題と相まって知的障害者の分野が大きく立ち遅れてきている、⑤障害児教育の分野では、専門教員養成は著しく遅れ、知的障害児へのカリキュラムは未整備で幼児教育分野のカリキュラムが準用されている。この状況を大きく転換するために障害児教育の分野で先進的知識と技術の集積がある日本の援助が今求められている。
上位目標	プロジェクトを通じて育成された知的障害児専門教員(ホープセンター職員含む)が知的障害児教育プログラム指導案(個別指導計画を含む)の作成を各地(ホープセンター内を含む)で普及する。
プロジェクト目標	知的障害児教育プログラム指導案(個別指導計画を含む)を作成・指導できる人材が育成される
成果	1. 第1ホープセンター在園児(約40名)を対象にした効果的な個別指導計画及び知的障害児教育プログラム指導案がつくられる。 2. 知的障害児教育専門家コースで30名の教員養成が行われる。 3. ベトナムの知的障害児教育分野の幹部研修員(教育訓練省・教員養成大学・知的障害児施設幹部)が義務教育としての障害児教育制度の改革の必要性について理解を深める。 4. ホープセンター職員、ハノイ師範大学のベトナム人講師及び障害児教育学科教員に技術が移転される。

活動	<p>1. 知的障害児に対する個別指導計画及び知的障害児教育プログラムを開発するための具体的活動として以下の活動に取り組む</p> <p>①ホープセンターの未就学児童の実態及びニーズ調査 ②ホープセンター対象児童の発達診断</p> <p>③ホープセンター対象児童に対する個人別指導計画の作成と検証</p> <p>④ホープセンターの対象児童に対する知的障害児教育プログラム(カリキュラム・技法・評価)の作成と検証</p> <p>⑤ホープセンターでの知的障害児教育専門養成コースでの実習</p> <p>2. ハノイ師範大学障害児教育学科の知的障害児教育専門教員養成コース(2年間のプログラムを履修し、障害児教育の学位を取得する)で知的障害児分野の専門教育をおこなうための具体的活動として</p> <p>①日本人及びベトナム人講師による障害児教育の理論・方法の講義 ②教材開発 ③実習・演習での指導(個別指導計画案の作成のための理論と方法、知的障害児教育プログラムのための理論と方法を含む)④卒業研究での指導</p> <p>3. ベトナムの知的障害児教育分野の幹部(教育訓練省、教員養成大学、知的障害児施設)が日本に派遣され、それらの幹部に対して視察、研修プログラム(10日間)が実施される。そのため具体的活動として、</p> <p>①受け入れプログラムの作成 ②研修前オリエンテーションの実施 ③(関係者を集めての)報告会の開催</p> <p>4. ホープセンター職員、ハノイ師範大学のベトナム人講師及び障害児教育学科教員に技術移転を行うための具体的活動として</p> <p>①日本人専門家がホープセンター職員に個別指導計画及び知的障害児教育プログラムを開発するための技術移転を行う ②日本人専門家がハノイ師範大学のベトナム人講師及び障害児教育学科教員に知的障害児分野の専門教育をおこなうための技術移転を行う</p>
投入	
日本側投入	<p>&lt;人材&gt;</p> <p>プロジェクトマネージャー(1名/9ヶ月)</p> <p>現地業務統括者(1名/27ヶ月)</p> <p>現地業務副統括者(1名/12ヶ月)</p> <p>障害児教育分野専門研究者(8名/0.5ヶ月)</p> <p>国内調整員(3名/0.5ヶ月)</p> <p>&lt;資機材&gt;</p> <p>診断トレーニング用視聴覚教材</p> <p>教材・教育プログラム開発用教材</p> <p>乳幼児発達検査用具(6セット)ノート型パソコン(1台)等</p>
相手国側投入	<p>&lt;人材&gt;</p> <p>現地業務総括者(ハノイ師範大学障害児教育学科科長兼第1ホープセンター教育担当責任者:Yen氏)(1名/3カ年)</p> <p>現場責任者(第1ホープセンター運営委員長)(1名/3カ年)</p> <p>障害児教育分野専門研究者(3名/3カ年)</p> <p>招聘研修で派遣される幹部(3名×2回/いずれも10日間)</p> <p>&lt;資機材&gt;</p> <p>オフィス用家具・電子機器(電話、FAX)</p> <p>テレビ、ビデオデッキ(1台ずつ)観察用ハンディカメラ・デジタルカメラ(1台ずつ)プロジェクター(1台)</p> <p>デスクトップパソコン・プリンター(2台ずつ)等</p>
外部条件	<p>・ベトナム政府が現在の教育分野10カ年計画(2000年－2010年)の目標値を目指した障害児の就学率向上の取り組みを継続すること。・ベトナム政府が障害児教育分野の強化と改革努力を継続すること。・教育訓練省障害児教育委員会が政策方針を変更すること。・ハノイ師範大学が知的障害児教育分野教員養成支援を継続すること</p> <p>ホープセンターが知的障害児教育プログラム指導案(個別指導計画含む)作成支援を継続すること。</p> <p>・知的障害児教育プログラム指導案(個別指導計画を含む)を学んだ30名が活躍できるようなサポートを出身地の在籍校が行うこと</p>
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>ハノイにハノイ師範大学と共同で現地事務所を設置し、現地業務統括者を配置予定。また、第1ホープセンターで個別指導計画を開発するための活動を行い、知的障害児教育専門養成コースの実習等を実施する。</p>
(2)国内支援体制	<p>立命館大学が実施体制を整備し、事業を推進</p>



技術協力プロジェクト

2010年10月03日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和)リプロダクティブヘルスケア広域展開アプローチプロジェクト (英)Capacity Building for Dissemination of Community-based RH Promotion Approach
対象国名	ベトナム
分野課題1	保健医療-母子保健・リプロダクティブヘルス
分野課題2	ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	保健・医療-保健・医療-人口・家族計画
プログラム名	保健医療サービスの質の改善プログラム
署名日(実施合意)	2006年07月12日
協力期間	2006年10月15日 ~ 2009年10月14日
相手国機関名	(和)ゲアン省保健局・RHセンター
相手国機関名	(英)Nghe An Health Services Department/Nghe An RH Center

## プロジェクト概要

背景	<p>ベトナム国(以下「ベ」国)政府は、リプロダクティブヘルスケアの改善を重点的課題としてとらえ、社会経済開発10ヵ年戦略(2001-2010年)に基づき策定した保健医療セクター10ヵ年戦略(2001-2010年)において関連の施策を掲げているほか、同戦略に基づき「国家リプロダクティブヘルスケア戦略(2001-2010年)」を策定し、これを実行している。</p> <p>JICAは1997年6月から2000年5月まで、リプロダクティブヘルスプロジェクト(フェーズ1)を実施し、ゲアン省8郡を対象にコミュニティでの安全で清潔なお産ができる環境づくりに焦点を当て、産前ケアの充実、コミュニティヘルスセンターの施設改善、助産師技術の向上を柱に活動を展開した。その後、本フェーズ1のプロジェクト活動の成果を踏まえ、2000年9月から2005年8月まで、リプロダクティブヘルスプロジェクト(フェーズ2)を実施し、ゲアン省全域を対象として、リプロダクティブヘルスサービスの質の向上に向けた活動の拡大を図った。同フェーズにおいては、フェーズ1同様の活動のほか、産後ケア、生殖器感染症予防、保健統計管理システム整備等の活動も実施した。</p> <p>これらプロジェクトは、外部国際NGO機関(ポピュレーションカウンシル)への委託による第三者評価調査の結果、リプロダクティブヘルスサービスの質の向上に大きく貢献したことが報告された。また、国家リプロダクティブヘルス戦略のモデル事業として、日・ベ・その他国際機関関係者からの高い評価を得た。</p> <p>こうした成果もあり、「ベ」国全体のリプロダクティブヘルス指標は近年向上している(例:妊産婦死亡率85/10,000、乳幼児死亡率18/1000(「Health Statistics Yearbook 2004」Ministry of Health))が、地域間格差が大きいほか、依然としてリプロダクティブヘルス教育、妊産婦の健康管理面での認識の低さ、妊産婦ケア・新生児サービスの質の格差など、残されている課題は多い。このような背景の下、ゲアン省において蓄積されたリプロダクティブヘルスサービス向上のノウハウを周辺省に普及させることを主な内容としたフェーズ3にかかる要請が出された。</p>
上位目標	養成されたリプロダクティブヘルススタッフによって、モデル地域において質の高いリプロダクティブヘルスサービスが提供される。
プロジェクト目標	モデル地域において、リプロダクティブヘルスサービスを提供するCHC及び関連組織のスタッフが、国家基準に基づき、安全で清潔なお産及び効果的なIEC活動を推進するために必要な技術・知識を習得する。
成果	成果1:ゲアン省RHセンター及び関連機関の対象省に対する研修運営管理能力が強化される。

成果2: ゲアン省のモデルを採り入れ、必要な能力開発を推進することにより、各対象省のモデル地域における質の高いリプロダクティブヘルスサービスを提供するための研修活動が改善される。

活動	<p>1-1 プロジェクトの効果的な計画、実施、モニタリング、評価のための、保健省、ゲアン省、対象省の代表者より構成される合同調整委員会及びゲアン省におけるプロジェクト調整委員会の設置</p> <p>1-2 ゲアン省RHセンターのスタッフ及び関連組織のローカル専門家に対する、研修の計画立案・実施・運営・調整・モニタリングにかかる訓練の実施</p> <p>1-3 対象省に対する研修にかかる計画、手順書、ガイドライン、及び教科書の作成</p> <p>2-1 対象省におけるプロジェクト実施ユニットの設置</p> <p>2-2 CHCスタッフ再教育、モニタリング、クライアントフレンドリーサービス及びIEC活動の研修の運営能力強化を目的とした、対象省のRHセンター、郡ヘルスセンター(DHC)、その他関連組織の研修担当者に対する、ゲアンモデルに基づく研修及び再教育の実施</p> <p>2-3 対象省研修担当者の参加の下でのゲアン省RHセンターにおけるモデル研修講義の実施</p> <p>2-4 モデル地域に対する研修にかかる計画、手順書、ガイドライン、及び教科書の作成</p> <p>2-5 IEC教材その他のプロジェクトに必要となる機材の供与</p> <p>2-6 訓練を受けた研修担当者による、ゲアンモデルに基づいた安全で清潔なお産の推進、効果的なIEC活動の実施能力強化を目的とした、モデル地域のDHC、CHC及びその他関連組織(女性連合等)のスタッフに対する研修及び再教育の実施</p> <p>2-7 本邦研修の実施(リプロダクティブヘルス推進のモデルケースに関する学習)</p> <p>2-8 経験共有のためのゲアン省及び対象省のスタッフ間でのセミナー、視察の実施</p> <p>2-9 関連機関による研修計画に基づくモニタリングの実施</p>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家派遣(総括、研修管理)</li> <li>・モデル地域への研修経費の一部負担</li> <li>(ゲアン省の専門家を対象省へ派遣する場合の交通費、日当、宿泊費を含む)</li> <li>・本邦研修(リプロダクティブヘルス推進アプローチ)</li> <li>・機材供与(IEC教材等)</li> </ul>
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンターパート及びその他支援スタッフ</li> <li>・日本人専門家の執務スペース及び必要施設</li> <li>・プロジェクト実施にかかる経常費用</li> <li>・モデル地域への研修経費の一部(例:カウンターパートへの講師謝金)</li> </ul>
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果(アウトプット)達成のための外部条件: 各対象省のRHセンターでの研修経費が適切に配分される//省、郡、コミュニティレベルのスタッフが適切に配分される。</li> <li>・上位目標達成のための外部条件: 訓練を受けたCHC、関連組織のスタッフが継続的に勤務する。</li> <li>・自立発展のための外部条件: 保健省のリプロダクティブヘルスにかかる政策が継続する。</li> </ul>
実施体制	
(1)現地実施体制	保健省関係部局、ゲアン省保健局・RHセンターその他関係機関、及び各対象省のRHセンターその他関係機関。これら機関のうち、主要カウンターパート機関はゲアン省RHセンターであり、同センター及びこれを含むゲアン省プロジェクト運営委員会が、プロジェクトの実施責任機関として、専門家派遣、研修員受入、機材調達など各種手続きのとりまとめを行う。
(2)国内支援体制	未定
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>1997年から2005年まで、ゲアン省を対象にコミュニティでの安全で清潔なお産ができる環境づくりに焦点を当て、産前ケアの充実、CHCの施設改善、助産師技術の向上を柱にしたリプロダクティブヘルスプロジェクトを2フェーズにわたり実施。本プロジェクトはゲアン省での経験の近隣省への普及を目標達成の主な手段としており、ゲアン省で実施されたこれらのリプロダクティブヘルスプロジェクトの経験、教訓の活用が最大限に生かされる。また、ゲアン省でのプロジェクトの教訓として、プロジェクト実施ユニットの設立による他の関連機関、住民組織(人民委員会、女性連合等)のプロジェクトへの取り込み、モニタリングの継続的な実施による活動状況の把握等がプロジェクトの自立発展に大きく寄与したことが指摘されており、本プロジェクトの活動にもこれらの項目が反映されている。</p>
(2)他ドナー等の援助活動	オランダ大使館、UNFPA、gtzなどがリプロダクティブヘルス分野での協力を計画/実施中であるが、本プロジェクトとの間で重点省の重複はない。



個別案件(専門家)

2010年11月26日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和)保健省アドバイザー (英) Advisor to Ministry of Health
対象国名	ベトナム
分野課題1	保健医療-保健医療システム
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	保健医療サービスの質の改善プログラム
署名日(実施合意)	2007年05月29日
協力期間	2007年10月01日 ~ 2009年09月30日
相手国機関名	(和)保健省
相手国機関名	(英) Ministry of Health

日本側協力機関名

## プロジェクト概要

背景	<p>ベトナムの保健医療セクターは、1986年ドイモイ政策以降様々な保健医療改革が進められ、保健医療状況は大きく進展した。しかしながら、ベトナム南北分断という歴史的背景に加え、急激な経済発展により、地域間の医療サービスの格差の増大が新たな課題となっている。</p> <p>こうした背景の下、我が国は、これまで北部・中部・南部のベトナム全土において拠点病院への協力を軸とした支援を実施してきた。具体的には、バックマイ病院、フエ中央病院、チョーライ病院の強化に加え、これら病院による省レベル以下の病院に対する技術指導・研修を促すことにより、地域全体の医療サービスの向上を図ってきた。こうした取組みは、対象病院間の連携を強化し、国家標準・モデルの構築などの保健医療政策に反映させていくことにより、より効果的・効率的なものとなり得る。かかる観点から、我が国は、保健省アドバイザーを2004年7月より派遣し、保健省CPへの日常的な助言やJICA-保健省共催の3拠点病院長会議の実施などを行ってきた。こうした活動の成果の一つとして、保健省内に「研修の質の改善にかかる委員会」が設置され、新卒医師に対するローテーション研修の試行的導入を含む様々な検討が進んでいるが、フエ中央病院及びチョーライ病院に今年設置された研修センターとバックマイ研修センターとの間の連携促進、DOHA研修のカリキュラム・教材の標準化など、2007年7月の同アドバイザーの派遣期間満了後も、解決すべき国家的課題が多く残っていることが予想される。</p>
上位目標	ベトナム国の保健医療サービスが向上する。
プロジェクト目標	日本の保健医療ODA事業が効率的、効果的に実施され、その成果が保健省の政策に有効に活用される。
成果	<ul style="list-style-type: none"><li>日本の保健医療ODA事業が効率的・効果的に実施される。</li><li>日本の保健医療ODA事業の成果を基盤として、バックマイ病院、フエ中央病院、チョーライ病院といった各関係機関間の連携が促進され、国全体の医療従事者の研修実施体制、研修内容等が整備される(例:カリキュラム標準化、教材の標準化等)。</li></ul>
活動	<ol style="list-style-type: none"><li>我が国の保健医療ODA事業が効率的、効果的に実施されるよう、保健省に対して助言、調整を行う。</li><li>保健省-JICA共催3拠点病院長会議等の開催等を通じて、バックマイ病院、チョーライ病</li></ol>

院、フエ中央病院他との連携を図り、過去及び現在の我が国の協力を基盤とした、研修内容の標準化、新卒医師のローテーション研修などの検討作業を促進する。

3. 実施中のプロジェクトに関し必要な助言等を行う。

4. 感染症対策プログラムなどの関連プログラムを含む保健医療セクター全体に関する我が国の中・長期的戦略、協力の方向性について助言をするとともに、優良案件の形成に必要な情報収集・調査を行う。

5. 国際機関、他ドナー、NGO、関連省庁との必要な調整業務を行う。

#### 投入

日本側投入 長期専門家1名(24MM)

相手国側投入 カウンターパートの配置、執務室スペース確保にかかる支援

#### 外部条件

#### 実施体制

(1)現地実施体制 ベトナム国にとっても保健医療分野への協力は重要課題である。我が国の同分野への協力は従来から実施されているが、計画投資省等の関係省庁も理解を示しており、実施体制は整備されている。

(2)国内支援体制 厚生労働省、国立国際医療センター

#### 関連する援助活動

(1)我が国の援助活動  
援助活動 1)我が国の援助活動(有償資金協力等との連携について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)  
保健医療分野の全案件、特に保健医療サービスの質の改善に関連する案件と深く関連する。

2)他ドナー等の援助活動  
(具体的連携はないが、)日常的に他ドナーとの連携を進めながら業務を進めることとなる。

(2)他ドナー等の援助活動



技術協力プロジェクト

2011年04月16日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和)バックマイ病院地方医療人材研修能力強化プロジェクト (英)The Bach Mai Hospital Project for Strengthening Training Capacity for Provincial Hospitals
対象国名	ベトナム
分野課題1	保健医療-保健医療システム
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	保健医療サービスの質の改善プログラム
プロジェクトサイト	バックマイ病院
署名日(実施合意)	2006年03月29日
協力期間	2006年10月16日 ~ 2009年10月15日
相手国機関名	(和)保健省、バックマイ病院
相手国機関名	(英)Ministry of Health, Bach Mai Hospital

## プロジェクト概要

背景	ベトナムの保健医療の状況は、1986年ドイモイ政策以降、民間保健医療サービスの自由化、患者による自己負担制度や医療保険制度導入等様々な改革が行われた結果、大きく改善された。しかし、急激な経済発展に伴い、地域間の医療サービスの格差の増大が新たな課題となっている。特に各地方省は独自の財源に乏しく、保健医療セクターに十分な予算を配分することができない状況にある。また国民の下位レベルの病院に対する信頼度は低く、第三次医療機関に患者が集中する状況にある。保健省は、バックマイ病院をはじめ第三次指定医療機関に対して、DOHA(地域病院指導部)を設置し、下位レベルの医療機関に対して必要な技術指導を行うことを重視している。将来的に地域全体の医療サービスが改善されるためには、財源の確保のみならず、中央の専門スタッフからの技術支援(訪問指導、研修機会の提供)、地域病院の指導者育成が重要な課題である。我が国はこれまでにバックマイ病院に対し、無償資金協力及び技術協力支援を展開してきた。しかし、北部の地域病院では、必ずしも適切な医療サービスが受けられない状況が依然として続いており、バックマイ病院が研修機関としての機能を高め、省病院の医療従事者に対する指導、研修活動を強化させることが急務となっている。
上位目標	北部地域において、4重点分野及びその関連分野に係わる省病院の医療従事者の能力が向上する。
プロジェクト目標	バックマイ病院の医療従事者が省病院の医療従事者に対して実施する4重点分野(救急、小児科、トータルケア、院内感染対策)及びその関連分野の研修能力が向上する。
成果	・成果1: バックマイ病院において、省レベルのニーズに合った4重点分野及びその関連分野に係わる研修の管理運営が改善される。 ・成果2: 省の保健状況にあわせて、4重点分野及びその関連分野の研修内容が充実する。
活動	・成果1にかかわる活動: 「バックマイ病院において、研修に関する役割を担う部署の統合及び研修管理サイクルの適用といった研修管理能力を高める」、「省病院の医療従事者に対し4重点分野及びその関連分

野の研修を実施する」、「省病院に対し、4重点分野及びその関連分野のモニタリング、評価を行う」

・成果2にかかわる活動:  
「地方病院の研修ニーズ調査を実施する」、「4重点分野及びその関連分野に関し、標準となるカリキュラムを作成する」、「バックマイ病院において、省の医療レベルに合うような形で4重点分野及びその関連分野に関する医療サービスの質を改善する」、「4重点分野及びその関連分野における指導能力を強化する」

#### 投入

##### 日本側投入

・専門家派遣  
長期:業務調整/研修管理(計36M/M程度)  
短期:下記の分野を予定(計14M/M程度)  
トータル・ケア、院内感染対策、救急、小児科、医療分野における研修管理  
・機材供与:プロジェクトオフィスに必要な機材、研修及び研修センターに必要な機材  
・研修員受入れ:年間2名(3M/M)程度  
・現地業務費:セミナー及び研修開催費

##### 相手国側投入

・プロジェクトオフィス及び必要な設備  
・カウンターパート  
・研修費用の一部

##### 外部条件

①前提条件:「研修センターが順調に稼働する」/「保健省及び保健省アドバイザーとの緊密な連携が確保される」// ②アウトプット達成のための外部条件:「4重点分野及びその関連分野の研修を受けたスタッフがバックマイ病院で引き続き勤務する」// ③プロジェクト目標達成のための外部条件:「バックマイ病院の財政状況が継続的に安定している」// ④上位目標達成のための外部条件:「バックマイ病院の職員が引き続き勤務する」/「バックマイ病院のDOHA活動の予算が保健省によって確保される」

#### 実施体制

##### (1)現地実施体制

バックマイ病院は、保健省直轄の第3次総合医療機関であり、保健省からの指示により、省病院に対して研修・指導を行う役割を担っている。

#### 関連する援助活動

##### (1)我が国の

##### 援助活動

・保健省政策アドバイザー:保健医療分野における我が国の協力について、案件形成や運営管理にかかる提言を行い、効果の向上を図るもの。  
・ホアビン省保健医療サービス強化プロジェクト:各レベルの保健医療機関の医療従事者の能力強化、上位機関から下位機関への指導システムの機能強化、患者転送・受入システム(リファラルシステム)の整備などを通じ、保健医療サービスの質の向上にかかるモデルの確立を図るもの。

##### (2)他ドナー等の

##### 援助活動

ADBは、北部及び中部地域において、郡以下の病院の施設・医療機材整備計画を進めている。フランス、Kfwは、複数の地方省病院機能強化(医療機材整備)支援を実施している。UNFPAは、第1次レベル医療機関(コミュニケーションヘルスセンター)の整備計画を進めている。



技術協力プロジェクト

2011年04月16日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和) 中部地域医療サービス向上プロジェクト (英) Project for Improvement of Medical Service in the Central Region
対象国名	ベトナム
分野課題1	保健医療-保健医療システム
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	保健医療サービスの質の改善プログラム
プロジェクトサイト	フエ省
署名日(実施合意)	2005年06月27日
協力期間	2005年07月01日 ~ 2010年06月30日
相手国機関名	(和) フエ中央病院
相手国機関名	(英) Hue Central Hospital

## プロジェクト概要

## 背景

ベトナム保健医療セクターは、ドイモイ政策導入による経済成長や民間医療サービスの自由化、医療保険制度の導入等の結果、主要保健指標も大幅に改善されてきたが、一方で所得格差の拡大、山間部と都市部での医療サービスの格差の増大が新たな問題となっている。中でも、中部地域は他の地域と比較して経済発展が遅れ貧困層の割合が高く、保健指標も他地域と比較して劣っている。ベトナム保健省は、医療従事者の地域格差を緩和するために、全国の上位医療施設に対して下位医療施設の医療技術向上を目的とした指導活動を義務付け、上位医療施設内にその指導活動を企画・運営する地域医療指導活動室を設置することを推進している。中部地域の基幹病院であるフエ中央病院では、1998年に同室を設置して省病院を対象とした研修を実施してきている。しかし、その研修活動は必ずしも十分なものではない。したがって、中部地域全体としての健康水準向上のためには、同地域の各省病院が期待された医療サービスを提供できるように、フエ中央病院の研修機関としての機能を高め、省病院に対する指導、研修活動を拡充させることが急務となっている。

本プロジェクトは、ベトナム中部地域の基幹病院であるフエ中央病院におけるモデル医療サービスの実践、中部地域の省病院の医療サービスの把握、研修運営体制の確立を通じて、同病院が中部地域12省1特別市の14ヶ所の省病院を対象として実施する人材育成が拡充することを目的とする。なお、本プロジェクトは、フエ中央病院の施設機能の集中化のための中央診療棟・外来棟等の建設、並びに両棟及び既存の小児科・産婦人科に対する医療機材整備を内容とする無償資金協力「フエ中央病院改善計画」(2004年度～2006年度)と連携して実施するものである。

上位目標	中部地域の省病院の医療サービスが改善される
プロジェクト目標	フエ中央病院の省病院を対象とした研修機能が拡充される
成果	成果1:「省病院の模範となる医療サービスがフエ中央病院で実践される」 成果2:「研修運営体制がフエ中央病院で確立される」 成果3:「フエ中央病院が各省病院の医療サービスの状況を把握する」

1) 成果1に対応する主な活動: 看護管理の改善、トータル・ケア(ベトナム政府が病院の医療

## 活動

サービスの質の向上を目指して推進している「患者中心のチーム医療」の概念)の改善、院内感染対策の改善、医療機材保守管理の改善  
2)成果2に対応する主な活動:フエ中央病院における研修ユニットの設置、計画から実施・評価に至る研修管理の確立、研修調整委員会の設置、教材開発、省病院に対する研修情報の広報(優先研修テーマは、救急、産科、小児科、麻酔、看護管理)  
3)成果3に対応する主な活動:省病院データベースの維持管理、研修ニーズ調査の実施、研修効果の調査の実施

## 投入

### 日本側投入

- ・専門家派遣  
長期:3名(チーフアドバイザー、業務調整員、看護管理)  
短期:年間3~4名(機材保守管理、研修管理、院内感染対策等)
- ・機材供与:研修管理用機器、車両等
- ・研修員受入れ:年間3~4名程度(研修管理、院内感染対策、看護管理等)
- ・現地業務費:省病院スタッフ研修経費、教材作成費等

### 相手国側投入

カウンターパートの配置 事務所の提供(病院敷地内の事務所)、オフィス機器、研修実施経費、研修施設の確保プロジェクト活動費 事務所維持管理費用等

### 外部条件

- ・保健省が地域医療指導活動(研修活動)の政策を継続する。

## 実施体制

### (1)現地実施体制

フエ中央病院は、保健省直轄の第3次総合医療機関であり、保健省からの指示により、中部地域の省病院に対して研修・指導を行う役割を担っている。

### (2)国内支援体制

厚生労働省、国立国際医療センター等

## 関連する援助活動

### (1)我が国の

#### 援助活動

- ・フエ中央病院改善計画(無償資金協力、E/N署名日:2004年7月2日、供与限度額:28億2,500万円):フエ中央病院の施設機能の集中化を目的とした中央診療棟・外来棟などの建設、並びに両棟及び既存の小児科・産婦人科に対する医療機材整備を行うもの。
- ・保健省アドバイザー:保健医療分野における我が国の協力について、案件形成や運営管理にかかる提言を行い、効果の向上を図るもの。



技術協力プロジェクト

2011年05月24日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和)ホアビン省保健医療サービス強化プロジェクト (英)The Project for Strengthening Health Service Provision in Hoa Binh Province
対象国名	ベトナム
分野課題1	保健医療-保健医療システム
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	保健医療サービスの質の改善プログラム
プロジェクトサイト	ホアビン省
署名日(実施合意)	2004年12月03日
協力期間	2004年12月03日 ~ 2009年12月02日
相手国機関名	(和)ホアビン省人民委員会、保健局、保健省、総合病院他
相手国機関名	(英)Provincial People's Committee, Health Service, Ministry of Health, Hoa Binh General Hospital

## プロジェクト概要

背景	ベトナム社会主義共和国は、1986年のドイモイ政策以降、民間保健医療サービスの自由化、自己負担制度や医療保険制度の導入等の様々な改革を行ってきており、その結果、保健医療の状況は大きく改善された。他方、貧困格差の拡大、山間部と都市部での医療サービスの格差の増大が新たな問題となっており、また予算不足や行政マネージメントの能力不足など依然として課題が多いのが現状である。 上記の背景から、2001年10月に北部保健医療体制強化に関するプロジェクト形成調査団が派遣され、効率的かつ一般住民・社会的弱者層への裨益効果が高い保健医療体制を整備するために、リファラルシステムを再構築する必要性が指摘された。また、このための方策として、当時実施中であったバックマイ病院プロジェクトの地域医療指導活動(DOHA)との連携を視野に入れながら、まずはモデル省で集中的なプロジェクトを実施することで成功事例をつくり、その後他の省へ拡大していくという2段階の戦略が提言された。これを受けて、ベトナム政府から、ホアビン省をモデル省とした、保健医療のリファラルシステムの強化を目指す技術協力プロジェクトの実施が我が国に要請され、その後二度にわたる事前評価の結果、「ホアビン省保健医療サービス強化プロジェクト」が2004年12月から5年間の予定で開始された。
上位目標	ホアビン省において有効性が実証された地域医療システムのモデルが北部地域の他省に普及する。
プロジェクト目標	DOHA・患者リファラルシステムの確立を通して、ホアビン省内の地域医療システムが強化される。
成果	1. 省保健局の管理・指導能力が向上する。 2. 省病院DOHA部の管理・指導能力向上及びバックマイ病院との連携を通して、省病院から郡病院への指導システムが有効に機能する。 3. ホアビン省内の患者リファラルシステムが整備される。 4. 省病院が省内のリファラルシステムの中で有効に機能する。
活動	1. 成果1に対する主な活動：省保健局スタッフの問題解決能力やプロジェクト運営管理能力の向上に関する活動

2. 成果2に対する主な活動: 地域のニーズに基づいた研修の企画立案・研修管理システムの確立、研修情報の蓄積、省病院から郡病院に対する指導システムの確立
3. 成果3に対する主な活動: 情報の交換の促進(月例会議の実施、患者情報の交換)、症例検討会の実施、リファラル患者情報の収集・分析、救急医療システムの強化
4. 成果4に対する主な活動: 院内感染対策活動の強化、医療機材管理能力の向上、省病院看護スタッフの院内教育システムの確立、「患者中心の医療」の実現のための活動(スタッフの接遇の改善、職種間の連携)

投入

日本側投入

長期専門家: チーフアドバイザー、業務調整/研修管理  
 短期専門家: リファラルシステム、救急医療システム、看護管理、医療機材管理、小児医療システム、院内感染対策、  
 病院管理等

相手国側投入

機材供与: 医療機材、プロジェクト運営のための事務器機、車輛  
 研修員受入: 研修管理、看護管理、院内感染対策、救急医療、病院管理、地域医療等  
 プロジェクト合同調整委員会(12名)  
 プロジェクト管理委員会・カウンターパート(9名)  
 プロジェクト事務所  
 プロジェクト運営に係る必要経費(カウンターパート予算)

外部条件

上位目標達成のための外部要因: 政府からの保健財源が減らない  
 プロジェクト目標達成のための外部要因: ホアビン省保健医療10ヵ年計画が実施される。

実施体制

(1)現地実施体制

ホアビン省保健局はホアビン省総合病院をはじめとするホアビン省内の全医療機関に対する指導・監督を行なっている。

(2)国内支援体制

厚生労働省、国立国際医療センター等

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

- ・ホアビン省総合病院改善計画(無償資金協力・E/N署名日: 2005年8月25日、供与限度額9.67億円): 技術棟及び機械棟の建設、並びに右施設に対する医療機材整備を行うもの。
- ・バックマイ病院地方医療人材研修能力強化プロジェクト: 北部地域の拠点病院であるバックマイ病院における省病院に対する研修の質の向上を図るもの。
- ・保健省政策アドバイザー: 保健医療分野における我が国の協力について、案件形成や運営管理にかかる提言を行い、効果の向上を図るもの。

(2)他ドナー等の

援助活動

1. ADB: 農村保健プロジェクト
  - ①主に郡以下のレベルの保健医療従事者に対する研修
  - ②郡ヘルスセンター・郡予防医療センター・コミュニンヘルスセンターへの施設改修・機材供与
2. UNFPA: 貧困地域におけるリプロダクティブヘルスケア改善プロジェクト
  - ①保健医療従事者に対するリプロダクティブヘルス分野の研修
  - ②郡ヘルスセンターへの機材供与・技術支援
  - ③村落ヘルスワーカーに対するBCC研修
  - ④健康教育活動の実施
3. ベルギー技術協力
 

郡以下のレベルにおける保健医療システム改善活動及び調査、住民に対する健康教育活動



## 技術協力プロジェクト

2010年10月03日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和) 南部地域保健医療人材能力向上プロジェクト (英) In-country Training Program for Strengthening Capacity of Human Resources of Health Care Services in the Southern Area of Vietnam
対象国名	ベトナム
分野課題1	保健医療-保健医療システム
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	保健医療サービスの質の改善プログラム
プロジェクトサイト	チョーライ病院
署名日(実施合意)	2004年08月31日
協力期間	2004年09月01日 ~ 2009年03月31日
相手国機関名	(和) ベトナム国保健省、チョーライ病院、南部省病院
相手国機関名	(英) Cho Rai Hospital, MOH

## プロジェクト概要

## 背景

チョーライ病院は南部ベトナムのトップレファラルに位置付けられる国立総合病院であり、南部地域の中心的な医療機関として重要な役割を果たしている。さらに、医学生や看護学生を教育する教育病院、南部各地の医療機関を指導する訓練病院としての役割も有している。我が国は、チョーライ病院に対し、無償資金協力で11階建ての病棟建設と医療機材の供与(1975年引渡し、総額約60億円)、1992年度から1994年度にかけて、同病棟の修復工事と医療機材供与、1995年から1999年には、技術協力(プロジェクト方式技術協力)が実施され、この終了後の1999年4月から2004年3月までの5年間、現地国内研修が実施された。これは、プロジェクト方式技術協力の成果を基礎として、チョーライ病院が南部ベトナムのトップレファラル病院として持つ機能である、南部省病院を研修を通じて高めるということを目的とし、JICAによる現地国内研修スキームにより支援するもので、その効果は投入費用(年間約1000万円)に比して非常に大きいため、保健省及びチョーライ病院から、引き続きこの研修への支援が要請された。今年2004年9月から、2009年3月までの計画で実施される今回の現地国内研修「南部地域医療人材能力向上」は、チョーライ病院において、協力分野における研修コースを企画、実施し、研修の対象を主に南部ベトナム地域の医療従事者とするにより、プロジェクトで移転した医療技術を協力拠点のみに留めることなく地方へ普及することは医療協力プロジェクト効果の拡大、成果の有効活用の観点から極めて重要である。今後5年間は、省病院のスタッフのTOTIに主眼を置き、将来的には省病院が郡病院を指導できる体制を構築する。

上位目標 南部ベトナム住民の保健医療状況が向上する。

プロジェクト目標 チョーライ病院から南部省病院及び下位レベルへの医療技術の波及により、南部ベトナムの医療サービスが向上する。

## 成果

チョーライ病院において、協力分野における研修コースを企画、実施し、研修の対象を主に南部ベトナム地域の医療従事者とするにより、プロジェクトで移転した医療技術の地方への拡散を図る。  
1. ICU治療、及びICU看護の技術が向上する。/ 2. 内視鏡診断技術が向上する。/ 3. 血液透析の技術が向上する。/ 4. 腹腔鏡下外科手術、及び治療の技術が向上する。/ 5. 超音波診断の技術が向上する。/ 6. 脳外科救急治療の技術が向上する。/ 7. 循環器救急治療の

技術が向上する。/ 8. 病院管理の技術が向上する。

- 活動
1. この協力期間は、チョーライ病院は南部省病院の人材の指導者研修(TOT: Training of Trainer)に主眼を置き、将来的には省病院が郡病院を指導できる体制を構築するために必要な研修を実施する。
  2. 現在までに行われてきた現地国内研修の次の分野は、さらに上級レベルの研修を実施する。  
ICU看護/集中理療/循環器科救急/脳外科救急/上部消化管内視鏡/腹腔鏡外科/超音波診断/腎疾患/泌尿器科救急等
  3. また、新たに次の分野を加え研修を実施する。  
神経疾患/消化器内科/内分泌疾患/呼吸器疾患/耳鼻咽喉科/眼科/整形外科/画像診断等
  4. 次の分野でのワークショップ、セミナーを開催する。  
救急システムのレファラル・逆レファラルシステムの構築/病院管理/研修管理/看護管理/診察と管理におけるコンピュータ・ネットワーク/医療機材管理

投入

日本側投入 日本側投入 : 短期専門家派遣 1名/年間 × 5年  
研修員受入れ 5名/5年間  
研修実施経費(年間1000万円) × 5年

相手国側投入 研修実施のための予算(年間1300万円)

実施体制

- (1)現地実施体制 ベトナム国保健省、チョーライ病院、南部省病院が連携してリファラルシステム構築に向けた実施体制を構築している。また、保健省の指導のもと、研修制度・内容の標準化に向けた他地域の拠点病院との連携が促進されている。
- (2)国内支援体制 国立国際医療センター

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
  - ・草の根技術協力(滋賀県放射線技師会による放射線技術の向上:平成16年度)
  - ・プロジェクト方式技術協力(チョーライ病院プロジェクト:1995/04-1999/03)、現地国内研修(臨床技術研修:1999/4-2004/03)
  - ・フォローアップ協力による研修用機材の支援(平成16年度)



技術協力プロジェクト

2014年06月17日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

## 案件概要表

案件名	(和) 麻疹ワクチン製造基盤技術移転プロジェクト (英) The Strengthening Capacity for Measles Vaccine Production
対象国名	ベトナム
分野課題1	保健医療-その他感染症
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	感染症等プログラム
援助重点課題	社会・生活面の向上と格差是正
開発課題	基礎社会サービス向上
プロジェクトサイト	ハノイ市
署名日(実施合意)	2006年03月24日
協力期間	2006年3月24日 ~ 2010年3月23日
相手国機関名	(和) ワクチン生物製剤研究製造センター
相手国機関名	(英) Center for Research and Production of Vaccines and Biologicals(POLYVAC)
日本側協力機関名	社団法人 北里研究所

## プロジェクト概要

## 背景

ベトナム政府は、乳幼児死亡率、5歳未満児死亡率の低減及び感染症流行の抑止のための有効な手段として、1981年以来予防接種拡大計画(EPI)を国家プログラムとして実施している。高いEPI接種率を目指す一方で、EPIワクチン(ポリオ、麻疹、ジフテリア、百日咳、破傷風、結核)の自給自足体制の整備に取り組み、現在麻疹ワクチンを除くEPIワクチンの国内生産が可能になっている。

西太平洋地域において、麻疹は小児罹患率が高く、合併症等により死亡の主要因ともなっている。ベトナムでは、ワクチン接種率は1993年以来1回接種で93%以上を維持しているが、PVF(低温保管体制の不備に起因するワクチンの効力の低下により免疫が獲得されないこと)及びSVF(麻疹の免疫効果が持続せず接種数年後に麻疹に罹患すること)の増加により、1997年を境に患者の増加が見られ、2000年には年間19,000例の麻疹患者が発生するなど、7~8年おきに流行が起きており、これは1回接種の効果の限界を示している。WHO西太平洋地域事務局ではポリオ撲滅後、麻疹制圧を推進しており、PVF及びSVFを防止するため、各国での麻疹ワクチン予防接種を従来の1回接種から2回接種に増やすよう勧めてきている。ベトナム政府もこれに基づき2回の定期接種を段階的に開始してきた。従って、麻疹ワクチンの国内需要は増加することが予測されるが、一方で国際的には先進国ワクチンメーカーが低価格に押さえられた麻疹ワクチンの製造からより高利潤のワクチン製造にシフトすることが予測されており、今後引き続き安価で安定した単体ワクチンの輸入が可能か懸念されている。こうした状況下、麻疹ワクチンの安定供給のための自国内製造は、国家予算により50%以上が支出されている国家予防接種計画の財政的自立発展性を確保するためにも重要な課題となっている。

このような状況下、ベトナム政府は、麻疹ワクチン製造施設建設計画を策定し、わが国に建設にかかる無償資金協力と、WHO-GMP基準(Good Manufacturing Practice: 医薬品適正製造基準)に合致したワクチン製造を行うための技術協力を要請した。これに応じて、わが国は2003年、麻疹ワクチン製造施設をポリオワクチン研究・製造センター(POLIOVAC、当時。後にPOLYVACに名称変更)の一部として無償資金協力により建設することを決定し、これに引き続きワクチン製造技術に関する技術協力プロジェクトを実施することとなった。

上位目標	ベトナム国の麻疹の罹患率が減少する。
プロジェクト目標	POLYVACがプロジェクト終了までに、WHO-医薬品適正製造基準(GMP基準)に準拠したベトナム国GMP(VN-GMP)基準に合致した麻疹ワクチンを、ベトナム国の麻疹対策に必要な分量を製造できる能力を持つ
成果	成果1: POLYVACスタッフがVN-GMP基準に適合した麻疹ワクチン製造技術を習得する。 成果2: 製造・品質管理がVN-GMP基準に準拠したものとなる。
活動	成果1: POLYVACスタッフがVN-GMP基準に適合した麻疹ワクチン製造技術を習得する。 活動1: 輸入ワクチン原液から最終製品を製造する過程を通して、最終バルク構成、充填、凍結乾燥技術を中心とした技術移転を行う。 活動2: 種ウイルスからワクチン原液を製造する過程を通して、原液製造技術移転を行う。 活動3: 年間750万ドースを定常的に製造するためのオペレーション、施設及び生産機材の維持管理、資機材の調達に関する技術移転を行う。 活動4: ワクチンの品質管理に関する技術移転を行う。  成果2: 製造・品質管理がVN-GMP基準に準拠したものとなる。 活動1: 原液から製造するワクチンについて性能適格性評価(PQ)、製造工程適格性評価(PV)を実施する。 活動2: 一貫製造するワクチンについてPQ、PVを実施する。 活動3: バリデーション(Validation)実施体制を整備し、実施技術に移転する。 活動4: VN-GMPに準拠した品質管理機能を整備し、実施技術に移転する。 活動5: 製造工程、搬出入、保管、受入等に関するSOPを作成する。 活動6: VN-GMP基準に準拠するために必要な関連書類の整備に関する技術移転を行う。
投入	
日本側投入	短期専門家: 15名 × 0.5~3ヶ月/4年 POLYVAC研修員の受入
相手国側投入	機材供与: Validation用機材、研修用機材、その他技術移転に必須の機材等 カウンターパート人員の配置 プロジェクト活動に必要な施設、執務室の提供 ワクチン原液、種ウイルスの購入及び関連費用の負担 ワクチン製造に必要な消耗品・機材の購入 施設、生産機材の運転、維持管理に必要な費用の負担
外部条件	前提条件: NICVBを含むベトナムのNRAがWHOの提言にしたがって機能する。麻疹抑制計画を推進する政策が維持される。 成果達成のための外部条件: 技術指導を受けたスタッフがPOLYVACを離職しない。 プロジェクト目標達成のための外部条件: GMP査察がNRAにより実施される。 上位目標達成のための外部条件: EPI活動が維持・強化される。 スーパーゴール達成のための外部条件: ベトナムにおける公衆衛生活動が強化される。ワクチンがNRAによりライセンスを与えられる。
実施体制	
(1)現地実施体制	POLYVAC所長を中心にした麻疹ワクチン製造部門及びGMPを担当する管理部門
(2)国内支援体制	北里研究所生物製剤研究所との業務実施契約
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	2003年-2005年 無償資金協力「麻疹ワクチン製造施設建設計画」
(2)他ドナー等の援助活動	WHOが国家検定機関強化のための技術支援を実施中



技術協力プロジェクト

2011年05月24日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

## 案件概要表

案件名	(和) 国立衛生疫学研究所能力強化計画プロジェクト (英) Capacity development for NIHE to control emerging and re-emerging infectious diseases
対象国名	ベトナム
分野課題1	保健医療-その他感染症
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	感染症等プログラム
署名日(実施合意)	2006年03月20日
協力期間	2006年03月20日 ~ 2010年09月19日
相手国機関名	(和) 国立衛生疫学研究所
相手国機関名	(英) National Institute of Hygiene and Epidemiology (NIHE)
日本側協力機関名	国立感染症研究所

## プロジェクト概要

## 背景

ベトナムでは、2003年にSARS、2004年以降には鳥インフルエンザ等新興感染症が発生し、特に鳥インフルエンザは死者40人以上が確認されるなど甚大な被害を出し、今後の感染拡大が懸念されている。また、鳥インフルエンザ対策として、家畜間及び家畜からヒトへの感染を未然に防止する観点から大量の鶏が処分されたことで小規模農家の経済的打撃を与えるなど、ヒトの健康保持という側面のみならず、ベトナム経済ととりわけ貧困層に対する負の影響が懸念されている。

しかし、これら新興感染症の脅威に適切に対応し、その蔓延を防止するためのベトナム政府の実施体制は脆弱で、ベトナム国民、さらには近隣諸国の人々の健康・安全を維持するためには、早急にベトナム国内における課題に対して適切な対策を講じる必要がある。

特に現在世界的な感染拡大が懸念されている新型インフルエンザは、現在ベトナムで被害を出している高病原性の鳥インフルエンザウイルスが変異することにより、人から人への感染力を獲得することで、感染が爆発的に拡大することが懸念されている。新型インフルエンザが発生した場合、数日で被害が急速に拡大することが予測されていることから、ウイルスの変異をできるだけ早期に発見し、抗ウイルス薬の輸送・発生地域住民への投薬といった封じ込め対策を実施する必要がある。

しかしながら、ベトナム国においては、ウイルスの変異を確認するために必要なBSL-3実験室を有しておらず、WHO指定センター(日本の国立感染症研究所等)に検体を送付している状況である。新型インフルエンザウイルスは、数日単位で感染者が増大することから、国外での検査結果を待つことなく、ベトナム国内での検査体制を強化することで、より迅速な封じ込め対策が実施できるようになり、より効果的に感染拡大が防がれることが期待されている。

かかる状況下、2006年3月より3年間の協力期間でプロジェクトを実施し、BSL-3実験室の運用管理・安全管理向上をはかってきた。一定の成果を上げたものの、安全性を確実なものとするには、さらなる能力強化が必要と判断され、2009年3月より1.5年間協力期間を延長することとした。

上位目標 NIHE(国立衛生疫学研究所)のBSL-3実験室が完全に機能し、維持管理される。

プロジェクト目標 NIHEが国際基準に沿ったBSL-3実験室における適切な高危険度病原体の取扱能力を持つ。

成果	<p>成果1: NIHEにおけるバイオセーフティ規則・システムが整備される。</p> <p>成果2: NIHEにおけるBSL-3実験室の運用・維持管理体制が構築される。</p> <p>成果3: NIHEがBSL-3実験室における高危険度病原体の検査実施能力を持つ。</p>
活動	<p>成果1に対する活動</p> <p>活動1: 国家バイオセーフティ規則の修正の提案</p> <p>活動2: NIHEバイオセーフティ規則の作成</p> <p>活動3: バイオセーフティ規則実施を管理するバイオセーフティ部局の設置と強化</p> <p>活動4: バイオセーフティ委員会の強化</p> <p>活動5: 実験室管理マニュアル及び標準手順書の作成</p> <p>活動6: バイオセーフティ研修コースの設置</p> <p>成果2に対する活動</p> <p>活動1: バイオセーフティ部局内への維持管理部門の設置</p> <p>活動2: 維持管理スタッフのためのBSL-3実験室維持管理研修の実施</p> <p>活動3: BSL-3実験室の維持管理システムの整備</p> <p>活動4: BSL-3実験室のスペアパーツ・修理のロジスティクスシステムの整備</p> <p>成果3に対する活動</p> <p>活動1: BSL-3実験室における高危険度病原体の取扱研修マニュアルの作成</p> <p>活動2: 研修マニュアルに基づいた技術者向け研修の実施</p> <p>活動3: 研修マニュアルの定期的な見直し</p> <p>活動4: 実験室検査実践技術の向上</p> <p>活動5: BSL-3実験室における高危険度病原体検査の標準手順書の作成と実施</p> <p>活動6: 高危険度病原体登録管理システムの強化</p>
投入	
日本側投入	<p>長期専門家(チーフアドバイザー、ウイルス学、業務調整/管理体制強化): 2名×3年+1名×2年+2名×1.5年</p> <p>短期専門家(バイオセーフティ実施体制整備、実験室検査能力向上、BSL-3実験室維持管理能力向上等): 6~13名×(0.5~1ヶ月)×3年+11名(0.5~2ヶ月)×1.5年</p> <p>NIHE研修員の受入(バイオセーフティ、実験室診断、実験室維持管理)</p> <p>機材供与: 実験機材、研修用実験室</p> <p>本プロジェクトにおいては、無償資金協力によるBSL-3実験室の本格整備が行なわれるまでに、BSL-3実験室の維持管理体制及び実験室内での検査能力の向上を効果的に実施する必要のあることから、人材育成のための実験室を導入する。</p>
相手国側投入	<p>関連部局の新設及びカウンターパート人員の配置</p> <p>プロジェクト活動に必要な施設、執務室の提供</p> <p>検査用消耗品</p> <p>施設、生産機材の運転、維持管理に必要な費用の負担</p>
外部条件	<p>(成果達成のための外部条件)</p> <p>指導を受けたNIHE職員が離職しない。</p> <p>(プロジェクト目標達成のための外部条件)</p> <p>無償資金協力によるBSL-3実験室整備が整備される。</p> <p>(上位目標達成のための外部条件)</p> <p>BSL-3実験室の運用・維持管理に必要な人員及び予算が適切に手当てされる。</p>
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>NIHE所長を長としたカウンターパート体制</p> <p>関連部局(バイオセーフティ部、維持管理部門)の新設(済)と人員の配置</p>
(2)国内支援体制	<p>国立感染症研究所からの専門家派遣</p> <p>同研究所での研修員受入れ</p>
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>無償資金協力「国立衛生疫学研究所高度安全性検査室整備計画」によって、NIHEのハイテクセンターにBSL-3実験室4室が設置された(2008年1月完工)。</p> <p>ASEAN基金等を通じた抗ウイルス薬の備蓄、UNICEFを通じた住民啓発・監視強化への支援が実施された。</p> <p>文部科学省「新興再興感染症研究拠点形成プログラム」により、長崎大学によるNIHE研究分野への支援が実施されている。</p>
(2)他ドナー等の援助活動	<p>ベトナムは国際的にも鳥インフルエンザ・新型インフルエンザ対策の重点国とされており、国際機関を中心に多くの支援が計画されている。WHO・FAOは、ベトナム政府と共同で新型インフルエンザ対策プログラムを設置し、ドナーの支援を呼びかけるとともに、国際機関・ドナーによる支援の調整を行っている。特にWHOは、新型インフルエンザ発生に備えるための「新型インフルエンザ対応計画」策定支援等、政策面でベトナム政府を支援している。NIHE関連では、BSL-3実験室に関する支援ではないものの、米国等が協力している。</p>



技術協力プロジェクト

2014年02月27日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名	(和) 中部地区水道事業人材育成プロジェクト (英) Project of Human resources development for water sector in the middle region of Vietnam
対象国名	ベトナム
分野課題1	水資源・防災-都市給水
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-公益事業-上水道
プログラム名	上水道・廃棄物・大気・気候変動等プログラム
援助重点課題	環境保全
開発課題	都市環境管理
プロジェクトサイト	ベトナム国トゥア・ティエン・フエ省
署名日(実施合意)	2007年01月19日
協力期間	2007年03月01日 ~ 2009年02月28日
相手国機関名	(和) トゥア・ティエン・フエ水道公社
相手国機関名	(英) Thua Thien Hue Construction and Water Supply State-one Member Company Limited
日本側協力機関名	横浜市水道局

## プロジェクト概要

## 背景

ベトナム社会主義共和国(以下「ベ」国)では、1986年から実施されているドイモイ政策により社会経済の著しい発展がみられる一方、所得格差の拡大、農村部と都市部での公衆保健・衛生サービスの格差の増大が新たな問題となっている。なかでも、中部地域は他の地域と比較して経済発展の遅れから貧困層の割合が高く、保健・衛生指標も他地域に比較して劣っている。「ベ」国政府は2010年までに都市人口の95%、農村人口の75%が安全な水にアクセスできることを保健・衛生分野の目標の一つとして挙げているが、同目標を達成するためには上水道分野の人材育成が重要な課題であると認識されている。

「ベ」国中部地域に位置するトゥア・ティエン・フエ省の省都であるフエ市は、上水道給水率が95%であり、他の都市に比べて高いレベルであるが、省全体での上水道給水率は45%と低い。同省の都市部(フエ市及び5万人以上の町)での給水を担当しているCOWASU(Thua Thien Hue Construction and Water Supply State-one Member Company Limited; トゥア・ティエン・フエ水道公社)は、2010年までに省内都市部での給水率を90%に上げることを目指し、事業の拡大を図っている。また、COWASUでは衛生的で安定した給水を行うことを課題とし、その一環として「安全な水宣言」を行うことを計画している。この目標を達成するために、適正な浄水処理、浄水施設の運転・維持管理、配水管網の適正な水質・水圧管理がなされる必要がある。また、COWASU職員には近年採用された者が多く、組織として人材育成・人事管理能力の向上も求められており、さらに住民サービスの向上も必要とされる。以上のとおり、安全で安定した給水のための人材育成に関するニーズが、2006年10月に実施した事前調査を通じて確認され、2007年1月にR/Dを署名し、2007年3月より専門家派遣が開始された。

上位目標 COWASUの運営、管理能力が向上する。

プロジェクト目標 安全な水宣言に向けたCOWASUの能力が向上する。

成果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水質管理能力が向上する。</li> <li>2. 配水管網管理能力が向上する。</li> <li>3. 人材育成・人事管理能力が向上する。</li> <li>4. 顧客ニーズへの対応能力が向上する。</li> </ol>
	<p>&lt;活動&gt;-----</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1-1 安全な水宣言のためのアクションプランを作成する</li> <li>1-2 ISO17025取得のための助言を行う</li> <li>1-3 安全な水宣言及びISO17025取得に必要な水質分析にかかる研修を実施する</li> <li>1-4 浄水処理技術及び浄水施設の運転技術にかかる助言を行う</li> </ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1-5 水質管理計画の策定のための助言を行う</li> <li>1-6 水質分析及び浄水処理にかかるセミナー及びワークショップを開催する</li> <li>2-1 配水管網管理計画の改善のための助言を行う</li> <li>2-2 配水管網モニタリング(水圧、残塩、濁度)にかかる助言を行う</li> <li>2-3 配水管施工管理技術にかかる助言を行う</li> <li>2-4 配管敷設技術にかかる研修を実施する</li> <li>2-5 無収水(NRW)の低減にかかる助言を行う</li> <li>2-6 配水管網の設計及び更新にかかる研修を実施する</li> <li>2-7 配水管網及び無収水の管理にかかるセミナー及びワークショップを開催する</li> <li>3-1 人材育成計画にかかる助言を行う</li> <li>3-2 人事管理にかかる助言を行う</li> <li>3-3 技術職及び技能職を対象とした研修計画を作成する</li> <li>3-4 管理職を対象とした研修計画を作成する</li> <li>3-5 データ収集・管理にかかる助言を行う</li> <li>3-6 人材育成及び人事管理にかかるセミナー及びワークショップを開催する</li> <li>4-1 顧客ニーズにかかる情報を収集する</li> <li>4-2 顧客満足度アンケートの結果を分析する</li> <li>4-3 4-2の結果を基にサービス向上計画を策定する</li> <li>4-4 カスタマーサービス向上にかかるセミナー及びワークショップを開催する</li> </ol>
投入	
日本側投入	<ol style="list-style-type: none"> <li>4-5 COWASUの広報・住民啓発計画を策定する</li> <li>4-6 広報・住民啓発計画を実施する</li> </ol>
	<p>&lt;投入&gt;-----</p> <p>専門家派遣:  チーフアドバイザー／配水管理、水質管理、浄水処理、人材育成計画、顧客サービス</p> <p>機材供与:  配水管理関連機材、水質管理関連機材</p> <p>本邦研修:  浄水処理、人材育成、顧客サービス、無収水対策、水質管理、水道事業における環境配慮</p>
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトオフィスの確保</li> <li>・カウンターパートの配置</li> </ul>
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・COWASUの人事異動がプロジェクト実施に悪影響を与えない。</li> </ul>
実施体制	
(1)現地実施体制	合同調整委員会(JCC)
(2)国内支援体制	横浜市水道局
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「上水道技術訓練プログラム(技術協カプロジェクト、2000-2003)」</li> <li>・「水道事業経営改善計画(草の根技術協力、2003-2005)」</li> </ul>
(2)他ドナー等の 援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WB:「Water Supply Project for 3 cities (Hai Phong, Hanoi, Quang Ninh) (1997-2004)</li> <li>・WB:「Technical Assistance for Water Supply Environment Project」(2002-2004)</li> <li>・ADB: 各種都市水道整備事業、都市水道政策立案にかかる支援、ホーチミン水道公社等。</li> <li>・DANIDA:「Water Sector Program Support (2001-2005、バンメート、ダラット、ハロンの3都市が対象)</li> </ul>



開発調査

2012年09月05日現在

本部/国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名	(和) 南部沿岸地域地下水開発計画 (英) The Study on Groundwater Resources Development in Southern Coast in Vietnam
対象国名	ベトナム
分野課題1	水資源・防災-地方給水
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-社会基盤-水資源開発
プログラム名	農業技術普及・地方インフラ整備等プログラム
署名日(実施合意)	2006年12月07日
協力期間	2007年5月01日 ~ 2009年3月31日
相手国機関名	(和) 農村開発省地方衛生給水センター
相手国機関名	(英) Center for Rural Water Supply, Sanitation and Environment, Ministry of Agriculture & Rural Development

## プロジェクト概要

背景	<p>ベトナム政府は、2002年に包括的貧困削減成長戦略(CPRGS)を策定し、ドナーの支援を得つつ積極的に貧困削減に取り組んでいる。現行の5ヵ年社会経済開発計画(2006~2010年)では、農村地域での安全な水供給と衛生改善を最重点課題の一つと位置づけて、貧困コミュニティに対して水道を含む基礎的インフラの整備を促進することが記されている。</p> <p>農村地域の給水と衛生の改善に関わる政策については、建設省(MOC)と農業・農村開発省(MARD)が共同で2020年を目標年次とした戦略NSRWSSが1999年に策定され、2000年から5ヵ年計画(NTP: National Target Plan)を実施、2006~2010年のNTP2については、2006年12月に政府承認され実施に移されることになった。2010年までの目標値として水道施設は85%、衛生的なトイレは70%の普及率が掲げられている。</p> <p>本案件の対象地域であるフエン省、カインホア省、ニントゥアン省、ビントゥアン省の4省は南部沿岸地域と呼ばれ、水理地質構造が複雑なために、深井戸の成功率が低く、さらに海岸部では塩水障害により浅井戸も飲用に使えない地域もある。従って、水源の開発が困難なことから給水普及率は42~60%に留まる。年間降雨量は1,000mmあるものの雨期の数ヶ月を除く乾期の降水量は著しく少ない。農村では多くの家庭が、浅井戸、雨水、泉に依存しているが、乾期には井戸が枯れるため民間の水売りから飲料水を購入せざるを得ず、大きな家計負担となっており貧困削減の足かせとなっている。</p> <p>ベトナム政府は、我が国が多くの経験を有する深井戸による地下水開発の可能性の検討のための対象地域におけるマスタープランの策定と、特に緊急を要する24コミュニティ(フエン省8、カインホア省3、ニントゥアン省6、ビントゥアン省7)について施設建設のためのフィージビリティスタディの実施につき我が国に開発調査の実施の協力を要請した。</p>
上位目標	2020年までに、農村地域の全ての住民が、60リットル/人日の安全な飲料水が供給され、衛生的なトイレを利用できるようになる。
プロジェクト目標	国家政策NSRWSSの達成のために対象地域において農村地域の飲料水供給と衛生改善が促進される。
成果	対象4省において下記のアウトプットが見込まれる。 1) 目標年次に向けた村落給水整備と衛生改善に関わるマスタープラン 2) 24コミュニティの村落給水施設整備に関わるフィージビリティスタディ

活動	<p>本開発調査では、南部沿岸地域の4省(フエン、カインホア、ニントウアン、ビントウアン)において、既存情報の収集・分析や現地踏査を行い、未給水地域の施設整備のための水源開発計画、コミュニティによる給水施設の運営維持管理の体制強化策とP-CERWASSのコミュニティの支援体制、農村住民の家計に考慮した料金設定のあり方を検討する。また、4コミュニティ程度においてパイロットプログラムを実施する。これらの成果を取りまとめた農村地域の村落給水施設整備と衛生改善のためマスタープランを策定する。</p> <p>さらに、ベトナム政府が早急に施設建設が必要と判断し選定された計24コミュニティを対象に村落給水施設建設にかかるフィージビリティスタディを実施する。</p> <p>4省での調査で得た知見を整理し、全国の給水施設整備と衛生改善をベトナム政府が持続的に推進するための提言を行う。また、本開発調査の成果を関係機関に広く普及のためにワークショップ等を開催する。</p> <p>1)フェーズ1:【マスタープランの作成】  対象4省の農村地域の未給水地域の施設整備のため水源開発、村落給水施設の運営維持管理体制について検討する。また、パイロットプログラムを通じて、コミュニティレベルにおける給水と衛生の改善のための適切なアプローチを検討する。</p> <p>ア. 既存情報の収集と現状分析  イ. 村落給水施設の運営維持管理体制に関するキャパシティアセスメント  ウ. 村落給水のための水源開発計画の策定  エ. パイロットプログラムの実施  オ. 村落給水整備と衛生改善に関わるマスタープラン策定  カ. CERWASS、P-CERWASSの能力強化</p>
投入	
日本側投入	<p>2)フェーズ2:【フィージビリティスタディ】  対象24コミュニティにおいて給水施設整備に関わるフィージビリティスタディを行う。</p> <p>ア. 基礎資料・データ収集 イ. 社会・経済調査 ウ. 概略設計 エ. 調達事情調査(現地調達、第三国調達、現地施工業者等) オ. 運営維持管理体制(適正な水道料金水準の設定、水管理委員会の形成、オペレーター育成等) カ. 組織整備、人材育成への提言</p>
相手国側投入	<p>日本側投入  (a)コンサルタント(分野/人数):総括/村落給水計画、副総括/地下水開発計画、組織/制度、運営維持管理計画、水理地質/水質、物理探査/揚水試験、社会分析/住民参加、衛生改善、給水施設計画、施工計画/事業費積算、環境社会配慮、パイロットプログラム運営/評価計12名程度  (b)その他 観測井戸の建設(24サイト程度)、小学校等へのトイレ建設(パイロットプログラムでの事業) 本邦研修員の受け入れ(4名程度)</p> <p>ベトナム側投入  中央政府であるCERWASS及び各省のP-CERWASSのカウンターパートの配置  調査実施のための便宜供与(情報提供、関係機関の調査協力)</p> <p>(1)協力相手国内の事情  対象地域における自然災害(台風や洪水等)の発生</p> <p>(2)関連プロジェクトの遅れ  本件開発調査の実施に影響を与える関連プロジェクトはない。</p>
外部条件	
実施体制	
(2)国内支援体制	<p>大学教授、国際協力専門員により構成される国内支援委員会を設立する。</p>
関連する援助活動	
(1)我が国の	
援助活動	<p>日本政府は、当国の北部、中部において下記のとおり開発調査と無償資金協力を実施しているため、それぞれ調査結果の活用状況をレビューし、現状の課題分析に反映させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北部地下水開発計画策定調査(開発調査:1998年~1999年)</li> <li>・北部地下水開発計画(無償資金協力:2002年~2005年)</li> <li>・中部高原地下水開発計画策定調査(開発調査:2001年~2002年)</li> <li>・中部高原地下水開発計画(無償資金協力:2006年~)</li> </ul> <p>北部地域においては、無償資金協力による施設が既に供用されているところ、運営維持管理の現況と課題について留意点を本件調査に反映させる。</p>
(2)他ドナー等の	
援助活動	<p>農村地域の「給水と衛生」分野については、2006年5月に農業農村開発省と主要ドナー(世銀、ADB、UNICEF、オーストラリア、オランダ、デンマーク等)の間でパートナーシップに関わる合意文書が交わされた。そこでは国家政策の実現のために、農業農村開発省とドナーが行動計画の策定、実施、モニタリング等に一体的に関わり効果的な支援が行われるよう努力することが確認されている。</p> <p>本件開発調査実施にあたっては、定期的に行われるドナー会合に参加し、情報共有に努め、対象地域において関係ドナーと相互補完的な協力を行うことができるよう調整を行う。</p>



草の根技協(パートナー型)

2015年06月26日現在

本部/国内機関 : 国内事業部(地球ひろば)

## 案件概要表

案件名	(和)住民参加による安全な水の供給と保健衛生環境の改善プロジェクト (英)undefined
対象国名	ベトナム
分野課題1	水資源・防災-地方給水
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-基礎保健
プログラム名	上水道・廃棄物・大気・気候変動等プログラム
援助重点課題	環境保全
開発課題	都市環境管理
署名日(実施合意)	2005年11月15日
協力期間	2005年11月01日 ~ 2008年10月31日

## プロジェクト概要

## 背景

ベトナムでは、WHOの飲料適水の水質基準に準じた”Clean Water”を日常生活で使うことができる住民は、人口の25%にすぎず、2002年に、保健省予防医学部が実施した調査によると、ほとんどの水源で一般細菌及び大腸菌の検査値が水質基準値に満たず、2002年度の下痢の発生率は、報告されただけでもベトナム全土で730,343件であり、報告されない微生物汚染が原因の下痢は、日常的に多数発生している。人口の約80%が農村地域に居住しており、主産業である農業を支えているが、これらの地域では、主たる飲料水の水源として、50%の人々が浅井戸・深井戸の水を、25%の人々が表層水を、10%の人々が雨水を利用している。

2001年より、ベトナム保健省及び農業・農村開発省と共同で実施してきた農村開発地域の飲料水の定点観測事業により、半数以上の水に問題があることがわかった。また、2004年に実施した住民の意識及びニーズ調査と対話により、住民が安全な水の供給及び健康問題の改善を切実に願っており、コミュニティとしての参加意識も高いことを確認した。また、現存する水処理施設の運転を最適化することにより、ベトナム政府の規格を満たす水質に改善できることが示された。

多くの農村地域では、近い将来、公共水道が供給される見込みはないことから地域住民自ら参加する活動を通して、水・栄養に関する意識と知識を向上させ、保健衛生環境の改善活動を行うと共に、現存する水処理施設の運転を最適化させ、“Clear Water”に適合する水質に改善し、水料金負担の原則を取り入れ、安全な水の供給量を拡大し、多くの住民が安全な水にアクセスでき、特に子供の栄養状態、女性の健康状態の向上を目指す仕組み作りを支援していく必要がある。更に、人材育成を通し、安全な水を確保するための自立的且つ持続的な活動を展開するための、コミュニティビルディングが達成されなければならない。

本提案事業は、2001年からの定点観測事業に引き継ぐ活動であり、ベトナム保健省及び農業・農村開発省から本提案事業を推進するよう要請を受けているものである。

上位目標 他地域において住民参加による安全な水供給システムが普及する。

プロジェクト目標 対象地域において住民の水・栄養に関する意識及び知識が向上し、住民参加による安全な水供給システム(水処理施設の運転の最適化、水管理組合の運営)が普及する。

## 成果

- (1)各地域に「安全な水と保健衛生環境普及チーム」が形成される。
- (2)保健衛生環境の改善普及活動が円滑に実施され、住民の意識及び知識が向上する。
  - ・住民自ら、栄養・保健衛生環境を改善する活動に参加する。(初年度60%、次年度以降80%)
  - ・住民が処理された水の重要性と価値について充分理解している。(初年度80%、次年度以降100%)

- (3) 安全な水供給のための技術活動により住民に安全な水が供給される。
  - ・水処理施設が適正に運転され、住民に配水される。
- (4) 持続的活動のためのシステム作りが行われる。
  - ・「水管理組合」が設置、運営される。
- (5) 評価手法が確立され、水管理組合の運営・水処理施設の管理・住民の知識及び栄養状態の向上が継続的に保たれる。
- (6) 普及活動が行われる
  - ・サポートセンターが設立され、本事業の成果が他地域に伝えられる
  - ・マニュアル・ガイドラインが作成される。

## 活動

- (1) 「安全な水と保健衛生環境普及チーム」を形成する
  - 1-1. 各地域に「安全な水と保健衛生環境普及チーム」を形成する。
  - 1-2. チーム参加者と地域のニーズを再度共有化し、チームの活動戦略を決定する。
  - 1-3. 中央政府機関、特に保健省予防医学部、国立栄養研究所、地方水供給及び環境衛生センターへ本提案事業の説明と事業への支援、参加を確認する。
  - 1-4. ベースライン評価を実施する。
- (2) 保健衛生環境の改善普及活動
  - 2-1. 活動のコアとなる人材を育成するためのワークショップを実施する。
  - 2-2. 啓発活動のための資料を開発する。
  - 2-3. 住民全体に対して、本プロジェクトのキャンペーンを行う。ワークショップを開き、水・栄養に関する意識と知識の向上を図る。
  - 2-4. 普及員の更なる募集及びリーダーにより普及員を育成する。
  - 2-5. 普及員の住民訪問による保健衛生に関する情報提供を行う(ポスター、パンフレットの配布等)。
  - 2-6. 住民の安全な水への理解とその重要性及び価値への合意、水道管につなぐことの重要性の合意を得る。
  - 2-7. 定期的な対話集会が持続的に開かれるような仕組みを作る。
- (3) 安全な水供給のための技術活動
  - 3-1. 事前事業の定点観測の結果を検証し、改善策の決定及び計画書を作成する。
  - 3-2. 水処理施設の工事を行う。
  - 3-3. 水処理システム運転条件の標準化のための運営マニュアルの作成を行う。
  - 3-4. 水処理施設を改良の上、最適運転条件を決定し、運転を開始する。
  - 3-5. チームの水処理技術者・管理者、啓発班の代表を水質基準、分析方法、水質簡易測定法に関する学習・実習により訓練する。水処理管理者育成のために、修理、保守、維持管理技術についての実践的技術指導を行う。
  - 3-6. 水処理施設の運営及び管理方法を決定し、実施する。
- (4) 継続的で安全な水の供給と保健衛生環境の普及活動
  - 4-1. 「安全な水と保健衛生環境普及チーム」から発展した「水管理組合」を設置、運営する。
  - 4-2. 住民参加型の対話集会が定期的に開かれ、啓発普及活動が行われる。
  - 4-3. 普及員のための巡回指導マニュアルの作成及び実践を行う。
  - 4-4. 水処理施設の自立的運営の為に、水の価値に対して水料金を徴収する仕組みを決定し、実施する。
  - 4-5. 「水管理組合」が組織としての能力を持ち、予算を確保し、自立的に運営する仕組みをつくる。

## 投入

### 日本側投入

<人材(日本)>

- ・日本人プロジェクトマネージャー1名(プロジェクト全体の維持・管理)
- ・日本人現地調整員1名(運営補助、啓発活動等の実施)
- ・教育・啓発活動の専門家1名(住民の安全な水に関する意識・知識調査、保健衛生環境に関する教育・啓発 活動を実施)
- ・水処理の現場経験のある技術者2名(水処理、水質分析に関して、現場指導を行なう)

### 相手国側投入

<現地事務所>

- ・ベトナム国立栄養研究所内に現地事務所をおく。
- (ベトナム国立栄養研究所内の会議室、実験室等も使用)

<人材(ベトナム)>

- ・現地調整員1名
- ・通訳・翻訳1名

<資機材>

- ・3水源地区の水処理施設改造のための機器、配管工事・付帯工事備品

## 実施体制

### (1) 現地実施体制

- 現地調整員(日本人1名)
- 現地コーディネーター 2名
- 現地アシスタント 2名



有償技術支援－附帯プロ

2013年05月10日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名	(和) 中部地域災害に強い社会づくりプロジェクト (英) Project for Building Disaster Resilient Societies in Central Region
対象国名	ベトナム
分野課題1	水資源・防災-風水害対策(治水)
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-社会基盤-河川・砂防
プログラム名	中部地域災害に強い地域づくりプログラム
援助重点課題	社会・生活面の向上と格差是正
開発課題	地方開発・生計向上
プロジェクトサイト	フエ省、クアンナム省、クアンガイ省
署名日(実施合意)	2008年12月15日
協力期間	2009年03月01日 ~ 2012年02月29日

## プロジェクト概要

## 背景

ベトナム中部地域は、熱帯低気圧(台風を含む)及び季節風の影響とラオスとの国境に沿って続く脊梁山脈の影響が相まって豪雨が多発する地域である。加えて、ラオスとの国境沿いの山脈と海岸が近接しており、降雨が河川に流出するまでの時間が短いことから、下流域では急激な増水による洪水被害が多発し、また、地形の急峻な中上流域では地すべり、斜面崩壊、土石流、フラッシュ・フラッドなどが発生する。このような気候・地形条件によって、ベトナム中部地域は毎年のように風水害、土砂災害の被害に見舞われ続けてきた。さらに、ベトナムにおいては、気候変動の影響によると考えられる台風等の熱帯低気圧による被害の大幅な増加、豪雨の多発とそれに伴う洪水被害の増加の傾向が見られ、中部地域においても今後ますます水関連災害による被害が深刻化、多発化する恐れがある。近年における特に大きな被害は、1999年11月初旬の豪雨による洪水災害によるもので、約800人の死者、3億ドルもの経済被害をもたらした。

このような風水害、土砂災害の高いリスクに対して、ベトナム国の中央、地方政府は災害リスクを軽減するべくダム、堤防、護岸等による構造物対策を進めているが、災害リスクを充分軽減するまでには至っていない。また、救命・救助体制整備、災害予警報・避難体制整備など非構造物対策にも取り組んでいるものの、災害の現場では予警報情報がコミュニティまで確実に届かない、コミュニティ住民の災害に関する知識や災害への備えが不足しているなど、様々な問題を抱えている。かかる状況に鑑み、ベトナム政府は日本政府に対し、中部地域における風水害、土砂災害のリスクを軽減するため、中部地域に広く適用可能な、コミュニティを中心とした地方・中央政府や研究機関が適切に支援しながら地域社会の災害対応力を高めていく仕組みづくりを主たる目的とした技術協力プロジェクトを2007年に要請してきた。

日本政府は要請を採択し、JICAは2008年6月から8月にかけて2次にわたる事前調査を実施した。その結果、本プロジェクトは対象地域の開発ニーズ及び我が国援助方針に合致しており、実施は妥当であると判断された。上記を受け、2008年12月にR/D署名が行われた。

上位目標	ベトナム中部地域において、水関連災害対策及び気候変動によって増大する水関連災害リスクへの適応策が強化される。
プロジェクト目標	プロジェクト対象地域において、コミュニティを中心とする水関連災害への防災体制が強化される。
成果	1. 地方省、郡、コミュニティの各レベルの行政機関において、防災能力が強化される。 2. コミュニティ防災の推進マニュアルが作成される。

3. 河岸侵食対策のための小規模・低コスト対策工の標準設計と施工マニュアルが作成される。
4. 中部地域の各地方省をはじめとした地方政府に対する中央政府の防災関連支援能力が強化される。

活動	<p>1-1.2020年までの国家防災戦略に対応した地方省レベルのアクションプランを策定し、実施状況をモニタリングする。1-2.地方省政府内の防災担当部局の役割・責任を明確化し、組織強化を図る。1-3.地方省風水害対策委員会及びパイロット・サイト(8箇所)の所在する郡・コミュニケーション風水害対策委員会の能力を強化する。1-4.8箇所のパイロット・サイトの所在する郡を対象に土砂災害のハザードマップを、クアンナム省のトゥボン河流域及びトゥア・ティエン・フエ省のフォン河流域を対象に洪水、河岸侵食のハザードマップを作成する。1-5.気候変動による影響を考慮した統合洪水管理計画を策定する。1-6.早期警報避難システムを改善する。</p> <p>2-1.協力対象コミュニケーションとパイロット・サイト(集落)を選定する。2-2.現地で従来からなされている災害対策を調査する。2-3.上記2-2の調査結果を踏まえ、大学、NGO等の知見を活用し、パイロット・サイトにおけるコミュニティ防災の活動計画を作成する。2-4.大学、NGO等と共にパイロット・サイトでコミュニティ防災活動を実施する。2-5.パイロット・サイトで活動から得られた教訓・手法から他のコミュニティに適用可能なコミュニティ防災推進マニュアルを作成する。2-6.トゥア・ティエン・フエ省及びクアンナム省の防災部局がコミュニティ防災推進計画を策定する。</p> <p>3-1.対策工の施工候補サイトの状況を調査する。3-2.施工候補サイトから、2カ所程度の試験施工サイトを選定する。3-3.対象試験施工サイトの状況に適した小規模・低コストの対策工を選定し、施工する。3-4.対策工の評価を行い、必要に応じて工法に改善を加える。3-5.小規模・低コスト対策工の標準設計と施工マニュアルを作成する。</p> <p>4-1.農業農村開発省の防災に関する組織機能を改善する。4-2.成果3で作成される標準設計と施工マニュアルを基に河川構造物の技術基準をレビューし、改定案を作成する。4-3.成果1から3で得られた知見を活用し、地方行政機関の防災担当者向け防災研修コースを計画すると共に教材を作成する。4-4.農業農村開発省が中心となって地方行政機関の防災担当者向け防災研修コースを実施する。</p>
投入	
日本側投入	<p>①専門家派遣: ア.分野 チーフ・アドバイザー、防災行政、洪水対策、土砂災害対策、コミュニティ防災、地域防災計画、治水・砂防計画、水文、河川構造物、予警報避難、都市計画、組織開発・訓練 イ.人月数 直営専門家 47.5人月 コンサルタント専門家 70.2人月(現地作業人月)</p>
相手国側投入	<p>②供与機材:氾濫シミュレーション用ソフトウェア、解析用コンピュータ、事務機器等 ③研修員受入:9~12名程度(3~4名/年×3年間) カウンターパートの配置 プロジェクト事務所、及び付帯施設、光熱水料 家具 プロジェクト運営経費</p>
外部条件	<p>成果達成のための外部条件:①中央・地方政府が大規模災害により機能停止に陥らない。②プロジェクト対象地域の省人民委員会が財政危機に陥らない。 プロジェクト目標達成のための外部条件:①カウンターパートの大幅な人員交替・離職が起こらない。②中部地域における防災の政治的重要性が低下しない。③他援助機関によるプロジェクトが大幅な遅延なく実施される。 上位目標達成のための外部条件:①農業農村開発省及び他援助機関が、中部各省への防災力強化支援を継続する。</p>

実施体制

- |           |  |
|-----------|--|
| (1)現地実施体制 | 調整機関:トゥア・ティエン・フエ省人民委員会、クアンナム省人民委員会<br>実施機関:農業農村開発省、同省地方局 |
| (2)国内支援体制 | 国土交通省・大学研究機関等から直営専門家の派遣について支援を受ける。                       |

関連する援助活動

- |                   |   |
|-------------------|---|
| (1)我が国の<br>援助活動   | <p>クアンガイ省で計画中の無償資金協力案件「クアンガイ省小規模貯水池修復計画」(仮称)のプロジェクトサイトにおいて、コミュニティ防災活動を実施し、同無償資金協力により防災力強化に資するコミュニティインフラ整備を行うことで相乗効果の創出を図ることを検討している。</p> <p>また、JICA草の根技術協力により京都大学とフエ大学が、フエ省で実施している「中部地域・自然災害常襲地での暮らしと安全の向上支援」プロジェクトでは、3カ所のコミュニティを対象に、コミュニティ開発、環境保全、防災力強化を組み合わせた活動を実施しており、成果を挙げていることから、同プロジェクトの知見を本プロジェクトにおけるコ乳にティ防災活動において活用する。</p> |
| (2)他ドナー等の<br>援助活動 | <p>ベトナムでは、多くの国際援助機関が防災分野に係る協力事業を推進してきた。本プロジェクトと特に関係の深い協力は、世界銀行が実施中の自然管理リスク管理プロジェクト、国連開発計画が実施準備中の災害リスク管理能力強化プロジェクト、及びオーストラリア国際開発庁がクアンガイ省において実施したクアンガイ省自然災害軽減プロジェクトである。本プロジェクトでは、これらの関連プロジェクトの成果・経験を最大限に活用し、かつ事業の重複を避けると共に、防災先進国である我が国の知見・技術を生かした協力を実施する。</p>   |





草の根技協(パートナー型)

2010年06月21日現在

本部/国内機関 : 関西国際センター

## 案件概要表

案件名 (和)ベトナム中部・自然災害常襲地での暮らしと安全の向上支援

対象国名 ベトナム

分野課題1 水資源・防災-総合防災

分野課題2 貧困削減-貧困削減

分野課題3

分野分類 計画・行政-開発計画-総合地域開発計画

署名日(実施合意) 2006年05月18日

協力期間 2006年09月01日 ~ 2009年08月31日

相手国機関名 (和)

相手国機関名 (英)

日本側協力機関名

## プロジェクト概要

## 背景

ベトナム中部は、急峻な山岳地形と狭隘な平野地形に由来する土砂災害や洪水が頻発し、人々の安全が脅かされている地域である。加えて、近年の気候変動は、集中豪雨、雨季のズレ、干ばつによる海岸低地での塩害などを引き起こし、農業・森林保全・家畜飼養・養魚などの生業活動や暮らしの安全に深刻な影響を与えている。このことは、地域の経済活動の停滞や資源環境の劣化の要因となり、特に、山岳少数民族や水上生活者、生活困窮世帯など社会的弱者層の貧困解消を阻んでいる。

自然災害常襲地では、従来のようなダム建設や災害時の緊急支援など直接的対処だけではなく、小規模で日常的な防災努力の積み重ねと被災後の生活の立て直しに目を向けることが大切である。

自然災害の常襲地において、日常的な暮らしや生業活動を通して、生命・財産の安全や環境保全、世帯経済の向上を同時に実現することは地域住民の切なる願いであり最も基本的なニーズである。

上位目標 ベトナム中部・自然災害常襲地での地域防災力、環境保全および世帯経済状況が向上する

プロジェクト目標 ポー川流域の対象コミュニティで環境保全、世帯収入の向上、生命・財産の安全に対する種々の取り組みが行われる

## 成果

- ①住民参加型調査により危険箇所や避難経路を示す地域防災マップが作られる
- ②在来技法と現地資材を生かした環境・防災コミュニティハウスがつくられ、種々の住民活動や交流の拠点に活用される
- ③環境・防災教育への参加を通じ地域住民の環境保全や地域防災への意識が高まる
- ④環境防災と生計向上のための屋敷林や治山造林トライアルが行なわれる
- ⑤参加世帯で環境保全、地域防災および生計向上への取り組みが行なわれる

## 活動

## 投入

日本側投入

相手国側投入

## 外部条件

実施体制

- (1)現地実施体制
- (2)国内支援体制

関連する援助活動

- (1)我が国の  
援助活動
- (2)他ドナー等の  
援助活動



技術協力プロジェクト

2019年02月15日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)法・司法制度改革支援プロジェクト (英) Technical Assistance for the Legal and Judicial System Reform
対象国名	ベトナム
分野課題1	ガバナンス-法・司法
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	法制度整備・司法改革プログラム
援助重点課題	ガバナンス強化
開発課題	法整備・司法改革・行財政改革
プロジェクトサイト	ハノイ
署名日(実施合意)	2007年01月16日
協力期間	2007年04月01日 ~ 2011年03月31日
相手国機関名	(和)司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院
相手国機関名	(英) Ministry of Justice, Supreme People's Court, Supreme People's Procuracy
日本側協力機関名	法務省、最高裁判所、日弁連

## プロジェクト概要

## 背景

ベトナム政府は1986年のドイモイ政策開始以降、市場経済化への移行を進めており、さまざまな開放政策の一環として市場経済化に対応する法制度の整備を進めてきている。92年の憲法制定以降、90年代には多くの法律が整備されたが、基礎的法理論・立法技術の未発達や計画経済的思考からの移行途上にあったこともあり、この時期に制定された多くの法律が短い期間での大幅改定を余儀なくされるなどの課題を抱えていた。これを受け、ベトナム政府は00年から02年にかけて「包括的法制度整備ニーズ・アセスメントをわが国を含むドナーの全面的支援により実施し、当国の法整備・司法分野全体の問題点の洗い出しを行った上でその改善に向けた具体的方策の整理を行ってきた。こうした流れの中で、ベトナム共産党中央委員会政治局は2005年に相次いで2つの重要な決議を発表した。そのうち第48号決議「法制度整備戦略」は近代的な法治国家への転換と市場経済体制の確立を目指した2020年までのベトナム法整備及び法運用・法執行体制改善のための戦略を示しており、第49号決議「司法改革戦略」は同じく2020年までのベトナム司法制度改革の戦略を示している。

ベトナムの法制度・司法制度改革に向けた政策が明確にされる一方でベトナムにおける法制度・司法制度の改革の実現性に向けて解決しなければならない課題は引き続き多いと言わざるをえない。立法分野においては、依然として法令の不明確性、非効率性、法令間の齟齬などが見られる。司法分野においては、法曹三者とも特に地方レベルにおいて制定された法律内容が十分に理解・普及されておらず、また裁判実務能力が不十分なレベルの人材が多く、依然として不適切な裁判が行われている状況である。

こうした状況において、今回の協力では実務の改善に向けた中央当局からの支援体制の整備に支援の軸足をおきつつ、実務上の課題からのフィードバックを意識した関連法令の改正・起草支援、法曹養成支援を包括的に取り込んだ支援を行うこととなった。

上位目標 ベトナム全土で、裁判が、公平かつ説得力があり、透明で適切かつ一貫性のあるものとなる。

プロジェクト目標 パイロット地区であるバクニン省において、司法機関の業務及び法曹の能力の改善に関する経験を蓄積するとともに、その蓄積された経験を中央の司法機関、及び統一弁護士連合会が吸収、分析して活用し、これにより、中央司法機関や統一弁護士連合会の実務を支援する体

制を改善し、それらの地方組織に対する指導、助言及び支援能力が改善される。

- 成果
1. パイロット地区であるバクニン省における地方司法機関及び法曹の裁判実務の能力が改善され、パイロット地区においてそのような能力の改善に関する経験が蓄積される。
  2. 成果1の活動により得られた教訓と考え方をもとに、中央司法機関及び統一弁護士会の地方司法機関及び弁護士に対する監督及び(あるいは)指導、支援に関する制度的能力が向上する。
  3. 必要かつ時宜に応じて、裁判及び執行実務の改善に役立つ法規範文書(LNDs)が策定される(民事訴訟法、行政訴訟法、刑事訴訟法、国家賠償法、不動産登記法、改正民法等)。
  4. 成果1及び2の活動により得られた教訓や考え方に基づき、法曹養成に必要な制度的能力を強化する。

投入

日本側投入

専門家派遣

長期:チーフアドバイザー(検察官)、裁判官支援、弁護士支援、業務調整

短期:年間平均5~8名程度(裁判実務向上、民事訴訟法改正、行政訴訟法起草、国家賠償

法、戸籍法、判決執行法、法曹養成、弁護士実務等)

供与機材:パイロット地区関係機関への事務機器等

本邦研修:年間平均3、4回程度(検察制度比較研究、弁護士連合組織比較研究、民事訴訟

法改正、行政訴訟法起草、法曹人材養成のためのトレーナーズ養成、民法改正等)

在外事業強化費:各種ワーキンググループ/現地セミナーの開催、マニュアル等印刷、プロジェ

クト事務所経費等

相手国側投入

カウンターパート配置:プロジェクトディレクター(司法省国際協力局長)、プロジェクトマネー

ジャー(3名:司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院)、連絡調整担当、ワーキンググルー

プメンバー

専門家のための連絡事務室

外部条件

ベトナム政府が引き続き共産党決議48、49号で掲げている法整備・司法改革を積極的に推進

する。

法曹関係者が引き続き高いモラルを持続させる。

関連の政府機関、学識関係者が近代的法曹界の確立のために互いに連携する。

実施体制

(1)現地実施体制

長期専門家とベトナム側関係者をメンバーとするワーキンググループを活動内容毎に以下のとおり設置し、共同実施体制を取る。

バクニン省人民裁判所ワーキング・グループ

バクニン省人民検察院ワーキング・グループ

バクニン省弁護士会ワーキング・グループ(今後、設置予定)

法曹三者を対象にした合同ワーキング・グループ

法曹関係者を対象とした拡大ワークショップの開催

各法令起草ワーキング・グループ

(2)国内支援体制

学識者、法曹実務者を委員とする共同研究会を設置し、現地での活動について助言・指導を行う体制を取る。

民法共同研究会(07年4月設置済み)

裁判実務改善研究会(07年4月設置済み)

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

わが国はベトナムにおいて96年より主に民商事関連法案起草支援や法曹人材育成に、ついでこれまで10年余り協力を行ってきた(法整備支援フェーズ1(96~99年)、フェーズ2(2000~2003年)、フェーズ3(2003年~2007年))。我が国が起草支援した改正民法は05年6月に国会にて可決・成立され、同じく支援を行った民事訴訟法は04年11月に国会にて可決・成立されたほか、国家司法学院における法曹三者共通養成カリキュラム・テキストや法曹実務家を対象にした実務マニュアルの共同作成などの成果を着実に挙げている。

(2)他ドナー等の

援助活動

USAID、UNDP、DANIDA、SIDA等多くのドナーが同国法整備分野において支援を実施している。



技術協力プロジェクト

2010年10月03日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和)新産業統計構築プロジェクト (英)The Project for Establishment of New Industrial Statistics in the Socialist Republic of Vietnam
対象国名	ベトナム
分野課題1	ガバナンス-統計
分野課題2	民間セクター開発-産業基盤制度
分野課題3	情報通信技術(ICTの利活用を含む)-情報通信技術
分野分類	計画・行政-行政-統計
プログラム名	経済制度整備・運用プログラム
署名日(実施合意)	2006年07月03日
協力期間	2006年07月09日 ~ 2009年7月08日
相手国機関名	(和)統計総局(産業・建設部)
相手国機関名	(英)General Statistics Office (Department of Industry and Construction)

## プロジェクト概要

背景	<p>2002年10月21日に首相決定「2010年に向けた統計開発指針」が発表され、統計作成に関わる制度構築が統計総局(General Statistics Office、以下GSO)を中心に実施されている。最近の急速な経済発展を受けて生産、出荷、在庫などに関わる産業統計の開発が以前と比べ重要視されている。</p> <p>このような背景から、2003年9月にベトナム政府は日本政府に対して「ベトナム国生産統計開発計画調査」の実施を要請した。これを受け、2003年12月に国際協力機構は予備調査団を派遣し、GSOおよび関連機関の代表と協議を行った上で、生産統計および指数の開発に関わる実施細則(S/W: Scope of Work)を両者間で締結した。このS/Wに基づき、同機構は2004年6月から上記開発調査を開始し、2007年7月に終了する予定である。</p> <p>GSOでは上記開発調査において実施される2次にわたる試行的調査、2006年の予行調査を受けて、統計の方法論をベトナム固有の事情に照らし検証した上で、2007年から同統計を本格的に実施する計画である。しかしながら、本格調査への移行にあたっては、調査品目の選定、対象省の拡大などにあたり、さらなる技術支援が必要であり、上記開発調査終了後、指導・助言を中心とする専門家の受け入れが有効と考えられることから、GSOは日本政府に対し、ベトナムにおける新統計実施に関わる技術移転を目的とする技術協力案件の実施を要望した。</p>
上位目標	新産業統計の発行、活用を通じ、ベトナムの経済統計の信頼性が向上し、関係者によって広く活用される。
プロジェクト目標	新産業統計がタイムリーかつ国際比較可能な形で提供される。
成果	<ol style="list-style-type: none"><li>1 主要生産品目月次統計調査(MSMIP)が制度化され、GSOがこれを実施し、改善していく能力がいつそう強化される。</li><li>2 産業指数が制度化され、GSOがこれを実施し、改善していく能力がいつそう強化される。</li><li>3 新産業統計の実施に関わる個人、組織の、同統計の重要性、必要性に関する理解が促進され、統計実施にかかる能力が強化される。</li><li>4 新産業統計の利用者の、同統計の手法や重要性に関する理解が促進される。</li></ol>
活動	1-1 MSMIPの方法論をベトナムの実情に合わせ改善する。

- 1-2 ベトナム政府の承認を受け、MSMIPを制度化する。
- 1-3 調査品目の選定、調査を推進する。
- 1-4 MSMIPの実施枠組みに関し、計画、実施、定期的レビューを行う。
- 1-5 予行調査、本格調査に関わる調査質問表の検証を行う。
  
- 2-1 産業指数の方法論をベトナムの実情に合わせ改善する。
- 2-2 ベトナム政府の承認を受け、産業指数を制度化する。
- 2-3 産業指数を計算する。
  
- 3-1 新産業統計の普及に向けてPSOレベルの調査者を対象とする研修プログラムを策定する。
- 3-2 研修プログラムを定期的実施し、評価する。
- 3-3 必要に応じセミナーを開催する。
  
- 4-1 新産業統計の普及に向けて、広報、各種文書準備を推進する。
- 4-2 必要に応じセミナーを開催する。

投入

- 日本側投入 長期専門家： 1名(2年間)  
短期専門家： 数名(ただし、必要に応じて投入するものとする)  
なお、上記専門家による技術移転は、OJT(On the Job Training)、セミナー、ワークショップ、海外研修を中心に実施するものとする。
- 相手国側投入 C/P配置、事務所の提供、本格調査実施の予算措置。
- 外部条件 産業統計の実施に関するベトナム側の基本方針に変更が生じない。  
統計調査実施にかかるベトナム側予算が確保される。

実施体制

- (1)現地実施体制 統計総局、地方省統計局。
- (2)国内支援体制 計画投資省を中心とする関係省庁による合同調整委員会  
経済産業省調査統計部

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動 生産統計開発調査(2004-2007)
- (2)他ドナー等の援助活動 UNDPが全国センサス調査を支援。



技術協力プロジェクト

2012年06月09日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和)ODA運営管理能力向上プロジェクト (英)Support for the Capacity Building of Vietnam ODA Management
対象国名	ベトナム
分野課題1	ガバナンス-行政基盤
分野課題2	援助アプローチ-キャパシティ・ディベロップメント
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	行政能力向上・汚職撲滅プログラム
プロジェクトサイト	ハノイ市他
署名日(実施合意)	2005年05月20日
協力期間	2005年10月28日 ~ 2008年10月31日
相手国機関名	(和)計画投資省対外経済関係局
相手国機関名	(英)Foreign Economic Relations Department, Ministry of Planning and Investment

## プロジェクト概要

**背景**

ベトナム社会主義共和国ではODA資金やプロジェクトが、経済成長や国民の生活の質の改善に貢献しており、ODA案件数や支援額は増大傾向にある。一方、ODAの執行状況の改善、煩雑な事務手続きの簡素化、優良案件の発掘形成、円滑な案件実施、案件のモニタリング評価能力の向上等が、ベトナム政府のみならずドナーにとっても大きな課題となっており、両者が共同して様々な取り組みを行っている。

特に優良案件の発掘形成については、ベトナム政府からの要請案件が必ずしも日本を含むドナーが積極的に採択できる内容になっておらず、開発需要がドナーの支援に効率的に結びついていない状況となっている。この状況を改善するためにはベトナム政府のODA運営管理能力の強化が不可欠である。

また、ODAプロジェクトの実施機関である中央省庁及び地方省(以下「関係省庁」)の職員に、プロジェクトを企画立案するために必要な知識と技術が不足していることに加え、援助調整機関である計画投資省対外経済関係局(以下「MPI/FERD」)における案件審査業務に関する改善点も多い。MPI/FERDでは書類管理・共有が十分でなく、各職員が独自の様式で書類を作成するなど、事務処理の過程で必要以上に多くの時間と手間を費やしていることに加え、プロジェクトの審査に必要な情報がデータベース等の整備不足により共有されていない。さらに、関係省庁職員が、ベトナム政府及びドナーのODA手続きを十分に理解していないことも多く、MPI/FERDが運営しているODAウェブサイトの活用も含め積極的に情報提供を行う必要もある。

以上のことから、計画投資省ODA担当職員が効率的にプロジェクト要請書を審査できるよう、情報技術(IT)を活用して業務の効率化を図ること、関係省庁ODA担当職員に対してはODA手続きに対する理解を増進させ、実現可能性の高いプロジェクトを企画立案できる能力を高めることが求められている。

上位目標	ベトナムで実施されるODAの質が向上する。
プロジェクト目標	ベトナム政府(MPI/FERD及び関係省庁)のODA運営管理能力(プロジェクトの企画立案・審査段階)が向上する。
成果	成果1:ITを活用して、MPI/FERD内のODA運営管理業務にかかる業務環境が改善される。 成果2:関係省庁が、研修・ワークショップを通じて、ODA運営管理手続きに関する全般的な知

識と、プロジェクト企画立案に関する基礎的な技術を強化する。

活動	<p>活動1【プロジェクト運営体制の確立】(1)各メンバーの役割の明確化とプロジェクト運営組織及び合同調整委員会の確立 (2)ITシステム運営責任者の選定 (3)選定された関係省庁(保健省、農業農村開発省、交通運輸省、ハノイ市、ホーチミン市、ホアビン省、フエ省、ゲアン省)のプロジェクト責任者の選定</p> <p>活動2【ITを活用したMPI/FERD内のODA運営管理業務にかかる業務環境改善】(1)ITを活用した業務環境改善にかかる簡易調査及びベースライン調査の実施 (2)既存のODAプロジェクトデータベースの利便性改善 (3)ODAウェブサイトの改善やドナーとの連携強化を通じたプロジェクト企画立案に必要な情報の関係省庁への提供 (4)MPI/FERDが審査中のプロジェクト情報や結果を関係省庁にフィードバックするシステムの構築 (5)MPI/FERDの情報インフラ維持管理システムの強化 (6)MPI/FERDの業務フローの改善(例:プロジェクト情報ページ作成やベトナム語の文書テンプレート作成等)(7)ITの効率的な利用のための方法や技術に関する研修</p> <p>活動3【研修・ワークショップを通じた、関係省庁職員のODA運営管理手続きに関する知識、及びプロジェクト立案に関する基礎的な技術の強化】(1)ベースライン調査の実施 (2)プロジェクト企画立案にかかる研修コースの実施 (2-1)研修講師の育成 (2-2)選択された関係省庁での試行研修コースの実施 (2-3)選択された関係省庁で実施した試行研修コースの評価、研修用教材の改定、標準研修モジュール、テキスト、マニュアルの最終化 (2-4)全関係省庁を対象とした研修コースの実施 (2-5)研修実施体制の確立 (3)ODA運営管理手続きの普及 (3-1)ベトナムでの日本の協力スキーム、優先分野やODA業務手続き等に関するマニュアルの作成 (3-2)セミナー開催やウェブサイトを通じたODA業務手続きに関する情報普及促進 (3-3)(3-2)の活動に対する質疑応答を踏まえたマニュアルの改訂 (3-4)関係省庁に対する(3-2)の活動結果報告</p>
投入	
日本側投入	1. 専門家派遣: チーフアドバイザー/ODA運営管理、情報技術活用、研修計画、プロジェクト企画立案 2. 供与機材: コンピューター、ソフトウェア、研修用視聴覚機材、コピー機等 3. 研修員受け入れ: 18名 (MPI/FERD+選定された関係省庁8機関から各2名)を2回 4. 現地業務費: 研修/ワークショップ開催費用、ITシステム開発再委託費用等
相手国側投入	1. カウンターパート人件費 2. 執務スペースの提供 3. ベトナム側国内機関の調整(合同調整委員会の設置・運営を含む)
外部条件	1. 前提条件: 改定政令17号が発布され政府機関が遵守する。2. 成果達成のための外部条件: 研修を受けた職員が政府機関で継続勤務する。3. プロジェクト目標達成のための外部条件: MPI/FERDと関係省庁の職員間で、研修等を通じて習得した知識と技能が共有・普及される。4. 上位目標達成のための外部条件: ①政府・ドナーが援助効果向上にかかる取り組みを継続する。②MPI/FERDが関係省庁に対する研修・ワークショップを継続する。③ODA管理に関するITネットワークと研修の予算が確保される。5. プロジェクトによる効果が持続していくための外部条件: ①ベトナムの政治経済環境が急変しない。②ベトナムのODA政策が変わらない。
実施体制	
(1)現地実施体制	JICAベトナム事務所を中心として、現地ODAタスクフォースとも連携をはかり支援。
(2)国内支援体制	なし
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	MPI/FERDへの長期専門家派遣(援助調整)
(2)他ドナー等の援助活動	包括的ODA運営管理能力向上計画(CCBP) オーストラリア・ベトナムモニタリング・評価能力向上計画フェーズ2(VAMESP2)



草の根技協(地域提案型)

2019年03月01日現在

本部/国内機関 : 四国センター

## 案件概要表

案件名 (和)香川らしい国際協力プロジェクト(ベトナム国ハイフォン市 一般行政人材育成)  
(英)Glassroot Project with Kagawa Prefecture

対象国名 ベトナム

分野課題1 ガバナンス-地方行政  
分野課題2  
分野課題3  
分野分類 計画・行政-行政-行政一般  
プログラム名 プログラム構成外  
援助重点課題 -  
開発課題 -

署名日(実施合意) 2007年04月01日

協力期間 2007年04月21日 ~ 2010年03月21日

相手国機関名 (和)香川県

日本側協力機関名 香川県

## プロジェクト概要

背景 ベトナムは、1986年に採択されたドイモイ政策のもとで飛躍的な経済成長を達成した。しかし、経済が発展するにつれ、社会主義統制経済を念頭に置いた既存の行政制度が経済成長の制約条件となってきた。このため、ベトナムでは1990年代初頭から、国際機関や各国政府による技術支援を得ながら、抜本的な行政改革に向けた取り組みが進められている。一方、本県では、本県と地理的環境が似ており、国内・国際の経済交流点として重要な役割を果たしているベトナム第3の海港都市ハイフォンと、代表団が相互訪問するなどの交流を図ってきた。また、本県出身の青年海外協力隊が活躍するなど、草の根レベルでの協力も行っている。

こうした背景から、上記した友好関係にあるベトナムハイフォン市から、行政分野の担当者を受入れ、一般行政・行政改革に対する知見を深めていただく。行政改革については、即時に効果が出るものではないため、平成20年度、平成21年度においても、引き続き当該分野の担当者を受け入れるとともに、平成20年度からは、香川県からもフォローアップのためのシニア職員を派遣し、現場でのノウハウの定着を図り、香川らしい国際協力を推進していく。

上位目標 ベトナム国内の抜本的な行政改革に向けた取り組みが進む。

プロジェクト目標 ハイフォン市の一般行政改革への取り組みが改善する。

成果 ハイフォン市の一般行政職員の行政改革についての理解が進み、行政改革に向けた取り組みが図られる。

活動 行政分野の担当者を受け入れ、香川県庁及び自治研修所にて研修を行う。

平成19年度はハイフォン市から研修員を受入、県庁各課で研修を行い、県の行財政運営の手法や行政改革などについて理解を深める。

平成20年度は1年次研修員のフォローアップを兼ねてまず専門家派遣を実施し、現地でワークショップを開催。その後、指導者的立場にある研修員を受入、より具体的、実践的な内容の研

修を行う。

平成21年度は引続き指導的立場にある研修員を受入、一般行政研修を行う。また専門家派遣を実施し、プログラムの総括を行うとともに今後のフォロー手段について検討する。

投入

日本側投入 専門家として、県職員をベトナム国ハイフォン市に派遣する。  
相手国側投入 研修員として、ハイフォン市の行政担当者を派遣する。

実施体制

(2)国内支援体制 香川県庁との連携(委託契約)



技術協力プロジェクト

2012年06月27日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和)ハノイ交通安全人材育成プロジェクト (英)The Project for Traffic Safety Human Resource Development in Hanoi
対象国名	ベトナム
分野課題1	ガバナンス-公共安全
分野課題2	教育-職業訓練・産業技術教育
分野課題3	平和構築-治安回復
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-運輸交通一般
プログラム名	交通安全プログラム
プロジェクトサイト	ハノイ
署名日(実施合意)	2006年05月29日
協力期間	2006年07月10日 ~ 2010年03月31日
相手国機関名	(和)ハノイ市交通安全委員会、ハノイ市交通局(旧:公共事業局)、ハノイ市交通警察部 他
相手国機関名	(英)Hanoi Traffic Safety Committee, Hanoi Department of Transport, Hanoi Traffic Police Department, etc.

## プロジェクト概要

## 背景

ベトナム社会主義共和国(以下「ベ」国)では、1980年代終わりから急速に経済成長を遂げてきたが、交通量増大に伴い交通事故も増加の一途を辿り、2001年には交通事故死者数が全国で1万人を越え、2002年には1万3千人というピークを記録した。その約96%が道路交通事故(主としてバイク事故)である。ベトナム政府は、交通事故を重大な社会問題と認識し、1997年、中央に国家交通安全委員会(NTSC:National Traffic Safety Committee)、地方省ごとに交通安全委員会を設立し、本格的に交通安全に対する取組みを開始した。

首都ハノイ市では、ハノイ市交通安全委員会が設立され、交通安全対策を強く推進してきたが、交通事故数については減少してきているものの、事故死者数は2002年に532名のピークを記録して以後、横這いのままであり、依然として多い。

こうしたハノイ市の交通環境に対し、世界銀行、JBICによるハノイ市内の道路インフラ整備事業によって信号機の整備や立体交差が整備されつつあるが、こうした交通施設の整備と併せて、交通安全を担う行政職員の人材育成が強く求められている。

これまでJICAでは「ハノイ市における道路交通安全にかかる基礎調査(在外基礎調査、2003-2004年度)」、「交通安全強化促進プログラム(フェーズ1(2001年度)、フェーズ2(2003-2004年度))」を通じて、ハノイ市の交通安全状況調査とキムマー(通り)~コーザイ(通り)区間を対象区間としたモデル事業の実施・検証を行い、1つの交通安全の改善モデルを提示した。今般、こうした実績を踏まえ、ベトナム政府から、ハノイ市を対象とした、交通安全を担う行政職員の能力向上に係るプロジェクトをわが国に要請してきたものである。本プロジェクトは、ハノイ市の交通安全の向上を図るため、上記改善モデルをさらに継続・発展させて、交通取締り、交通技術、交通安全教育の3つの観点から、ハノイ市の交通安全対策(改善案)をモデル事業として実施・検証するとともに、同事業の成果を踏まえた研修コースを立ち上げ、ハノイ市の交通安全を担う行政職員の能力向上を図ることを目的とする。

上位目標 ハノイ市において道路交通状況が改善される。

プロジェクト目標 ハノイ市における交通安全対策が改善される。

成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>1: ハノイ市で交通安全対策に係る立案、実施、評価の体制が確立される。</li> <li>2: ハノイ市交通警察部の交通警察官の交通取締り(交通規制・取締り)能力が向上する</li> <li>3: ハノイ市公共事業局の交通監査官の交通取締り(交通規制・取締り)に関する能力が向上する</li> <li>4: ハノイ市公共事業局職員の交通技術(交通管理・交通技術)に関する能力が向上する。</li> <li>5: ハノイ市交通安全委員会職員の交通安全教育・啓発活動に関する能力が向上する。</li> </ul>
活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-1プロジェクトの実施体制を確立する。</li> <li>1-2ハノイ市の交通安全にかかる課題及び改善点を整理する。</li> <li>1-3ハノイ市の総合的な交通安全対策を策定する。</li> <li>1-4ハノイ市の交通安全人材育成計画を策定する。</li> <li>1-5モデル事業の評価結果を踏まえて、上記の対策の見直しを図る。</li> <li>1-6国家交通安全委員会に対して、制度・規則の改善を提案する。</li> <li>2-1交通安全改善のための総合的モデル事業の立案・実施・評価を行う。</li> <li>2-2交通警察官の研修プログラム(交通取締り)のカリキュラムを開発する。</li> <li>2-3交通警察官の研修プログラム(交通取締り)の教材を開発する。</li> <li>2-4 実地訓練を通じて講師を育成する。</li> <li>2-5 対象組織に必要な能力開発パイロット事業を立上げ、実施し、評価する。</li> <li>2-6 研修、セミナーの実施・評価・改善を行う。</li> <li>3-1交通安全改善のための総合的モデル事業の立案・実施・評価を行う。</li> <li>3-2交通監査官の研修プログラム(交通取締り)のカリキュラムを開発する。</li> <li>3-3 交通監査官の研修プログラム(交通取締り)の教材を開発する。</li> <li>3-4 実地訓練を通じて講師を育成する。</li> <li>3-5 対象組織に必要な能力開発パイロット事業を立上げ、実施し、評価する。</li> <li>3-6 研修、セミナーの実施・評価・改善を行う。</li> <li>4-1交通安全改善のための総合的モデル事業の立案・実施・評価を行う。</li> <li>4-2ハノイ公共事業局職員の研修プログラム(交通技術)のカリキュラムを開発する。</li> <li>4-3ハノイ公共事業局職員の研修プログラム(交通技術)の教材を開発する。</li> <li>4-4 実地訓練を通じて講師を育成する。</li> <li>4-5 対象組織に必要な能力開発パイロット事業を立上げ、実施し、評価する。</li> <li>4-6研修、セミナーの実施・評価・改善を行う。</li> <li>5-1交通安全改善のための総合的モデル事業の立案・実施・評価を行う。</li> <li>5-2 実地訓練を通じて、ハノイ市交通安全委員会の担当職員を育成する。</li> <li>5-3 対象組織に必要な能力開発パイロット事業を立上げ、実施し、評価する。</li> <li>5-4テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを活用して、広報活動を行う。</li> </ul>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 専門家派遣(短期): チーフアドバイザー/交通安全計画、交通管理計画/交通施設計画、交通規制・取締り計画、交通安全教育、交通安全広報活動、研修計画/モデル事業計画</li> <li>2. 供与機材: 研修用機材、事務機器等</li> <li>3. 現地業務費: 研修/セミナー開催費用、研修用テキスト製作費用、交差点・道路の改良工事費、広報活動費用等</li> <li>4. 研修員受け入れ: 年間3~5名程度</li> </ul>
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. C/P及び研修講師の配置</li> <li>2. 専門家執務室の提供</li> <li>3. 研修用スペースの提供</li> <li>4. メディアによる広報費用の負担</li> </ul>
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 上位目標のための外部条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハノイ市の交通安全対策実施のための適切な予算が確保される。</li> <li>・本プロジェクトで開発された研修プログラムを活用して、ハノイ市が研修を継続する。</li> <li>・ハノイ市交通安全委員会が、国家交通安全委員会と連携し、プロジェクトによる制度・規則の改善提案を推進する。</li> </ul> </li> <li>2. プロジェクト目標達成のための外部条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練を受けるカウンターパートが同じ職場に留まる。</li> </ul> </li> <li>3. 前提条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家交通安全委員会及び関連機関の積極的な支援が確保される。</li> </ul> </li> </ul>
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>合同調整委員会、プロジェクト運営委員会、その下にワーキンググループを設置する。合同調整委員会については、ハノイ市人民委員会副委員長(ハノイ市交通安全委員会委員長)を委員長とし、ハノイ市交通局、ハノイ市交通警察部等ほかハノイ市の交通安全担当機関のハノイ市の代表のみならず、国家交通安全委員会、公安省、交通運輸省等の中央省庁からも参加し、ハノイ市での事業が将来全国へと裨益することを旨とする。警察庁を中心とする支援体制。</p>
(2)国内支援体制	
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>JICA:「全国交通事故調査(在外基礎調査、2001-2002年度)」  「ハノイ市における道路交通安全にかかる基礎調査(在外基礎調査、2003-2004年度)」、「交通安全強化促進プログラム(フェーズ1(2001年度)、フェーズ2(2003-2004年度))」  「道路交通安全マスタープラン策定計画(2007年度~2008年度(予定))」</p> <p>円借款:「ステークホルダーによる都市間幹線道路交通安全プログラムの形成」(提案型調査、2005年度)  「交通安全強化事業」(計画中、2006年度SAPROF実施)</p>

(2)他ドナー等の  
援助活動

世界銀行が9つのプロジェクトから構成される交通安全プロジェクトを開始(2005-)。



草の根技協(パートナー型)

2015年06月26日現在

本部/国内機関 : 東京国際センター

## 案件概要表

案件名 (和)ベトナムにおける地域リハビリテーション及び障害当事者エンパワ  
(英)---

対象国名 ベトナム

分野課題1 社会保障-障害者支援

分野課題2

分野課題3

分野分類 人的資源-人的資源-人的資源一般

プログラム名 保健医療サービスの質の改善プログラム

援助重点課題 社会・生活面の向上と格差是正

開発課題 基礎社会サービス向上

プロジェクトサイト ホーチミン市中央部、5,6,8,10,11区

署名日(実施合意) 2005年12月28日

協力期間 2006年01月01日 ~ 2008年12月21日

相手国機関名 (和)学校法人 国際医療福祉大学

相手国機関名 (英)International University of Health and Welfare.

## プロジェクト概要

## 背景

ベトナムでは、近年の高度経済成長に伴い、ライフスタイルの変化に由来する脳血管障害や、交通事故の増加による頭部外傷や脊髄損傷に起因して身体障害者が増加している。しかし、ベトナムの身体障害者リハビリテーションの内容は、物理療法を主体とした疼痛軽減に向けた治療が中心となっており、身体障害者の自立生活や社会参加を支援する地域リハビリテーション活動が未発達のため、殆どの身体障害者が社会から閉ざされた在宅生活を送っている。また、身体障害者と生活を共にする家族に対しても、日常生活の中で必要となる適切な介護方法などについての情報が十分に提供されていない。国連の「障害者の機会均等化に関する標準規則」に照らして、これら身体障害者に対する地域リハビリテーションを確立し、さらには障害当事者エンパワメントも含めた、身体障害者の支援事業を展開する必要性は極めて大きい。上記のようなベトナムにおけるリハビリテーション事情において、多様化した身体障害像や生活様式及び個々人のニーズに対応するためには、訪問活動や個別・集団リハビリテーションを通じた日常生活訓練や社会技能訓練、家族への介護技術指導などの地域リハビリテーション・サービス体制を確立することが急務となっている。さらに、障害者リーダー養成や障害当事者によるコミュニティへの啓発活動などといったエンパワメントを含めた身体障害者支援活動も必要である。以上から、本事業ではホーチミン市のチョーライ病院理学療法部と協力し、地域リハビリテーション活動を実施すると共に、オープン大学ソーシャルワークセンター障害者リソース開発部門と協力し、エンパワメント活動を展開する。

上位目標 本事業が、チョーライ病院の現地国内研修を通して、ホーチミン市及びベトナム南部22省の主要リハビリテーション施設に紹介され、身体障害者に対する地域リハビリテーションや障害当事者エンパワメントなどを通じた、身体障害者支援活動への意識が向上する。

プロジェクト目標 チョーライ病院の理学療法部に設立した「身体障害者支援センター」を基点として、リハビリテーション専門職と身体障害当事者団体が協働して、事業対象地域の身体障害者とその家族、さらには地域住民に対し、身体障害者支援活動を持続的に実施できるようになる。

成果 1. チョーライ病院の理学療法部に「身体障害者支援センター」が設立され、リハビリテーション専門職が、身体障害者に対する日常生活訓練や社会技能訓練に関するアセスメントやプログラムを実施できる知識と技術を獲得し、日本人専門職と共に、地域リハビリテーション体制を確

立する。2. リハビリテーション専門職が、日本人専門職と共に、事業対象地域の身体障害者およびその家族に対して、日常生活訓練や社会技能訓練、家族への介助技術指導等の地域リハビリテーション活動を行う。3. オープン大学応用ソーシャルワークセンターの「障害者リソース開発部門」が中心となり、地域リハビリテーションサービスを受けた身体障害者の中の数名をリーダーとして養成する。また、「身体障害者支援センター」の利用者及びその家族を主体とする「身体障害当事者団体」を育成する。4. 身体障害当事者団体が、「身体障害者支援センター」を基点として、障害当事者エンパワメント活動を展開する。5. リハビリテーション専門職と身体障害当事者団体が協働して、「身体障害者支援センター」を基点として、身体障害者支援活動を持続的に実施できるようになる。

#### 活動

1. -1 チョーライ病院におけるリハビリテーションサービスに関する調査を実施する。また、現サービスと障害当事者のニーズの整合性を検討し、今後の支援の方針を決定する。1. -2 チョーライ病院の理学療法部内に「身体障害者支援センター」を設立し、地域リハビリテーション活動に必要な器具等を整備する。1. -3 「身体障害者支援センター」における地域リハビリテーション活動に関する担当者を配置する。1. -4 地域リハビリテーション担当者に対し、日本人専門職が、地域リハビリテーション活動に関する目的・アセスメント方法・プログラム計画などについて、現地及び日本において、知識及び技術の向上に向けた研修を実施する。1. -5 「身体障害者支援センター」における地域リハビリテーション活動について、日本人専門職と地域リハビリテーション担当者が、それぞれの活動における役割分担やスケジュール、担当障害者の決定、予算等を確定する。2. 地域リハビリテーション担当者が、日本人専門職と共に、事業対象地域の身体障害者及びその家族に対して、上記の地域リハビリテーション活動を行う。3. -1 「障害者リソース開発部門」から、「身体障害者支援センター」における身体障害者のエンパワメント活動に関する担当者が配置される。3. -2 上記のエンパワメント活動に関する担当者が中心となり、地域リハビリテーションサービスを受けた身体障害者の中の数名をリーダーとして養成する。4. 「身体障害当事者団体」が、「身体障害者支援センター」を基点として、障害当事者エンパワメント活動を展開する。5. -1 地域リハビリテーション担当者と身体障害当事者団体が協働して、「身体障害者支援センター」における活動の持続的実施に向けて、支援体制及び内容のを行う。5. -2 地域リハビリテーション担当者と身体障害当事者団体が協働して、「身体障害者支援センター」を基点として、身体障害者支援活動を持続的に実施する。

#### 投入

##### 日本側投入

人材：プロジェクトマネージャー1名、プロジェクトアドバイザー1名、短期専門家(現地技術指導)4名 資機材：電動三輪車1台、装具作成用ヒートガン1台、治療用マット2個、エクササイズブロック1個、トリートメントテーブル1脚、スタンディングテーブル1脚、エアロバイク1台、排泄支援機器1台、歩行支援機器1台、手指機能検査器具1個、角度計1個

##### 相手国側投入

人材：チョーライ病院：研究研修部長、理学療法部長、理学療法士2名 オープン大学：障害者リソース開発部門ディレクター 身体障害当事者1名 資機材：リフト付バン1台、モーターバイク1台、平行棒1台、PC1台、プリンター1台、デジタルカメラ1個



開発調査

2012年06月23日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

## 案件概要表

案件名	(和)持続可能な総合運輸交通開発戦略策定調査 (英)Comprehensive Study on the Sustainable Development of Transport System in Vietnam
対象国名	ベトナム
分野課題1	運輸交通-運輸交通行政
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-運輸交通一般
プログラム名	幹線交通網整備プログラム
プロジェクトサイト	ベトナム全国
署名日(実施合意)	2007年07月06日
協力期間	2007年12月21日 ~ 2010年05月31日
相手国機関名	(和)交通運輸省 交通開発戦略研究所
相手国機関名	(英)Transport Development and Strategy Institute (TDSI), Ministry of Transport (MOT)

## プロジェクト概要

背景	<p>1999年から2001年にかけて実施されたJICA開発調査「ベトナム国運輸交通開発戦略調査 (The Study on the National Transport Development Strategy in the Socialist Republic of Vietnam: VITRANSS)」においては、米越貿易の再開やASEAN加盟による海外直接投資の急増等、当時の経済の大転換を反映しつつ、各運輸サブセクター(道路、鉄道、内陸水運、海運・港湾、航空)のマスタープラン及び個々のプロジェクトが統合的な形で提案された。本調査は当該セクターにおける開発政策のバックボーンとなっており、事実、この6年間においても、同調査で提案された計画が数多く事業化されている。</p> <p>VITRANSSが実施されて以降、ベトナム国の運輸交通インフラは幹線交通網を中心に着実に整備・改善されてきた。しかしながら、同国の経済成長には目覚ましいものがあり、2003年以降で見ると、GDP成長率は年率8%前後と高率で推移し、直接投資も年率40%ペースで増大している。また、2004年に実施したVITRANSSのレビューによれば、特にハノイ市・ホーチミン市を含む南北経済コリドーを中心に、物流・人流ともVITRANSSの予測以上のペースで拡大しており、AFTA及びWTOへの加盟以降、グローバル経済への統合も一層進んでいることも相俟って、運輸交通需要の拡大が続いており、運輸インフラ整備計画の改定が急務となっている。また、VITRANSSで指摘された制度・体制面の整備やインフラストラクチャーの維持管理能力の向上等、ソフト面における課題の解決は相対的に進んでいない。</p> <p>こうした中で、運輸交通分野における政策／制度改善とともに、限られた財源をもって、既存施設の維持管理と新規建設のバランスが取られた投資計画に基づいた効率的な運輸交通ネットワーク整備の方策を示した総合運輸交通計画の策定が必要とされている。なお、ベトナムのズン首相からは、2007年10月の安倍総理との会談の際に、「南北高速鉄道」及び「南北高速道路」の支援に係る日本への強い期待が表明されており、両事業に係る実現可能性についても、本調査において検討することが求められている。</p>
上位目標	ベトナム国における効率的な国家資源・財源の利用を前提とした全国運輸総合交通計画により、運輸インフラの整備と各地域の統合が図られるとともに、同国における経済発展と貧困削減が促進される。
プロジェクト目標	ベトナム国の要請に基づき、運輸交通分野において、①運輸交通分野における長期(2030年まで)の開発戦略、②中期(2020年まで)のマスタープラン、③短期(2015年まで)の投資計画を

策定・提案すること。

## 成果

1. 計画策定
  - ・持続可能な運輸交通開発戦略の策定(目標年次:2030年)
  - ・運輸交通マスタープランの策定(目標年次:2020年)
  - ・優先投資プログラムの策定(目標年次:2011年~2015年)
  - ・南北高速鉄道計画の概略検討
  - ・南北高速道路網マスタープランの策定(優先区間のプレF/S作成およびITS/ETC導入に向けた基本計画を含む)
2. 技術移転:調査を通して総合運輸交通開発戦略策定についての技術が移転される。

## 活動

1. 運輸セクター全般に係る既存の計画・法政令等のレビュー及び情報収集
  - (1) 既存の運輸交通システムに係るデータの分析
  - (2) 既存の運輸交通開発計画、国家・地域開発計画のレビュー
  - (3) 法令及び制度のレビュー
2. 社会経済調査及び需要予測
  - (1) 各種交通調査の実施(官民双方の関係機関へのインタビュー、交通量調査を含む)
  - (2) 交通(人流・物流)需要予測
3. 上記(2)に基づく、長・中・短期の運輸交通開発計画の策定
  - (1) 長期運輸交通開発戦略(~2030年)の策定
    - ・交通モード毎、地域毎の開発戦略の策定(交通ネットワーク全般に係る分析を含む)
    - ・長期投資計画の策定
  - (2) 中期運輸交通マスタープラン(~2020年)の策定
    - ・中期的な開発プロジェクトの選定
    - ・プロジェクト実現に向けた投資計画、組織計画等の策定
  - (3) 短期優先投資プログラム(2010年~2015年)の策定
    - ・短期開発プロジェクトの選定
    - ・戦略的環境社会配慮に係る調査の実施
    - ・プロジェクトに係る経済財務分析と実施計画(組織体制、事業化資金の検討を含む)の策定
4. 上記2. 及び3. と整合的な南北高速道路網マスタープラン(ITS/ETC導入に向けた基本計画を含む)の策定
  - (1) 高速道路及び施設計画の策定
  - (2) 実現に向けた投資計画、組織計画の策定
  - (3) ベトナム国環境社会配慮関連法制度及びSEA実施方法の確認と整理
  - (4) 持続可能な料金制度、整備手法の検討、民間参入に係る可能性の検討
  - (5) 優先プロジェクトの選定
  - (6) プレフィージビリティレベル検討の実
  - (7) 環境社会配慮調査の実施
5. 上記2. 及び3. と整合的な南北高速鉄道計画の実現可能性検討
  - (1) 整備内容の概略検討
  - (2) 事業費積算、経済・財務分析
  - (3) 整備手法、民間参入に係る可能性の検討
  - (4) 運営・維持管理体制骨子の策定
  - (5) 総合評価と提言

(注:特に「高速道路」及び「高速鉄道」についてはベトナム政府の強い関心に鑑み、調査の進捗等について関係者との間で適切に情報共有を行っていく必要がある。)

## 投入

### 日本側投入

1. 調査団
  - 総括／総合交通計画
  - 副総括／需要予測・交通計画モデル
  - 副総括／道路整備計画
  - 副総括／鉄道開発計画
  - 地域開発・社会経済フレーム
  - 交通調査・解析
  - 道路計画
  - 道路施設計画
  - 陸上交通・物流
  - 鉄道施設計画
  - 鉄道輸送計画
  - 港湾計画
  - 内陸・沿岸水運計画
  - 国際海運計画
  - 航空計画
  - 積算・設計
  - 地盤・土質
  - 自然条件
  - 経済分析
  - 財務分析
  - 環境影響分析
  - 社会環境配慮
  - 制度・財政

組織運営・経営  
等

2. 国内支援委員会

総合交通計画

物流計画

高速鉄道計画

高速道路計画

相手国側投入

1. カウンターパートの設置

2. ステアリングコミッティー及びワーキンググループの設置

外部条件

協力相手国内の事情

政策的要因: 政変交代等により提案事業の優先度が低下しない。

行政的要因: 当該分野に対する予算が適切に配分される。

経済的要因: 経済状況変化により開発資金が不足しない。

社会的要因: 周辺地域の政情不安が増加しない。

実施体制

(1)現地実施体制

ステアリングコミッティー及びワーキンググループ

(2)国内支援体制

国内支援委員会

※国内会議には国内関係機関(外務省、国土交通省、財務省、経済産業省、JBIC、JETRO)も参加する。

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

運輸交通開発戦略調査(1999-2000)

ホーチミン都市交通計画調査(2002-2004)

ハノイ市総合都市開発計画調査(2004-2007)

(2)他ドナー等の

援助活動

他ドナー等の援助活動

運輸交通パートナーシップグループ(WB、ADB等)

“Expressway Network Development Plan Project”(2005-2007、ADB)

“The Feasibility Study for Building and Electrifying the new 1,435mm

Gauge Double Track”(2005-、KOICA)



有償技術支援－附帯プロ

2011年04月12日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

## 案件概要表

案件名	(和) 港湾管理制度改革プロジェクト (英) Improvement of Port Management System in Viet Nam
対象国名	ベトナム
分野課題1	運輸交通-運輸交通行政
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-港湾
プログラム名	幹線交通網整備プログラム
署名日(実施合意)	2005年02月01日
協力期間	2005年02月01日 ~ 2008年11月30日
相手国機関名	(和) 運輸省海運総局
相手国機関名	(英) Vietnam Maritime Administration (VINAMARINE)

## プロジェクト概要

## 背景

ドイモイ政策以降の市場経済化、対外開放政策の進展に伴い、ベトナム国港湾における総取扱貨物量は1996年からの5年間で2倍以上とVITRANSS(ベトナム運輸交通開発戦略調査)の需要予測を上回るペースで急増している。

一方、港湾運営面での非政府セクターによる管理運営体制の導入といったソフト面での取り組みは相対的に遅れている。カイメップ・チーバイ港の港湾運営については、JICAベトナム南部港湾開発計画調査では、同国の物流コスト及びリードタイムの低減を図るため、基本施設の開発・所有・管理は新しく設立する港湾管理者が担う一方で、ターミナルの運営は民間オペレーターに長期貸付けすべき、と提言した。ベトナム政府では、開発調査の提言に基づき、今後海運総局が中心となり、ランドロード型の港湾管理者を新しく設立すると共に、ターミナルに関しては外資も含めた非政府港湾オペレーターに運営参入させる方針である。また、本来各港の港湾管理者である海運総局の権限は、航路の管理や入出港手続きに限られており、港湾管理者として主体的な管理運営の実施、戦略的な開発投資や適切な維持管理の実施を進めることが困難な状態であるとともに、非政府セクターに港湾運営を委託化し効率的に港湾管理・振興を行う能力・経験がない。他方、同国の荷役活動を含めた港湾運営に関しては、関係省庁や海運総局の国営企業が直営で行っており、非効率な体制になっている。また、同国の港湾管理・運営に関する制度は、岸壁等の施設の所有・管理を行う港湾管理者と荷役などの港湾活動を行う港湾オペレーターを明確に区分していない等制度的な欠陥もある。

したがって、同国において港湾運営に非政府セクターの参入を導入するためには、官民の適切な役割分担等を十分に事前検討し、規制体系を整備した上で、一般入札制度等によるオペレーター選定を行う必要がある。また、新しい港湾管理者の立ち上げに際しても、港湾計画制度の確立、その基礎資料となる統計制度の確立や、各種手続きを効率化するための港湾情報システムの構築等、港湾行政・管理能力の向上が緊急的な課題となっている。

上位目標 ベトナムの港湾行政・港湾管理体制が改善される。

プロジェクト目標 1) VINAMARINEの港湾行政及び港湾管理体制が改善される。2) ベトナムのゲートウェイ港湾において、ターミナル運営が効率化される。

## 成果

1) VINAMARINEのゲートウェイ港湾の運営・振興戦略作成能力が強化される。2) VINAMARINEが、非政府セクターの港湾運営参入を促進するため、港湾管理・運営に関する官民の役割を明確にする。3) VINAMARINEが、港湾運営の非政府セクター参入を促進するため、港湾に関する規制体系を整備する。4) VINAMARINEの非政府セクターの港湾オペレー

ター選定書類作成能力が向上する。5)VINAMARINEの港湾行政・管理能力が強化される。  
6)VINAMARINEが策定する全国港湾マスタープランと、本件にて導入支援する基本方針、その他港湾管理制度が整合のとれたものとする。

活動

- 1)VINAMARINEのゲートウェイ港湾の運営・振興戦略作成能力が強化される。
  - 1-1 ベトナム国の港湾・海事活動を分析する。
  - 1-2カイメップ・チーバイ港の物流実態調査を実施する。
  - 1-3ゲートウェイ港に関する市場及び競争環境分析する。等
- 2)VINAMARINEが、非政府セクターの港湾運営参加を促進するため、港湾管理・運営に関する官民の役割を明確にする。
  - 2-1 港湾管理・運営に係る技術的・経済的な規制を分析する。
  - 2-2 非政府セクターの港湾運営参加の規制を分析する。
  - 2-3 非政府セクターの港湾運営参加に関するリスク分析・コスト分担を検討する。等
- 3)VINAMARINEが、港湾運営の非政府セクター参加を促進するため、港湾に関する規制体系を整備する。
  - 3-1 インフラの管理・運営の非政府セクター参加に係る規制を分析する。
  - 3-2 港湾労働に関する法・規制を分析する。
  - 3-3 非政府セクター参加を促進するための法・規制体系案が整備される。等
- 4)VINAMARINEの非政府セクターの港湾オペレーター選定書類作成能力が向上する。
  - 4-1 標準入札書・標準契約書を作成する。
  - 4-2 カイメップ・チーバイ港のビジネスプラン及び財務モデルを作成する。
  - 4-3 適切なリスク管理方策を作成する。等
- 5)VINAMARINEの港湾行政・管理能力が強化される。
  - 5-1 港湾の保安計画を作成する。
  - 5-2 各港湾の所有・整備・管理・運営体制に関する現況調査を実施する。
  - 5-3役割分担に応じた港格分類する。等
- 6)VINAMARINEが策定する全国港湾マスタープランと、本件にて導入支援する基本方針、その他港湾管理制度が整合のとれたものとする。
  - 6-1 港湾及び航路に関する評価方法の技術移転。
  - 6-2 港湾内個別施設に関し、マスタープランに照合して開発許可を判断するための評価方法に関する技術移転。
  - 6-3 港湾・航路の開発・保全基本方針案をマスタープランに組み入れるよう技術移転する。
  - 6-4 マスタープラン策定作業に関する全般的な助言・指導。等

投入

日本側投入

○専門家派遣(12名) 1)チーフアドバイザー、2)非政府セクター事業参加、3)港湾管理、4)港湾運営、5)維持管理計画、6)海運経営、7)財務・プロジェクトファイナンス、8)事業権契約書、9)法制度、10)港湾情報システム、11)港湾保安、12)企画調整員

相手国側投入

○カウンターパートの設置(港湾管理改善計画策定・カイメップ・チーバイ港港湾管理者設立に関するタスクフォース及びその他メンバー) ○執務スペースの提供/運営コストの確保

外部条件

カイメップ・チーバイ港がスケジュールどおり整備されているかどうか

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

ベトナム国 カイラン港拡張計画調査 1993年～1994年 中部重点地域港湾開発計画調査 1996年～1998年 南部港湾開発計画調査 2001年3月～2002年12月 カイメップ・チーバイ国際港湾ターミナル建設計画詳細設計調査 2004年8月～2006年1月 カイメップ・チーバイ港整備事業(円借款)2005年～



開発調査

2010年06月04日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

## 案件概要表

案件名	(和)鉄道に係る技術規準及び標準策定支援調査 (英)Building the National Technical Regulation and Standard Set for Railway
対象国名	ベトナム
分野課題1	運輸交通-全国交通
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-道路
プログラム名	幹線交通網整備プログラム
署名日(実施合意)	2007年10月30日
協力期間	2008年2月15日 ~ 2009年4月30日
相手国機関名	(和)交通運輸省 鉄道局
相手国機関名	(英)Vietnam Railway Administration (VNRA), Ministry of Transport

## プロジェクト概要

背景	<p>ベトナム鉄道は120年以上前に開発されたものの、ベトナム戦争中に破壊され、それ以降は維持管理や改善に対して、適切に投資がなされていない。インフラは老朽化し、機関車と客車は古く、輸送量は小さく、エネルギー効率も悪い。計画経済の影響により、鉄道経営は立ち遅れている状態である。そのため他の輸送手段(モード)と比較して、鉄道セクターは物流における競争力も低い。</p> <p>近年の改革の流れを受けて、国会において鉄道法が承認され、市場(民間)の力でこのセクターを開発し、開かれた競争原理に基づく鉄道市場を作ることとされた。このため、現在のような政府による独占保有状態から、将来は数多くの企業による参入が予想される。</p> <p>しかし現在、ベトナム鉄道は技術標準を持っていない。今後、投資を呼び込み、鉄道セクターの近代化を図るためにも、インフラや輸送設備を適切に導入し、互換性あるものとするためにも、整合性の取れた技術標準の導入が求められている。</p>
上位目標	ベトナム大都市(ハノイ市及びホーチミン市)において、安全かつ円滑な交通が確保される。鉄道技術基準の策定により、ベトナムにおける都市交通システムが改善され、同分野における投資環境が整備される。
プロジェクト目標	鉄道技術基準が策定され、オーソライズされる。
成果	以下に係る実効性の高い技術基準が策定される。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 鉄道事業:線路・橋梁・トンネル・排水溝・建物等の建設</li><li>・ 信号、通信</li><li>・ 車輛</li><li>・ 鉄道システムの運用</li><li>・ 都市鉄道基準</li></ul>
活動	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 参考資料収集</li><li>2. 既存基準、日本や他国の技術基準に基づくベトナム鉄道技術基準の編集</li><li>3. 国内外の研修、セミナー、会合等の実施</li></ol>
投入	
日本側投入	・ 専門家6人(プロジェクトマネージャー・鉄道建設(線路・橋梁・トンネル・排水溝・建物等)・信号、

	通信・車輛・鉄道システムの運用・都市鉄道基準)
	・日本と第3国における研修、セミナー、ワークショップ
	・機材( プロジェクター1台、コンピューター6台、ファックス1台、エアコン1台、ノートパソコン1台)
相手国側投入	・資料購入費、専門家の給料や諸経費、他の経費
	・運輸省鉄道管理局: 受入担当職員2名(プロジェクト・マネージャー(Vice chairman)+調整員1名)
	・オフィススペース
外部条件	1. 政策的要因: 政変交代等により提案事業の優先度が低下しない。
	2. 行政的要因: 当該分野に対する予算が適切に配分される。
	3. 経済的要因: 経済状況変化により開発資金が不足しない。
	4. 社会的要因: 周辺地域の政情不安が増加しない。
実施体制	
(1)現地実施体制	アドバイザーコミッティ及びテクニカルワーキンググループ
(2)国内支援体制	国内支援委員会 ※国内会議には国内関係機関(外務省、国土交通省、経済産業省、JBIC)も参加する。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	1) 我が国の援助活動 円借款によりホーチミン市都市交通改善事業(大量高速輸送1号線東区間)を支援予定。右事業の国内評価に必要となるSTRASYAに係る情報の提供などもSAPROFを通じて実施。
	2) 他ドナー等の援助活動 ADBによるHCMC大量高速輸送2号線に係る調査、HCMC都市交通網マスタープランレビューT/Aが予定されている。(2006年10月開始予定。)
(2)他ドナー等の援助活動	【ADB】 ・ホーチミン市都市鉄道計画支援調査【2号線、3号線】(2007～) 【その他】 ・ドイツによる鉄道法策定支援(2004年) ・中国によるホーチミン市都市鉄道【4号線】計画調査(2007)、ハノイ市都市鉄道(2号線南西区間)計画調査(2007) ・フランスによるハノイ市都市鉄道【3号線】計画調査(2006～)



個別案件(専門家)

2010年11月26日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和) 鉄道計画管理アドバイザー (英) Advisor on Railway planning and management
対象国名	ベトナム
分野課題1	運輸交通-全国交通
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-鉄道
プログラム名	幹線交通網整備プログラム
プロジェクトサイト	主にハノイ市
協力期間	2007年09月24日 ~ 2009年09月24日
相手国機関名	(和) 交通運輸省 ベトナム鉄道局
相手国機関名	(英) Vietnam Railway Administration (VNRA), Ministry of Transportation
日本側協力機関名	国土交通省

## プロジェクト概要

## 背景

ベトナムは、1986年に行ったドイモイ政策によって経済が順調に成長してきている。近年の急速な経済成長に従って、旅客および貨物の輸送ニーズが増加している。さらに、2007年1月11日にWTOに加盟し、世界経済への本格的な統合が始まり、輸送ニーズが更に加速する見込みである。

この状況の中、ベトナムの運輸セクターの一部を担っている鉄道は、120年前に開業し、ベトナム戦争によって破壊された後、維持管理や改善に十分な取り組みがなされてきていない。そのためインフラは老朽化し車両などの施設も古く、エネルギー効率も悪い。長年の中央による計画経済によって鉄道の維持管理運営能力は遅れをとっている。また、鉄道産業は、国家による独占企業であるなど、旧来型の構造のために、鉄道は投資可能性や貿易競争力という点で、道路や港湾など他のモードと比較すると力が弱い。

鉄道を近代化するため、2020年を目標とした鉄道分野における新しいマスタープランが2002年に首相承認されたが、下記の状況変化により、同マスタープランの改定の必要性が高まっている。第一に、都市部においては、深刻な交通問題を改善するためにハノイ市とホーチミン市における鉄道網を整備することは緊急の課題となっている。第二に、都市間鉄道については、ベトナム国道開発の軸とすべく、日本の技術や知見を活かした南北高速鉄道整備事業の検討が2006年10月に日越共同声明に謳われた。

都市鉄道整備には巨額の投資が必要であるため、自国予算に限りがあるベトナムは、諸外国の支援に頼ることが必至である。しかし、各国がそれぞれの路線の整備を、別々の技術基準に従って支援すれば、路線間の乗り入れが困難となり、運営のための人材育成、維持管理施設の共有による効率化などができず、問題点が多い。従って、こういった問題を排除できるような鉄道技術基準を策定することが緊急の課題である。

さらに、ベトナム鉄道局は2003年に設立されたばかりであり、組織体制や運営についての改善に取り組んでいるところ、アドバイザーの派遣が望まれて、2007年9月から2008年9月まで、JICAから専門家が派遣された。専門家が派遣されてから、鉄道開発マスタープランへのアドバイスが行われたが、引き続き鉄道分野の行政管理および鉄道事業評価手法に係るアドバイスが必要であり、同専門家の派遣期間延長が要請された。

上位目標 ベトナム鉄道局が伝達されたノウハウを活用し、鉄道セクターを適切に計画、管理する。

プロジェクト目標 ・ベトナム鉄道局の組織、人材、技術的側面が改善される。

	・日本によるODA事業が円滑・効率的に行われる。
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道マスタープランに対する助言が活かされ、それぞれの内容に反映される。</li> <li>・鉄道技術基準に対する助言が活かされ、それぞれの内容に反映される。</li> <li>・ベトナム鉄道局の組織体制・管理手法に関する助言が組織改善に反映される。</li> </ul>
活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道セクターに関する文献のレビュー</li> <li>・ハノイ市やホーチミン市における運輸交通マスタープランを考慮にいれながら、国家レベルのマスタープランに対するアドバイスを行う</li> <li>・鉄道事業者の管理手法に関する調査</li> <li>・プロジェクト管理や組織管理に関してのVNRAに対する助言</li> <li>・VNRAがプロジェクトを優先度に基づき選定するための支援</li> <li>・鉄道に係わる日本の法規定および費用便益分析手法を伝達する</li> </ul>
投入	
日本側投入	・長期専門家:24ヶ月×1名(新任専門家の派遣)
相手国側投入	カウンターパートの配置、執務スペースの提供
外部条件	
実施体制	
(1)現地実施体制	カウンターパートはベトナム鉄道局(VNRA)局長
(2)国内支援体制	
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>「持続可能な総合運輸交通開発戦略策定調査」の中に、南北高速鉄道整備事業の初期的な検討が行われるため、右検討に係る助言も期待される。</p> <p>また、「鉄道基準策定支援」に対し、行政機関の観点からの検討への支援も期待される。</p> <p>つぎに、JBICで予定している「ホーチミン都市鉄道システム(ホーチミン地下鉄)」や今後JICA技協で協力を検討している「都市鉄道人材育成センタープロジェクト」と併せて実施することで相乗効果が期待できる。</p>
(2)他ドナー等の援助活動	



開発調査

2010年10月03日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和)道の駅マスタープラン策定計画 (英) The Study for Roadside Stations Master Plan
対象国名	ベトナム
分野課題1	運輸交通-全国交通
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-道路
プログラム名	幹線交通網整備プログラム
署名日(実施合意)	2006年12月08日
協力期間	2007年02月07日 ~ 2009年02月21日
延長終了日	2009年02月 28日
相手国機関名	(和)交通運輸省・道路局
相手国機関名	(英) Ministry of Transport(MOT), Vietnam Road Administration(VRA)

## プロジェクト概要

## 背景

ベトナムにおける道路整備は、JBICや世界銀行、アジア開発銀行などの支援を受けてなされ、インフラの整備はベトナムの経済発展において重要な役割を果たしてきた。しかし道路が整備されるにつれ、交通事故が増加し、大きな社会問題となっている。日本を初めとする各国では、交通安全および交通事故の減少のために、幹線道路沿いにサービスエリアや「道の駅」を導入してきた。「道の駅」は、駐車場や休憩施設等を提供することにより、長距離運転に対する交通安全施設としての機能に加え、道路利用者や地域住民に対する情報発信機能や、地域の結節点として活力ある地域作りのための地域連携機能、地域の特産品等を販売することによる地域振興機能も併せ持つ。「道の駅」は日本から発信した施設であり、2004年2月には、世界銀行、JBIC、国土交通省主催で、道の駅セミナーが開催され、中国・タイ・ベトナム・ラオスなど海外10カ国からの参加があり、開発途上国にも紹介されている。具体的には、タイでは、地域振興と住民の所得向上を目的とした産業村事業の一環として、JBICが「道の駅」整備を実施しており、また中国・ケニアにおいては世界銀行が「道の駅」整備のパイロット事業を実施している。ベトナム政府は、この「道の駅」を整備することを通じて、交通安全の向上と地方における地場産業の活性化や地域振興を期待し、わが国に対し、「道の駅」に係る開発調査を要請してきたものである。本開発調査では、ベトナム国内における「道の駅」整備のためのマスタープランを作成し、さらに実際にパイロット事業として「道の駅」を建設・運営をすることで、実施のノウハウをマニュアルに取り纏める。

## 上位目標

- ① 策定された「道の駅」マスタープラン及びガイドライン／マニュアルに基づき、「ベ」国政府関係機関が独自の予算あるいはドナーの支援を受けながら「道の駅」の整備運用が進む。
- ② 「道の駅」の整備を通じて周辺地域における地域振興が活性化する。
- ③ 「道の駅」の整備を通じて近隣道路の交通安全の促進に貢献する。

## プロジェクト目標

ベトナム国の「道の駅」にかかるマスタープランが策定され、パイロット事業を通して、「道の駅」整備・運営のためのガイドライン／マニュアルが整備される。

## 成果

- ① 「ベ」国における「道の駅」マスタープランの策定
- ② 対象路線におけるアクションプランの策定
- ③ 関連規則・基準の整備
- ④ 「道の駅」の計画・投資・運営維持管理に係るガイドライン／マニュアルの作成
- ⑤ 関係省庁の「道の駅」整備に係る行政能力の向上

活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 既存計画・法規等のレビュー</li> <li>(2) 既存資料・情報の収集・分析</li> <li>(3) 「道の駅」に関わるコンセプト及び整備に向けての戦略の検討</li> <li>(4) 対象道路に対するアクションプランの策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象路線の選定</li> <li>・ 各対象道路の周辺地域の経済・生産に関わる分析</li> <li>・ 各対象道路の計画方針の策定</li> <li>・ アクションプランの策定</li> <li>・ 社会環境影響評価</li> <li>・ 事業費算出と予算計画</li> </ul> </li> <li>(5) パイロット事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方政府及びステークホルダーとのパイロット事業の計画策定</li> <li>・ 施設計画/設計/積算の実施</li> <li>・ 社会環境影響評価</li> <li>・ 道の駅の建設</li> <li>・ 運営・管理計画の策定</li> <li>・ 運営・管理の指導</li> <li>・ パイロット事業の評価、教訓・提言の抽出</li> </ul> </li> <li>(6) マスタープランの策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「道の駅」開発計画</li> <li>・ 制度計画</li> <li>・ 事業実施計画</li> <li>・ 積算、財務計画</li> </ul> </li> <li>(7) ガイドライン/マニュアルの作成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本方針</li> <li>・ 計画手法</li> <li>・ 設計基準</li> <li>・ 投資計画</li> <li>・ 運営・管理</li> <li>・ 登録方法</li> <li>・ 評価方法</li> </ul> </li> </ul>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) コンサルタント <ul style="list-style-type: none"> <li>総括、副総括/地域振興、道の駅計画、交通需要予測、事業運営計画(1)、事業運営計画(2)、施設計画、地域計画、施設設計/積算/入札図書、施工管理、社会環境配慮、経済・財務分析</li> </ul> </li> <li>2) その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ) 研修員受け入れ</li> <li>ロ) パイロット事業整備</li> <li>ハ) 現地セミナー</li> <li>ホ) 業務調整員を認める予定</li> </ul> </li> </ul>
相手国側投入	C/Pの配置
外部条件	「道の駅」整備の財源の確保、地域住民からの協力の継続
実施体制	
(1) 現地実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ステアリングコミッティ <ul style="list-style-type: none"> <li>議長: MOT</li> <li>構成員: MOT, MARD, MPI, VRA, 地方人民委員会の代表、JICAベトナム事務所</li> </ul> </li> <li>② ワーキンググループ <ul style="list-style-type: none"> <li>議長: VRA副局長</li> <li>構成員: MOT, MARD, VRA, 地方省人民委員会の関係機関</li> </ul> </li> </ul>
(2) 国内支援体制	運輸交通第一チーム長を分任監督とする。
関連する援助活動	
(1) 我が国の援助活動	JBIC円借款案件において、今後個別道路プロジェクト内の「道の駅」建設を検討中。
(2) 他ドナー等の援助活動	世界銀行では、日本における数多くの「道の駅」の事例や国際協力銀行によるタイでの取り組み(「観光促進のための産業村開発事業」)に注目し、発展途上国の開発協力に日本の「道の駅」のノウハウを役立てるため、「MICHINOEKI(道の駅)ガイドライン」を作成した。(このガイドラインの作成にあたっては、ケニア及び中国において「道の駅」のパイロットスタディも実施している。)本調査の実施にあたっては、この世界銀行が作成したガイドラインを参考とし、ベトナムでの適用可能性を検討する必要がある。



開発調査

2010年10月03日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和)道路交通安全マスタープラン策定計画 (英) Study on National Road Traffic Safety Master Plan
対象国名	ベトナム
分野課題1	運輸交通-(旧)その他運輸交通
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-道路
プログラム名	交通安全プログラム
プロジェクトサイト	ベトナム全土
署名日(実施合意)	2007年03月20日
協力期間	2007年8月01日 ~ 2008年9月01日
延長終了日	2009年03月 31日
相手国機関名	(和) 国家交通安全委員会(NTSC)
相手国機関名	(英) National Traffic Safety Committee(NTSC)

## プロジェクト概要

## 背景

ベトナム国(以下「ベ」国)においては、急速な経済成長に伴い、主要幹線道路が整備されてきており、交通量も増加の一途にあるが、その一方で交通安全対策の遅れのために道路交通事故の件数と死者数が増加し、大きな社会問題となっている。これに対し、「ベ」国政府は、1997年に国家交通安全委員会(NTSC)を設立し、交通事故減少に取り組んできてきたものの、組織体制や人材、予算の制約等により、その効果はまだ限定的であり、2002年以降、事故死者数は1万1000人以上を毎年記録し、2006年は前年比10.7%増の12700人以上の死者数を記録している。

交通安全対策は、交通規則を遵守させるための交通取締り(Enforcement)、信号等の交通安全施設の整備(Engineering)、交通安全教育(Education)、緊急医療(Emergency)の「4E」を踏まえた総合的な取り組みが必要とされている。しかし、「ベ」国においては、NTSCによる関係省庁(運輸交通省、公安省、教育訓練省など)の統括が十分に機能しているとは言えず、交通安全の計画としてドラフトされた5ヵ年計画(2001年~2005年)は、各関係省庁のそれぞれの取り組み目標を取りまとめただけのもので、総合な対策としてのプログラムとはなっていない。また、同計画は、ドラフトのままでは正式には承認されていない。

また、政府としての交通安全への取り組みには、交通事故の原因分析に基づいた安全対策の実施や、その対策結果を評価し、次の対策へとつなげていく体制が必要となるが、現在の「ベ」国には、その体制が十分には整っていない状況である。

一方で「ベ」国政府は、次期5ヵ年計画としての2006年~2010年の新たな5ヵ年計画策定や、2020年までを目標とした長期的な交通安全戦略の策定を、NTSCに指示しており、その取り組みが始められようとしている。

このような状況のなか、「ベ」国は、わが国の交通安全基本法や交通安全基本計画のような総合的な基本計画、新たな5ヵ年計画案、並びに計画の実施の担保を制度的に保証する提案などを取りまとめた総合的なマスタープランの作成を求め、わが国に対して「交通安全マスタープラン策定計画」調査の要請を行った。これを受けJICAは2007年3月に事前調査を実施し、本格調査の内容を協議議事録(Minutes of Meeting:以下M/M)及び実施細則(Scope of Works:以下、S/W)に取りまとめ署名交換し、本件調査を実施することになった。

## 上位目標

- ・道路交通事故による死者数、負傷者数、事故件数が減少する。
- ・「ベ」国において、交通安全対策に関する組織制度、人材、予算が強化される。(交通事故の

原因を分析し、安全対策を講じ、その結果を評価し、次の対策へとつなげていける体制が整う。交通安全対策に関連する各機関が効果的に対策を講じ、交通安全に対する総合的な取組みが国として取っていける体制が整う。)

プロジェクト目標	ベトナムの交通安全対策にかかる政策・組織制度・人材育成・予算措置の方針を「道路交通安全マスタープラン」として取りまとめるとともに、ベトナム政府として実施すべき次期5か年計画案を「アクションプログラム」として策定する。
成果	・道路交通事故とその対策に係る現況分析の取りまとめ結果 ・道路交通安全マスタープランの策定 ・道路交通安全アクションプログラム2008－2012(仮)の策定
活動	(4)活動 1. 道路交通事故とその対策に係る現況調査 1-1 現行の交通安全関連法規、計画・政策、実施体制にかかるレビュー 1-2 中央政府と地方政府による道路交通安全に係る対策と活動のレビュー。 1-3 道路交通事故にかかるデータ情報に関する補足調査の実施。 1-4 道路交通事故状況の分析 1-5 これまでの政府による道路交通安全対策に関する評価 2. 2020年までの道路交通安全マスタープランの策定 マスタープランの構成は以下2-1から2-5までの内容を含むものとする。 2-1 道路交通安全対策に関する総合的・包括的な基本戦略 2-2 以下a.からj.までに記載する個別課題毎の戦略 a. 交通安全関連法規 b. 交通安全施設とその運用(安全な道路の計画設計、安全に資する道路ネットワークの構築、交通危険箇所(ブラックスポット)への緊急措置、歩行者と自転車のための安全対策など) c. 交通安全教育・広報(学校における交通安全教育、広報・キャンペーン、交通安全促進団体の育成など) d. 安全な運転の確保(運転者教育・試験、免許制度など) e. 車両の安全性の確保(安全な車両の規格・基準、車検制度など) f. 交通警察と交通監査官による交通取締り g. 事故発生時の緊急医療システム h. 車両の損害賠償保険制度 i. 道路交通安全研究活動 j. 交通事故データ管理システム (注:これらの各項目は最終的には本格調査の中で最終化を予定している。) 2-3 上記戦略の実施を担保するための組織制度(法制度、組織、人材育成制度など) 2-4 実施計画(フェーズ分けし、それぞれのフェーズ毎に内容を整理する) 2-5 財政計画 3. 道路交通安全アクションプログラム(2008-2012)の策定 上記2. に沿ったアクションプログラムの策定
投入	
日本側投入	総括/組織制度 交通安全施設 交通取締り 交通安全教育 緊急医療/保険 免許制度/車検制度 財務分析 交通事故分析(各一名)合計44.4M/M(予定) その他、セミナー開催、現地専門家雇用、ローカルコンサルタント再委託などを予定(詳細はプロポーザルを踏まえた契約交渉にて決定)
相手国側投入	C/Pの配置
外部条件	経済的要因: 経済成長の失速による財政緊縮及び資金不足 政策的要因: 政権の交代等による、交通安全政策の大幅な変更。 行政的要因: 交通安全対策のために望まれる制度設立の遅れ。
実施体制	
(1)現地実施体制	ア.直接の実施機関: NTSC事務局、運輸交通省交通局、NTSC交通安全プロジェクト管理ユニット(TSPMU) (TSPMUがベトナム側の調整窓口(フォーカルポイント)となる。)  イ. Steering Committee (議長: NTSC委員長) ・「NTSCのステアリングコミッティ」メンバーのうち道路交通安全に関連するメンバーが、NTSC委員長の指示のもと、「JICA調査のステアリングコミッティ」メンバーの役割を果たすこととする。  ウ. ワーキンググループ ・ワーキンググループは、国家交通安全戦略タスクフォースメンバー(2006年11月28日付 341/QD-UBATGTQG号により設立が決定)と交通安全プロジェクト管理ユニット(TSPMU)を基本としたメンバーで構成される。
(2)国内支援体制	予定していない。
関連する援助活動	

(1)我が国の  
援助活動

JICAによる関連活動

- ・在外開発調査「ベトナム国交通事故調査」(平成13年度)
- ・「交通安全強化促進プログラム」(平成14年度)
- ・「ハノイ市道路交通安全にかかる基礎調査」(平成15, 16年度)
- ・「交通安全強化促進プログラム(フェーズ2)」(平成16年度)
- ・「ハノイ交通安全人材育成プロジェクト」(平成18年度～20年度予定)

(2)他ドナー等の  
援助活動

国際協力銀行(JBIC): 北部国道交通安全強化計画

世界銀行(WB)は、VRSP(Vietnam Road Traffic Safety Project)の支援の決定を2005年5月行い、現在その活動が進められている。また、JBICは交通安全強化計画の案件形成促進調査(SAPROF)を実施し、2007年3月に「北部国道交通安全強化計画」として約65億円の円借款供与が決定された。



有償技術支援－附帯プロ

2012年07月11日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

## 案件概要表

案件名	(和)ハノイ工科大学ITSS教育能力強化プロジェクトフェーズ2 (英) Strengthening the capacity of ITSS education at Hanoi University of Technology Phase 2
対象国名	ベトナム
分野課題1	情報通信技術(ICTの利活用を含む)－情報通信技術
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-通信・放送-通信・放送一般
プログラム名	産業人材育成プログラム
プロジェクトサイト	ハノイ
署名日(実施合意)	2009年01月07日
協力期間	2009年03月16日 ~ 2012年03月15日
相手国機関名	(和)教育訓練省 ハノイ工科大学
相手国機関名	(英)Hanoi University of Technology(HUT), Ministry of Education and Training (MOET)

## プロジェクト概要

背景	<p>ベトナム国・教育開発戦略計画(EDSP、2001-2010年)においては教育開発を「主要国家政策」と位置付けており、IT分野を含む高等教育機関において科学技術の進歩に対応し、実社会の要請に応える研究開発の実施と質の高い人材を育成することを目標として掲げている。</p> <p>しかし、高等教育機関は近年改善が見られるものの依然として理論・知識習得を偏重し、その結果、卒業生の多くが実社会の要請に的確に応える知識・能力を習得していないという問題がある。また大学・研究機関は資機材や資金の不足により、産業界で使用されるものに比べて旧式の機器やシステムを使用して演習・実習を実施しており、産業界の要求に応えた教育・研究活動の実施が困難な状況にある。さらに最新技術の施設・設備が導入されても、それを十分活用できるだけの教員・専門技術者が不足している。</p> <p>上述EDSPにおいて、重点分野の一つとして「IT分野の教育強化」が挙げられている。IT分野は他産業分野に比しても技術進歩の速度が早く、産業との密接な連携による実社会の要請に応えた教育の実施が特に求められる分野であり、また同国にとっては近年成長率の高い将来性のある分野と考えられているが、そういった産業界の人材の需要に対し、上述の理由により、大学・研究機関は応えられていない実情がある。</p> <p>また政策的にも同国ソフトウェア産業発展5か年計画(2006-2010年)において、2010年までにソフトウェア年間売上高10億米ドル、そのうち日本市場への輸出で4億米ドルの売り上げが目標とされているが、目標達成に向けた課題として、IT分野における日本語のできる人材の不足が指摘されている。</p>
上位目標	IT及びIT関連分野に対し、IT Skill Standard(略称ITSS、わが国経済産業省が策定)レベル3相当の人材が十分に供給されるようになる。
プロジェクト目標	1.HEDSPIプログラムが適切に運営管理される。 2.ITの基礎知識及び日本語能力を備えたIT技術者が輩出される。
成果	1.HEDSPIの組織体制および運営管理システムが確立され、強化される。 2.産学連携システムが確立される。 3.学部において必要なシラバス、教材等が作成され、定期的に改訂される。 4.社会人向けインテンシブコースに必要なシラバス、教材等が作成され、定期的に改訂され

る。  
5.HEDSPIプログラムを通じてIT業界向けに必要なIT基礎知識および日本語能力を持った学生が教育される。

活動	<p>1-1. HEDSPIの教職員がITSS及びETSSについてその内容を理解する。 1-2. HEDSPIの管理部門の役割と権限が明確に規定される。 1-3. HEDSPIの将来計画を作成する。 1-4. 将来計画に基づき活動計画を作成する。 1-5. 資金管理システムを確立し、強化する。 1-6. 学生管理システムを確立し、強化する。 1-7. 人材管理システムを確立し、強化する。 1-8. 設備管理システムを確立し、強化する。 1-9. HEDSPIの事業管理が定期的になされる。 2-1. ビジネス環境及び市場ニーズに対応するためにIT関連企業との連携システムを構築する。 2-2. 産学連携ワーキンググループにおいてどのような連携が可能な議論し、決定する。 2-3. IT関連企業から奨学金などの財政支援を得る。 2-4. 学部生の就職活動を支援する体制を構築する。 2-5. 卒業生を対象に追跡調査を行う体制を構築する。 3-1. 4.5年生向けのシラバス、講義シナリオおよび教員・学生向け教材を作成する。 3-2. 授業評価システムを確立する。 3-3. Student Assistantシステムを確立する。 3-4. カリキュラム検討委員会を組織する。 3-5. カリキュラム検討委員会で既存のコースをレビューする。 3-6. レビューに基づき既存のシラバス、講義シナリオ、教員及び学生向け教材を改訂する。 4-1. インテンシブコース開催に向けたタスクフォースを組織する。 4-2. シラバス、講義シナリオ、教員及び学生向け教材がタスクフォースのアドバイスを基にして作成される。 4-3. 日本人専門家が講師となりインテンシブコースを開催する。(1年目) 4-4. カウンターパートが講師となりインテンシブコースを開催する。(2~3年目) 4-5. タスクフォース内でインテンシブコースのレビューを行う。 4-6. レビューに基づきインテンシブコースの内容を改訂する。 5-1. カリキュラムに沿って1年~5年生の授業を行う。 5-2. ITSSの紹介や最新のIT動向に関するセミナーを開催する。</p>
投入	
日本側投入	<p>専門家派遣 1.Chief Advisor / Program Manager 2.Faculty Advisor / Intensive Course Management/ITSS, ETSS advisor 3.Industry Collaboration、4.Educational Management、5.IT Facility Management 6.Project Coordinator、7.Math Basic、8.Engineering Basic、9.Computer Science 10.Programming and Programming Language、11.Network and Network Management 12.Database and Information System、13.Knowledge Engineering、14.Software Design and Development 15.Computer and Real-time / Embedded System、16.IT Japanese、17.Project Management 18.Leadership Mechanism、19.Communication Skills、20.Customer Negotiation Mechanism 21.Software Development Process、22.Quality Management in software development 23.ETSS Programming、24.RTOS Programming 本邦研修 ・2009年国別研修、・2010年国別研修、・2011年国別研修 機材供与 ・円借款購入対象外のIT専門書籍</p>
相手国側投入	<p>1.必要な教員の配置。(ハノイ工科大学は候補者を60名程度選定済み。フェーズ1では、第6学期までの科目担当者を確定している。) 2.プロジェクトの事務局を担う事務職員およびネットワーク管理等を担う技術職員が配置される。 3.事務所スペースおよび什器等、必要な機器の提供。</p>
外部条件	<p>①プロジェクトに参加したカウンターパートが継続してHEDSPIの活動に従事する。 ②円借款を用いたIT設備及び機材の調達が適切に行われる。</p>
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>Project Implementation Unit (PIU)が組織され、Director(1名)、Deputy Director(3名)、Team Leader(4名)が構成員となっている。その他、教員及び管理スタッフが配置されている。</p>
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>・本件技プロと連携している円借款事業の概要は、以下のとおりである。 ①日本人日本語教員の雇用 ②留学生(学部課程(80名)、修士課程(40名)、博士課程(12名)への奨学金および日本語教員研修20名。 なお、学部留学の形態として、本邦大学(実績は立命館大学、慶應義塾大学、会津大学)の3年へ転入する。 ③教育用資機材の供与(教室内装、PC、教科書、ネットワーク、サーバー等) ④コンサルティング・サービス(プログラムマネジメント、留学補助、調達監理、日本語教育実施支援等) なお、総事業費は6,408百万円(うち借款額(案):5,422百万円)。</p>

・技プロフェーズ1  
2006年10月～2008年9月 約2.7億円



有償技術支援－附帯プロ

2011年04月12日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

## 案件概要表

案件名	(和)ハノイ工科大学ITSS教育能力強化プロジェクト (英) Strengthening the capacity of ITSS education at Hanoi University of Technology
対象国名	ベトナム
分野課題1	情報通信技術(ICTの利活用を含む)－情報通信技術
分野課題2	教育－高等教育
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業－通信・放送－電気通信
プログラム名	産業人材育成プログラム
プロジェクトサイト	ハノイ工科大学
署名日(実施合意)	2006年07月21日
協力期間	2006年10月28日 ～ 2008年10月27日
相手国機関名	(和)教育訓練省 ハノイ工科大学
相手国機関名	(英) Ministry of Education and Training (MOET) Hanoi University of Technology
日本側協力機関名	内閣府IT戦略本部、経済産業省、国際協力銀行

## プロジェクト概要

背景	<p>IT分野を含む高等教育における教育プログラムは近年改善が見られるが、依然として理論・知識習得を偏重し、問題解決能力を軽視する傾向がある。この結果、卒業生の多くが実社会の要請に的確に応える知識・能力を習得していないという問題がある。また大学・研究機関は資機材や資金の不足により、産業界で使用されるものに比べて旧式の機器やシステムを利用して演習・実習を実施しており、産業界の要求に応えた教育・研究活動の実施が困難な状況にある。さらに最新技術の施設・設備が導入されても、それを十分活用できるだけの教員・専門技術者が不足している。</p> <p>2001年から2010年の教育開発戦略計画(EDSP)においては、重点分野の一つとしてIT分野の教育強化が挙げられている。IT分野は他産業分野に比しても技術進歩の速度が早く、産業との密接な連携による実社会の要請に応えた教育の実施が特に求められる分野であり、また同国にとっては近年成長率の高い将来性のある分野と考えられているが、そういった産業界の人材の需要に対し上述の理由により、大学・研究機関は応えられていない実情がある。また、実施機関であるハノイ工科大学は教育訓練省が定める重点14大学のひとつとされており、工学系高等教育の拠点機関と位置づけられている。また、同国ソフトウェア産業発展5か年計画(2006-2010年)において、2010年までにソフトウェア年間売上高10億米ドル、そのうち日本市場への輸出で4億米ドルの売り上げが目標とされているが、IT分野における日本語のできる人材の不足といった問題が持ち上がっている。</p>
上位目標	<p>なし。</p> <p>※ 当初の2年間でPhase1とし本格的な実施のための体制作りを行い、それが確認できたところでPhase2へ移行することを計画しているため、Phase1としての上位目標は設定しない。なお、Phase1及びPhase2の上位目標としては以下の目標を掲げている：IT及びIT関連分野に対し、IT Skill Standard(略称ITSS、経済産業省が策定)レベル3相当の人材が十分に供給されるようになる。</p>
プロジェクト目標	<p>HUT内にSchool(※2)もしくはそれと同等の組織が設立されるための機能が整う。</p> <p>※2 School Schoolは独自に公印及びアカウントを持つ、財政的に独立した組織である。Schoolでは質の高い人材育成、総合技術移転、研究が行われる。大学外部に対してと同様、大学内部に対して</p>

も独立的な組織である。

成果	成果1: Program(※1)の管理のための組織及び機能が確立される。 成果2: 教員及び事務職に必要な教授および事務技能が向上する。 成果3: ITSSに沿って学部1-3年及びインテンシブコースのカリキュラム、シラバス、教材、IT機材、テキストが準備される。 成果4: 学部1、2年生向けコース及びインテンシブコースの一部が実施される。 成果5: 産業界及び他の機関との連携体制が確立される。 成果6: 市場よりIT及びIT関連分野の情報が収集される。 成果7: 本件プロジェクトに関する情報がHUTの内外において広報される。 成果8: School(※2)設立のための初期活動が開始される。
活動	1-1 職員の雇用計画が策定され、全ての職員の職務が決定する。 1-2 職員を雇用する。 1-3 職員、資金、及び施設の管理体制が確立される。 1-4 職員、資金等Program(※1)及びSchool(※2)の運営手法が明確になる(マニュアル化)。 1-5 日本へ留学する学生の、選考体制が確立される。 2-1 技術移転計画を立てる。 2-2 計画に基づき技術移転を実施する。 2-3 向上した教員及び事務職の能力を評価する。 3-1 学部1-3年及びインテンシブコースのカリキュラム、シラバス、教材、テキストを開発する。 3-2 カリキュラムに沿ってIT機材の仕様に関する情報を整備する。 3-3 ETSSコースのための準備を開始する。 4-1 導入したIT機材を管理・運用する。 4-2 学部1、2年生向けのコースとインテンシブコースの一部を実施する。 5-1 産業界及び他の機関との連携計画を策定する。 5-2 連携を開始する。 6-1 現在のIT市場動向を調査する。 6-2 収集した情報を集積・分析する。 6-3 結果をカリキュラムに反映する。 7-1 HUT内外における広報計画を立てる。 7-2 広報を開始する。 8-1 School(※2)へ移行するための手段及び日程を明確にする。 8-2 必要な手続きを実行する。
投入	
日本側投入	(専門家派遣) ・運営・管理分野: チーフアドバイザー、カリキュラムアドバイザー ・技術分野(共通科目): 数学、物理、電気工学、化学 ・技術分野(IT関連科目): プログラム言語、ネットワーク、OS、データベース、コンピュータ科学 ・技術分野(ITSS/ETSS実習 & インテンシブコース): ITSS/ITスペシャリスト、ITSS アプリケーションスペシャリスト、ETSS RTOS(Real Time OS)&プログラミング ・その他: セミナー (研修員受入) ・学科運営: 日本の大学の学科運営体制、運営状況等。 ・技術研修: 短期専門家として派遣できない分野について実施。
相手国側投入	・本件プロジェクトのため、HUTよりPIU(Project Implementation Unit)のコアスタッフとして5名、サポートスタッフとして15名を配置予定。 ・事務所スペースおよび必要な機器の提供。
外部条件	・円借款による機材供与・留学生の受け入れ・日本語教育が適切になされ、また機材は更新される。 ・ベトナム国におけるIT分野の政策が変化しない。 ・ベトナム国における高等教育分野の政策が変化しない。 ・ベトナム国における一般的経済状況が急激に悪化しない。 ・技術移転を行ったカウンターパートがHUT内に留まる。
実施体制	
(1)現地実施体制	・プロジェクト監督機関 教育訓練省 ・プロジェクト実施機関 ハノイ工科大学
(2)国内支援体制	・内閣府IT戦略本部 ・経済産業省 ・国際協力銀行
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	・技術協力プロジェクト: 平成17年度「ベトナム日本人材協力センター(VJCC)プロジェクト」 標記プロジェクトではハノイ所在のVJCCにおいて日本語コース、ビジネスコース等を一般対象に行っており、ビジネスコースにはIT分野も含まれている。関連としては、本件で日本語を学んだ学生がVJCCの日本語コースを受講したり、また本件の日本への留学生が来日前プリーフィングをVJCCで受講する等の協力・連携が考えられる。なお、VJCCにおける日本語コース・ITコースについては対象、レベルが異なるので本件と内容が重複することはない。 ・技術協力プロジェクト: 「アセアン工学系高等教育ネットワーク(AUN/SEED-Net/2003-2008)」 アセアンの工学系高等教育のコアとなる19大学を対象として域内留学支援および研究

(2)他ドナー等の  
援助活動

支援、学会支援を行っている。ハノイ工科大学はベトナムにおける対象2大学のうちのひとつであり、同プロジェクトにおける域内留学(本邦含む)支援プログラムなどを活用することで本プロジェクトで対象とする教員の教授・研究能力の向上に寄与することが期待できる。  
本件については特になし(ダナン市においては、韓国の支援によるIT学科支援の計画があり、また、世銀は「高等教育支援プログラム」(対象大学・分野は特定せず、プロポーザルベースでの奨学金・研究費付与)を行っている。)

備考

※1 Program

Programはスタッフ採用や、学生の選考などに決定権を持つ。また、大学の管理と制御のもと、公印及びアカウントを持つことができる。

※2 School

Schoolは独自に公印及びアカウントを持つ、財政的に独立した組織である。Schoolでは質の高い人材育成、総合技術移転、研究が行われる。大学外部に対してと同様、大学内部に対しても独立的な組織である。



開発計画調査型技協(受託)

2011年04月12日現在

本部/国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)ベトナム国家エネルギーマスタープラン調査 (英)The Study on National Energy Master Plan in Vietnam
対象国名	ベトナム
分野課題1	資源・エネルギー-エネルギー供給
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	エネルギー-エネルギー-エネルギー一般
プログラム名	ベトナム その他プログラム
署名日(実施合意)	2006年09月28日
協力期間	2008年05月21日 ~ 2008年06月21日
相手国機関名	(和)工業省エネルギー研究所
相手国機関名	(英)Institute of Energy, Ministry of Industry

## プロジェクト概要

背景	<p>ベトナム国は、国産1次エネルギーとして石炭、石油、天然ガス、水力、再生可能エネルギーを有し、各セクターのエネルギー需要に対応しているが、今後産業、運輸、民生等のセクターで増大するエネルギー需要を満たしつつバランスの取れた国家開発を進める上で、限りある国産エネルギーの効率的な利用と、輸入エネルギーとの最適な組み合わせが求められている。</p> <p>これまで電力、石炭、石油については開発計画が策定されてきたが、各セクターの開発計画間の連携が不十分であり、エネルギー需給を最適にするものでは無かった。このため、国産エネルギーと輸入エネルギーを最適に各セクターに分配し、効率的に活用するための国家エネルギーマスタープランの策定が喫緊の課題となっている。</p> <p>上記状況に対応すべく、ベトナム国は、効率的な国産エネルギーの開発、高品質低価格なエネルギーの供給、エネルギー安全保障の確保、エネルギー市場の創設、エネルギー開発への民活導入促進、遠隔地における再生可能エネルギーの活用、環境社会面への配慮等を盛り込んだ同国初の国家エネルギー政策を制定すべく準備を進めており、この政策を具現化するためのマスタープランの策定に係る支援を日本政府に要請した。</p> <p>同要請を受け、JICAは2006年2月に予備調査、2006年3月に事前調査を実施し、S/Wの内容についてベトナム国政府と合意した。</p>
上位目標	国家エネルギーマスタープランの策定、人材育成により、ベトナム国における国産1次エネルギーの最適活用、安定したエネルギーの供給の実現に寄与する。
プロジェクト目標	ベトナム国における国産1次エネルギーの最適活用、安定したエネルギーの供給を実現するための2025年までを対象とする国家エネルギーマスタープランを策定すると共に、エネルギーデータベースを構築し、工業省関係者に対して計画立案に係る技術移転を行うことを目的とする。
成果	1) 国家エネルギーマスタープランの策定 2) エネルギーデータベースの構築 3) 計画策定に係る技術移転、人材育成
活動	1. 調査対象地域: ベトナム国全域 2. 調査内容・項目: (1) 既存のデータ及び開発計画のレビュー (2) エネルギー需要予測

- (3)エネルギー供給の検討
- (4)エネルギーデータベースの構築
- (5)国家エネルギーマスタープランの策定  
エネルギー需要面、供給面の検討結果に基づき、以下の項目を含む国家エネルギーマスタープランを策定する。1)最適エネルギー需給バランス、2)長期投資計画、3)国家エネルギーマスタープラン実施に当たっての具体的施策、4)戦略的環境アセスメント
- (6)工業省関係者への技術移転、人材育成
- (7)技術移転セミナー
- (8)ワークショップ
- 3. 主要な分野:  
総括／エネルギー開発計画、エネルギー政策・制度、エネルギー需要(需要調査)、エネルギー需要(省エネルギー)、エネルギー供給(石油・天然ガス)、エネルギー供給(石炭)、エネルギー供給(電力)、エネルギー供給(再生可能エネルギー/地方電化)、需給モデル構築、データベース構築、経済財務分析、環境社会配慮
- 4. 提出物:(1)インセプションレポート(2006年12月初旬)(2)プログレスレポート(2007年7月中旬)(3)インテリムレポート(2007年10月中旬)(4)ドラフトファイナルレポート(2008年1月中旬)(5)ファイナルレポート(2008年6月下旬)

日本側投入

- 1. 調査団派遣
  - (1)官団員  
現地作業:0.40人月
  - (2)コンサルタント団員  
現地作業:44.31人月  
国内作業:46.78人月  
小計 :101.09人月
  - (3)総計:101.49人月
- 2. 研修員受け入れ:7名  
7名

関連する援助活動

- (1)我が国の  
援助活動  
日本国政府は、電力分野に対して2003年度までの累計供与額で3200億円の円借款を供与しており、また、電力を中心としたエネルギーセクターに対して技術者養成、計画策定に係る技術協力を行うなど、同セクターにおける最大の援助供与国となっている。
- (2)他ドナー等の  
援助活動  
世銀、ADBは、電力セクターを中心に、電力法策定支援、電気料金システムに対する支援、地方電化、送配電整備支援等を行っている。本調査ではエネルギーセクター全体の需給計画を策定することから、他国機関の電力セクターの協力を直接関係しないものの、電力開発の円滑化による波及効果が期待される。

開発計画調査型技協(受託)

2013年12月21日現在

本部/国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)省エネルギー促進マスタープラン調査 (英)Master plan for energy conservation and effective use
対象国名	ベトナム
分野課題1	資源・エネルギー-省エネルギー
分野課題2	経済政策-その他経済政策
分野課題3	
分野分類	エネルギー-エネルギー-エネルギー一般
プログラム名	エネルギー安定供給プログラム
援助重点課題	経済成長促進・国際競争力強化
開発課題	資源・エネルギー安定供給
プロジェクトサイト	全国
署名日(実施合意)	2008年03月31日
協力期間	2008年06月30日 ~ 2009年12月31日
相手国機関名	(和)商工省科学技術局
相手国機関名	(英)Science and Technology Department, Ministry of Industry and Trade

### プロジェクト概要

背景	ベトナム国(以下、「ベ」国)は、2003年9月に「エネルギーの効率的利用及び省エネルギーに関する政府議定書(以下、「省エネ議定書」)(Government Decree No.102 on Energy Efficiency and Conservation)を制定し、引き続き2004年7月に工業省(MOI)(当時)は、同議定書を実施するためガイダンス(MOI's Circular on Guidance for Implementation of the Government Decree on Energy Efficiency and Conservation)を作成し、2006年4月には「2006-2015年におけるエネルギー効率及び省エネルギーに関する国家目標プログラム」(以下、「省エネ国家目標プログラム」)(The National Targeted Program on Energy Efficiency and Conservation for the Period 2006-2015)を作成し、首相の承認を得て施行された。しかし、上述のような省エネルギー(以下、省エネ)促進策が制定されてはいるものの、体系的かつ包括的なものではないため実効性に乏しく、「ベ」国における省エネは、これまで十分促進されてきたとは言い難い状況にある。このような背景の下、「ベ」国政府は省エネ分野の最先進国である我が国に対し、効果的な省エネ政策を推進するための協力を要請した。
上位目標	「ベ」国において、本調査により提言された各種省エネ推進方策が実施され、同国において省エネ施策が進展する体制が整う。
プロジェクト目標	「省エネ国家目標プログラム」にて設定された各施策を実施促進するためのロードマップ及びアクションプランを策定し、「ベ」国における特に産業、商業部門における省エネ促進への道筋を付ける。
成果	1. 「省エネ国家目標プログラム」を促進するためのロードマップ及びアクションプランが策定される。 2. 「省エネマスタープラン」策定への支援がなされる。 3. 「ベ」国関係機関に対して、省エネ促進にかかる技術移転がなされる。
活動	1. 省エネ促進に必要なとなる情報の収集、阻害要因、要改善項目の整理 (ア)社会経済状況、エネルギー需給状況、省エネに対する意識 (イ)過去に実施された関連プロジェクト

- (ウ)現場レベルにおける省エネ取組み状況
- (エ)「省エネ国家目標プログラム」全般の活動状況
- (オ)「ベ」国及び日本、他国における省エネ関連政策、法制度
- (カ)「ベ」国及び日本、他国におけるエネルギー使用量等の情報収集メカニズム
- (キ)中央及び地方政府レベルにおける省エネ促進実施体制
- 2.「省エネ国家目標プログラム」のロードマップ及びアクションプランの策定
- (ア)エネルギー使用量等の情報収集メカニズムの策定、及び省エネデータベースシステムの構築
- (イ)省エネ促進政策、及び法制度にかかる改善案の策定
- (ウ)MOIT傘下の既存大学、専門学校等を活用した「エネルギー管理者育成センター」設立及び人材育成計画(案)の策定
- (エ)各地域における「省エネセンター」の役割、責任範囲等、効果的な省エネ促進体制(案)の策定
- (オ)「省エネ国家目標プログラム」のロードマップ及び上記イ.(ア)～(エ)を中心としたアクションプランの策定
- 3.「省エネマスタープラン」策定への支援
- 4. MOIT及び関連機関の関係者の計画策定及び実施能力の強化
- 5. 省エネに対する意識向上への支援

投入

日本側投入

- 1. コンサルタント
- (ア) 総括／省エネルギー政策
- (イ) 省エネルギー普及促進計画
- (ウ) 省エネルギー普及促進制度(エネルギー管理報告メカニズム)
- (エ) 省エネルギー普及促進制度(エネルギー管理者資格制度)
- (オ) 省エネルギー普及促進制度(法制度)
- (カ) 省エネルギー普及促進制度(人材育成計画)
- (キ) 省エネルギー普及促進制度(普及促進組織体制)
- (ク) 経済財務分析
- (ケ) エネルギー管理技術(産業・熱)
- (コ) エネルギー管理技術(産業・電気)
- (サ) エネルギー管理技術(商業施設)

相手国側投入

- 1. カウンターパート(C/P)の配置
- 2. 事務所スペースの提供

外部条件

- 1. 政策的要因: 開発政策の変更による提案事業の優先度の低下等
- 2. 行政的要因: 行政機関間の調整の不備等
- 3. 経済的要因: 「ベ」国内外の経済状況の悪化等

実施体制

(1)現地実施体制

実施機関として、2006年4月に商工省省エネルギー室が設置されている。調査の実施にあたっては、同室が相手国実施機関となり、「ベ」国政府内に設定される国家運営委員会を通じ意思疎通が図られる予定である。

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

- 1. JICA: 全国電力システムプランニング(長期専門家)、電力・エネルギー政策アドバイザー(長期専門家)、電力技術者養成プロジェクト(技プロ)、電力セクターマスタープラン調査(開調)、電気事業に関する技術・安全基準策定調査(開調)等
- 2. NEDO: 新技術適用によるビール工場の省エネ推進
- 3. AOTS: 省エネ担当者の政策一般に関する研修
- 4. JBIC: 新規電源開発にソフトローン及び輸出信用の両面から供与してきている。

(2)他ドナー等の

援助活動

- 1. 世界銀行/SIDA: DSM(Demand Side Management)プロジェクト Phase1(1999年～2002年)
- 2. 世界銀行/GEF: DSMプログラム EVN Phase2(2005年～)
- 3. 世界銀行/GEF: 商用エネルギー効率化推進パイロットプログラム(2005年～)
- 4. UNDP/GEF: 中小企業・工場における省エネ推進プログラム(2005年～)



個別案件(専門家)

2010年11月26日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和)炭鉱安全管理総合調査 (英)General survey for the current safety situation of Vietnamese coalmines
対象国名	ベトナム
分野課題1	資源・エネルギー-鉱業
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	鉱工業-鉱業-鉱業
プログラム名	ベトナム その他プログラム
プロジェクトサイト	ハノイおよびクアンニン省ウオンビ
署名日(実施合意)	2007年08月13日
協力期間	2008年03月01日 ~ 2009年03月01日
相手国機関名	(和)石炭・鉱山公社(旧石炭公社)鉱山安全技術研究所
相手国機関名	(英)Institute of mining Science and technology (IMSAT), Vietnam Industrial Coal and Minerals (VINACOMIN)

日本側協力機関名

## プロジェクト概要

背景	<p>ベトナムでは、首相の承認した石炭開発マスタープランを5年余り先取りする形で増産が進められている。最近の実績では、約4年で生産量が倍増し、2004年には2,550万トンの石炭を生産しているが、この増産により露天掘炭層の枯渇が早まり、坑内掘への依存および炭鉱の深部化が進んでいる。このような中、炭鉱の「ガス安全管理」については2001年から開始された技術協力プロジェクト「炭鉱ガス安全管理センター」により、技術の習得とともにその管理体制が整備された。一方、深部化が急速に進行する中、自然発火、坑内火災、運搬災害、地圧対策、高度通気管理体制、等々、安定生産を確保する上で不可欠な諸保安技術対策やその管理体制は未成熟のままである。</p> <p>このような背景の中、増産を目的とした機械化への対応遅れによる類似落盤事故の発生や無煙炭炭田では発生しないといわれていた自然発火による坑内火災の発生、増産に伴う運搬増強の中での災害や火災発生リスクの顕在化、坑内構造の巨大化に伴う通気管理体制や坑内通信体制の未整備など重大災害へ直結する安全保安懸念要因への対応体制は未確立である。</p> <p>上記の背景を踏まえ、ベトナム政府は今後発生しうる炭鉱災害へ対応するため、各安全保安懸念要因の分類、現在の採掘状況の基づく対応策の優先順位の整理および対応策実施計画の策定に係る技術支援を我が国政府に要請してきた。</p> <p>本件専門家は、今後増産が継続するベトナム政府が石炭を増産するために必要な安全管理項目を整理し、ベトナム政府が安全管理計画を策定することに協力することを目的に派遣される。</p>
上位目標	ベトナムの石炭業界における安全・保安技術の向上と普及が図られ、石炭の安定生産が出来るようになる。
プロジェクト目標	IMSATおよびVINACOMINが炭鉱の深部化を可能とするための安全管理技術指導の実施および必要な技術分野の確定に係る助言ができるようになる。
成果	深部化が進むベトナムの石炭業界において、今後10年の安全管理の観点から、必要な対応事項およびその優先度が整理される。

活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ベトナム石炭業界における採掘条件(手法・深度・炭鉱形状等)に係る推移の調査</li> <li>2. 今後の石炭採掘にかかる進展の分析・予測</li> <li>3. ベトナム石炭業界の今後15年の開発計画の評価</li> <li>4. 今後15年の観点から優先すべき安全管理事項の整理</li> </ol>
投入	
日本側投入	<p>長期専門家:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 1名(12M/M。1. ベトナム石炭業界における採掘条件(手法・深度・炭鉱形状等)に係る推移の調査、2. 今後の石炭採掘にかかる進展の分析・予測)</li> <li>2. 1名(12M/M。1. ベトナム石炭業界の今後15年の開発計画の評価、2. 今後15年の観点から優先すべき安全管理事項の整理)</li> </ol>
相手国側投入	<p>カウンターパートの配置 執務スペースの提供</p>
外部条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1)ベトナムの石炭産業において、坑内掘炭鉱の比率が下がらない。</li> <li>(2)ベトナム政府が積極的な安全・保安確保政策を実施する。</li> </ol>
実施体制	
(1)現地実施体制	安全管理事項の調査にはIMSATが、安全管理事項の優先順位および対応策の検討にはVINACOMINが対応する予定。
(2)国内支援体制	
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1)NEDO <ul style="list-style-type: none"> <li>・炭鉱技術海外移転事業:ベトナム、中国、インドネシアの炭鉱技術者を対象とし、本邦の炭鉱を活用した受け入れ研修を行う制度で、一部、本邦から当該国へ技術者の派遣も行う。研修内容は現場生産技術を中心としてOJTによる技術移転を図る。</li> </ul> </li> <li>(2)(財)石炭エネルギーセンター: <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安技術適用化事業:ベトナムに出水災害防止技術を移転し、モデル炭鉱において同技術の実用化を図り、その後、他炭鉱へ移転を行う。</li> </ul> </li> </ol>
(2)他ドナー等の 援助活動	特になし。



有償技術支援－附帯プロ

2011年04月12日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和) 電力技術トレーニングセンタープロジェクト (英) The Project on Development Plan of Training Center for Electric Power Sector
対象国名	ベトナム
分野課題1	資源・エネルギー—その他資源・エネルギー
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	エネルギー—エネルギー—電力
プログラム名	エネルギー安定供給プログラム
プロジェクトサイト	ハノイ
署名日(実施合意)	2007年09月21日
協力期間	2007年09月24日 ~ 2009年09月23日
相手国機関名	(和) ベトナム電力公社、電力大学、電力技術研修センター
相手国機関名	(英) EVN, EPU, ACT

## プロジェクト概要

## 背景

ベトナムでは、1986年の「ドイモイ(刷新)政策」採択以降、市場経済の導入などで著しい経済成長を遂げており、同時に年率14%で増加する急激な電力需要への対応として、毎年90~100万kW級の電力供給設備の拡充が必要とされている。また、増加する電力設備の運転・維持・管理に対応するための高度運転・保守技術者および既存設備を維持管理する技術者層の薄さは、設備整備におけるボトルネックとなっている。JICAは上記の技術者層の薄さという問題を解決するために、電力公社(Electricity of Vietnam、現在はVietnam Electricity、以下「EVN」)傘下の教育機関である電力短大(Electric Power College、現在は大学に格上げとなりElectric Power University(以下「EPU」)となっている。)を対象とした「電力技術者養成プロジェクト」(以下、「前プロジェクト」)を2001年3月~2006年3月の期間実施した。前プロジェクトでは、火力発電、水力発電、送電、変電、配電の5分野において50科目の研修プログラムを作成するとともに、プロジェクト終了後の自立発展を視野に入れた、研修プログラムの企画・計画・実施および改訂等の業務プロセスに係る技術移転を実施した。この結果、研修プログラム実施のための人材が育成され、現在、EPUが独自に計画した研修が実施され始めている。

前プロジェクト実施中の2005年7月、EVNは増加する電力施設および新技術への対応を視野に入れた、現役電力技術者を対象とした高度人材訓練センター設立構想を立案した。同センターで実施する研修は、前プロジェクトの成果を活用しつつ行うことが規定されており、研修実施体制そのものには問題はなかった。しかしながら、EVN、EPU共に、独立採算制で研修を行う組織の運営体制、運営手法および経営方針策定等に係るノウハウがなく、同センターの活動が行き詰ることが懸念された。このため、センターの運営(経営)ノウハウの確立を目的とした専門家派遣の要請が出された。(尚、現在同センターはAdvanced Center for Training(以下、「ACT」)としてEPU内の一部局となっている。)

上位目標 ベトナムの技術者と技術職員の近代的な運転保守にかかる能力が向上する。

プロジェクト目標 高度人材訓練センターが、ベトナムの電力セクターの人材育成政策とニーズに基づいたトレーニングおよびコンサルティング・サービスを提供する、独立した機関となる。

成果 1. プロジェクト実施体制が確立する。  
2. ベトナムの電力セクターのニーズに基づいて、これまでの技術協力(T/C)で開発され発展してきた資源を利用して作られた新たなカリキュラムが今後も継続して成功裏に実施される。

3. ACTが、経営方針に沿った計画的な業務推進が出来るようになる。

活動

業務支援システムの文字数制限により途中まで記載。  
1-1 最低1年間に2回合同調整委員会の会合を開催する。  
1-2 ベトナム側は、M/Mの合意に基づいて、資格要件の整った業務の支援を行うスタッフとC/Pを配属する。  
1-3 C/Pと専門家が、役割、責任および仕事の分担を定義しその内容について認可を得る。  
1-4 年間活動実施計画を策定し、JCCの承認を得る。  
1-5 活動のモニタリングの結果に関する半期報告書を作成し、EVNとJICAにJCCを通じて送付する。  
1-6 ACTの能力を周知させるため、半期ごとにセミナーを開催する。  
2-1 ベトナムの電力業界のトレーニングニーズを知るために調査を実施する。  
2-2 ベトナム電力業界の開発戦略を研究し、トレーニングニーズの優先度を把握する。  
2-3 分析に基づいて顧客特有のニーズに従って計画されたカリキュラム、シラバスおよび教材をデザインする。  
2-4 追加で必要となる情報をデザインし、収集し、必要に応じて新しい分野に関するトレーニングコースを開発し、それらを試行的なトレーニングとして実施する。  
2-5 新しい分野のトレーニングを実施するための追加の教材およびを開発する。  
2-6 トレーニング実施計画を準備する。  
2-7 顧客に対してACTを認知させる。  
2-8 トレーニングを宣伝するためのウェブページを作成する。  
2-9 トレーニングが実施し、その有効性をモニターし評価する。  
2-10 調査結果を報告書の形式に編集する。  
2-11 トレーニングを修正する。  
3-1 ACTのビジネスプラン作成に関する知識と経験を評価する。  
3-2 ACTの既存のビジネスプランと業務実施手続きを分析する。  
3-3 ACTの職務と部署の役割、責任、仕事の分担について分析する。  
3-4 (例えばベトナム貿易大学のベトナム-日本人材育成協力センターやマレーシアの電力トレーニングセンターのような)類似した研修機関の情報を分析する  
3-5 ベトナム国内の類似したトレーニングの概要(一例として料金、期間、教員、科目、トレーニング方法、受講資格、終了証書の発行の有無など)を収集し分析する。  
3-6 現状のトレーニング実施に関してEPUとACTが締結した契約条件に基づく、運営コストに関する情報収集と分析を行う。  
3-7 新しい業務手順(特にトレーニングマニュアル類の保管・管理、受講者データベース、知的所有権管理など)に基づいて業務を行う。

投入

日本側投入

A. 日本人専門家の派遣  
(1)長期派遣専門家 1名  
合計24カ月  
(2)短期派遣専門家  
必要に応じて適切な人数、期間  
B. 国内研修  
年間最大3名、一ヶ月間  
(1)技術マネジメント:研修機関のマネジメントに関する制度、配属、機能ならびに業務  
(2)先端的技術:原子力、再生可能エネルギー、ならびに技術マネジメントなど  
C. トレーニング資機材  
トレーニング資材ならびに/または機材で、EVN自身で調達することのできないもの。  
D. その他  
秘書1名ならびに、運転手付きの車両1台(レンタル。購入はしない。)

相手国側投入

A. 人員の配置  
(1)顧問チーム  
1) EPU学長  
2) EVNの組織人事およびトレーニング部  
3) EVNのその他の関連部課  
(2)フルタイムのC/P  
1) ACTの部長およびメンバー  
(3)支援スタッフ  
1) EVNのオフ・JT委員会、技術トレーニングおよび送電分野におけるスタンディング・ワーキング・グループのメンバー  
2) プロジェクトに必要な通訳  
3) 他のEPUの関連する部署  
B. ローカルコスト

外部条件

事務室の提供、作業室、国内および国外の旅費、日当ならびにニーズ分析・調査を実施するための費用などのプロジェクトを支援するための適切かつ必要な予算  
&#8226; ACTはEVNならびに他の資格のある省庁等から、電力セクターの人材育成に関する指示と命令を直接受ける。  
&#8226; 前回の技術協力プロジェクトに参加したACTのコア・インストラクターが本プロジェクトにも配属される。  
&#8226; EVNが、新しい研修コース(パイロットコース)の当初の実施を支援する。  
&#8226; EVNと他の諸官庁が電力セクターの技術スタッフと技術者を対象とした資格制度を整備する。  
&#8226; ACTが必要な資格を取得する際にEVNと他の諸官庁が適切な支援をする。

関連する援助活動

(1)我が国の  
援助活動

- 1)電力技術者養成プロジェクト(2001年3月～2006年3月):
  - ・EVN参加のEPCを実施機関とし、電力技術者を養成するためのキーカリキュラムの策定、教材の作成、研修を実施するコア・インストラクターの育成、研修の企画・立案・実施・改訂手順のノウハウ確立および実施体制の構築に係る技術移転を実施した。
- 2)第6次電力マスタープラン調査(2005年5月～2006年5月(本格調査)):
  - ・2025年までを視野に入れた2015年までの電源開発計画策定に係る支援を実施した。
- 3)電気事業に係る設備基準および安全基準調査(2006年5月～2007年6月(本格調査)):
  - ・電力供給施設に係る設備基準および安全基準のレビュー及び新規策定に係る支援を実施中。
- 4)国家エネルギーマスタープラン調査(2006年12月～2008年5月(本格調査)):
  - ・2025年までを対象とした国家エネルギーマスタープラン策定に係る支援を実施中。



技術協力プロジェクト

2013年04月09日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)競争法施行、競争政策実施キャパシティ強化プロジェクト (英)Project for Capacity Building for Enforcement of Competition Law and Implementation of Competition Policy
対象国名	ベトナム
分野課題1	経済政策-市場経済化
分野課題2	民間セクター開発-貿易・投資促進
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	経済制度整備・運用プログラム
援助重点課題	経済成長促進・国際競争力強化
開発課題	ビジネス環境整備・民間セクター開発
プロジェクトサイト	ハノイを中心に、ダナン、ホーチミン他
署名日(実施合意)	2008年09月01日
協力期間	2008年09月24日 ~ 2012年06月30日
相手国機関名	(和)商工省 競争管理局
相手国機関名	(英)Vietnam Competition Administration Department, Ministry of Trade and Industry
日本側協力機関名	公正取引委員会

## プロジェクト概要

背景

ベトナム政府は、1986年のドイモイ政策開始以降、市場経済化に対応するため、法制度の整備を進めてきた。その中で、競争法が2004年に制定、2005年7月に施行され、また競争法を執行する機関として、商工省の下にベトナム競争庁(Vietnam Competition Authority: VCA、当時は、Vietnam Competition Administration Department: VCAD)が設立された。しかしながら、VCAの執行体制は十分ではなく、経験・ノウハウや人材・予算の不足等、今も多くの課題を抱えている。また、規制緩和が進められているとはいえ、依然として国営企業が中心のベトナムでは、競争の概念が根付いておらず、企業・国民の競争法に対する理解も低いレベルに止まっている。

このような状況の下、VCAの審査機能の向上と競争法に関する知識の啓蒙・普及を支援してほしいというベトナム政府の要望を受け、JICAは当初2008年9月から2010年6月の予定で本プロジェクトに取組み、VCAの審査能力やアドボカシーの向上に所定の成果を収めた。その後、経済発展に伴って急速に変化するベトナムの競争法にかかる環境の中で、成果を十分に根付かせるため、本プロジェクトは2012年6月まで2年間延長された。

延長後も、長期専門家とカウンターパートの間で緊密な協力が実施されており、ワークショップやセミナーの開催をはじめ、審査能力の向上と競争法にかかる知識の普及が着実に進められている。その結果、ベトナムにおいて競争法を効果的に執行するのに必要なVCAの体制が徐々に整備されつつある。

上位目標

ベトナム国内の市場において公正・公平な競争が促進される。

プロジェクト目標

VCAが競争法執行・競争政策を効果的に実施できる体制が整う。

成果

- 1.VCAの審査機能が向上する。
- 2.政府内、企業、消費者、アカデミック層に対し、競争法に関する知識が啓蒙・普及される。

活動	<p>1-1 審査活動の現状分析を行い、問題点を特定する。  1-2 助言を得た審査活動を通じて、審査能力の向上を図る。  1-3 必要なガイドライン、審査官のためのマニュアル等を作成する。  1-4 市場画定の手法に係る技術の向上を図る。  1-5 ターゲット市場における競争上の問題点を把握するための市場調査を実施する。  1-6 1-1～1-5の活動に基づき、審査官研修センターにおける研修プログラムを策定し、実施する。  1-7 組織された作業グループにおいて審査の観点から情報センター(CCID)の機能を構築し、必要および実現可能な範囲で活動を実施する。  1-8 研修センターの設立のためのコンセプト案を策定する。</p> <p>2-1 アドボカシーを担当する作業グループを組織する。  2-2 効果的なアドボカシーの方法について検討する。  2-3 2-2に基づきアドボカシー活動を実施する(セミナー、ワークショップ、リーフレット等)</p>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期専門家:1名(JFTC)(2008.9-2010.6; 2010.7-2012.6)</li> <li>・ 短期専門家:必要に応じ</li> <li>・ 本邦研修受入:必要に応じ</li> <li>・ プロジェクト経費</li> </ul>
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>* カウンターパート配置:Project Director、Project Manager、技術カウンターパート</li> <li>* 専門家のための執務室</li> <li>* VCA職員旅費など</li> </ul>
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カウンターパートが継続してプロジェクト業務に従事する。</li> <li>・ 競争法執行に関し、VCAに十分な予算が与えられる。</li> <li>・ VCA、VCC(Vietnam Competition Council, 競争評議会)の独立性が保たれる。</li> <li>・ 訓練した職員が離職しない。</li> <li>・ VCAの競争法・競争政策に係る取り組み方針が一般に支持される。</li> </ul>
実施体制	
(1)現地実施体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. Project Director(VCA長官)とProject Manager(国際協力課長)</li> <li>2. VCAカウンターパート(ワーキンググループ)</li> <li>3. 合同調整委員会</li> </ol>
(2)国内支援体制	公正取引委員会の協力を得ている。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	開発調査「ベトナム競争法施行に係るキャパシティビルディング計画支援調査」(2006年終了)
(2)他ドナー等の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スイス政府/CUTS: 2008年から2010年の3年間に90万スイスフランをかけて、VCAの組織的能力の向上、内部のワークフロー改善、執行能力の強化を目的としたプロジェクトを実施した。</li> <li>・ ADETEF: ベトナム法整備支援活動は、FSPプロジェクトの一環として2003年から4年間実施された。WTO加盟等に際して、ベトナムは競争市場の整備や投資の自由化が求められていたことから、FSPでは競争市場、金融セクターの監督、サービスセクターの監督に関連する政府職員の人材育成支援を実施した。</li> <li>・ その他多数ドナーから支援を得ているが、短期のセミナー等が取り組みの中心。</li> </ul>
備考	2009年12月、VCAより1年の延長希望が出された。2010年1月下旬に終了時評価調査を実施する予定であり、その際、延長の可否、可能である場合延長期間における活動等につき検討する。



技術協力プロジェクト

2010年10月03日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名 (和) 税務行政改革支援プロジェクト  
(英) Project on Tax Reform

対象国名 ベトナム

分野課題1 経済政策-市場経済化  
分野課題2 経済政策-金融  
分野課題3 貧困削減-貧困削減  
分野分類 計画・行政-行政-財政・金融  
プログラム名 経済制度整備・運用プログラム

プロジェクトサイト ハノイ  
署名日(実施合意) 2005年07月08日

協力期間 2005年08月01日 ~ 2008年07月31日

相手国機関名 (和) ベトナム税務総局  
相手国機関名 (英) General Department of Taxation

## プロジェクト概要

## 背景

(1) 現状及び問題点 ベトナムでは、計画経済から市場経済への移行に伴い、税についても従来の国営企業からの納付を中心としたシステムから、私企業や個人を対象とした、所得税・付加価値税を中心としたシステムに移行を図りつつあるところである。こうした状況の下、特に税務行政においては、申告納税制度の導入・普及を中心とした改革を進めているところである。申告納税制度導入にあたっては、納税者に対し帳簿を作成し正確に納税するよう啓発したり、申告された納税額が正しいかチェックする機能が不可欠であるが、このような納税者サービスや税務調査は、ベトナムにおいては新しい概念であり、かかる新制度に基づく業務を円滑に実施すべく、税務職員に対する教育・訓練を行う必要性がある。

(2) 相手国政府国家政策上の位置付け 市場経済に即した税制・税務行政を確立すべく、財政省は「10-years Strategic Plan for Tax System and Tax Administration」を策定し、各種の取り組みを実施しているところである。さらにこれに基づき、税務総局は「Strategic Plan for Tax Administration Reform to 2010」を策定、税務行政に関し、自己申告納税制度を始めとする改革を行っているところであり、本案件は越国政策に即した内容といえる。

(3) 我が国援助政策との関連、JICA国別事業実施計画上の位置付け(プログラムにおける位置付け) 国別援助計画において、成長促進が三つの柱の一つとして挙げられているが、その中で投資環境整備に伴う実施機関の能力向上が挙げられている。また、もう一つの柱である制度整備においても、行政改革を進めていくものとしている。これを受けて、JICA国別事業実施計画において、税務行政改革支援は投資促進プログラムに位置づけられており、投資環境整備に関連する実施機関であるところの税務総局に対する協力の必要性は高いと判断される。

上位目標 税務総局が、各地方省税務局及び地方税務署に対し、適切な指示及び監督を行うことが出来る。

プロジェクト目標 税務総局の職員研修に関する能力が向上し、かつ、税務総局が各地方省税務局及び地方税務署に対し適切な指示を行う能力が向上する。

成果

1. 広報・納税者サービス局が、納税者サービスに関し、改善計画を策定する。
2. 税務調査局が、税務調査実施に関し、改善計画と基本的調査手法を策定する。
3. 職員研修センターが、職員研修の改善に関する計画と、基本的研修カリキュラムを策定する。

活動	<p>1-1 広報・納税者サービス局は、納税者サービスに関するワーキンググループを設立する。</p> <p>1-2 ワーキンググループは、広報及び税務相談に関する現状分析を行う。1-3 ワーキンググループは、日本の事例を研究する。1-4 ワーキンググループは、広報及び税務相談を改善するための実行計画を準備するためのワークショップを開催する。1-5 ワーキンググループは実行計画を実施する。1-6 ワーキンググループは専門家の助言により実行計画を改善する。1-7 プロジェクトマネジメントユニットは、上記活動を定期的に評価するとともに、ワーキンググループに対する支援を行う。(指標) ・納税者サービス改善計画が策定される。 ・より多くの種類の納税者向けパンフレットが作成される。 ・納税者相談窓口が増加する。 ・より多くの納税者向けセミナーが開催される。</p> <p>2-1 税務調査局は、税務調査に関するワーキンググループを設立する。2-2 ワーキンググループは、納税者管理及び税務調査に関する現状分析を行う。2-3 ワーキンググループは日本の事例を研究する。2-4 ワーキンググループは、税務調査制度、及び税務調査研修を改善するための実行計画を準備するためのワークショップを開催する。2-5 ワーキンググループは、実行計画の実施、特に税務調査手法について、税務調査担当職員の教育を実施する。2-6 ワーキンググループは専門家の助言により実行計画を改善する。2-7 プロジェクトマネジメントユニットは、上記活動を定期的に評価するとともに、ワーキンググループに対する支援を行う。(指標) ・税務調査実施に係る計画が改善される。 ・調査手法研修を受講した職員の数が増加する。</p> <p>3-1 職員研修センターは、職員研修に関するワーキンググループを設立する。3-2 ワーキンググループは職員研修プログラムの現状分析を行う。3-3 ワーキンググループは日本の事例を研究する。3-4 ワーキンググループは、職員研修を改善するための実行計画を準備するためのワークショップを開催する。3-5 ワーキンググループは実行計画、特に職員研修カリキュラム策定を実施する。3-6 ワーキンググループは専門家の助言により実行計画を改善する。3-7 PMUは、上記活動を定期的に評価・支援する。</p>
投入	
日本側投入	<p>総額180,000千円</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 専門家派遣: 税務行政、業務調整、納税者サービス、税務調査、職員研修能力向上</li> <li>2. 現地業務費: セミナー／ワークショップ開催経費等</li> <li>3. 研修員受け入れ: 職員研修能力向上、視察型研修</li> <li>4. 機材供与: 広報用車両、研修用機材等</li> </ol>
相手国側投入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. プロジェクトマネジメントユニット及びワーキンググループの配置</li> <li>2. 執務スペースの提供</li> </ol>
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果達成のための外部条件: 税務行政改革に即した適切な組織改編が行われること。ワーキンググループのメンバーが継続して関連部署に勤務すること。</li> <li>・プロジェクト目標達成のための外部条件: 人事関連の諸条件(人員配置、インセンティブ)が、悪化しないこと。施設、機材等が手当てされること。</li> <li>・上位目標達成のための外部条件: 各地方省税務局等が、自身による研修体制を構築すること。</li> </ul>
実施体制	
(1)現地実施体制	税務総局内にワーキンググループを設置。
(2)国内支援体制	国税庁／税務大学校による支援体制
関連する援助活動	
(2)他ドナー等の援助活動	<p>IMFが自己申告納税制度導入に向けたパイロットプロジェクトを実施。また、過去SIDAIによる協力実績あり。</p> <p>EU(ETV2プロジェクト)、世銀(税務近代化プロジェクト)も実施中。</p>



技術協力プロジェクト

2012年06月27日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和)ベトナム開発銀行機能強化プロジェクト (英)Project for Institutional Capacity Development for Infrastructure Finance in Vietnam
対象国名	ベトナム
分野課題1	経済政策-金融
分野課題2	経済政策-その他経済政策
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-財政・金融
プログラム名	経済制度整備・運用プログラム
プロジェクトサイト	ハノイ他
署名日(実施合意)	2008年06月12日
協力期間	2008年09月15日 ~ 2012年03月15日
相手国機関名	(和)ベトナム開発銀行
相手国機関名	(英)Vietnam Development Bank

## プロジェクト概要

## 背景

ベトナムは近年高い経済成長を達成してきたが、新社会経済開発計画(2006年~2010年)に掲げられた年間GDP成長率7.5%~8%等の目標を達成するためには、さらなるインフラ、産業開発分野での投資が必要とされている。

ベトナム開発銀行(Vietnam Development Bank: 以下VDB)は、首相決定108号(2006年)により、開発支援基金(Development Assistance Fund: 以下DAF)を改組する形で、開発投資および輸出信用の供与を実施するための組織として、2006年7月に設置された。VDBは銀行セクター全般の改革方針を示す首相決定112号(2006年)、通称「銀行セクターロードマップ」においても、開発投融資を担当する政策金融機関として、商業銀行の機能とは一線を画した位置づけを与えられており、インフラ、産業開発分野の旺盛な投資需要を満たし、ベトナムの継続的な高度経済成長に貢献することが期待されている。

VDBはDAFから従業員約2,500名、各省に展開された61の支店、貸出残高約60億US\$を引き継ぎ、その事業運営はベトナム経済の将来を大きく左右すると考えられており、世界銀行(以下世銀)、国際協力銀行(Japan Bank for International Cooperation: 以下JBIC)の支援及び政府の開発投資金融、輸出信用に関する政令151号(2006年)等により事業運営の方向性は一定程度示されている。しかし、それを実現していくための自立的な事業運営に向けた詳細法令の整備、財務省(Ministry of Finance: 以下MOF)やベトナム国家銀行(State Bank of Vietnam: 以下SBV)等関連機関との関係整理、信用リスク管理、資金調達手法の確立、システム運用体制の整備並びにそれらにかかる人材の育成を進めることが喫緊の課題となっている。このような背景から、ベトナム政府は我が国に対し、VDBの機能強化にかかる技術協力を要請した。かかる背景のもと、日本政府はVDBに対する技術協力プロジェクトの要請を採択し、これを受けて、JICAは2008年3月に事前調査を実施し、協力すべき分野・目標・内容・投入規模についてベトナム側関係機関と基本的合意を形成した。そして、2008年6月にRecord of Discussion(以下「R/D」)の署名・交換を行った。

上位目標 VDBの中長期戦略ならびに社会経済開発目的に沿ってVDBの投資貸付の持続性が強化される。

プロジェクト目標 開発金融機関としてのVDBの自立的かつ効果的な投資貸付業務が強化される。

成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) VDBの政策枠組みがその明確なミッションに基づき、強化される。</li> <li>2) 信用リスク管理能力が向上する。</li> <li>3) 資金調達とALM(資産・負債総合管理)にかかる知見が強化される。</li> <li>4) 人材育成システムが強化される。</li> </ul>
活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-1) 政策課題を扱ったワークショップとセミナーを開催する。</li> <li>1-2) 複数セクターのプロジェクトを評価し、その結果をフィードバックする(サンプル調査)。</li> <li>1-3) 政策対話のためのアジェンダを設定し、既存の政策協議の場に提示する。</li> <li>1-4) 戦略的な方向性のあるVDBの年間投資信用計画を作成する。</li> <li>1-5) 関連法令の準備・改正のための提言を行う。</li> <li>2-1) 信用リスク管理にあたって現在採られているプロセスを検証する。</li> <li>2-2) リスク管理委員会/与信管理委員会の活性化を図る。</li> <li>2-3) 既存のマニュアルとITシステムを含めた、信用リスク管理に関する業務プロセスの改善のための措置を講ずる。(モデルデータベース、内部格付けシステム、債権分類手法、債務者分類手法、モニタリング・メカニズムの導入等)</li> <li>2-4) 信用リスク管理のための研修プログラムを実施する。</li> <li>3) 資金調達とALMに関する既存の活動をレビューし、議論するとともに、セミナーやワークショップを開催する。</li> <li>4-1) VDBの既存の研修システムについてレビューし、議論する。</li> <li>4-2) レビューと議論を踏まえて、また他ドナー等による研修プログラムも総合的に踏まえ、最も適切な研修システム(研修計画、スケジュール、実施体制)の確立をファシリテートする。</li> </ul>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 日本人専門家の派遣 総括/政策金融、信用リスク管理、ITシステム、資金調達/ALM、人材育成</li> <li>2) 研修 本邦研修</li> <li>3) 必要に応じ機材の供与</li> </ul>
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) カウンターパートの配置</li> <li>2) VDB内部での作業用施設と信用リスク管理のためのハードウェアとソフトウェア</li> <li>3) 予算の確保(国内研修、セミナー/ワークショップ、国内出張の費用)</li> </ul>
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) ベトナムの経済環境、金融環境に大きな変化がない。</li> <li>2) 政府の社会経済政策が大きく変化しない。</li> <li>3) VDBの政策金融に関するフレームワークが大きく変更されない。</li> </ul>
実施体制	
(1) 現地実施体制	8分野(政策課題、内部格付、債務者分類、債権分類、資金調達、ALM、ITシステム、人材育成)に関するプロジェクトマネジメントユニット(PMU)を設立し、VDB本店を拠点に活動を行う。
(2) 国内支援体制	日本政策投資銀行から本邦研修等での支援を受けている。
関連する援助活動	
(1) 我が国の 援助活動	<p>旧JBICが提案型SAFを用いて、VDBの事業計画の詳細を把握し、技術協力のニーズを把握することを目的とした調査を2007年に実施。新JICAとして2008年度より本プロジェクトを、2009年度には並行してVDBを受け皿とした環境ソースステップローンを実施中。</p> <p>ドイツではVDBに対して下記プログラムを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 長期専門家派遣(Banking Management分野の指導)。</li> <li>② プロジェクト分析手法に係る短期専門家派遣。</li> <li>③ 1~2週間のワークショップ形式の研修(内容は資金調達(起債手法)が中心)。</li> </ul>
(2) 他ドナー等の 援助活動	



有償技術支援－附帯プロ

2012年07月12日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和)ベトナム国家銀行キャパシティ強化プロジェクト (英)Project for Strengthening Capacities of State Bank of Vietnam
対象国名	ベトナム
分野課題1	経済政策-金融
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-財政・金融
プログラム名	金融セクター改善プログラム
プロジェクトサイト	ハノイ
署名日(実施合意)	2008年08月22日
協力期間	2008年08月25日 ~ 2010年09月24日
相手国機関名	(和)ベトナム国家銀行
相手国機関名	(英)State Bank of Vietnam

## プロジェクト概要

## 背景

2006年5月に首相決定112号により銀行セクター開発計画が承認されたことを受けて、ベトナム国家銀行(State Bank of Vietnam: 以下SBV)は近代的な中央銀行としての機能を強化すべく各種改革に取り組んでいる。具体的には金融政策の運営、銀行システムの監視、監督、WTO加盟を受けて市場参入が始まっている外資系銀行に対抗できる国内銀行業の強化等の課題が挙げられる。これらの課題に対処するうえでの技術支援の実施に関するロードマップ(通称「TAロードマップ」)も作成されており、各ドナー機関が連携しつつ、その実践を図っていくことが期待されている。

JICAは2006年12月以降、個別専門家(金融政策アドバイザー)のSBVへの派遣を通じ、銀行セクター開発計画、TAロードマップの課題の中から、我が国が支援することが望ましい分野に対し、日本銀行の組織的な支援を受けつつ協力をを行っている。

このような状況下、SBVからは首相決定112号の一層の推進に向けて、銀行監督も含む中央銀行機能強化にかかる包括的な技術協力を受けたいとの要請が寄せられ、個別専門家(金融政策アドバイザー)の活動の成果をより一層高めるためにも、より体系的かつ柔軟な投入が可能な技術協力プロジェクトを実施することにより、ベトナムの金融改革を軌道に乗せることが期待されている。

かかる背景のもと、日本政府はSBVに対する技術協力プロジェクトの要請を採択し、これを受けて、JICAは2008年5月から7月にかけて事前調査を実施し、プロジェクトのスケジュール、内容、投入等について検討し、SBVと合意を形成したことから、2008年8月にプロジェクトを開始することとなった。

上位目標 金融システムに対する信頼が高まる。

プロジェクト目標 SBVの中央銀行機能が強化される。

成果 1) SBVの発券業務近代化計画の実施が促進される。  
2) 決済システムが健全性、効率性が高まる。  
3) 銀行監督機能が強化される。

活動 1.1 発券業務近代化計画の策定にかかる提言をまとめる。  
1.2 同計画実施にかかる検討を行う。

- 1.3 現金オペレーションセンター設立にかかる検討を行う。
- 1.4 同計画実施のためワークショップを開催する。
- 1.5 同計画に基づく発券業務見直し内容に関する研修の準備および実施。
- 2.1 現行システムのリスク管理状況につき検証し、評価レポートを作成する。
- 2.2 リスク対策、システム管理およびe-money関連情報等の収集。
- 3.1 銀行監督法の見直しを実施する。
- 3.2 CAMELベースのオフサイトモニタリングの検討、リスクベースかつコンプライアンスベースの銀行監督ガイドラインを作成する。
- 3.3 バーゼル1、バーゼル2への対応に向けたロードマップを作成する。
- 3.4 銀行監督にかかる研修準備およびその実施。

#### 投入

- |        |  |
|--------|--|
| 日本側投入  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期専門家2名(総括/中央銀行業務、銀行監督)</li> <li>・短期専門家(状況に応じて)</li> <li>・本邦研修</li> <li>・在外事業強化経費</li> </ul> |
| 相手国側投入 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーキングチームの設立</li> <li>・カウンターパート予算(出張経費など)</li> </ul>  |
| 外部条件   | ベトナムの経済的・金融環境に大きな変化がない。  |

#### 実施体制

- |           |   |
|-----------|---|
| (1)現地実施体制 | プロジェクト実施に際して、発券業務、決済システム、銀行監督の3つのワーキンググループが設立されている。 |
| (2)国内支援体制 | 日本銀行、金融庁の組織的支援(短期専門家派遣、本邦研修受入等)を得ている。               |

#### 関連する援助活動

- |                   |   |
|-------------------|---|
| (1)我が国の<br>援助活動   | <ul style="list-style-type: none"> <li>個別専門家派遣(金融分野援助調整:2001年7月~2003年7月)</li> <li>個別専門家派遣(金融政策アドバイザー:2006年12月~2008年12月)</li> </ul>  |
| (2)他ドナー等の<br>援助活動 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1)世界銀行(FSMISプロジェクト)<br/>SBVの近代化、中でも業務改善、報告監視体制の見直し、マクロ経済・金融政策に係る研究機能の向上、検査機能の向上、人材育成開発を取り扱うことから、我が方プロジェクト実施に際しては状況に応じて情報収集に努めていく必要がある。</li> <li>2)CIDA<br/>銀行監督、特にオンサイトモニタリングを中心に支援を実施していることから、状況に応じて適宜情報交換を行っていく必要がある。</li> <li>3)IMF<br/>オフサイトモニタリングを含む銀行監督全般に対して支援を実施していることから、状況に応じて適宜情報交換を行っていく必要がある。</li> </ul> |



技術協力プロジェクト

2012年06月27日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和)税務行政改革支援プロジェクトフェーズ2 (英)Project on Tax Administration Reform in Vietnam (Phase 2)
対象国名	ベトナム
分野課題1	経済政策-財政(歳入)
分野課題2	民間セクター開発-貿易・投資促進
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-財政・金融
プログラム名	経済制度整備・運用プログラム
プロジェクトサイト	ハノイ
署名日(実施合意)	2008年08月01日
協力期間	2008年08月01日 ~ 2011年07月31日
相手国機関名	(和)財務省税務総局
相手国機関名	(英)General Department of Taxation, Ministry of Finance
日本側協力機関名	国税庁

## プロジェクト概要

## 背景

ベトナムでは、社会主義市場経済への移行に伴う改革の一環として、2010年を目処に税務行政の近代化が進められており、①賦課課税制度から申告納税制度への移行、②税務行政組織の機構改革、③大規模な電算システムの導入、④職員資質向上のための訓練制度整備、⑤納税者サービスの改善等が取り組まれている。2005年から3年間の間で実施された「税務行政支援改革プロジェクト」においては、職員の資質向上による調査・納税者サービス等の水準向上を目標に他の職員を指導する立場となる一部のコア職員を対象にセミナー・研修を実施し、日本における制度及び取り組みの紹介やベトナムにおける課題に対する指導・助言を実施しているところであるが、ベトナム側におけるノウハウ・経験の不足も相俟って準備・整備状況はまだまだ不十分な状態にある。そのため、今回、ベトナム税務総局より、現行プロジェクトの成果を活かしつつ、より具体的に訓練制度の改善(訓練教材、カリキュラム等)、納税者サービスの改善(対応マニュアル、ウェブサイトの整備、電子申告等)について実践的なマニュアル・教材等を作成することで、職員の資質の向上及び税務行政サービスの全国的均質化を図るため、本協力が要請された。

上位目標 自発的コンプライアンス向上のための納税環境が整備される。

プロジェクト目標 自主申告納税制度定着のための税務行政能力が向上する。

成果 成果1:納税者サービス手段が多様化される。  
成果2:税務行政官の訓練制度が強化される。

## 活動

- 1.1 納税者サービス改善タスクフォースを設置する。
- 1.2 納税者サービスにかかる現状分析を行う。
- 1.3 納税者サービス改善にかかるアクション・プランを作成する。
- 1.4 特定対象ごとの広報ツール(教材、パンフレット等)を作成する。
- 1.5 特定対象ごとに合わせた納税者サービス活動を改善する。
- 1.6 税理士会等協力機関との連携体制を構築し、納税者サービス改善のための協働活動を実施する。

- 2.1 職員訓練制度強化タスクフォースを設置する。
- 2.2 人材育成にかかる現状分析を行う。
- 2.3 職員訓練制度改善にかかるアクション・プランを作成する。
- 2.4 納税者サービス及び税務調査を中心とする税務大学校の優先研修科目を設定し、カリキュラム及び教材を作成する。
- 2.5 職員研修コース実施を支援する。
- 2.6 税務大学校の運営政策や規定を改善する。
- 2.7 現場職員の能力向上のための、納税者サービス及び税務調査にかかるマニュアルや指導要領等のOJTツールや税務行政統一マニュアルを作成する。
- 2.8 OJTにかかる研修を実施し、マニュアル等を配布する。

#### 投入

##### 日本側投入

- ・長期専門家:2名(税務行政、業務調整/納税者広報)
- ・短期専門家:数名/年(納税者サービス、職員訓練等、アクション・プランで定められた活動による)
- ・供与機材:プロジェクト活動に必要な機材
- ・研修員受入:約20名/年(納税者サービス、職員訓練等、アクション・プランで定められた活動による)

##### 相手国側投入

- ・在外事業強化費:アクション・プランに基づくプロジェクト活動に必要な経費(研修/セミナー開催費用、研修テキストや広報ツール作成費用等)
- ・人材の投入:プロジェクト・モニタリング・チーム設置、カウンターパートの配置、タスクフォースの設置

##### 外部条件

- ・建物・施設:プロジェクト事務室、研修用施設
  - ・管理運営費:プロジェクト事務室維持管理費、カウンターパート給与・出張旅費等
- 1)前提条件:GDT及び関係機関がプロジェクトの原則及び内容について理解する。
  - 2)上位目標達成のための外部条件
    - ・GDTが広報活動を継続する。
    - ・関係団体が自主申告納税制度導入のための協力を継続する。
  - 3)プロジェクト目標達成のための外部条件
    - ・タスクフォースメンバー及びCPの異動が頻繁に起こらず、継続的にプロジェクト活動に従事する。
    - ・GDT庁舎及び税務大学校建設計画の進捗がプロジェクト活動に影響を及ぼさない。
  - 4)成果達成のための外部条件
    - ・研修を受けた行政官が引き続きプロジェクト活動に従事する。
    - ・プロジェクト活動に必要なカウンターパート予算が確保される。

#### 実施体制

- (1)現地実施体制 税務総局がCPとなる。
- (2)国内支援体制 国税庁

#### 関連する援助活動

##### (1)我が国の援助活動

- ・ベトナム「税務行政改革支援プロジェクト」
- ・我が国財務省財務総合政策研究所によるセミナー「個人所得税」

##### (2)他ドナー等の援助活動

- ・世界銀行(借款)「Tax Administration Modernization Project」  
ベトナム税務総局の能力強化のために、主に電算化システムの導入を行う。
- ・EU(無償)/技術協力(内部監査等)
- ・IMF(無償)(申請中)/技術協力(自主申告制度の試行)



個別案件(専門家)

2010年11月26日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和)税関業務改善 (英)Improvement of Customs Administration
対象国名	ベトナム
分野課題1	経済政策-財政(歳入)
分野課題2	民間セクター開発-貿易・投資促進
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-財政・金融
プログラム名	経済制度整備・運用プログラム
プロジェクトサイト	ハノイ市
署名日(実施合意)	2007年08月01日
協力期間	2007年08月25日 ~ 2009年08月24日
相手国機関名	(和)財政省 税関総局
相手国機関名	(英)General Department of Customs, Ministry of Finance
日本側協力機関名	財務省 関税局

## プロジェクト概要

## 背景

近年、ベトナムにおいては市場経済の進展とともに貿易・投資が急激に増加しており、また本年1月のWTO加盟承認を受け、これが更に加速することが予想される。このため、貿易・投資の自由化・円滑化が喫緊の課題とされており、貿易円滑化のための税関手続きの改善・整備が急務となっている。

これまでJICAでは、2004年から「関税評価」「事後調査」「HS分類」の3分野において、国際基準に合致した税関手続き改善を行えるような指導員を育成するための、「税関行政近代化のための指導員養成プロジェクト」を実施してきた。

2007年4月の終了時評価では、本件は所期の成果を達成することが見込まれることが判明したものの、関税評価やHS分類等は、世界税関機構を始めとする国際的枠組みの議論を経て、引き続き改訂されることが見込まれており、引き続きプロジェクトで達成された教材や研修プログラム等の成果を改訂していく努力が税関総局には求められる。

このような状況下、ベトナム税関総局は、国際基準に沿った効率的な税関業務にかかる制度・体制・手続き改善のための政策的・技術的助言を行える専門家派遣を要請してきたものである。

上位目標 税関の適正な執行や貿易円滑化が達成される。

プロジェクト目標 税関手続きの簡素・調和化、透明性の向上等の税関行政全般について指導を通して、税関に携わる行政官の能力向上が図られる。

## 成果

- ・税関手続き簡素化、透明化にかかる改善が検討され、導入が促進される。
- ・税関における知的財産保護や麻薬・テロの防止にかかる取り組みが強化される。
- ・「HS分類」、「関税評価」分野において国際基準に適合した国内法、通達等の改正が行われ、税関手続きの国際標準化が図られる。
- ・「事後調査」分野において、先進国等の事例を踏まえた体制整備が図られる。
- ・技術協力プロジェクト「税関行政近代化のための指導員養成プロジェクト」において実施された研修が継続実施されるとともに、その研修内容が改善される。

・税関手続きに関する日本の制度・経験の紹介

活動

- ・国際標準に則った税関手続きの推進について税関総局に対する助言
- ・税関総局職員に対するセミナー・研修等の企画・実施支援
- ・税関リスクマネジメント分野を含む国際的枠組みにおける連携推進

投入

日本側投入 長期専門家 1人×24ヶ月

相手国側投入 CPの配置: 税関総局国際局次長  
専門家執務室

外部条件

実施体制

(1)現地実施体制 税関総局国際局がCP

(2)国内支援体制 関税局

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

(2)他ドナー等の

援助活動

税関行政近代化のための指導員養成プロジェクト(2004～2007)  
メコン地域における税関リスクマネジメントプロジェクト(地域協力)(2008～2011)  
税関行政官能力向上のための研修制度強化プロジェクト(新規)(2009年度開始予定)  
世銀: 手続電算化や情報管理・通信システム設計等通関制度改革にかかるプロジェクト  
「税関近代化プロジェクト」を実施中。  
2006年～2010年 総額77.7百万ドル  
USAID: 現行関税法制度の見直しを支援。  
EU: 関税法制度の整備、関税法細則の制定にかかる支援。



有償技術支援－附帯プロ

2012年06月27日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和)ホアビン省社会経済開発計画策定改善プロジェクト (英) Socio-Economic Development Planning Reform in Hoa Binh Province
対象国名	ベトナム
分野課題1	経済政策-その他経済政策
分野課題2	都市開発・地域開発-その他都市開発・地域開発
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	行政能力向上・汚職撲滅プログラム
プロジェクトサイト	ホアビン省
署名日(実施合意)	2007年12月20日
協力期間	2008年02月01日 ~ 2012年03月31日
相手国機関名	(和)ホアビン省計画投資局
相手国機関名	(英) Department of Planning and Investment, Hoa Binh Province

## プロジェクト概要

背景	<p>The Vietnam's transition from a centrally planned to market economy with socialist orientation entails changes in the government roles. The government is now no more a direct supplier of goods and services but should focus on policy making and creation of an enabling environment for all stakeholders to participate in the socio-economic development process. This development requires Vietnam to change the way she plans for the socio-economic development. Positive changes in planning mindset, approach and contents of Socio-economic Development Plans (SEDP) have been observed at central level. The reform has also been rolled out to provinces. Among others, with the support from JICA, Hoa Binh province started planning reform excercises in 2005 along with formulation process of the provincial five-year SEDP 2006-2010.</p> <p>To further support Hoa Binh in its planning reform, JICA started the "Socio-economic Development Planning Reform Project in Hoa Binh province" in February, 2008.</p> <p>Although the Project is scheduled to end on March 31, 2011, according to the M/M on joint final evaluation report signed between Vietnamese and Japanese side (M/M is attached), it is recommended that the Project be extended for one year from April 01, 2011 to March 31, 2012. The extension is aimed to fully achieve the Project purpose and enhance its sustainability.</p>
上位目標	To support sustainable development of Hoa Binh Province by empowering people, promoting decentralization and strengthening local governance.
プロジェクト目標	An effective planning system is established in a strategic, resource-linked and participatory manner.
成果	(1)Institutional framework for planning is strengthened. (2)An integrated planning process is practiced in two pilot districts. (3)Planning capacity of local planners is improved in a sustainable manner. (4)Quality of five-year provincial SEDP 2011-2015 is improved.

活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.1. Identification of needs for further institutional development activities</li> <li>1.2. Drafting tentative planning guidelines for commune and district planning</li> <li>1.3. Organizing workshops to gather comments from relevant stakeholders on the tentative guidelines.</li> <li>1.4. Getting approval from PPC for applying the tentative guidelines in the pilot communes and districts on trial basis.</li> <li>1.5. Withdrawing experiences from the trials to finalize the planning guidelines and draft planning manuals for commune and district SEDP formulation.</li> <li>2.1. Forming planning teams in the pilot communes</li> <li>2.2. Collecting statistics and financial information for analysis in the pilot communes and districts.</li> <li>2.3. Organizing commune workshops and consultations in the pilot communes and districts</li> <li>2.4. Analyzing financial information, practicing mobilization and prioritization of resources in the pilot communes and districts.</li> <li>3.1. Identification of needs for further capacity development activities</li> <li>3.2. Organizing training courses and study tours for planning staff members and village heads in participation, budget and plan linkage, data processing, and strategic planning of the pilot communes, districts and the province.</li> <li>4.1. Providing technical inputs for drafting provincial five-year SEDP 2011-2015</li> <li>4.2. Developing M&amp;E framework for provincial five-year SEDP 2011-2015</li> <li>4.3. Conducting consultations of provincial five-year SEDP 2011-2015</li> </ul>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. Human resources: one long-term Japanese expert for project management, full-time and part-time national consultants</li> <li>b. Training opportunities for Vietnamese counterpart personnel</li> <li>c. Equipment: one (1) vehicle and office equipment</li> <li>d. Expenses: expenses for local activities</li> </ul>
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. Human Resources: Project Director, Provincial and District Project Management Unit Managers, counterpart Personnel, members of Working Groups</li> <li>b. Facilities: Conference rooms for workshops and seminars, office space for experts and consultants</li> <li>c. Equipment: related materials for administrative work for the Project</li> <li>d. Counterpart budget: expenses for communication and coordination, and administrative tasks related to the Project, daily allowances, accommodation and transportation costs of the Vietnamese counterparts personnel during project implementation.</li> </ul>
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>-SEDP remains a statutory document</li> <li>-The Government continues the planning reform</li> <li>-Further fiscal decentralization to communes is introduced.</li> </ul>
実施体制	
(1)現地実施体制	A local consulting firm would be hired for project implementation
(2)国内支援体制	One JICA in-house expert gives advice and suggestions for project implementation from time to time and participate in consultation and evaluation missions
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Master plan study on Improvement of Rural Living Conditions in Northwestern Mountainous Region in Vietnam</li> <li>• Small-Scale Pro-poor infrastructure development project (Sector Project Loan: SPL)</li> </ul>
(2)他ドナー等の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;Related projects implemented by Ministries&gt;</li> <li>• Public Financial Management Reform Project (World Bank)</li> <li>• Planning Reform Project (Belgium government)</li> <li>&lt;Related projects implemented in Hoa Binh province&gt;</li> <li>• Program to Support Agriculture and Rural Development (SDC)</li> <li>• Northern Mountain Poverty Reduction Project (World Bank)</li> <li>&lt;Similar projects by other donors&gt;</li> <li>• Vietnam-Sweden Poverty Alleviation Program (Chia se Program) (SIDA)</li> <li>• Strengthening Local Government Project (UNDP)</li> </ul>



技術協力プロジェクト

2012年06月27日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和)農村地域における社会経済開発のための地場産業振興にかかる能力向上プロジェクト (英)Project on Capacity Development on Artisan Craft Promotion for Socio-economic Development in Rural Area
対象国名	ベトナム
分野課題1	民間セクター開発-中小企業育成・裾野産業育成
分野課題2	教育-職業訓練・産業技術教育
分野課題3	ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	北西部山岳地域開発プログラム
プロジェクトサイト	北西部4地方省
署名日(実施合意)	2008年10月22日
協力期間	2008年12月01日 ~ 2011年11月21日
相手国機関名	(和)農業農村開発省農林加工製塩業局
相手国機関名	(英)Department of Agro-Forestry Products Processing and Salt Industry (DAFPPSI), MARD
日本側協力機関名	農林水産省

## プロジェクト概要

## 背景

ベトナム国は、「ドイモイ(刷新)政策」導入以降、市場経済の導入などで著しい経済成長を遂げており、特にここ5年間は旺盛な外国直接投資に牽引された第二次産業や第三次産業の進展により、毎年7%を超える経済成長を達成している。また、経済成長が進む中、同国の貧困率は著しい改善を見せているが、他方で、同国のジニ係数が増加傾向にあるなど、都市・地方間の格差が拡大傾向にあり、同国の持続的発展にとって、このような格差是正が大きな課題となっている。中でも、北西部地域4省(ディエンビエン省、ホアビン省、ライチャウ省、ソラ省)は、少数民族が多くを占め、貧困率もいまだ40%近くであり、貧困削減の重点地域とされている。

同国人口の4分の3が農村部に居住し、その多くが不安定な農業収入に依存している現状を改善し、地方の農村部の開発を通して地方住民の生計向上を図ることが、同国が、格差拡大に伴う社会不安定化を防ぎつつ、持続的な成長を遂げるための重要な鍵となっているが、このような課題を解決するため、ベトナム政府は同国社会経済開発5カ年計画(2006~2010年)において、非農業分野での雇用確保、及び生計向上にとって重要な役割を担うとの認識の下、地域資源を活用した工芸品や農産加工品等の地場産業振興を農村開発の重要課題に据えている。

しかしながら、同国の地場産業の現状は、経済成長が進み、国際経済への統合や国内市場の拡大が進むにつれ、特に産業発展の機会に恵まれた都市部周辺では発展が見られるものの、未だ一部特定地域への波及に留まっており、ベトナム政府が目指す農村部での地場産業振興を通じた生計向上に向け、面的な拡がりを見せていない。このような背景の下、2004年にJICAにより実施された地場産業振興にかかるM/Pを具体的なアクションにつなげ、農村部における地場産業振興のモデルとなりうる取り組みを支援するための技術協力が、ベトナム政府より我が国に要請されたものである。

本件に関するR/Dは2008年10月22日に署名され、同年12月に業務実施契約が結ばれた。第1年次現地業務は2009年1月より開始、同年3月17日までの現地業務でプロジェクトのインセプションフェーズが終了したところである。

上位目標	プロジェクトにより構築された地場産業振興モデルを活用して他の類似性のある地域でも地域の強みを活かした産品が創出される。
プロジェクト目標	住民の生計向上につながる地域の強みを活かした産品の創出等の実践的活動を通して、農村部における包括的な地場産業振興にかかるモデルが構築される。
成果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. プロジェクト対象地域における行政機関、大衆組織、コミュニティ、その他民間企業、NGO等との間のネットワーク強化により地場産業振興にかかる実施体制が強化される。</li> <li>2. 関係する行政機関等におけるスタッフの地場産業振興支援能力が向上する。</li> <li>3. パイロットサイトにおいて住民の生計向上につながる地場産業が拡充される。</li> <li>4. プロジェクト対象地域及びパイロットサイトで地場産業振興活動をモデルとした普及活動が促進される。</li> </ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.1 プロジェクト対象地域において、関係機関協働による地場産業振興委員会を設立する。</li> <li>1.2 プロジェクト対象地域において、地場産業にかかる現状調査・ニーズ調査を同委員会と共同で行う。</li> <li>1.3 同委員会と共同で地場産業振興のアクション・プラン(含むパイロットサイト)を策定する。</li> <li>1.4 連携ワークショップ等により民間企業やNGO等を含む他のステークホルダーとの情報共有・連携体制構築を推進する。</li> <li>1.5 地場産品展示会を開催する。</li> <li>2.1 地場産業振興のための普及ツールを作成し、プロジェクト活動を踏まえ改善する。</li> <li>2.2 プロジェクト対象地域の行政機関・大衆組織のスタッフの能力向上のための教材等を作成し、プロジェクト活動を踏まえ改善する。</li> <li>2.3 プロジェクト対象地域の行政機関・大衆組織のスタッフに対する研修を実施する。</li> <li>2.4 プロジェクト対象地域の行政機関・大衆組織のスタッフによるパイロットサイトの生産従事者に対する地場産業振興にかかる指導・研修(加工技術、商品開発手法、マーケティング手法、組織化・経営管理、販売促進手法等)の支援をする。</li> <li>3.1 現状調査及びアクション・プランに基づき地場産業振興にかかるパイロットサイトを指定する。</li> <li>3.2 生産従事者に対し地場産業振興にかかる研修(加工技術、商品開発手法、マーケティング手法、組織化・経営管理、販売促進手法等)を行う。</li> <li>3.3 パイロットサイトにおける原料生産者、生産従事者、流通業者間の連携を促進する。</li> <li>3.4 育成対象地場産業のマーケティング調査を生産従事者で行う。</li> <li>3.5 パイロットサイトにおける生産従事者に対し実務指導(加工技術、商品開発手法、マーケティング手法、組織化・経営管理、販売促進手法等)を行う。</li> <li>3.6 パイロットサイトにおける地場産品を展示会に出品する。</li> <li>3.7 ベトナムにおける過去の地場産業振興活動の教訓も踏まえつつ、パイロットサイトにおける地場産業振興活動記録・成果をガイドライン・事例としてとりまとめる。</li> <li>4.1 プロジェクト活動の広報を行う。</li> <li>4.2 プロジェクト全体にかかる活動・成果及びパイロットサイトにおける活動・成果にかかるワークショップを開催する。</li> <li>4.3 プロジェクト対象地域及びパイロットサイトへの視察受入を支援する。</li> </ol>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家派遣:</li> <li>チーフ・アドバイザー、組織化・コミュニティ開発、経営管理、商品開発・マーケティング、生産技術普及、広報、業務調整等</li> <li>・機材供与: オフィス用資機材、研修機材、その他プロジェクト活動に必要な機材</li> <li>・研修: 地場産業振興施策、一村一品等(日本/タイ)</li> <li>・在外事業強化費:</li> <li>アクション・プランに基づくプロジェクト活動に必要な経費(研修/セミナー開催費用、研修テキストや地場産業振興ツール作成費用等)</li> </ul>
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材の投入: プロジェクトディレクター、プロジェクトマネージャー、カウンターパート(数名)、庶務関連スタッフ及びその他プロジェクト活動に必要な人員(農業農村開発省及び各省人民委員会関係者等により構成)</li> <li>・建物・施設: プロジェクト活動に必要な日本人専門家執務室、施設の提供</li> <li>・プロジェクト運営経費: カウンターパート人件費や活動費等プロジェクトに必要な経費の確保</li> </ul>
外部条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)前提条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業農村開発省に加え、プロジェクト対象地域の4省の人民委員会、農業農村開発局、大衆組織等の関係者が、プロジェクトに参加することに合意する。</li> </ul> </li> <li>2)上位目標達成のための外部条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業農村開発省が地場産業振興政策を維持する。</li> </ul> </li> <li>3)プロジェクト目標達成のための外部条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト対象地域の経済・社会状況が大きく悪化しない。</li> </ul> </li> <li>4)成果達成のための外部条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト関係者の頻繁な異動が発生しない。</li> <li>・研修に参加したスタッフがその後もプロジェクト活動に従事する。</li> <li>・地場産品への需要が大きく悪化しない。</li> </ul> </li> </ol>
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>CP機関である農業農村開発部農林水産加工製塩業局のイニシアティブのもと、プロジェクト対象各省において、人民委員会や農業農村開発局、工業局、大衆組織等で構成されるベトナム側による地場産業振興のための委員会を組織し、彼らが主体となって、現状分析やアクション・プラン策定を通して活動を行う。</p>

関連する援助活動

(1)我が国の  
援助活動

開発調査「ベトナム北西部山岳地域農村生活環境改善マスタープラン」(終了済)  
開発調査「ベトナム国地域振興のための地場産業振興計画調査」(終了済)  
円借款「貧困地域小規模インフラ整備事業」(フェーズ5実施中、フェーズ6準備中)  
技術協力プロジェクト「北西部山岳地域農村開発プロジェクト」(準備中)

(2)他ドナー等の  
援助活動

世銀:北部山岳地域を対象に、貧困地域の農村における各種インフラ整備を実施  
ADB:地方道路、病院、学校、農村インフラの整備等を実施。また、ソンラダム移転住民  
支援として、生計向上のための作物の選定や土壌検査手法等の技術も支援  
DANIDA:ライチャウ、ディエンビエンにおいて、ベトナム側の計画に基づくセクター財政  
支援により農業農村開発にかかる総合的支援を実施。(農業生産性向上、加工、マ  
ーケティング等も視野)



個別案件(専門家)

2011年06月28日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和) 中小企業政策アドバイザー (英) Advisor on Small and Medium Enterprise Policy
対象国名	ベトナム
分野課題1	民間セクター開発-中小企業育成・裾野産業育成
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	商業・観光-商業・貿易-商業経営
プログラム名	中小企業・裾野産業開発プログラム
プロジェクトサイト	ハノイ
署名日(実施合意)	2007年07月01日
協力期間	2007年07月09日 ~ 2009年07月08日
相手国機関名	(和) 計画投資省中小企業庁
相手国機関名	(英) Ministry of Planning and Investment, Agency for Small and Medium Enterprise Development
日本側協力機関名	経済産業省

## プロジェクト概要

背景	<p>昨年来深刻化している金融危機により、新社会経済開発計画に掲げられた年平均GDP成長率7.5-8%等の目標達成が困難となっている中(2008年は6.18%、今年見込みは4.8-5.6%)、中小企業の振興を通じた民間セクターの開発は益々重要な課題となっている。</p> <p>一方で、ベトナムの中小企業セクターは、(1)国営企業等と同等の経営環境整備、(2)投資資金へのアクセス改善、(3)生産技術の向上/生産機材の更新、(4)企業経営に関する知見・ノウハウの蓄積、(5)経営・技術情報へのアクセス改善、(6)中小企業関係機関間の連携不足等の課題を抱えている。EDA(Enterprise Development Agency: ASMED改め)は適切な中小企業政策の実施を通じてこれらの課題に対処していく必要があるが、未だ設立されて日が浅い組織であることから、政策実施にかかる具体的な組織体制、業務手法が整備されておらず、中小企業の期待に十分に答えられていない状況にある。</p> <p>このような状況下、JICAは中小企業振興開発計画の実施を通じ、中小企業政策にかかる政令90号の制定に貢献したほか、2004年からは中小企業庁に個別専門家を派遣し、中小企業政策全般に対する助言、中小企業技術支援センターに対する技術協力プロジェクトの立ち上げ支援等を行ってきた。政策助言については、ここ数年来の懸案であった政令90号の改定が大詰めを迎える中、次の課題として具体的な政策実施にかかる準備が挙げられており、実務レベルのプラクティカルな支援がますます求められているところである。</p>
上位目標	適切な中小企業政策の立案、実施を通じ、中小企業の事業環境が改善するとともに、中小企業の経営状況が改善する。
プロジェクト目標	中小企業庁の人材、組織の中小企業政策策定・実施にかかるキャパシティが改善されるとともに、官民の関連機関との調整が適切に行われる。
成果	<ul style="list-style-type: none"><li>・中小企業庁が、官民の関連機関との連携を適切に行いつつ、中小企業政策立案・実施を自立的に行うキャパシティを身につける。</li><li>・中小企業金融政策の検討・実施を通じ(含む政策金融機関、信用保証基金の役割検討)、中小企業の資金アクセスが改善する。</li><li>・中小企業法制定に向けた検討が進む。</li></ul>

・(中小企業庁のニーズに応じ)その他中小企業政策(優遇税制、経営支援、新規創業支援等)について検討が進む。

活動

- ・中小企業政策の企画・立案に関する日本の経験の紹介
- ・ベトナムの現状を踏まえた、適切な中小企業政策についての検討、中小企業庁に対する助言
- ・関係者に対するセミナー・ワークショップの企画・実施支援
- ・中小企業政策にかかる本邦、近隣国での研修の企画・立案
- ・中小企業関連機関(他省傘下の政府機関、商工会議所、業界団体、日系関係機関、企業等)との連携
- ・中小企業パートナーシップグループへの参加、貢献

投入

日本側投入 政策アドバイザー長期専門家(1人×24ヶ月間)

相手国側投入 C/Pの配置

外部条件 ベトナム側の中小企業政策に関する基本的方針が変わらない。

実施体制

- (1)現地実施体制 計画投資省中小企業庁を主たるカウンターパート機関として協力を実施する。
- (2)国内支援体制 経済産業省中小企業庁、中小企業基盤整備機構等による支援が見込まれる。

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
  - 中小企業技術支援センタープロジェクト(2006年～2008年)
  - 関係機関へのシニア海外ボランティア派遣(実施中)
  - 中小企業向けツーステップローンのフェーズ1およびフェーズ2(実施中)
  - 日越人材協力センタービジネスコース(実施中)
- (2)他ドナー等の援助活動
  - ADB: SME振興プログラムローンを実施中(2004年～)
  - UNIDO: 国家・省レベルにおける中小企業インフラの設立支援(2004年～)
  - EU: 中小企業振興を目的とした民間部門支援プログラムを実施中(2005年～)
  - デンマーク: 企業部門支援プログラムを実施中(2005年～)
  - GTZ: 中小企業振興を目的としたTAを実施中(2005年～)
  - USAID: 中小企業の競争力の向上を目的としたTAを実施中(2003年～)



技術協力プロジェクト

2017年09月30日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和) 中小企業技術支援センタープロジェクト (英) Reinforcement of the SME Technical Assistance Center
対象国名	ベトナム
分野課題1	民間セクター開発-中小企業育成・裾野産業育成
分野課題2	民間セクター開発-産業技術
分野課題3	民間セクター開発-貿易・投資促進
分野分類	鉱工業-工業-工業一般
プログラム名 援助重点課題 開発課題	中小企業・裾野産業開発プログラム 経済成長促進・国際競争力強化 ビジネス環境整備・民間セクター開発
プロジェクトサイト	ハノイ
署名日(実施合意)	2006年06月15日
協力期間	2006年08月14日 ~ 2008年08月13日
相手国機関名	(和) ハノイ中小企業技術支援センター
相手国機関名	(英) SME Technical Assistance Center in Hanoi
日本側協力機関名	経済産業省、独立行政法人産業技術総合研究所、その他都道府県の工業技術センター(公設試験場)

## プロジェクト概要

背景	ベトナムでは現在「第7次5カ年計画」および「2010年までの10カ年戦略」のもと、市場経済化、工業化、近代化が推進されている。実質GDP成長率7.5%(年平均)の目標を掲げる中、2004年には実質GDP成長率7.7%を記録するなど堅調な推移を示しているが、一方ではAFTA発効やWTO加盟など自由貿易圏への加盟の流れの中で、更なるビジネス環境整備、海外資本の動員等による国際競争力の強化が求められている。このような状況の中、製造業における外国資本の誘致はベトナム政府にとって最重要課題の一つとなっており、現地で部品を供給できる地場中小企業の育成が急務となっている。しかしながら、ベトナムの中小企業支援体制は様々な面で未だ十分とは言えず、産業技術支援の分野においては、地場の中小企業が製品開発や品質管理についての技術情報や研究機会を得ることが難しい状況にある。
上位目標	TAC Hanoiが中小企業に対してそのニーズに即した基礎的な技術サービスを提供する
プロジェクト目標	TAC Hanoiが、中小企業の技術力向上に資する各種支援業務を部分的に開始する。
成果	①TAC Hanoiの運営管理が改善される ②TAC Hanoi技術者の中小企業に対する基本的な技術指導能力が向上する ③TAC Hanoiが多様な産業技術情報を発信する ④TAC Hanoiが中小企業の連携促進機能を有する
活動	1-1: 中小企業の実態およびニーズを把握し整理する 1-2: TAC Hanoiの事業理念および事業戦略案を検討する 2-1: TAC Hanoiの技術者が中小企業に対して各種技術指導を行えるようになるための養成プログラムを開発する 2-2: TAC Hanoiの技術者に対して養成プログラムを実施する 2-3: TAC Hanoiの技術者が中小企業の巡回等を行い、技術指導を実践する

- 3-1: 産業技術情報を蓄積および発信するための運営管理システムを構築する
- 3-2: 中小企業の技術力向上に資する産業技術情報を収集する
- 3-3: ウェブサイトや印刷物等により産業技術情報を発信する
- 4-1: 中小企業や大学、研究機関、外資企業等の中小企業関係機関を募って中小企業振興ネットワークを形成する
- 4-2: ネットワークにおいて中小企業同士または中小企業と関係機関の各種連携を提案する
- 4-3: ネットワークを活用してセミナーやフォーラムを開催する

投入

日本側投入

- 1. 長期専門家
  - 1-1. 総括／運営計画
  - 1-2. 連携促進／業務調整
- 2. 短期専門家
  - 2-1. 産業技術指導（一般機械分野および電気・電子分野）
  - 2-2. 産業技術情報
  - 2-3. 試験装置選定
  - 2-4. 研究開発指導 等
- 3. 機材
  - 3-1. 巡回用車両
  - 3-2. 携帯測定・試験機器
  - 3-3. 小型測定・試験機器 等
- 4. 研修員受入
  - 4-1. 長期（実習）
  - 4-2. 短期（視察）
- 5. 現地業務費

相手国側投入

- 1. 人員の配置
  - 1-1. カウンターパート
    - 1-1-1. プロジェクト責任者
    - 1-1-2. プロジェクト管理者
    - 1-1-3. プロジェクトスタッフ
- 2. 施設
  - 2-1. TAC事務所（一般事務機器、事務用品含む）
  - 2-2. 日本人専門家の執務室
- 3. ローカルコスト負担
  - 3-1. カウンターパートの的人件費
  - 3-2. その他運営管理費 等
- 4. 日本人専門家の秘書

外部条件

- 1. 前提条件
  - ベトナム政府がTAC Hanoi設立計画推進のために必要な予算および人員を手当とする
- 2. 成果（アウトプット）達成のための外部条件
  - TAC Hanoiの職員の離職率が低いまま推移し、予算規模も大きく減少しない
- 3. プロジェクト目標達成のための外部条件
  - TAC Hanoiが存続し、民間セクターからの支援ニーズが依然として高い状態にある
- 4. 上位目標達成のための外部条件
  - TAC Hanoiが存続し、一定の人員・予算が確保される

実施体制

(1) 現地実施体制

計画投資省(MPI)、中小企業開発庁(Agency for SME Development: ASMED)、ハノイ中小企業技術支援センター(SME Technical Assistance Centre Hanoi: TAC Hanoi)

関連する援助活動

(1) 我が国の

援助活動

開発調査「ヴェトナム国中小企業振興計画調査」(1999年)  
技術協力プロジェクト「ベトナム社会主義共和国ハノイ工科短期大学機械技術者養成計画」(2004年)

(2) 他ドナー等の

援助活動

その他、個別専門家「中小企業振興計画」を派遣中。  
ADB: SME振興プログラムローン(2004年11月-2006年9月、2006年9月-2008年6月)  
DANIDA: 企業部門プログラム支援(BSPS) (i)地方における企業設立と成長への障壁の撤廃、(ii)労働健康災害を含む労働条件の改善、(iii)SME振興サービスへの支援、(iv)商業紛争に対する適正な解決への支援、(v)ビジネス研究プログラムを通してのベトナム政府への政策提言(2005年1月1日-2009年12月31日)  
EU: EU-ベトナム民間部門支援プログラム(i)特に省レベルでのSME振興のための環境整備、(ii)企業・技術インキュベーターを設立し、対象産業における企業の創出を支援。(2005年3月1日~2008年12月31日)  
GTZ: 中小企業の振興プログラム GDP及び雇用創出への貢献のためにSMEの長期的成長及び持続可能な開発の推進(2005年5月-2009年4月)  
UNIDO: 国家・省レベルにおける中小企業インフラの設立支援(フェーズ12004年8月-2007年12月)  
USAID: ベトナム競争力イニシアティブ 1)政策環境、2)SMEの能力増強、3)SMEの金融へのアクセスと言う3つのコンポーネント不フェーズ1 2003年12月-2006年9月)



技術協力プロジェクト

2017年09月30日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)ベトナム日本人材協力センタープロジェクトフェーズ2 (英) Vietnam-Japan Human Resources Cooperation Center (Phase 2)
対象国名	ベトナム
分野課題1	民間セクター開発-中小企業育成・裾野産業育成
分野課題2	教育-ノンフォーマル教育
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	人的資源-人的資源-人的資源一般
プログラム名 援助重点課題 開発課題	中小企業・裾野産業開発プログラム 経済成長促進・国際競争力強化 ビジネス環境整備・民間セクター開発
プロジェクトサイト	ハノイ市、ホーチミン市
署名日(実施合意)	2005年08月29日
協力期間	2005年09月01日 ~ 2010年08月31日
相手国機関名	(和)外国貿易大学、教育訓練省
相手国機関名	(英) Foreign Trade University Vietnam Ministry of Education and Training

## プロジェクト概要

背景	本件は「ビジネスに関わる実務人材育成を通じたベトナムの市場経済化促進」と「日本・ベトナム間の交流・協力関係の促進」という機能を担うために2000年に協力を開始した「ベトナム・日本人材協力センター(VJCC、通称:日本センター)」のフェーズ2を実施する技術協力案件である。フェーズ1(2000年9月~2005年8月)では、1)市場経済化促進のための人材育成、2)市場経済化及び相互理解促進のための日本語理解、3)相互理解促進のための事業、を主な柱として事業を実施し、ベトナムの市場経済化の促進を担う企業人材を育成し、主として中小企業の生産性向上及び雇用の拡大等にも貢献するとともに、延べ約78,660人がビジネスコースや日本語コースを始めとする各種事業に参加するという成果を上げた。フェーズ2では、ベトナム日本センターが、ベトナムの市場経済における競争力を強化させるとともに、日本とベトナム両国の協力関係の更なる強化を推進する拠点としての機能をより高めることを目的とし、1)持続的な運営が可能となるための体制構築及び現地人材の活用(現地化)や、2)現地ニーズの拡大と多様化に対応するための越国及び日本側関係機関との連携強化(支援体制の多様化)、3)アセアン諸国にて展開している他日本センターとの連携による、域内協力の推進を図る拠点(拠点化)としての役割を担うことを焦点とし活動を行うこととする。
上位目標	市場経済におけるベトナム企業の競争力が強化されるとともに、両国間の交流・協力関係が促進される。
プロジェクト目標	ベトナムの市場経済における競争力の強化及び両国の相互理解の促進等に資する、質の高い各種コースやセミナーを提供するセンターとしての実施体制が強化されるとともに、ベトナム日本センターがアセアン諸国日本センター間の連携の拠点としての機能を構築する。
成果	(1)センター運営が円滑かつ継続的に実施される基盤が構築されるとともに、センターの自主的運営体制が強化される。 (2)実践的なビジネス分野の各種コースやセミナー、研修を実施するための体制が強化されるとともに、現地ニーズに合わせた質の高いコース等を提供する。 (3)日本語を指導する各種コース及びセミナーが開催されるとともに、ベトナムにおける日本語教育に対する助言を行う役割を担う。 (4)ベトナムにおいて、ベトナム・日本間の相互理解促進に資する各種活動が開催される。

(5)近隣アセアン諸国にて活動している日本センターと連携し、域内協力を推進するだけでなく、各センターが所持しているノウハウを活用し効果的及び効率的な活動を行う。

活動	1-1.ステアリングコミッティーの年1回開催 1-2.長期的運営計画(運営方針、財務計画、活動方針)の策定 1-3.運営を円滑に行うための諸制度の確立(人事・給与等に関する諸規定等の整備) 1-4.運営計画のモニタリング 2-1.ビジネスコースのカリキュラムの策定 2-2.現地講師リストや関係機関ネットワークの構築 2-3.各種ビジネスコース及びセミナーの開催研修、コースの実施 2-4.現地講師によるビジネスコースの拡大 2-5.上記コース等のモニタリング及び受講生アンケート実施、アンケート結果分析及びフィードバック 3-1.日本語コースのカリキュラムの策定 3-2.各種日本語コース・セミナーの開催 3-3.研修コースの開催 3-4.上記コース等のモニタリング及び受講生アンケート実施、アンケート結果の分析及びフィードバック 3-5.ベトナムにおける日本語教師ネットワークの構築支援 3-6.ベトナムにおける日本語教育に関する助言 4-1.相互理解促進のための各種活動の実施 4-2.日本大使館や日本人商工会主催による各種活動への支援 4-3.ベトナム商工会等の各種団体に対する日本に関する情報の提供 4-4.日本への留学情報の提供 5-1.アセアン各国日本センターに派遣されている長期・短期専門家の各種コース講師としての相互訪問 5-2アセアン各国日本センターにて実施する各種コース計画などの情報交換
投入	
日本側投入	総額: 1)長期専門家派遣 (ハノイ)チーフアドバイザー1名、業務調整1名、日本語コース運営管理1名 (ホーチミン)ビジネスコース統括顧問/チーフアドバイザー補佐1名、業務調整1名、日本語コース運営管理1名 ※日本語コース運営専門家は国際交流基金の経費にて派遣  2)短期専門家派遣(ビジネスコース講師、ビジネスコース運営管理専門家他) 3)機材供与 4)研修員受入 5)在外事業強化費
相手国側投入	総額0.1億円 1)C/P7名 (ハノイ)所長1名、副所長1名、ビジネスコースマネージャー1名、日本語コースマネージャー1名 (ホーチミン)所長1名、ビジネスコースマネージャー1名、日本語コースマネージャー1名  2)施設 3)プロジェクト活動費(受講料収入より充当)
外部条件	ベトナム関係各省から日本センターに対して継続的な支援を得られる。
実施体制	
(1)現地実施体制	1)日本人長期専門家6名 (ハノイ日本センター:チーフアドバイザー1名、業務調整1名、日本語コース運営管理1名) (ホーチミン日本センター:ビジネスコース統括顧問/チーフアドバイザー補佐1名、業務調整1名、日本語コース運営管理1名) 2)日本人短期専門家:延べ30名程度 3)現地CP:ハノイ4名、ホーチミン3名 4)センター運営スタッフ(現地CPを除く)ハノイ14名、ホーチミン14名
(2)国内支援体制	日本語教育分野に関して独立行政法人国際交流基金から協力(日本語専門家)を得ている。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	無償資金協力による施設建設(ハノイ:2002年2月完工、ホーチミン:2002年3月完工) 日本人材協力センタープロジェクト(フェーズ1):(2000年9月~2005年8月)
備考	(1)ビジネスコースについては、2007年度より業務実施契約に基づき、コンサルタントに委託して実施する。



技術協力プロジェクト

2010年10月03日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和)ベトナム国知的財産権情報活用プロジェクト (英)Modernization of IP information system in Viet Nam
対象国名	ベトナム
分野課題1	民間セクター開発-産業基盤制度
分野課題2	情報通信技術(ICTの利活用を含む)-情報通信技術
分野課題3	ガバナンス-法・司法
分野分類	商業・観光-商業・貿易-貿易
プログラム名	経済制度整備・運用プログラム
プロジェクトサイト	ハノイ
署名日(実施合意)	2005年01月01日
協力期間	2005年1月01日 ~ 2009年3月31日
相手国機関名	(和)知的財産権庁
相手国機関名	(英)National Office of Intellectual property

## プロジェクト概要

背景 JICAはベトナム知的財産権庁の事務処理・審査の効率化を目的として2000年4月から2004年6月にかけて、技術協力プロジェクトを実施した。同協力を通じ、知的財産権事務処理システムに必要なコンピュータシステムをカウンターパートとともに開発し、維持管理のために必要な技術を移転した結果、ベトナム知的財産権庁において日常的な業務に同システムが活用されるに至っている。そして、ベトナムにおいて知的財産権がより適切に保護されるためには、知的財産権に係る出願がより迅速・正確さを増して処理され、出願公開された最新の知的財産権情報に誰もが自由にアクセスできることが必要である。

上記事務処理システムが導入された現在においても、ベトナム知的財産権庁の審査官・審判官は自国を含め世界中に散在する膨大な先行文献・公開公報を図書・出版物を通して手作業で調査しており、コンピューターを使用しないこのような条件下では情報量が限られることから、迅速・的確な審査・審判がなされているとは言い難い。

加えて、限られた部数の印刷物によってのみ知的財産権情報が公開される現状においては、自国はもとより世界中の知的財産権関係者、すなわち、出願人、発明者、異議申立人、その代理人である弁理士、弁護士、あるいは技術者、研究者、さらには裁判所といった司法機関、税関、警察、外国特許庁等、公的機関の照会に実質的に十分な対応できない状況にある。このような観点から、ベトナム政府は知的財産権情報の電子化、インターネットによる同情報の提供機能(IPDL)の充実に目的として知的財産権情報活用の技術協力プロジェクトをわが国に要請してきた。

上位目標 ベトナム国において知的財産権が適切に管理・保護される。

プロジェクト目標 NOIPにおいて、IP情報システムの活用を通じて、知的財産権の効率的な処理・管理・情報提供が行われる。

成果

1. IP情報システムに必要な機器・設備が整備され、利用される。
2. 検索システムがIP実体審査業務で利用可能となる。
3. IP情報がインターネットを通じて公衆に提供される。
4. 電子化されたIP出願の受付が可能となる。
5. IP情報システムが適切に運用・管理される。

活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-1 IP情報システムに必要な機器・設備の導入計画・仕様を作成する</li> <li>1-2 機器・設備を導入・設置する</li> <li>1-3 機器・設備を維持管理する</li> <li>2-1 実体審査業務を分析する</li> <li>2-2 検索システムの要求仕様および開発計画を作成する</li> <li>2-3 検索システムの設計および開発を行う</li> <li>2-4 検索システムの機能テストと修正を行う</li> <li>2-5 検索システムに必要なデータの整備を行う</li> <li>2-6 検索システムの操作及びユーザマニュアルを作成する</li> <li>2-7 審査官に検索システムの利用研修を行う</li> <li>2-8 検索システムを実体審査業務に導入する</li> <li>3-1 IPDLで提供するIP情報の検討・整理を行う</li> <li>3-2 IPDLシステムの要求仕様および開発計画を作成する</li> <li>3-3 IPDLシステムの設計および開発を行う</li> <li>3-4 IPDLシステムの機能テストと修正を行う</li> <li>3-5 IPDLで提供するIP情報データの整備を行う</li> <li>3-6 IPDLシステムの操作及びユーザマニュアルを作成する</li> <li>3-7 インタネット上でIPDLを提供する</li> <li>3-8 IPDL利用の促進セミナー・講習会を行う</li> <li>4-1 出願受付業務及び出願書類を分析し、IPASに適合する出願書類の電子様式を検討する</li> <li>4-2 電子出願システムの要求仕様および開発計画を作成する</li> <li>4-3 電子出願システムの設計および開発を行う</li> <li>4-4 電子出願システムの機能テストと修正を行う</li> <li>4-5 電子出願システムの操作及びユーザマニュアルを作成する</li> <li>4-6 NOIP登録課職員に電子出願システムの利用研修を行う</li> <li>4-7 電子出願システム利用の促進セミナー・講習会を行う</li> <li>4-8 電子出願システムを出願受付業務に導入する</li> <li>5-1 IP情報システムの維持・管理体制・規則を検討する</li> <li>5-2 IP情報システムの運用・管理規則を作成する</li> <li>5-3 IP情報システムの運用・管理・保守を行う</li> <li>5-4 IP情報システムの更新計画案(ハードウェア及びソフトウェア)を作成する</li> </ul>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 長期専門家派遣(チーフアドバイザー、業務調整、知的財産権情報、知的財産権情報システム)</li> <li>注) 知的財産権情報システムの専門家は短期で対応することもある。</li> <li>② 短期専門家派遣(商標検索、意匠審査業務、IPDL業務、知的財産権情報政策、知的財産権情報管理等)</li> <li>③ 機材供与(システム開発(検索システム、IPDLシステム、電子出願システム)、サーバ・端末等ハードウェア)</li> <li>④ 本邦研修(知的財産権情報政策、PCシステム等)</li> </ul>
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>① PMUへのカウンターパート、秘書の配置</li> <li>② ローカルコストの負担(通信費、光熱費、消耗品等)</li> <li>③ プロジェクトサイト施設・設備(日本人専門家執務室、会議室、資料室等)</li> <li>④ パートタイムカウンターパート、補助要員等の配置</li> <li>⑤ 機材措置(日本側による供与機材以外の必要機材)</li> <li>⑥ 日本人専門家に対する特権措置、供与機材及び専門家が使用する携行機材に対する輸入関税の減免措置</li> </ul>
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>A.カウンターパートが変更されない</li> <li>B.NOIPが明確な出願事務処理の規則、審査基準を定める</li> <li>C.NOIPが審査官の能力向上プログラムを実施する</li> </ul>



技術協力プロジェクト

2012年06月27日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和) 外国投資環境整備プロジェクト (英) Strengthening of FDI promotion
対象国名	ベトナム
分野課題1	民間セクター開発・貿易・投資促進
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	商業・観光・商業・貿易・貿易
プログラム名	ベトナム その他プログラム
プロジェクトサイト	ハノイ、ハイフォン、ビンフック省、ダナン、HCM、ドンナイ省
署名日(実施合意)	2007年07月09日
協力期間	2007年08月10日 ~ 2010年08月09日
相手国機関名	(和) 計画投資省外国投資庁
相手国機関名	(英) Foreign Investment Agency, Ministry of Planning and Investment
日本側協力機関名	経済産業省

## プロジェクト概要

## 背景

ベトナムにおける外国直接投資は、ベトナム政府が目指す工業化プロセスの進展にとって重要な存在となっている。近年、ベトナムに対する外国直接投資は著しい増加を見せているが、他方で、2007年1月に達成されたWTO加盟や、AFTAの貿易自由化スケジュールなど、さらなる市場開放の加速化に直面する中で、ベトナム経済が持続的に発展していくためにも、中国や他のASEAN諸国に劣後しない、持続的かつ魅力的な投資先として外国投資誘致を展開する必要に迫られている。

外国企業の新規投資誘致や投資拡大を促すためには、上記の取り組みに加え、中央政府及び工業区等を抱える地方の人民委員会計画投資局や工業区管理委員会等が、外国直接投資企業の窓口機関として、外国直接投資案件の状況を適切に把握すると共に、新規及び既存の外国直接投資企業に対して適切に情報提供やサポートを行うことが求められる。

現在、ベトナムでは、全国で120にもものぼる工業区や輸出加工区が選定され投資誘致を強化しているが、他方で、中央政府(計画投資省外国投資庁及び同庁が直轄する北部・中部・南部の投資促進センター)と、地方投資局等関係機関の連携が効果的になされておらず、外国直接投資案件にかかる情報や企業からの要望等の情報集積、及びその情報の分析結果を通じた適切な政策・施策への反映が困難な状況にある。加えて、外国投資庁の傘下である投資促進センターや工業区などを抱える地方投資局等の担当スタッフが、同様に適切な情報を共有できておらず、現地での外国直接投資企業の現状把握や当該企業のニーズや実態を踏まえた効果的なサービスの展開、戦略策定ができない状況にある。

かかる背景において、外国直接投資企業の投資状況を適切に把握するとともに、外国企業が抱える問題やニーズにより適切に対応できる能力を向上させるために、外国投資庁や地方外国投資関係機関等外国投資誘致に直接関わる機関の能力向上を図るための技術支援がベトナム国計画投資省外国投資庁より日本政府より要請された。

本プロジェクトは、①外国直接投資を効果的に管理・促進するための情報管理システムを開発しベトナム側に運営されること、②外国直接投資に関わるスタッフが、投資管理・促進のための適切な知識とスキルを習得することを目的として、2007年7月にRDが署名、同年8月に着手された。

これまでに長期専門家2名が投入され、これまでの活動で、カンター市及びハイフォン市をモデル地区とした海外直接投資窓口の対応改善のためのOJT、窓口職員の適切な対応にかかわるマニュアル骨子の作成、モデル地区の宣伝用パンフレットの作成等で、上記②の目的を達

成する上で一定の成果をあげ活動を終えている。  
 他方で、上記①の目標に関しては、外国投資庁の上位官庁にあたる計画投資省において、投資情報管理システム構築に取り掛かるとの情報を得たため、関連する活動を取りやめ、目標②に活動を絞って本プロジェクトを実施する方向で外国投資庁と協議を進めており、近々に修正RDに署名を行う予定である。  
 本業務は、修正RDに基づき、より効果的な海外直接投資の促進及び管理を行うための能力を強化することを目的に行うものである。

上位目標	ベトナムにおいて、プロジェクトで実施された情報管理手法や人材育成が他の地域でも実施され、外国投資の管理および促進が効果的に実施される。
プロジェクト目標	外国投資庁及びモデル地域における投資関係機関において外国直接投資案件の効果的管理・促進にかかる体制が強化される。
成果	1. 外国直接投資に関わるスタッフが、投資管理・促進のための適切な知識とスキルを習得する。
活動	1-1. 外国直接投資管理・促進に関わるスタッフの研修プログラムに係るワーキンググループを設置する。 1-2. 外国直接投資管理・促進に関わるスタッフに対する現状の研修カリキュラムおよび教材等をレビューする。 1-3. 外国直接投資管理・促進に関わるスタッフに必要な知識及びスキルを特定する。 1-4. 研修実施のためのカリキュラム及び教材等を整備し、改善する。 1-5. 新しい研修カリキュラムに基づき、外国投資庁及びモデル地域において外国直接投資管理・促進に関わるスタッフへの研修を実施する。
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期専門家:2名(チーフアドバイザー、業務調整/連携促進)</li> <li>・短期専門家:1~3名/年(情報管理手法、研修計画、投資促進ツール開発等)</li> <li>・供与機材:情報管理システム関係機材(サーバ、ルーター等)、研修用機材、事務機器等</li> <li>・研修員受入:10~13名/年(投資誘致制度、投資誘致手法)</li> <li>・在外事業強化費:研修/セミナー開催費用、研修テキスト製作費用等</li> <li>・コンサルタント(総括/投資促進支援、投資促進機関診断/キャパシティギャップアセスメント、人材育成/研修計画、研修実施)</li> </ul>
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材の投入:カウンターパートの配置、ワーキング・グループの配置</li> <li>・建物・施設:プロジェクト事務室、研修用施設</li> <li>・管理運営費:プロジェクト事務室維持監理費、カウンターパート出張旅費等</li> </ul>
外部条件	<p>1)前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト実施関連地域の治安状況が安定している。</li> <li>・外国直接投資促進政策が継続される。</li> </ul> <p>2)上位目標達成のための外部条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト活動の成果が具現化するための事業予算が確保される。</li> <li>・構築された情報管理システムが維持改善される。</li> </ul> <p>3)プロジェクト目標達成のための外部条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育成された外国直接投資案件従事者の大部分がFIA及びモデル地域機関にとどまる。</li> </ul> <p>4)上位目標達成のための外部条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たるカウンターパートの頻繁な異動が発生しない。</li> <li>・パイロット地域の政府機関から支援協力が継続して得られる。</li> </ul>
実施体制	
(1)現地実施体制	CP機関である外国投資庁内のワーキング・グループが、日々のプロジェクト活動を推進する。
(2)国内支援体制	経済産業省
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	投資環境整備アドバイザー
(2)他ドナー等の援助活動	三菱東京UFJ銀行の支援により、MPIの外国投資家向けwebサイト整備。



個別案件(専門家)

2011年07月07日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和)投資環境整備アドバイザー (英) Advisor for Foreign Direct Investment
対象国名	ベトナム
分野課題1	民間セクター開発-貿易・投資促進
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	商業・観光-商業・貿易-商業経営
プログラム名	ベトナム その他プログラム
署名日(実施合意)	2005年03月18日
協力期間	2005年03月17日 ~ 2010年06月30日

## プロジェクト概要

## 背景

ベトナムは、社会経済開発計画(2006-2010)において外国投資誘致を経済成長促進の柱として位置づけ、2007年1月にWTO加盟を果たし世界経済への統合が進展する中で、中国や他のASEAN諸国に劣後しないより魅力的な外国投資誘致政策の展開を図っている。

我が国は、ベトナムの投資環境を改善することを目的とした日越両政府による「日越共同イニシアティブ」を2003年から実施しており、投資環境整備アドバイザーとして市川専門家を派遣し、日越共同イニシアティブの効率的実施、及び適切な外国投資誘致政策にかかる助言を実施してきた。これまで同専門家は、日越共同イニシアティブ(フェーズ1、フェーズ2)の行動計画の効果的实施に大きく寄与してきただけでなく、投資セミナーの開催支援や投資法・企業法制定にかかる助言を通して、日系企業を始めとする外資系企業が直面する課題の解決にむけたベトナムの投資誘致政策・施策改善に関する助言を行ってきており、カウンターパート機関からも高い評価を受けている。さらに、投資環境整備につながる大型案件や裾野産業育成支援といった官民が一体となった取り組みが活発化する中、援助関係者と日系企業を始めとする産業界とのパイプ役としても市川専門家の役割はさらに重要になっている。

現在2010年11月を終了期限とし、日越共同イニシアティブフェーズ3が進められており、同イニシアティブ化で推進されているジャパンデスクをはじめ、今後のベトナムの投資環境整備のためにさらに重要な局面に直面していることから、ベトナム側は、市川専門家による継続支援を受けるべく派遣期間の延長を我が国に要請した。

なお、本専門家の任期は2010年6月30日までで、以降については後任の派遣が決定されている。

上位目標 ベトナムにおける外国直接投資促進のための環境が改善する。

プロジェクト目標 ベトナムの投資環境を改善するための外国投資庁の政策立案・実施能力が改善する。

成果

- ・ベトナム政府が的確な投資誘致政策を実施するようになる。
- ・外国投資庁スタッフが適切な外国投資誘致政策及び施策を理解する。

活動

1. 日越共同イニシアティブフェーズ3において定められた行動計画(特にジャパン・デスク活動の推進)の実施に関し助言する。
  - ・行動計画のモニタリングを実施し、実施状況を評価する。
  - ・行動計画の中で実施が不十分なものについて、実施促進のための助言を行う。
2. 他の外国投資促進政策・施策改善に関し、助言する。
3. 我が国の同分野における他の協力案件の効率的実施について助言する。

投入

日本側投入 長期専門家:0.3年(延長)  
相手国側投入 CPの配置:外国投資庁長官  
専門家執務室

関連する援助活動

(1)我が国の  
援助活動

ベトナム国における我が国の全てのビジネス環境整備案件に関連。



技術協力プロジェクト

2012年09月05日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和)JARCOM植物検疫広域研修プロジェクト (英)Phytosanitary Regional Training Program
対象国名	ベトナム
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農業政策・制度
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	農業技術普及・地方インフラ整備等プログラム
プロジェクトサイト	ハノイ
署名日(実施合意)	2007年04月27日
協力期間	2008年02月01日 ~ 2011年01月31日
相手国機関名	(和)農業農村開発省植物検疫局
相手国機関名	(英)Plant Protection Department, MARD
日本側協力機関名	農林水産省

## プロジェクト概要

背景	<p>カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム(以下、「CLMV」)各国は、大多数の国民が農業に従事する農村に居住していることから、農業は依然国内における主要な産業であるばかりか、その発展が各国の経済発展にとって非常に重要な課題となっている。</p> <p>他方、現時点ではCLMVの農産物貿易に占める割合は必ずしも高くなく、その阻害要因の一つとして、農産物の植物防疫やSPS協定の履行等国际的に求められる基準に合致した対応が十分取られていないことが挙げられる。</p> <p>また、カンボジアやベトナムWTO加盟に見られるように、同地域の世界経済への統合が促進され、また東西回廊の開通等により域内の物流も活発化していくことが予想される中、植物検疫手続きの能力強化や共通化は、域内外での農産物貿易促進の観点からも共通の重要課題となっている。</p> <p>そのような中、第5回JICA・ASEAN地域協力会議(JARCOM)(2006年4月にミャンマーにて実施)において、ラオスから「植物検疫にかかる能力向上のための研修(Regional Training Package Program on Phytosanitary Capacity Development)」が提唱されたことを契機に、域内における同分野の能力向上を目的とし、ベトナムがリソース国となって実施する第三国研修にかかる検討が進められることとなった。</p> <p>その後2006年10月には、CLMV各国の植物検疫行政官が参加し、受益国であるCLM各国のニーズ把握を行うためのWSがタイ・バンコクにおいて開催され、これらニーズに基づく第三国研修をベトナムが実施するために、その支援を我が国に要請し、平成19年度の新規案件として採択となったものである。</p>
上位目標	カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの4カ国(以下、CLMV国)における農産物貿易が円滑化される。
プロジェクト目標	カンボジア、ラオス、ミャンマーの植物検疫体制が強化され、CLMV国の植物検疫能力に係る格差が是正される。
成果	成果1:参加者がCLMV国間の植物検疫にかかる適切な基準を認識する。 成果2:参加者が植物検疫のCLMV国間の調和化に対し、自国が抱える問題点や必要な対策を認識する。

成果3:参加者の監視(surveillance)、リスク分析、診断等植物検疫にかかる知識やスキルが向上する。

活動

各国に対する個別の第三国研修を通じて、以下の成果を図る。

- ・CLM諸国の植物検疫担当者が、植物検疫にかかる国際基準を習熟する。
- ・CLM諸国間での適正な植物検疫の運用について共通の認識が確立される。
- ・CLM諸国の植物検疫技術が向上する。

投入

日本側投入

研修実施経費

協力総額約8,100万円(900万円×3カ国/年×3年)

相手国側投入

第三国研修実施経費

受講者渡航手続き、会場確保、講師備上、教材準備等研修実施に必要なアレンジメント

実施体制

(1)現地実施体制

農業農村開発省植物防疫局が実施機関となる

(2)国内支援体制

農林水産省

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

ミバエ類殺虫技術向上計画(2005年3月～2008年2月)

(2)他ドナー等の

援助活動

FAOによる植物検疫の支援と効果的連携を図る。



技術協力プロジェクト

2016年04月14日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和) 中部高原地域における貧困削減のための参加型農業農村開発能力向上計画プロジェクト (英) The Project on Capacity Development of Participatory Agricultural and Rural Development for Poverty Reduction in the Central Highlands
対象国名	ベトナム
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農業開発
分野課題2	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農村開発
分野課題3	ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	農業・地方開発プログラム
援助重点課題	脆弱性への対応
開発課題	社会・生活面の向上と貧困削減・格差是正
プロジェクトサイト	ザーライ省マンヤン郡の2コミューン(ロパン、コンチュップ)
署名日(実施合意)	2009年01月07日
協力期間	2009年01月07日 ~ 2014年01月06日
相手国機関名	(和) ザーライ省人民委員会、マンヤン郡人民委員会、農業農村開発省(国立農業計画立案研究所)
相手国機関名	(英) Gia Lai Provincial Peoples's Committee, Mang Yang District People's Committee, NIAPP of MARD

## プロジェクト概要

背景	<p>Vietnam has achieved great progress in poverty reduction in the past years. However, high poverty rate still remain in most disadvantaged areas and especially amongst ethnic minority groups.</p> <p>Central Highlands, home to 4,5 million ethnic minority people, one of the most disadvantaged areas in Vietnam with average poverty rate of 32.7% in 2003 - 2004, compared with the national average poverty rate of 24.1%. Amongst the five provinces of Central Highland, is considered a poor province, where ethnic minority accounts for 78% of the population. With its important role in the development triangle, it is vital to work for poverty reduction for ethnic minority groups in the province.</p> <p>The two communes of Lo Pang and Kon Thup in Mang Yang District has high poverty rate of 55% and 38% with ethnic minority accounting for 97% and 67.4% of the total population respectively. Conducting a project on poverty reduction in these two communes will help make a model to disseminate to the other areas with similar characteristics in Central Highlands.</p> <p>On the other hand, the model established in the Project will serve as a pilot for Ministry of Agriculture and Rural Development of Vietnam in the so-called New Rural Development Program adopted in 2006. There have been various poverty reduction and rural development conducted by the government of Vietnam. However, in many cases, the community just plays the role of support recipient and governmental agencies or consultant agencies play the role of main project implementor. This approach has formed a mindset amongst the poor of relying on outside support rather than making own effort to improve their living conditions. Moreover,</p>
----	---

as all the interventions are planned and implemented by outsiders, who do not understand about the real situation as well as the community, the interventions do not always reflect the true needs of the community. In order to solve this shortcoming and to promote the ownership of the community as well as sustainability of rural development activities, the Project will pursue participatory method, according to which, the community will play the main role in making development plans and implement them.

上位目標	Community-driven development approaches introduced by the Project are disseminated in order to improve livelihoods in poverty area of Vietnam.
プロジェクト目標	Community-driven development approaches to improve livelihoods of ethnic minorities are developed through the capacity building of local authority staff, mass organizations and people in the target communes.
成果	<p>(1) The people and people's organizations develop the capacity for analyzing present situation and planning in the target area to improve their livelihoods.</p> <p>(2) The district / commune as well as provincial staff develop the capacity to adopt participatory approach in their extension activities while NIAPP develop the capacity to advocate project approaches.</p> <p>(3) Collaborative relationships among the people, mass organization and the local authorities are strengthened.</p> <p>(4) Action plans of communes and hamlets are conducted with special attention to women and the illiterate.</p> <p>(5) The resources such as universities, vocational schools, permitted INGOs and local NGOs, etc. are effectively utilized to support rural development activities.</p>
活動	<p>1-1 To form Rural Development Groups (hereinafter referred to as "RDG") and make community action plan including such topics as agriculture techniques, livelihood improvement, training on home economics, cultural activities and small scale infrastructure.</p> <p>1-2 To conduct study tours</p> <p>2-1 To conduct training courses on participatory rural development to enhance the capacity and knowledge of local authority staff</p> <p>2-2 To build monitoring system for extension activities</p> <p>2-3 To conduct seminars and workshops at provincial and central levels to disseminate the experience of the Project in Mang Yang district for applying it to poverty reduction and rural agricultural development activities in other ethnic minority areas</p> <p>3-1 To promote dialogue among the stakeholders such as PPC, DPC, CPC, mass organization, and the people.</p> <p>4-1 To support the activities for food security; such as training of appropriate technologies in agriculture, animal husbandry and agro-forestry, etc.</p> <p>4-2 To support the activities for improvement of livelihoods; such as minimizing workload of women, sanitary and nutrition improvement, etc.</p> <p>4-3 To provide training on home economics, such as saving and access to the credit, etc.</p> <p>4-4 To support cultural activities; such as traditional music and weaving clubs</p> <p>4-5 To support to improve small-scale infrastructures as planned and approved by the stakeholders</p> <p>4-6 To enhance the utilization of CLC (Community Learning Center)</p> <p>5-1 To mobilize appropriate resources to support the activities in technical assistance and dissemination of the approach</p> <p>5-2 To enhance monitoring and evaluation mechanism of the Project activities utilizing appropriate resources</p>
投入	
日本側投入	<p>1 Dispatch of Experts</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Partnership Coordinator (Long-term)</li> <li>- Participatory Rural Development (Long-term)</li> <li>- Coordinator / Livelihoods Improvement (Long-term)</li> <li>- Other experts in the specific fields may be dispatched if necessary. (Short-term)</li> </ul> <p>2 Trainings for counterpart personnel in Japan or in third countries (training themes to be decided)</p> <p>3 Necessary equipments</p>
相手国側投入	<p>4 Necessary expenses for the Project activities</p> <p>1 Assignment of full time C/P</p> <p>2 Provision of office for the JICA project</p> <p>3 Provision of information on relevant projects</p>
外部条件	<p>4 Necessary expenses for the Project activities</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- NIAPP and local authorities propagates the Project activities and approach</li> <li>- There is no substantial change in Vietnamese counterpart personnel, and administrative</li> </ul>

structures.

- Agricultural production pattern will not be damaged drastically by change of economic activities in the target area.
- The target ethnic minorities remain to be majority in the target area

#### 実施体制

##### (1)現地実施体制

- Implementing agency: Mang Yang District People's Agency
- Line agency: Gia Lai Provincial People's Committee
- Consulting agency: National Institute of Agricultural Planning and Projection

#### 関連する援助活動

##### (1)我が国の

###### 援助活動

The Study on Groundwater Development in the Rural Provinces of the Central Highlands (Development Study); The Project on the Villager Support for Sustainable Forest Management in Central Highland (Technical Cooperatin)

##### (2)他ドナー等の

###### 援助活動

Project for Rural Development Support in Mang Yang District funded by ActionAid Vietnam: covering the other three poor communes of Mang Yang District namely Kon Chieng, De Ar, Dak Troi. The three components of this project are: education, food security and women's right.



技術協力プロジェクト

2016年04月14日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和)メコンデルタ地域における効果的農業手法・普及システム改善プロジェクト (英)Improvement of Extension System for Applying Better Farming System and Cultivation Techniques for Poor Farmers in the Mekong Delta
対象国名	ベトナム
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農業開発
分野課題2	ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	農業・地方開発プログラム
援助重点課題	脆弱性への対応
開発課題	社会・生活面の向上と貧困削減・格差是正
プロジェクトサイト	Tien Giang省ほか
署名日(実施合意)	2009年07月21日
協力期間	2008年11月23日 ~ 2014年10月14日
相手国機関名	(和)農業農村開発省 南部果樹研究所
相手国機関名	(英)Southern Fruit Research Institute (SOFRI), Ministry of Agriculture and Rural Development(MARD)
日本側協力機関名	農林水産省

## プロジェクト概要

**背景** メコンデルタは全国の半分以上の米の生産シェアを有するが、製品の低価格にも起因し、必ずしも米作農家の所得レベルは高くない。そのような中、同地域はベトナムの中で2番目に貧困人口の多い地域と言われているように、貧困に苦しむ農家は依然多く、ある調査では、メコンデルタ地域の住民約25%が一日2ドル以下の生活を強いられているとも言われている。

かかる状況下、ベトナム政府はベトナム社会経済5ヵ年計画(2006-2010)において、米作から所得の向上が期待される柑橘類などの果樹栽培への作物多様化を重点戦略として掲げ、農民の生計向上を図る取り組みを強化している。メコンデルタ地域は柑橘類を始め、多くの熱帯果実の主要産地としても知られ、さらなる発展が期待されている。

しかしながら、多くの中小規模果樹栽培農家は、メコンデルタ地域の多くが直面する病虫害問題への対策・効果的な栽培手法に関する適切な知識の不足から収量・品質への悪影響、資本の不足、限定的な販路といった問題に直面し、結果的に果樹栽培経営に失敗する例も多い。事実、柑橘類においてはグリーンング病の発生により果樹が壊滅的な打撃を被る例が近年増加しており、農家の生計にとっても大きな脅威となっている。

これに対し、SOFRIは、柑橘類にかかる無病苗育成技術と栽培手法を概ね確立しているが、農家にとって真に有効な普及ツール・手法の開発不足や、地方省行政機関を含む普及の担い手の能力不足等により、効率的かつ効果的な普及体制はまだ確立されておらず、栽培手法の効果的普及には至っていない。そのため、農家が効果的な果樹栽培を行えるような栽培手法や適切な病虫害防除にかかる知識・技術を獲得するための効果的な普及体制の確立のため、我が国に技術協力実施の要請があった。

**上位目標** プロジェクト対象地域における柑橘類栽培農家の収量が増加し、生計向上が図られる。

**プロジェクト目標** 南部果樹研究所(SOFRI)の技術を活用した効果的な果樹栽培手法にかかる普及システムが改善する。

成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. プロジェクト対象地域の柑橘類栽培農家が効果的な栽培手法にかかる知識・スキルを獲得する。</li> <li>2. プロジェクト対象地域行政機関の栽培手法、病虫害防除技術に関する農家への指導能力が向上する。</li> <li>3. SOFRIの行政機関や農家に対する指導能力、農業技術の現場への適用能力が向上する。</li> </ul>
活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.1 柑橘類栽培農家の現状調査およびSOFRIにより開発された効果的農業手法のレビューを行う。</li> <li>1.2 プロジェクト対象地域において、パイロットファームを選定する。</li> <li>1.3 上記のパイロットファーム関係農家に対し、SOFRIとティエンザン省、ビンロン省による先行パイロットファームの経験を共有する。</li> <li>1.4 パイロットファームにおいてSOFRI技術を適用した効果的な柑橘類栽培を実施する。</li> <li>1.5 効果的な柑橘類栽培手法普及のためのツールを作成する。</li> <li>1.6 プロジェクト対象地域農家に対し、効果的な柑橘類栽培手法にかかる研修、ワークショップの開催やパイロットファーム視察等を実施する。</li> <li>1.7 農家の生計向上につなげるため、マーケティング強化、農民クラブ等農民組織化の推進を実施する。</li> <li>2.1 プロジェクト対象地域行政機関の農業技術普及及び防疫担当官向け指導マニュアルや普及ツールを作成・改善する。</li> <li>2.2 プロジェクト対象地域行政機関の担当官に対する研修を実施する。</li> <li>2.3 プロジェクト対象地域行政機関の担当官によるパイロットファームでの指導を支援する。</li> <li>2.4 プロジェクト対象地域行政機関による域内農家に対するワークショップや研修を実施する。</li> <li>2.5 プロジェクト対象地域においてPlant Clinicを設置・活性化させる。</li> <li>2.6 プロジェクト対象地域において、無病苗育成・利用のための環境を整備し、無病苗育成を行う。</li> <li>3.1 SOFRI内の試験圃場において、柑橘類栽培手法の改善(含む有機肥料生産)を行う。</li> <li>3.2 SOFRI内のPlant Clinic Laboratoryにおける疾病・病虫害診断能力を強化する。</li> <li>3.3 SOFRI、行政機関、農家間における病虫害監視ネットワークを強化する。</li> <li>3.4 パイロットファーム活動及び行政機関担当官の普及活動の支援を行う。</li> <li>3.5 SOFRIによる効果的な柑橘類栽培手法やマーケティングにかかる普及・啓発活動を強化・改善する。</li> </ul>
投入	
日本側投入	<p>&lt;専門家派遣&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期専門家: チーフ・アドバイザー、業務調整/農業技術普及</li> <li>・短期専門家: 病虫害防除技術、柑橘類栽培手法等</li> </ul> <p>&lt;機材供与&gt;</p> <p>栽培用機材、種苗育成用資機材等プロジェクト活動に必要な機材</p> <p>&lt;研修&gt;</p> <p>栽培・防疫技術(本邦研修)</p> <p>&lt;現地費用&gt;</p> <p>研修実施経費や普及ツール作成等のプロジェクト対象地域における活動のための必要経費</p>
相手国側投入	<p>総額: 380百万円</p> <p>&lt;プロジェクトスタッフ&gt;</p> <p>プロジェクトディレクター、プロジェクトマネジャー、プロジェクトコーディネーター、カウンターパート(数名)、庶務関連スタッフ(以上、SOFRI)、及びその他プロジェクト活動に必要な人員(プロジェクト対象地域農業農村開発省職員等)</p> <p>&lt;施設・建物&gt;</p> <p>プロジェクト活動に必要な日本人専門家執務室、設備の提供</p> <p>&lt;プロジェクト運営費&gt;</p> <p>カウンターパート人件費や活動費等プロジェクトに必要な経費の確保</p>
外部条件	<p>(上位目標達成のための外部条件)メコンデルタ地域の経済・社会状況が大きく変化しない、柑橘類に対する市況が大きく悪化しない、プロジェクト対象地域各行政機関における果樹栽培振興政策が変化しない。</p> <p>(プロジェクト目標達成のための外部条件)栽培手法の普及を行うSOFRIの役割・位置づけが変わらない、プロジェクト対象地域各行政機関における果樹栽培振興政策が変化しない。</p> <p>(成果達成のための外部条件)プロジェクト関係者の頻繁な異動が発生しない、研修に参加したスタッフがその後もプロジェクト活動に従事する。</p>
実施体制	
(1)現地実施体制	農業農村開発省南部果樹研究所(SOFRI)がカウンターパート機関となり、所長がProject Director、普及センター長がProject Managerを務める。
(2)国内支援体制	農林水産省
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	国際農林水産業研究所(JIRCAS)がSOFRIへの専門家派遣を通じて、柑橘類の効果的農業手法開発を支援。
(2)他ドナー等の援助活動	ADB 技術移転センターや研修棟の建設等。 オーストラリア Huanglongbin病にかかる疾病管理、ミバエ防除管理、農業グッドプラクティスを通じたドラゴンフルーツ生産者の輸出機会の増加等にかかるWSを通じた技術支援。 ニュージーランド SOFRI5年戦略計画開発支援、品種改良プログラム開発支援等

その他、台湾、インド等も支援。



草の根技協(支援型)

2015年07月30日現在

本部/国内機関 : 九州国際センター

## 案件概要表

案件名	(和)米作技術改善、農業の多角化及び生産物販売方法の革新による米作所得向上支援事業 (英) The Enhancement of Rice Farmers' Income through Innovation in Rice Cultivation Technology, Diversification of Farming Systems and Improved Marketing Practices for Agricultural Products
対象国名	ベトナム
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農業開発
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	アンジャン州フータン県
署名日(実施合意)	2008年06月09日
協力期間	2008年7月 ~ 2011年1月
相手国機関名	(和)アンジャン大学
相手国機関名	(英) An Giung University
日本側協力機関名	特定非営利活動法人 草の根協働福岡

## プロジェクト概要

背景	アンジャン省は、全国第一位のコメ産出地域でありながら、①米の低品質と販売流通システムの遅れ、②低米価の下での資源多投入型稲作による低所得率 ③農業多角化の遅れ等のために、農民所得は停滞し、その上、人口増加と経営規模の零細化の急激な進行の下で、貧困層の増加が著しく、これら現状からの脱却のための投入資源節約型の米作技術の改善、農業システムの多角化及び生産物の品質向上と販売改善にかかる取り組みが急務となっている。提案団体の草の根協働福岡は、アンジャン大学学長、アンジャン省人民委員会副委員長のからの協力要請を受けて、平成18年5月にアンジャン省での米作農民支援事業の予備的現地調査を実施して本事業計画を作成し、JICA草の根技術協力(支援型)の事業提案書を提出した。平成20年6月にベトナム政府の了解取付を了し、採択に至ったものである。
上位目標	米作農民世帯の所得増大と貧困削減への寄与
プロジェクト目標	米作技術の改善、米単一から複合経営への農業システムの多角化、生産物の品質改善と販売方法の革新によって事業対象米作農民の所得が向上するとともに、これらの手法による農民所得改善への取り組みが周辺地域に波及していく端緒を作り出すことを目的とする。
成果	1. 3分野の部会設立と部会活動の定着化 2. 小資源投入型コメ栽培技術体系の確立 3. 肉用牛及びスイカを主対象にした農業多角化と部会活動に基づく生産技術の高度化 4. 生産性と農産物品質の向上 5. 生産物販売方法の革新

活動	<p>専門家による3分野のワークショップ開催・基礎研修(稲作・スイカ・肉用牛)  3部会の設立・規約・活動方針の作成(稲作・スイカ・肉用牛)  農民参加による基準栽培技術または飼養管理技術体系の確定  各分野別リーダーの養成と部会活動による事業推進の促進  市場調査及び販売改善の指導等</p>
投入	
日本側投入	<p>専門家派遣(5名×1週間×5回程度)(プロマネ、肉用牛部会、稲作部会、市場流通、業務調整)  資機材:糖度計、虫見版、堆肥づくり用カッター、人力播種機、  施 設:簡易育苗ハウス、日除けネット・シート、簡易パードック、堆肥舎</p>
相手国側投入	<p>カウンターパートの配置(ベトナム側プロマネ、肉用牛部会、稲作部会、市場流通、調整・連絡員)  資機材:土、砂その他の資材  施 設:堆肥舎用土地、簡易育苗ハウス用土地、簡易パードック土地</p>
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>アンジャン大学(主たるカウンターパート)  アンジャン省人民委員会(協力機関)  フーミタン農協</p>
(2)国内支援体制	<p>特定非営利活動法人 草の根協働福岡</p>



技術協力プロジェクト

2011年07月07日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和) 農民組織機能強化計画プロジェクト (英) Enhancing Functions of Agricultural Cooperatives
対象国名	ベトナム
分野課題1	(旧) 農業開発・農村開発-(旧) 農業開発
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	北西部山岳地域開発プログラム
プロジェクトサイト	ハノイ、タイビン省、ホアビン省
署名日(実施合意)	2006年02月27日
協力期間	2006年03月27日 ~ 2010年09月26日
延長終了日	2010年09月26日
相手国機関名	(和) 農業農村開発省農業協同組合村落開発局
相手国機関名	(英) Ministry of Agriculture & Rural Development, Department of Agri. Cooperative & Rural Development
日本側協力機関名	農林水産省

## プロジェクト概要

## 背景

ベトナム国の農業分野における市場経済化の進展の中で、小規模零細農民が効果的に所得を向上させていくためには、強制加入の旧合作社に代えて、農民の自主的・自発的協同により、スケールメリットが発揮できる新しい農協を設立し、その事業と経営の強化をはかることが必要となっている。ベトナム政府は農業協同組合組織の強化に向け、1996年に制定された「協同組合法」に基づき、農業合作社から新農業協同組合への転換、新農業協同組合の設立促進を積極的に進めてきた。協同組合法の整備に基づき、新農業協同組合の設立、旧合作社からの転換が進められ、全国で9,069の農協組織(新設農協2,137組織、転換農協6,932組織、2004年11月末現在)が存在するが、農民の多くが生産及び流通上の問題を抱えるなか、多くの農協では、旧合作社の活動が農業生産中心であり、自主的な農産物の加工や販売はほとんど行っていなかったことから、事業機能および経営手法について、いまなお旧合作社を踏襲し、加えて、農協役員職員の経験、能力不足から、農産物加工、生産資材の共同購入、農産物共同販売、金融事業等の組合員の期待が大きい事業への取り組みが進んでいないという現状がある。

このため、現在検討が進められている次期社会経済開発5カ年計画(対象期間2006~2010年)においては、引き続き農民組織の強化、特に農民主体の効率的効果的な協同組合モデルの推進・支援が重要な政策課題として位置づけられている。

こうした状況のもと、組合員の生計向上につながる農業協同組合の組織事業強化モデル作りのための技術支援がベトナム国農業農村開発省より日本政府に要請された。支援対象地域としては、農協の組織化比率が高く、国家経済社会開発目標である「貧困解消」及び「地域間経済格差是正」の重点地域である北部地域から、農協の事業活動が比較的活発に行われているタイビン省と農協の事業活動が全体的に遅れているホアビン省の2省が選定され、両省内からパイロット農協が選定された。

## 上位目標

プロジェクトによって構築された優良農協モデルが、農民の生計向上のための農民組織のモデルとして越国で認知され、北部並びに北部以外の省においても有効に活用される。

プロジェクト目標	パイロット省内において組合員の生計向上につながる農業協同組合の機能強化のための優良モデルが構築される。
成果	本プロジェクトの目標はモデルの構築にあるが、モデルの重要な要素として汎用性がある。プロジェクト期間中は構築するモデルに対してこの汎用性を確保するため、パイロット農協以外に対象省(パイロット省)の各郡内に「サテライト農協」を選出し、ベトナムの農協における共通の問題点を明らかにする。またサテライト農協はパイロット農協で行われる研修への参加を通じて、主にパイロット農協に対して行われる新規事業や既存事業の改善および組織改革の試みについて、そのベースとなるニーズ調査や中期計画策定の手法とともに習得する。本プロジェクトでは、投入の大部分をパイロット農協に対して供給しモデルの構築を目指す。サテライト農協の中でもモデルとして有益であると認められる事例がある場合は、その支援を行い、優良事例をモデルの中に採り入れることも考慮する。成果1: パイロット農協(PACs)とサテライト農協(SACs)の事業が拡充・強化される 成果2: パイロット農協とサテライト農協の組織が強化される 成果3: パイロット農協及びサテライト農協の役職員の能力が向上する 成果4: パイロット省内の行政官の農協育成能力が向上する
活動	活動1-1: パイロット農協及びサテライト農協の事業改善のための組合員ニーズ調査を支援する 活動1-2: 上記調査に基づいて、パイロット農協及びサテライト農協の事業改善のための中期計画策定を支援する 活動1-3: 上記中期計画に基づいて、パイロット農協及びサテライト農協の事業改善のための具体的プログラムの策定・実施を支援する 活動1-4: 上記の具体的プログラムに基づき、パイロット農協及びサテライト農協において必要な施設・設備を特定化するための支援を行う 活動2-1: パイロット農協及びサテライト農協の組織強化のための組合員ニーズ調査を支援する 活動2-2: 上記調査に基づいて、パイロット農協及びサテライト農協の組織強化のための中期計画策定を支援する 活動2-3: 上記中期計画に基づいて、パイロット農協及びサテライト農協の組織強化のための具体的プログラムの策定・実施を支援する 活動2-4: 上記の具体的プログラムに基づき、パイロット農協及びサテライト農協において必要な施設・設備を特定化するための支援を行う 活動3-1: パイロット農協及びサテライト農協の事業改善及び組織強化のための研修教材を開発する 活動3-2: パイロット農協及びサテライト農協の事業改善及び組織強化のための農協組合員および農協役職員向け研修を継続的に実施する 活動4-1: 農協機能強化のための政策策定及び進捗管理に関わるパイロット省の行政官に対する継続的な訓練を実施する 活動4-2: 農協機能強化に関わる政策策定のための支援をパイロット省行政官に対して行う。活動4-3: パイロット省内行政官に対し、農協機能強化及び組織開発のための関係機関との協力指針の策定を支援する。
投入	
日本側投入	1)長期専門家: チーフ・アドバイザー/経済活動、経営/事業改善、研修、業務調整 2)短期専門家: 必要に応じて派遣 3)カウンターパート研修: 必要に応じて実施(本邦及び第三国) 4)資機材: 車両、事務機器、フィールドワーク機材、研修機材、パイロット農協事業のための機材、その他
相手国側投入	1)計16名のC/Pの配置(農業農村開発省、タイビン省DARD、ホアビン省DARD) 2)プロジェクト事務所用施設の提供(ハノイ、タイビン省、ホアビン省) 3)運営管理費 4)プロジェクト事業に関わる土地、施設の提供
外部条件	1)農協の機能強化という政府の政策が継続すること 2)プロジェクトを通じて育成されたC/Pやパイロット農協の役職員及びスタッフが頻繁に交代しないこと 3)パイロット省内で深刻な災害が起きないこと
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	農業農村開発アドバイザー 農業生産性向上のための参加型水管理推進計画(2005年6月30日～2010年6月29日)



技術協力プロジェクト

2012年09月05日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和)農業生産性向上のための参加型水管理推進計画プロジェクト (英) Capacity Development of Participatory Irrigation Management System through Vietnam Institute for Water Resources Research (VIWRR) for Improvement of Agricultural Productivity in Vientam
対象国名	ベトナム
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農業開発
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業土木
プログラム名	農業技術普及・地方インフラ整備等プログラム
プロジェクトサイト	ハノイ、クアンニン省、ハイズン省
署名日(実施合意)	2005年06月14日
協力期間	2005年06月30日 ~ 2010年06月29日
相手国機関名	(和)農業農村開発省 国立水利研究所
相手国機関名	(英) Vietnam Institute for Water Resources Research (VIWRR), Ministry of Agriculture & Rural Development
日本側協力機関名	農林水産省

## プロジェクト概要

## 背景

ベトナムにおける北部の農家は、経営面積が狭小で、他産業への就業機会も少ないことから、所得の向上を図るためには、野菜などの米以外の換金作物の生産を展開することが重要な課題となっている。野菜などの換金作物の生産には、作物に応じた的確な灌漑用水の確保と水管理が不可欠である。しかし、これまでのベトナム国の水管理は、政府主導で行われてきており、水資源の配分と基幹施設の管理を担当する各省の灌漑管理公社は、農民のニーズを十分考慮しないまま配水を行い、農家は送水された水を利用するという状況にとどまっている。

更に、灌漑管理公社については、ポンプや水門の管理技術にも課題が存在し、また、農民は参加意識が低く、効率的な水管理ができていないという問題もある。こうしたことから、北部の農家は、乾期において十分な水を確保することが困難な状況にあり、裏作の展開が阻害されている。加えて、北部は水路よりも高い位置にある農地が多いことから、農業に必要な水を確保するためには、ポンプによる揚水(ポンプ灌漑)が必要になっており、重力灌漑が主体となっている南部に比べ、ポンプ稼動に係るランニングコスト等がかかるため、農民は高い水利費を負担している。こうした課題に対応して、北部の農村において換金作物を導入していくためには、灌漑管理公社の技術者に対する研修の実施、農民自身が水管理する範囲の拡大及び農民間における営農・水配分の話し合いの場の整備が重要である。

ベトナム国は、かかる状況を踏まえ、水管理の効率化を主な目的として、1998年に「水資源法」を制定し、農家の自主的な参加を基本とした水管理体制の整備を推進することとした。今後は、農民のニーズに合った営農・水配分に係るノウハウの体系化及び普及を担う人材育成を行うための体制の整備に取り組むことが重要となっている。このため、これらの取組みの拠点として、農業農村開発省は、2005年に水利研究所内に「参加型水管理センター」を設立し、同センターを中心とした、農民による水管理能力向上のための技術支援を日本に要請越した。

## 上位目標

参加型水管理が展開された地域において、効率的な水管理によって、収量・コストの両面で農業生産性が向上する。

プロジェクト目標	モデルサイトにおいて、農民リーダー及び水利技術者の能力向上を通じて、農民参加による水管理が推進され、収量・コストの両面で農業生産性が向上する。
成果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水利研究所参加型水管理センターにおいて、農民参加による水管理を推進する機能が強化される</li> <li>2. 灌漑管理公社の技術者が水管理に関する知識・技術・経験を獲得する。</li> <li>3. モデルサイトにおいて農民組織による水管理が改善され、作物の多様化が図られる。</li> </ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1-1: これまでに他ドナーが実施したパイロットプロジェクトにおける参加型水管理手法の調査を行う。</li> <li>1-2: 参加型水管理に関するガイドライン・マニュアル・研修プログラムを作成する。</li> <li>1-3: 参加型水管理の研修指導者を育成するために、水利研究所の技術者に対して研修を実施する。(水管理手法、指導手法)</li> <li>1-4: 水利研究所の技術者が研修指導者としてモデルサイトにおいて実践経験を積む。</li> <li>1-5: モデルサイトでの成果を踏まえて、ガイドライン・マニュアル、研修プログラムを改善する。</li> <li>2-1: 水利研究所の研修指導者が、灌漑管理公社の技術者に対して各省の現場にて研修を実施する。(水管理手法、組織運営管理手法、指導手法)</li> <li>2-2: 灌漑管理公社の技術者に対してモデルサイトにおいて参加型水管理のセミナーを実施する。</li> <li>3-1: モデルサイトに関するベースライン調査を行う。(水管理、作付体系、営農、流通、市場調査)</li> <li>3-2: モデルサイトにおいて灌漑管理公社の技術者が農民リーダーに対して指導する。(水管理の組織的連携法、水路の維持管理手法、ポンプや取水口等の操作・管理)</li> <li>3-3: モデルサイトにおいて営農・水配分について農民同士で話合う場を設ける。</li> <li>3-4: モデルサイトにおいて灌漑管理公社・農民組織が参加型水管理を実践する。</li> <li>3-5: モデルサイトにおける農民組織の営農改善活動を支援する。(栽培計画の作成、展示圃での紹介、成功事例の紹介、等)</li> <li>3-6: モデルサイトにおいて農民組織が水管理を改善し、多様な作物栽培を実践する。</li> </ol>
投入	
日本側投入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 専門家派遣 長期: 4名(チーフアドバイザー、灌漑排水、水管理/制度、業務調整/研修) 短期: 年間6MM程度(営農、流通・マーケティング、水管理組織運営等、必要に応じて)</li> <li>2) 供与機材・施設整備 教材作成用機材、実験用資機材、視聴覚機器、書籍、車両、モデルサイト関連設備(気象観測機器、水文観測機器、測量機器、分析機器、ゲート等)</li> <li>3) 研修員受入れ 本邦研修: 年間5MM程度(参加型水管理、組織運営、施設の維持管理等、必要に応じて) 第3国研修: タイ・マレーシアにおける水管理研修</li> <li>4) プロジェクト運営費・現地活動費 現地コンサルタント委託による調査(モデルサイト周辺の乾期裏作の現状、市場等に関する調査)、ワークショップ・セミナー・研修の開催等</li> </ol> <p>総計 約6億円</p>
相手国側投入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) カウンターパート及び要員の配置: 中央7名、モデルサイト関連8名</li> <li>2) 土地、建物及び施設の提供: 事務所(スペース(ハノイ市、ハイズン省、クアンニン省)・光熱費等)、モデルサイト(灌漑施設、使用する施設用地)</li> <li>3) プロジェクト活動費: 研修費、光熱費、管理費、カウンターパート出張旅費等</li> </ol>
外部条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>① モデルサイトの灌漑排水施設の機能が大きく損なわれない。</li> <li>② 研修対象者を関係機関が選抜し研修に参加させる。モデル地の灌漑排水施設の整備が予定通り進められる。</li> <li>③ 研修対象者が継続的に研修に参加し、プログラムを修了する。</li> <li>④ 研修修了者(カウンターパートを含む)が継続的に水管理に関する指導業務に従事する。</li> </ol>
実施体制	
(1) 現地実施体制	農業農村開発省 国立水利研究所、ハイズン省及びクアンニン省農業局及び灌漑管理公社
(2) 国内支援体制	農林水産省
関連する援助活動	
(1) 我が国の援助活動	JBIC「ファンリーファンティエット灌漑事業」
(2) 他ドナー等の援助活動	<p>「灌漑施設維持管理開発プロジェクト」(アジア開発銀行)、「水資源支援プロジェクト」(世界銀行)</p> <p>他ドナーによる灌漑プロジェクトの中で、一部試行的に農民組織による水管理に取り組んでいたが、地方行政機関である省人民委員会との連携が不十分であったこと、プロジェクトで得られたノウハウが体系化されていなかったことから、得られたノウハウが他地域に普及していない。本プロジェクトの運営に当たっては、省人民委員会と十分な連携を図るとともに、参加型水管理のガイドライン・マニュアルの作成及び研修・指導体制の整備に取り組む。</p>



草の根技協(支援型)

2016年12月10日現在

本部/国内機関 : 東京国際センター

## 案件概要表

案件名	(和)コクタイン合作社の市場化対応“Capacity Building”プロジェクト-ベトナム紅河デルタ「村おこし」モデル形成 (英) Capacity Building for Market-Oriented Economy in Agricultural Cooperative Coc Thanh As a Model of Village Development in the Red River Delta
対象国名	ベトナム
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農村開発
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	農業技術普及・地方インフラ整備等プログラム
援助重点課題	社会・生活面の向上と格差是正
開発課題	地方開発・生計向上
プロジェクトサイト	ナムディン省ヴァン県タインロイコミュニン・コクタイン合作社
署名日(実施合意)	2007年03月30日
協力期間	2008年04月01日 ~ 2011年03月31日
相手国機関名	(和)ベトナム研究文化交流センター、ベトナム農業技術研究所
相手国機関名	(英)Centre for Vietnamese and Intercultural Studies, Vietnam Agricultural Science Institute
日本側協力機関名	日本ベトナム研究者会議

## プロジェクト概要

背景 提案案団体は1994年以来、4次11年、参加者総数200人、発表論文数68編に及び日本学術振興会科学研究費補助金によるコクタイン合作社調査研究を行っており、現地住民の家計調査(世帯数、家族構成、収入状態)及びそのニーズ調査・分析を行ってきた。

同調査の結果、社会主義時代に組織された同合作社は、守旧的・集団主義的組織と考えられていたが、伝統的な村落共同体組織を基盤とし、市場経済と在地社会を統合する能力を有することが結論として得られた。95年以降、急激な市場経済化による社会的不安の危機にあるとき、コクタイン合作社は在地社会の安定性に依拠し、自給能力を高め、さらに村落の社会インフラの整備に貢献する活動を行ってきた所以である。

しかながら、現在のコクタイン合作社は、村落の社会的安定、そして主穀生産を基軸とする「食べるための経済(自給線の確保)」には貢献しているものの、商品作物生産を基軸とする「稼ぐための経済」への積極的関与は乏しく、外部市場との効率的連携・対応ができていない。本プロジェクトは、地域農民の市場化対応能力を強化するために、合作社と農産物市場を直接結びつける「合作社農業情報センター」を設立し、市場化経済に対応した商品農作物の導入と、それに伴う現金収入源の増大・安定化を図るものである。

また、本事業では、今までの学術調査で把握されたニーズを農村開発の政策的課題に適應させるものであり、今後の学界と開発政策を結びつけるプロジェクトモデルになりうるものである。

上位目標 コクタイン合作社農民の生活レベルの向上

プロジェクト目標	市場化経済に対応した商品農産物の導入と、それによる現金収入源の増大および安定化
成果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商品作物(特に野菜)市場に関する情報を入手し、その生産・販売計画を策定することができる</li> <li>2. 農業技術や農産物価格に関する情報を外部組織から入手し、合作社オフィスが農民のための情報センターとして機能する</li> <li>3. コクタイン合作社の経営に、日本の農協システムの管理運営方法の有用な点を適用し、実施する</li> </ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商品農産物(特に野菜)市場に関する情報の入手と、その生産・販売計画の策定 <ol style="list-style-type: none"> <li>1-1. 商品農産物市場に関する情報の収集</li> <li>1-2. 商品農産物市場における流通量、価格変動等の継続的入手方法の確立(現地セミナーの開催を含む)</li> <li>1-3. 商品農産物市場の情報に基づいた新規農産物栽培技術の入手と村での栽培方法の確立</li> <li>1-4. 試験的栽培の実施と販売</li> <li>1-5. 栽培技術の普及と販売方法の改善</li> </ol> </li> <li>2. 合作社情報センターの設置 <ol style="list-style-type: none"> <li>2-1. 商品農産物情報の継続的入手</li> <li>2-2. 合作社情報センターでの商品および技術に関する情報収集体制の確立</li> <li>2-3. 合作社情報センターの情報発信能力の向上</li> </ol> </li> <li>3. 日本の農協システムの管理運営方法の適用 <ol style="list-style-type: none"> <li>3-1. コクタイン合作社の幹部に対して、日本の農協の研修旅行を行う</li> <li>3-2. 日本ベトナム研究者会議、Vietnam Academy of Agricultural Science、Vietnam National Universityコクタイン合作社農民との間で、市場化に対応した農協システムのあり方について検討する</li> <li>3-3. コクタイン合作社に、日本の農協システムの管理運営方法の有用な点を適用する</li> </ol> </li> </ol>
投入	
日本側投入	<p>プロジェクトマネージャー(日本人)1名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内および現地調整員(日本人)1名</li> <li>・現地調整員(Vietnam Academy of Agricultural Science付)1名</li> <li>・現地調整員(Vietnam National University付)1名</li> <li>・コクタイン合作社付プロジェクト遂行スタッフ2名</li> </ul>
相手国側投入	<p>[人材]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リーダー1名</li> <li>・サブリーダー2名</li> <li>・調整・連絡要員1名</li> </ul>
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい商品農産物に関する情報と技術が農民の間で共有され、サーキュレイトすること。</li> <li>・従来とは異なる新しい商品農産物が導入され、栽培技術が普及し、栽培農家が増加すること。</li> <li>・コクタイン合作社の農民の理解が得られる。</li> <li>・商品農産物市場の調査がコクタイン合作社の農民と共に実施でき、情報を継続的に入手することができる。</li> </ul>
実施体制	
(1)現地実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調整員(Vietnam Academy of Agricultural Science付)1名</li> <li>・現地調整員(Vietnam National University付)1名</li> <li>・コクタイン合作社付プロジェクト遂行スタッフ2名</li> </ul>
(2)国内支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトマネージャー(日本人)1名</li> <li>・国内および現地調整員(日本人)1名</li> </ul>
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	ベトナム市場経済化支援開発政策調査(通称:石川プロジェクト)1995-2001



開発調査

2010年10月03日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和) 北西部山岳地域農村生活環境改善マスタープラン策定調査 (英) Master Plan Study on Improvement of Rural Living Conditions in North-western Mountainous Region in Vietnam
対象国名	ベトナム
分野課題1	(旧) 農業開発・農村開発-(旧) 農村開発
分野課題2	ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	ベトナム その他プログラム
プロジェクトサイト	ハノイ、ホアビン省、ソンラ省、ディエンビエン省、ライチャウ省
署名日(実施合意)	2004年11月02日
協力期間	2007年01月16日 ~ 2008年09月30日
相手国機関名	(和) 農業農村開発省
相手国機関名	(英) Ministry of Agriculture and Rural Development
日本側協力機関名	農林水産省

## プロジェクト概要

背景 越国北西部山岳地域は、2004年越国家計水準調査においても、貧困率46.1%と最も貧困世帯率の高い地域として、同国の経済発展の恩恵からも取り残されている。同地域は少数民族が集住する地域でもあり、また少数民族は貧困世帯率が主要民族であるキン族に比べて格段に高い。同国北東部が国境貿易などの利益も受けてきているのに比べ、北西部はラオス・中国と長い国境線を共有しているものの、地域としての戦略の無さもあって、このような地域としての特性を生かせていない。各地方省にはそれぞれ社会経済開発計画 (Socio-Economic Development Plan、以下SEDP) があり、またセクター別M/Pも一部セクターには存在するものの、目標を掲げるのみで具体性に欠け、またそれぞれのM/Pが周辺省とも調整がなされていないため、地域としての発展の方向性を描けていない。

このような背景の中、越国政府は北西部山岳地域に対して、生活レベルの向上、貧困撲滅を目標としたM/Pを策定することとした。日本は総合的農業・農村開発を灌漑農業、農業支援システム整備、農民組織強化、ポスト・ハーベスト、農産流通などのハードとソフトの両面から強化する開発手法において定評があるため、越国政府はM/P策定に日本の経験が活かされると判断し、JICAに対し「北西部山岳地域農業農村インフラ整備・生活環境改善マスタープラン策定」開発調査実施を要請してきた。これを受けJICAと農業農村開発省 (Ministry of Agriculture and Rural Development、以下MARD) との協議がなされ、「北西部各省の経済社会的背景の違いや今までのインフラ整備状況、教育・保健医療状況の違い等を十分に把握した上で、日本の様々な援助スキームを効果的に組み合わせたプロジェクトのモデルを提案していくことを目的とした調査を行う」という基本方針が確認され、正式な要請がなされた。

これに対し、わが国は2006年4月に事前調査団を派遣し、関係者との協議ならびに現地調査を行い、2006年4月17日に協議議事録 (M/M) に合意、さらに11月2日に実施細則 (S/W) を締結した。

上位目標 本開発調査が活用されつつ、対象地域においてM/Pが適正に実施され、北西部4省における貧困世帯比率が減少する。

プロジェクト目標 1) 対象4省における効果的な貧困削減を目指す、各省別王業・農村開発マスタープラン(以

	<p>下、省別M/Pが明らかになる。</p> <p>2)上記各省別M/Pを勘案した北西部地域全体の農業・農村開発マスタープラン(以下、地域M/P)が策定される。</p> <p>3)同地域の開発を実施していくための手段・スキームが明らかになる。</p> <p>4)開発調査対象地域の行政官の開発計画策定能力が向上する。</p>
成果	<p>1)各対象4省における効果的なM/Pが策定される。</p> <p>2)北西部山岳地域の貧困削減のための、各省間の調和のとれた、地域M/Pが明らかになる。</p> <p>3)上記M/Pに沿った優先プロジェクトが選定され、それらの実施可能性、実施方針が明らかになる。</p> <p>4)カウンターパート機関及びの対象4省における行政官の開発計画策定能力が向上する。</p>
活動	<p><b>【フェーズ1】M/P策定(13ヶ月)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地域の当該案件との関連既存資料の収集・整理</li> <li>・対象地域の農村生活環境、農村インフラの整備状況、営農状況についての調査</li> <li>・環境社会影響調査</li> <li>・他ドナー、NGOの活動実績および成果、優良事例の調査</li> <li>・農業・農村開発ポテンシャル及び開発阻害要因の分析</li> <li>・各省別、及び北西部4省地域M/P作成</li> <li>・上記M/Pの実行計画、アクションプラン作成</li> <li>・上記各M/P下での優先プロジェクトの検討</li> </ul> <p><b>【フェーズ2】F/S実施(5ヶ月)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選定された優先プロジェクトの実施可能性F/S(経済・財務分析、社会分析等)</li> <li>・住民意向調査</li> <li>・コスト概算</li> <li>・環境社会影響調査</li> <li>・各省別、及び北西部4省地域M/Pへのフィードバック</li> </ul>
投入	
日本側投入	<p>1)コンサルタント(82M/人):以下の8分野を予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総括</li> <li>・住民参加/生活改善</li> <li>・営農/普及</li> <li>・農号・農村インフラ</li> <li>・水産(内水面)</li> <li>・畜産</li> <li>・森林保全</li> <li>・経済・財務分析</li> </ul>
相手国側投入	<p>1)C/P要員の配置</p> <p>2)本格調査団の執務環境</p>
外部条件	<p>○協力相手国内の事情</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き地域格差は正に政策的重点が置かれること</li> <li>・M/P策定にあたり中央レベルにおいてもMPIとMARD省間の連携が図られること</li> <li>・地方の4省が積極的に情報共有・政策調整を行うこと。</li> <li>・ソラ水力発電をはじめとする大規模水力発電所建設に伴う住民移転に伴い移転先での営農技術の習得を含め住民の生活基盤が保障されること、及び産業構造の変化による人口の動態的变化に対応した計画が策定されること</li> </ul>
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>1)「農業生産性向上のための参加型水管理推進プロジェクト」(実施中)の研修</p> <p>2)「ODA運営管理能力向上プロジェクト」(実施中)における計画立案研修</p> <p>3)「地場産業振興計画調査(2003年JICA開発調査)」</p> <p>4)「北部再生可能エネルギーによる地方電化計画(2004年10月)」</p> <p>5)「北部山岳地域8省橋梁改修計画予備調査報告書(2005年10月)」</p> <p>6)「農民組織機能強化プロジェクト」(実施中)</p> <p>7)「道の駅マスタープラン計画調査(2006年度中実施予定、ホアビン省国道6号線が含まれる)」</p> <p>8)JBICによる「貧困地域小規模インフラ整備事業」(現在第5フェーズ実施計画、北西部4省においても省道・県道の整備、水利施設などが実施済み)</p>
(2)他ドナー等の援助活動	<p>1)ライチャウ省 EU:農村道路・給水施設建設、遠隔山岳地での初等教育、ノンフォーマル教育</p> <p>2)ディエンビエン省 ADB, EU:灌漑・道路・給水・学校等のプロジェクト</p> <p>3)ソラ省 ADB, EU:灌漑・農村道路建設</p> <p>4)ホアビン省: スイス、ADB:アグロフォレストリー、灌漑、給水、農村道路建設</p>



技術協力プロジェクト

2012年05月10日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

## 案件概要表

案件名	(和) 中小規模酪農生産技術改善計画プロジェクト (英) Project for Improvement of Productive Technology in Small and Medium Scale Dairy Farms in Viet Nam
対象国名	ベトナム
分野課題1	(旧) 農業開発・農村開発-(旧) 農村開発
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-畜産-畜産
プログラム名	北西部山岳地域開発プログラム
プロジェクトサイト	国立畜産研究所 (NIAH) プロジェクト対象地域: ベトナム国北部地域の4省4郡
署名日(実施合意)	2006年02月21日
協力期間	2006年04月09日 ~ 2011年04月08日
相手国機関名	(和) 農業農村開発省、国立畜産研究所 (NIAH)
相手国機関名	(英) Ministry of Agriculture and Rural Development (MARD), The National Institute of Animal Husbandry (NIA)

## プロジェクト概要

## 背景

ベトナム国は、1986年の「ドイモイ政策」の採択以降、市場経済化を推進している中、農業は全GDPの約22%、全就業人口の58%を占め重要な産業の一つと考えられる。その中心の稲作は、自給率134%(2001年FAO)まで成長しているが、国内外市場における米価の低迷、狭小な作付面積や過剰就業による低い労働生産性等から、稲作に偏った営農のみでは農村地域における生計改善を図ることは困難であり、農業経営の多角化を図ることが重要な課題となっている。また、「社会経済開発10ヵ年戦略」(2001年~2010年)を定め、国民の健康増進を推進しており、近年の農産物加工処理や流通インフラの整備に伴って、魚や肉などの動物性蛋白源に加え、栄養バランスに優れた牛乳の消費(2004年9kg/人/年)が年々増大してきている。このため、80%以上を輸入に頼っている牛乳の国内における生産拡大が重要な課題となっていることから、農業経営の多角化を図る上で、酪農を推進することは有効な手段と考えられる。

これらの課題に取り組むため、ベトナム国は「国家酪農振興計画」(2001年-2010年)を策定し、国内牛乳生産自給率の向上及び中小規模酪農家の所得向上に取り組んでいる。JICAは、ベトナム国からの要請に応じて、これまでに技術協力プロジェクト(「牛人工授精技術向上計画」「獣医学研究所強化計画」)を実施し、交雑種と海外から導入した能力の高い乳牛の交配により同国の気候風土に適した改良牛開発の技術及び酪農に関する基本的な知見の導入等の協力を行ってきた。しかしながら、これらの協力の成果を末端の酪農家に普及する体制が未だ整っていないため、酪農家において、乳房炎や繁殖障害等の生産病の発生、搾乳時の衛生管理や飼料給与の不備等による生産性の低下が見られることが今後の課題となっている。

このようなことを背景に、本年10月、ベトナム国は農業農村開発省畜産研究所に「酪農技術普及ステーション」(STED)を設立し、北部地域を対象として本格的な酪農技術普及に取り組む準備を開始した。このため、本プロジェクトでは、当該ステーションを活動の拠点として、これまでのベトナム国におけるJICAプロジェクトの成果を発展的に活用し、特に中小規模酪農家のニーズが高い分野(牛の飼料給与の方法、搾乳に関する技術等)について、研修制度の構築や酪農技術普及人材の育成を通じて、農業経営の多角化の推進による生計改善を図るものである。

上位目標	ベトナム国北部地域における中小規模酪農家の牛乳生産性が向上する。
プロジェクト目標	プロジェクト対象地域において酪農技術普及活動が改善する。
成果	<p>成果1: 酪農技術普及ステーション(STED)の機能が向上する。</p> <p>成果2: 酪農技術普及員等(ローカルトレーナー:LT)に対するSTEDの研修指導者(ナショナルトレーナー:NT)の指導能力が向上する。</p> <p>成果3: プロジェクト対象地域の中小規模酪農家に対する酪農技術普及員等(ローカルトレーナー:LT)の普及活動能力が向上する。</p>
活動	<p>1.1. STEDが現場レベルで適切な酪農技術における必要性、及び研修・普及に関わる必要性について調査する。</p> <p>1.2. STEDが現場レベルの酪農家において適切な獣医及び飼養管理技術を開発・改善する。</p> <p>1.3. STEDが研修及び技術移転のための方法、同時に研修カリキュラムと教材を開発・改善する。</p> <p>1.4. STEDが適切な乳牛飼養管理技術を実証展示する。</p> <p>1.5. STEDが酪農開発のために必要な現場レベルの情報を収集・蓄積する。</p> <p>2.1. NTへの研修を実施する。</p> <p>3.1. LTへの研修を実施する。</p> <p>3.2. モデル農家における技術改善を支援する。</p> <p>3.3. ターゲット地域と協力し、農家への普及・研修活動を実施する。</p>
投入	
日本側投入	<p>1) 長期専門家 3名 (①チーフアドバイザー／家畜衛生、②飼養管理、③業務調整員／研修)</p> <p>2) 短期専門家 乳房炎対策、繁殖管理、飼料給与、堆肥処理、酪農経営指導等 等</p> <p>3) 供与機材 教材作成用機材、視聴覚機器、書籍、車両 等</p> <p>4) 研修員受入(本邦または第三国研修) 飼養管理技術、家畜疾病等</p>
相手国側投入	<p>1) カウンターパートの配置</p> <p>2) 研修関連施設</p> <p>3) プロジェクト活動費(研修費、光熱費、管理費、カウンターパート出張旅費等)</p>
外部条件	<p>【上位目標達成に対する外部条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・酪農に係る生産費(粗飼料・濃厚飼料単価、家畜人工授精技術費、乳牛診療費単価等)の急激な上昇がない。</li> <li>・乳価の急激な下落がない。</li> </ul> <p>【プロジェクト目標達成のための外部条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国家酪農振興計画」(2001年～2010年)が継続して実施される。</li> <li>【成果達成のための外部条件】</li> <li>・カウンターパートがプロジェクトに関与し続ける。</li> <li>・STEDとプロジェクト対象地域の関係機関の協力関係が継続する。</li> <li>・研修を受講したLTが現場での仕事を継続する。</li> </ul>
実施体制	
(1)現地実施体制	農業農村開発省、国立畜産研究所(NIAH)
(2)国内支援体制	農林水産省
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>1. ベトナム国立獣医学研究所強化計画(2000.3.1-2005.2.28)</p> <p>2. ベトナム牛人工授精技術向上計画(2000.10.2-2005.10.1)</p> <p>3. タイ中部酪農開発計画(1993.8-1998.7)</p> <p>4. インドネシア酪農技術改善計画(1997.3-2002.3)</p> <p>5. パナマ牛生産性改善計画(1998.1-2003.4)</p> <p>6. チリ中小規模酪農改善計画(2000.3-2005.2)</p>
(2)他ドナー等の援助活動	<p>ベルギー政府の援助により、1997年に南部のピンズン省に農民を対象とした酪農技術の研修を行う施設が整備され、主に新規酪農就農者に対する研修会を開催した実績がある。</p>



草の根技協(パートナー型)

2015年07月03日現在

本部/国内機関 : 東京国際センター

## 案件概要表

案件名	(和)農民参加型木炭多用途利用技術普及計画 - ベトナム中部世界自然遺産候補特別保護区周辺地域の持続的開発と (英) Technical Cooperation Project for Improving Rural Living and Nature Conservation by Multipurpose Use of Charcoal and Wood Vinegar in the Bach Ma National Park
対象国名	ベトナム
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)その他農業開発・農村開発
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	トゥア・ティエン・フエ省フーロック郡およびナムドン郡
署名日(実施合意)	2008年03月27日
協力期間	2008年07月01日 ~ 2011年06月30日
相手国機関名	(和)ベトナム農業農村開発省、バックマー国立公園
相手国機関名	(英)Ministry of Agriculture and Rural Development, Bach Ma National Park (BMNP)
日本側協力機関名	国立大学法人 東京農工大学
プロジェクト概要	
背景	ベトナム中部地域は急傾斜で土地狭小、酸性土壌で地力も低く、国内で2番目に貧困な地域となっている。かかる中、バックマー国立公園はラオス高原から南シナ海に至る唯一の森林回廊を温存し、世界自然遺産候補に指名されている。同地域の緩衝地帯には約80,000人が居住し定着農業を営み定住しているが、住民の生活用エネルギーは薪炭に大きく依存しており、採取範囲は保護区域である公園核心地域に入り込んでいる。自然保護の観点から、生活必需品である薪炭を緩衝地帯で効率的に生産消費する体制の確立は喫緊の課題となっている。  本案件は、公園の周辺地域農民の生活を向上させることで、保護区域である核心地域保全も有効に行われるとの考えに基づき計画された。JDS留学生として実施団体である東京農工大学修士課程を修了したバックマー国立公園環境教育センター長が、日本のエコ・グリーンツーリズム現場で出会った炭多用途利用を適正技術として現地へ導入することを発案、現地地域農民との対話と観察の結果、1)製炭技術の改善、2)家庭用調理竈の改善、3)農産廃材の炭化活用、4)炭による水浄化(飲料・用水)、5)炭・木酢利用による家畜の健康改善、6)炭堆肥製造、7)有機農産物の生産・販売による農業収益向上といった優先課題が確認され、事業が提案されるに至った。本プロジェクトは、住民による自立的生産活動移行後の継続的な発展を目指し、バックマー国立公園と協調して事業を進めることとしている。
上位目標	バックマー国立公園核心地域への資源採取負荷が弱まり、世界自然遺産候補地における高度な自然保護とエコ・グリーンツーリズムが実現されることで、緩衝地帯農村の持続的開発に資する
プロジェクト目標	バックマー国立公園緩衝地帯において、廃材炭の多用途利用による資源循環型開発を通じた住民生活の向上を図る

成果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地元農家に対する支援体制および技術普及拠点が確立される</li> <li>2. 緩衝地帯内で農林産廃材炭と木酢が生産できる人材の育成と持続的生産体制を確立する</li> <li>3. 炭や木酢を添加した炭入り有機肥料が製造され、生産者に利用される</li> <li>4. 炭入り有機肥料を用いた安全・安心な野菜栽培技術が移転され、地域住民による自主的な生産が行われる</li> <li>5. 炭と木酢の施与により家畜の衛生状態が向上し健康な家畜が生産されるとともに、その糞で炭入り肥料が製造される</li> <li>6. 安全安心な農産物生産に対する生産者・消費者の意識が向上し、販売・啓発活動が生産者によって実施される</li> </ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1-1 普及拠点を設置する</li> <li>1-2 プロジェクト紹介ワークショップを実施する</li> <li>1-3 地域の実態調査および住民のニーズ調査を実施する</li>   <li>2-1 地域住民にくん炭づくりと簡単な炭やき(ドラム缶)を指導する</li> <li>2-2 地域住民の参加の下に、炭やき窯(本窯)を設置する</li> <li>2-3 くん炭づくり及び炭やきのデモンストレーション兼試験生産を実施し、研修参加者に修了証を与える</li> <li>2-4 研修修了生とともに緩衝帯住民に対し技術普及ワークショップを開催する</li> <li>2-5 地域住民が生産した炭・木酢を直売所で試験的に販売する</li>   <li>3-1 炭入り有機肥料(ボカシ+堆肥)製造紹介ワークショップを通じて、炭入り有機肥料の効用を理解させ、製造技術を指導する</li> <li>3-2 堆肥舎を建設し住民自らが炭入り有機肥料をつくり、家庭菜園で利用する</li> <li>3-3 上記住民の状況を、バックマー拠点スタッフが主体となって巡回調査し、施肥技術のサポートを行う</li> <li>3-4 肥料効果の高い炭入りボカシなどを試験的に販売する</li>   <li>4-1 野菜等の実証圃場(ケースー集落、バックマー山頂、フエ)を整備し、栽培デモンストレーションを行う</li> <li>4-2 炭入り有機肥料やニーム等を用いた安全・安心な野菜生産(葉菜類、いちご等)に関するワークショップを行う</li> <li>4-3 野菜栽培技術を向上させるためにフエの先進的野菜農家との技術交流を図り、ケースー集落到家庭菜園を普及させる</li> <li>4-4 安全・安心な野菜生産のための追加技術支援をフエ大学およびフエ農業研究開発センターと共同で行う</li> <li>4-5 地域住民が生産した野菜等を直売所で試験的に販売する</li>   <li>5-1 フエ大学との養豚の炭利用技術に関する飼養試験を通して、炭や木酢が豚飼養に活用できることを実証する</li> <li>5-2 炭を用いて飼育した豚の糞を原料とした炭入り有機肥料を製造する</li> <li>5-3 バックマー緩衝地域およびフエ近郊の養豚農家に対して、実証試験地でワークショップを行い炭・木酢の利用を促す</li> <li>5-4 炭利用を行った養豚生産者の家畜健康度や衛生状況を評価する</li>   <li>6-1 安全教育の啓発拠点となる直売所を設置する</li> <li>6-2 安全安心の農産物に対するニーズ調査を実施する</li> <li>6-3 ニーズ調査の結果を分析し、安全教育・商品開発ワークショップを実施する</li> <li>6-4 ケースー集落の住民が生産したものを試験的に販売し、安全安心な農産物に対する意識の向上を図る</li> </ol>
投入	
日本側投入	<p>【人材】</p> <p>プロジェクトマネージャー(1名)、農薬処理・成分分析毒性試験専門家(1名)、炭やき及び炭利用技術、炭バイオマス利用技術普及専門家(1名)、水環境保全とアグリフォレストリー・炭やき及び炭利用技術専門家(1名)、家畜衛生指導専門家(1名)、有機農業技術専門家(1名)、国内調整員(1名)、現地業務補助員(2名)</p> <p>【資機材】</p> <p>拠点整備(コミュニティーハウス建設、もみ殻炭貯蔵施設建設、家畜小屋建設、もみ殻炭化窯固定式・木酢液・精油採集装置、溜池・養殖施設建設、パイプ式ビニールハウス設置、イチゴ、クレソン、わさび苗床石組み工事)移動用バイク(2台)、炭焼用機材、加工商品開発用調理器具、工具建材類、オフィス備品、測定器)</p>
相手国側投入	<p>【人材】</p> <p>バクマ公園園長、バクマ公園エコツアーリズムセンター長、農村開発センター長等</p> <p>【資機材】</p> <p>拠点の敷地借地権</p>
外部条件	<p>バックマー国立公園の地域住民への対応が一貫している</p> <p>国内の安全農業教育・安全野菜生産への取り組みが継続強化される</p> <p>住民が新技術導入による短長期の利益について洞察し、自立的に技術の適用と普及を行う能力を備えている</p> <p>農業生産者に、安全安心な農産物生産に取り組もうとする潜在意欲がある</p> <p>安全安心な農産物に対する消費者の潜在ニーズがある</p> <p>農林産廃材が廉価でかつ容易に入手できる</p> <p>農民の初等教育が十分行き渡り、読み書き算数の基礎能力が備わっている</p> <p>フエ農業研究開発センターが緩衝地帯において普及活動を行う</p> <p>フエ大学農林学部において緩衝地帯の農業畜産普及に従事する人材の育成が行われる</p>

実施体制

(1)現地実施体制

プロジェクトマネージャー  
現地業務補助員2名  
バクマ公園関係者

(2)国内支援体制

地域農民  
国内調整員  
東京農工大学国際事業推進チーム

備考

案件名:農民参加型木炭多用途利用技術普及計画 ーベトナム中部世界自然遺産候補特別保護区周辺地域の持続的開発と核心地域の環境保全実現のためにー



開発調査

2010年06月17日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名	(和)AR-CDM促進のための能力向上開発調査 (英)Development Study on Capacity Development for AR-CDM Promotion in Vietnam
対象国名	ベトナム
分野課題1	自然環境保全-持続的森林管理
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-林業-林業・森林保全
プログラム名	ベトナム その他プログラム
プロジェクトサイト	ハノイ市
署名日(実施合意)	2006年07月05日
協力期間	2007年10月20日 ~ 2009年3月31日
延長終了日	2009年03月 31日
相手国機関名	(和)1) 農業農村開発省林業局、2) 林業大学、3) 森林科学研究所森林生態・環境研究センター
相手国機関名	(英)1) MARD/DOF, 2) VFU, 3) FSIV/RCFEE
日本側協力機関名	農林水産省、林野庁、環境省

## プロジェクト概要

背景 1997年の地球温暖化防止京都議定書(COP3)において、先進各国に温室効果ガス(GHG)の排出削減率を課した京都議定書が採択され、その中で先進国と途上国が共同で排出削減を推進するクリーン開発メカニズム(CDM)が取り組みとして盛り込まれた。CDMには、工場等からのGHG排出削減を目指す排出源CDMと、植林により二酸化炭素の吸収、固定を目指す吸収源CDM(CDM植林、AR-CDM)がある。

ベトナム政府は、2002年9月に同議定書を批准。2003年3月には天然資源環境省(MONRE)国際協力局がCDM国家機関(CNA)に指定され、指定国家機関(DNA)の機能を担うことになった。また、2003年4月にはMONRE国際協力局長が議長を務め、各省庁の12名のメンバーから構成される国家CDM理事会(CNECB)が諮問機関として設置された。こうして同政府は短期間のうちに天然資源環境省(MONRE)を主たる担当機関とする、CDM全般に関する基本的な体制を構築し、地球温暖化対策に積極的に取り組んでいる。

一方、森林セクターについては、1940年代から90年代の間に急速に減少した森林面積を、1996年から2010年までに1943年当時の1,430万ha(国土総面積に対する森林被覆率では43%)に回復することを目指した「500万ヘクタール国家造林計画(5MHRP)」を1997年に採択し、植林活動等を展開している。

このような背景から、ベトナム政府は、GHG削減の目的のみならず、国内に800万ヘクタール以上残されている裸地を早急に解消していく必要性等からも、CDM植林を積極的に進めたいとしている。

しかしながら、CDM植林は国際的にも全く新しい事業であることから、この分野におけるベトナム政府の知識、技術、実施能力が極めて限られているため、同国においてCDM植林の推進に関連する機関の能力向上の支援につき、我が国に協力を求めてきたものである。

なお、ベトナムでは大部分の土地が農民や流域管理委員会、林業公社等に分与され、大規模な造林地の確保が困難であり、CDMを活用した農民による小規模な植林の促進が現実的である。従って、本調査は、ベトナムにおける小規模AR-CDMプロジェクトの実現に向けて、関連機関の能力向上を支援しつつ、同国においてCDM植林を推進するためのビジョン、及びそれを実現・展開するための方策を明確化し、提言する。

上位目標	ベトナムにおいてAR-CDMプロジェクトが複数開発されている(未承認、未登録を含む)。
プロジェクト目標	政府関連機関(MARD/DOF、VFU、FSIV/RCFEE)がベトナムにおいてAR-CDMを推進するために必要なキャパシティを向上するための支援をするとともに、同国においてAR-CDMを推進するためのビジョン、及びそれを実現するための方策を明確化し、提言する。
成果	政府関連機関(MARD/DOF、VFU、FSIV/RCFEE)がAR-CDM推進のための体制構築に係るキャパシティ及び小規模AR-CDMプロジェクト形成に係るキャパシティを習得する。 なお、調査の結果、提出される成果品は次のとおり。 (1) AR-CDM促進に関するビジョン及びその方策の提言(ファイナル・レポート)が提出される。 (2) ベトナムにおけるAR-CDM推進にかかるガイドブックが作成される。 (3) AR-CDM関連の情報を掲載したウェブサイトが作成される。 (4) 小規模AR-CDMのベースライン及びモニタリング方法論ドラフトを含むプロジェクト設計書(PDD)ドラフトが作成される。
活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. AR-CDM理解促進支援             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 政府関連機関(C/P機関)を対象とするAR-CDMに係る理解の促進を支援する。</li> <li>(2) ベトナムの関連機関を対象とするAR-CDMに係る理解の促進を支援する。</li> <li>(3) 将来の投資者及びプロジェクト開発事業者を対象とするAR-CDMに係る理解の促進を支援する。</li> <li>(4) 一般を対象とする(ウェブサイトによる)AR-CDMに係る理解の促進を支援する。</li> </ol> </li> <li>2. 情報提供の仕組み整備支援             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) AR-CDM推進に係る関連機関を整理し、かかる機関の役割と責任を明確化する。</li> <li>(2) AR-CDMプロジェクトを開発するために必要な情報及びサービスを提供するための実現可能かつ適切な仕組みを検討する。</li> <li>(3) かかる仕組みを構築するための支援をする。</li> </ol> </li> <li>3. 小規模AR-CDMプロジェクト開発に係る能力向上支援             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) PDD作成の手順を確認する。</li> <li>(2) 関連機関の役割と責任を明確化する。</li> <li>(3) 適地を選択し、対象地域の住民を含む関係者に対してプロジェクトの目的や内容を説明する。</li> <li>(4) プロジェクトのためのベースライン及びモニタリング方法論(案)を開発する。</li> <li>(5) プロジェクトのための追加性を論証する。</li> <li>(6) 経済、社会、環境影響評価を実施する。</li> <li>(7) プロジェクトのPDD(案)を作成する。</li> </ol> </li> </ol>
投入	
日本側投入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) コンサルタント</li> <li>2) 研修員受入</li> <li>3) ローカルコスト</li> <li>4) 必要資機材等</li> </ol>
相手国側投入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) カウンターパート</li> <li>2) 小規模AR-CDMプロジェクト開発(PDDドラフト作成)の対象地</li> <li>3) 執務施設</li> <li>4) ローカルコスト</li> <li>5) 必要資機材及び保管庫等</li> </ol>
外部条件	ベトナム政府のCDMに係る取組み方針が変化しないこと。
実施体制	
(1) 現地実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調整委員会(Steering Committee): 委員長(農業農村開発省)の監督の下、調査の承認等を行う。</li> <li>・常任委員会(Standing Committee): 委員長(農業農村開発省)の監督の下、調査に対して指示・助言等を与えると同時に他の関連機関との合意形成を行う。</li> <li>・カウンターパート・チーム: ディレクター(林業大学)の監督の下、調査活動を実施する。</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業農村開発省林業局 職員数: 43人</li> <li>・林業大学 職員数: 415人</li> </ul>
(2) 国内支援体制	CDM植林国内支援委員会(設置済み)
関連する援助活動	
(1) 我が国の援助活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 技術協力プロジェクト「北部荒廃流域天然林回復計画」(2003年10月～2008年9月)</li> <li>2) 技術協力プロジェクト「森林火災跡地復旧計画」(2004年3月～2007年3月)</li> <li>3) 技術協力プロジェクト「中部高原地域持続的森林管理住民支援プロジェクト」(2005年6月～2008年9月)</li> <li>4) 開発調査「造林計画策定能力開発」(2005年2月～2007年3月)</li> <li>5) 開発調査「中部高原地域森林管理計画調査」(2000年～2003年)</li> <li>6) 技術協力個別案件「林業開発計画(専門家)」(2002年3月～2007年3月)</li> <li>7) 無償資金協力「中南部海岸保全林植林計画」(2000年～2004年)</li> <li>8) 有償資金協力「地方セクター開発ローン(Ⅲ)」</li> </ol>
(2) 他ドナー等の援助活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) UNEP “Capacity Development for CDM in Vietnam” (2003年～2005年): オランダ政府のトラストファンドによる事業(約30.5万USD)</li> <li>2) World Bank 国家戦略調査 “The National Strategy Study on CDM” (2000～2001): オーストラリア政府が世銀を通じて実施(約22万USD)</li> </ol>

- 3) オーストリア政府 "Support for the Development and Undertake of CDM Projects in the Industrial Sector" (実施時期、コストは未定)
- 4) IUCN "Capacity Building Programme for Forest Project Activities under the Clean Development Mechanism" (2005年～2006年:6ヶ月間): ベトナムの他、ケニア、タンザニア、メキシコの4カ国を対象

個別案件(専門家)

2011年06月28日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和) 森林政策実施支援 (英) Support Forest Development policy implementation
対象国名	ベトナム
分野課題1	自然環境保全-持続的森林管理
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-林業-林業・森林保全
プログラム名	森林・自然環境保全プログラム
プロジェクトサイト	ハノイ
署名日(実施合意)	2006年09月29日
協力期間	2007年03月20日 ~ 2010年03月31日
相手国機関名	(和) 農業農村開発省林業局、国際協力局
相手国機関名	(英) Department of Forestry, Department of International Cooperation, Ministry of Agriculture and Rural D

## プロジェクト概要

背景	ベトナムにおいては、森林の被覆率が1945年の43%に比し、1995年には28%にまで減少し、環境、経済、国民生活に重大な影響を与えていたことから、1998年に500万ha国家造林計画を、さらに2001年には林業開発戦略(2001~2010)を策定し、ドナーの協力も得ながら、森林面積の増大、住民生活の向上等に取り組んできており、この結果、2005年には森林被覆率は37%に達したとされるなど一定の成果も上がってきたところである。しかしながら、依然として①670万ha(2005年現在)に及ぶ裸地が残されている、②森林の質及び多様性の劣化は続いている、③森林やその周辺に住む2500万人にも及ぶ住民の多くは貧困に苦しんでいる、④森林管理の主体となるべき住民等の森林管理への参画が進んでいない等深刻な問題が山積されていることから、ベトナム政府は、ドナーの考えも積極的に取り入れつつ、上記戦略の改訂に取り組んでいるところである。しかしながら、改訂戦略が求める包括的かつ高度な内容の政策等を形成・実現していくには、広範な分野で高度の政策形成・実施能力を有した人材が不可欠となるが、現在のMARD森林・林業部局では高いレベルの政策形成・実施能力の不足は明らかであり、また、一般的な政策形成・実施に関する経験・能力を有した人材も不足していることから、このままでは改訂戦略の実施によりもたらされることが期待されている多くの成果を生み出すのが困難になりかねないと非常に強く危惧される状況となっている。
上位目標	ベトナムの状況に応じた適切な森林関連政策が形成、実施され、改訂林業開発戦略の推進に一定の寄与がなされる。
プロジェクト目標	農業農村開発省林業局において、森林関連政策形成・実施能力が向上する。
成果	1. 森林関連政策の形成・実施に係るカウンターパートの意識・理解が向上する 2. ドナー間の政策連携が強化される
活動	1. 森林関連政策・施策の形成及び実施について支援する。 2. 森林セクターのドナーグループであるFSSP(Forest Sector Support Partnership)の活動に積極的に参加し意見調整を行うとともに、ドナー間の援助調整を行う。 3. 森林分野における日本及び他ドナーの支援実績・方向性を調査し、JICAの支援方針を検討する。

- 4.上記支援方針を基に、技術協力及び円借款事業等の案件形成・実施について支援する。
- 5.終了案件のモニタリングを行い、必要に応じてフォローアップを行なう。
- 6.森林セクターにおけるNGO活動を把握し、援助調整を行う。

投入

日本側投入	専門家(森林政策実施支援)36人月 専門家現地活動費
相手国側投入	CPの配置:国際協力局長、林業局長 専門家執務室
外部条件	N/A

関連する援助活動

- |                   |   |
|-------------------|---|
| (1)我が国の<br>援助活動   | <p>開発調査「気候変動対策の森林分野における潜在的適地選定調査」(2009-2010年)<br/>無償資金協力「海岸保全林植林計画」(2008年E/N締結)<br/>技術協力プロジェクト「ヒズップ・ヌイバ国立公園管理能力強化プロジェクト」(2008年事前調査済)<br/>技術協力プロジェクト「造林計画策定・実施能力強化プロジェクト」(2009年事前調査予定)<br/>技術協力プロジェクト「北西部水源地域における持続可能な森林経営プロジェクト」(2009年事前調査予定)<br/>円借款「森林セクターローン」(2009年協力準備調査予定)</p> |
| (2)他ドナー等の<br>援助活動 | <p>その他、ベトナムで実施されている我が国の全ての森林分野の援助活動<br/>FSSP(Forest Sector Support Partnership)の活動に積極的に参加し動向を踏まえる。</p>  |



技術協力プロジェクト

2011年06月28日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和) 中部高原地域持続的森林管理・住民支援プロジェクト (英) Project on the Villagers Support for Sustainable Forest Management in Central Highland
対象国名	ベトナム
分野課題1	自然環境保全-持続的森林管理
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-林業-林業・森林保全
プログラム名	森林・自然環境保全プログラム
プロジェクトサイト	ベトナム国コンツム省コンブロン郡およびコンレイ郡
署名日(実施合意)	2005年04月12日
協力期間	2005年06月01日 ~ 2008年09月30日
相手国機関名	(和) ベトナム国農業地域開発省
相手国機関名	(英) Department of Forestry, Ministry of Agriculture and Rural Development
日本側協力機関名	林野庁

## プロジェクト概要

## 背景

ラオスとの国境脊梁山脈を形成しているアンナン山脈の中南部に位置するコンツム省を中心とする中部高原地域は、国内最大規模のまとまった天然林地帯が残っており、林業開発可能性の高い地域である。中部高原地域は少数民族の比率が高く、これら少数民族の生活水準向上、あるいは定住化も重要な政策課題となっている。この森林資源の開発は、生態系の保全、社会経済的背景への十分な配慮が必要であり、また持続的森林経営を図ることが前提となる。しかし、現在この地域森林の経営管理を担っている林業公社は、最新の森林現況を把握する十分な森林調査に基づいた施業計画を有しておらず、持続的な森林資源の利用がなされているか否か明確にされていない状況にあった。このため、森林管理計画の策定とこの森林管理計画に即した事業実施の必要性が強く認識されていた。この様な背景を受けて、中部高原地域に位置するコンツム省において、持続可能な森林管理を導入するための開発調査「中部高原地域森林管理計画調査」(以下「開発調査」)が実施された。開発調査では、コンツム省コンブロン郡の約23万haを対象に、森林資源状況調査、同郡に配置されている6林業公社の経営状況、同郡の社会経済条件及び生物多様性等の分析を基に、森林施業対象地を特定し、伐採造林計画のみならず住民支援計画(VSP)、野生生物保護・保全活動計画及び組織強化計画を含めた森林管理のためのマスタープランを作成するとともに6林業公社から1つの林業公社(マンラ林業公社)を選択し、その管轄地をモデルエリアとしたフィージビリティ調査を実施した。特に、住民が森林の破壊者ではなく、森林環境を保全・利用することを可能とするために、住民支援計画を組み込んだ。コンツム省側でも、同地域の持続可能な森林管理体制の整備を進める上で、VSPの導入は極めて重要なものと受け止められた。しかしながら、コンツム省関係行政機関では、VSPを実行する上での経験、技術、人的資源上の制約があることから、住民支援計画の実施が立ち遅れている。このため、ベトナム国政府は、コンツム省における持続可能な森林管理体制の整備に資するための重点コミュニケーションにおけるVSPのモデル事業推進に関する技術協力プロジェクトを要請した。

## 上位目標

- 1.モデル村落が属する2郡において住民の生計が向上する。
- 2.モデル村落での成功モデルが2郡内に位置する他の村落へ普及する。

モデル村落において農林畜産業およびアグロフォレストリーの活動が改善される。

## プロジェクト目標

成果 成果1 農林畜産業及びアグロフォレストリーに関する住民の知識及び技術が向上する。  
成果2 行政スタッフの生計向上支援事業の実施運営能力が向上する。  
成果3 農林畜産物の販売手法に関する住民の能力が向上する。  
成果4 住民及び行政スタッフの森林及び土地の持続的な利用手法についての知識が向上する。  
成果5 プロジェクトの活動成果を他地域に普及するための準備を行う。

活動 活動1-1 農林畜産業およびアグロフォレストリーに関する技術研修を実施する。  
活動1-2 中部高原地域に位置する他村落への視察を行う。  
活動1-3 成功事例としてのモデルアグロフォレストを設定する。  
活動1-4 住民の知識及び技術レベルをモニタリングし評価する。  
  
活動2-1 事業の計画立案、実施、モニタリングおよび評価に関する研修を実施する。  
活動2-2 ファシリテーション能力の向上を目的とした研修を実施する。  
活動2-3 住民に対し実施する技術研修に行政スタッフを参加させる。  
活動2-4 能力向上度合いをモニタリングし評価する。  
  
活動3-1 農林畜産物市場および住民の農林産物の販売方法の現状について調査する。  
活動3-2 住民に対し農産物の販売手法に関する研修を実施する。  
活動3-3 研修受講者の能力向上度合いをモニタリングし評価する。  
  
活動4-1 住民及び行政スタッフを対象に環境教育を実施する。  
活動4-2 住民及び行政スタッフに対し村内の森林及び土地利用を調整するための規約策定にかかる研修を実施する。  
活動4-3 研修成果についてモニタリングし評価する。  
  
活動5-1 コンツム省内の他村落の住民を対象に技術セミナーを実施する。  
活動5-2 技術セミナーを踏まえ住民のニーズ調査を実施する。  
活動5-3 プロジェクト活動およびニーズ調査の結果をもとに普及ガイドラインを作成する。

## 投入

### 日本側投入

- 1) 長期専門家  
1. チーフアドバイザー／参加型コミュニティ開発(1)  
2. 参加型コミュニティ開発(2)／研修  
3. 持続的営農システム計画  
4. 普及計画／持続的森林管理計画  
5. 業務調整員

- 2) 技術交換  
年間3名×3年間を予定
- 3) 現地研修・調査
- 4) 供与機材  
車両、オートバイ、OA機器等
- 5) 一般業務費

### 相手国側投入

- 6) その他(報告書作成費、旅費等)(約3,700万円)
- 1) 人員配置: 日本人専門家に対するカウンターパート(C/P)の配置
- 2) 専門家の執務室: コンツム省農業農村開発部に執務室を確保
- 3) プロジェクト運営費の確保: カウンターパート人件費、国内現地研修、機器の維持管理・更新、事務所の光熱費等

## 外部条件

- 1) 人口増加率が急激に上昇しない。
- 2) 経済危機が発生しない。
- 3) 住民支援活動がベ国側により継続して実施される。
- 4) 政治体制が著しくかつネガティブに変化しない。
- 5) 組織間の調整状況がネガティブに変化しない。
- 6) 研修を受講したベ国側の人材がプロジェクトに関与し続ける。
- 7) 自然災害が発生しない。
- 8) モデル村落の住民がプロジェクトの実施を受け容れる。

## 実施体制

### (1) 現地実施体制

- 1) 農業農村開発省(中央レベル)
- 2) コンツム省人民委員会、コンツム省農業農村開発部(地方省レベル)

### (2) 国内支援体制

本部地球環境部内に課題別支援委員会を設置予定

## 関連する援助活動

### (1) 我が国の

#### 援助活動

1. Technical Cooperation Project “The Project for Rehabilitation of Degraded Watershed Area in the North of Viet Nam (RENFODA)”(October 2003 ~ September 2008)
2. Technical Cooperation Project “Forest Fire Rehabilitation Project” (February 2004 ~ February 2007)
3. Technical Cooperation Project “The Project for Forest Management Plan” (Fiscal years 2004~2007)
4. Development Study “Feasibility Study on Forest Management Plan in Central Highlands of Viet Nam”(November 2000~ March 2003 )
5. Grant Aid “The Project for Afforestation on the coastal sandy area in

(2)他ドナー等の  
援助活動

southern-central Viet Nam”(Fiscal year 2000~2004)

6.“Rural Infrastructure Development and Living Standard Improvement Project (Ⅲ)”  
Reforestation projects in 5 provinces: Quang Tri, Phu Yen, Quang Nam, Quang Ngai,  
Thue Thien Hue.

1. WB: VIETNAM Forest Sector Development Project

2. FAO: Capacity Building, Extension, Demonstration and Support for the Development  
of Market-3. Oriented Agroforestry in Quang Nam Province, Vietnam (Phase I),

4. FAO: Technical Support for the Five Million Hectare Reforestation Programme

5. EU: Planning and executing of community-based ecosystem preservation, resource  
management and environment projects in various regions.

6. FAO, GTZ, Holland and others: Cooperation is being developed through numerous  
bilateral aid organizations and NGOs.



技術協力プロジェクト

2011年06月28日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和) 国立公園等管理能力向上国内研修プロジェクト (英) In-Country Training Course for capacity building on Nature Conservation, Environment Education and Ecotourism for Protected Areas
対象国名	ベトナム
分野課題1	自然環境保全-生物多様性保全
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-環境問題
プログラム名	森林・自然環境保全プログラム
プロジェクトサイト	メコンデルタ(湿地及びマングローブ地域)、サパ(北部山岳地域)、クアンビン省フォンニャケバン(中部地域)
署名日(実施合意)	2006年07月01日
協力期間	2006年7月01日 ~ 2009年3月31日
相手国機関名	(和) 農業農村開発省森林保護局
相手国機関名	(英) Forest Protection Department, Ministry of Agriculture and Rural Development

## プロジェクト概要

**背景** 越国は世界の地表面積の1%にも満たない小さな国であるが、世界に存在する生物種の約10%が生育・生息する豊かな生態系を有している。しかしながら、戦時経済、貧困、人口増加等を原因とする森林の破壊及び劣化が急速に進行し、多様な種の生育・生息する環境も悪化の一途をたどってきた。越国政府は1991年に森林保護及び開発法等を制定するとともに、2003年には「Management Strategy for a Protected Area System in Vietnam to 2010」を策定し、保護地域の管理強化に努めている。また、森林等のうち生物多様性保存等の観点から、特に、貴重な箇所を国立公園等として指定することとし、2000年以降に限っても17の国立公園を新たに指定するなど、その保護に努めている。しかしながら、急激な国立公園の増加に管理体制の整備が追いつかず、全体として、経験、技術、ノウハウを持たない国立公園レンジャーが数多く配置され、極めて不十分な管理が行われている。一方、国立公園やその周辺で生活している住民の多くは貧困層であり、現在も焼畑や違法な動植物の採取を続けており、結果として世界的にも貴重な生態系の劣化が国立公園の中さえも進行しているなど、極めて大きな環境問題へと発展している。かかる背景から、越国政府は、2003年に策定した上記の管理戦略に基づき、その活動の一環として「人的資源の開発と自然保護に関する知識・技術の改善のための訓練」を計画し、保護活動に関する訓練に取り組み始めたところであるが、喫緊の課題である国立公園の保護を強化するためには、国立公園等のレンジャーに環境教育やエコツーリズムに関する訓練を行い、同公園等の管理能力の向上を図ることが急務であると判断されたことから、本件国内研修を計画し、わが国に要請したものである。

**上位目標** 国内研修に参加したレンジャーが配置されている国立公園等の保護・管理が強化されている。

**プロジェクト目標** 研修参加者に環境教育、エコツーリズムに関する十分な知識と実践能力が付与されている。

**成果** 成果1 研修参加者の環境教育、エコツーリズムに関する十分な知識  
成果2 研修参加者の成果1を踏まえた環境教育、エコツーリズム企画立案、管理能力

0 研修準備

## 活動

- 0-1 越国側による国内研修実施体制の整備
- 0-2 越国側による越国における環境教育、エコツーリズムに関する現状調査
- 0-3 越国側による越国における国立公園等スタッフの能力評価及びニーズの把握
- 0-4 越国側による活動0-2,0-3で得られた現状及びニーズを踏まえた研修カリキュラム、研修計画の作成
- 0-5 越国側による研修実施後の翌年度実施に向けた研修の改善

- 1 環境教育、エコツーリズムに関する知識の獲得
  - 1-1 環境教育、エコツーリズムに関する講義
  - 1-2 研修参加者による環境教育、エコツーリズムに関する討議
- 2 環境教育、エコツーリズム企画立案、管理能力の向上
  - 2-1 国立公園等の現場視察を通じた国立公園等管理に関するケーススタディ
  - 2-2 研修参加者による活動2-1を踏まえての国立公園等管理に関する討議
  - 2-3 研修参加者による環境教育、エコツーリズム実施計画の作成、発表
  - 2-4 活動2-3で発表した環境教育、エコツーリズム実施計画に関する討議
  - 2-5 研修参加者による研修についてのレポートの作成

## 投入

日本側投入 研修経費(研修生旅費、講師招聘費、資料作成費、会場費、現地視察費等)  
2006年メコンデルタ(湿地及びマングローブ地域)5000千円  
2007年サパ(北部山岳地域)5000千円  
2008年クアンビン省フォンニャ(中部地域)5000千円

相手国側投入 研修用機材等 3000千円  
一部講師の提供、一部研修用機材、一部研修経費等

外部条件 (1) ベトナム政府の国立公園等に対する政策がネガティブに変化しない。  
(2) 適当な参加者が選出される。  
(3) 参加者が研修後も当該分野に関わり続ける。  
(4) 自然災害等によって国立公園等がダメージを被らず、保護区として保護され続ける。

## 実施体制

(1)現地実施体制 農業農村開発省/森林保護局/ベトナム国立公園協会による実施

## 関連する援助活動

(1)我が国の援助活動  
個別専門家:ベトナム国立公園協会への長期専門家派遣(1999-2001年度)  
草の根:ベトナム国参加型農産廃物炭多用途利用技術普及計画(バックマ国立公園)(2007-2010年度)  
技プロ:ベトナム国ビズップ・ヌイバ国立公園管理能力向上プロジェクト(2008-2011年度)  
JOCV:環境教育(ラムドン森林公園公社)(2006-2010年度:2代目)



技術協力プロジェクト

2011年06月28日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名	(和) 北部荒廃流域天然林回復計画プロジェクト (英) Project for Rehabilitation of Natural Forest in Degraded Watershed Area in the North of Vietnam
対象国名	ベトナム
分野課題1	自然環境保全-荒廃地回復
分野課題2	ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	農林水産-林業-林業・森林保全
プログラム名	森林・自然環境保全プログラム
プロジェクトサイト	ホアビン省ホアビンダム流域の20コミュニティ(ハノイから北西へ約1時間半)
署名日(実施合意)	2003年08月22日
協力期間	2003年10月01日 ~ 2008年09月30日
相手国機関名	(和) 1) 農業農村開発省林業局、2) ベトナム森林科学研究所、3) ホアビン省農業農村開発局林業支局
相手国機関名	(英) 1) DOF, MARD 2) FSIV 3) Sub-DOF, DARD, Hoa-Binh Province
日本側協力機関名	農林水産省、林野庁、独立行政法人森林総合研究所

## プロジェクト概要

背景

ベトナムの森林減少は著しく、1940年代から90年代の間に約500万haの森林が消失した。1943年には面積として1,430万ha(国土総面積に対する森林被覆率では43%)だった森林が1995年時点では930万ha(同被覆率28%)に減少している。原因として、戦争による直接被害の他、農地開発や林産加工業の振興時に植林等の森林保全対策が少なかったことが挙げられている。

こうした状況に対し、越国政府は、1997年の国会決議により、1996年から2010年までに越国森林面積を1943年当時の1,430万haへの回復を目指す「500万ヘクタール国家造林計画(5MHRP)」を採択し、98年には同計画がより詳細に再編されて首相令661号(661プログラム)として発布された。この661プログラムでは、500万haの森林回復と既存の森林の保護が主たる目標とされ、付帯目標として水源確保、定住化農業の促進、山岳民族の所得向上などが掲げられている。

しかしながら、661プログラムを実施する上で、500万haの天然林回復の具体的な方策(樹種や植栽方法)が特定できていないことがプログラム実施上の障害となっている。特に同プログラムでは、単なる量的な森林面積の回復のみならず、プログラム目標に則した質的にも有益な天然林の更新が目標とされているため、天然林更新の技術開発が、同プログラム実施促進上の鍵となっている。こうした技術整備のためには、多くの樹種と植栽条件の中で実証試験を重ねながら、越国にとって有益な樹種の選定や技術的にも適正かつ経済的な植栽・保育方法の特定・開発などを行う必要があるが、越国ではかかる技術ノウハウが不足している。

このような背景により、当該分野での研究経験が多い日本への技術協力の要請がなされ、日本側として基礎調査等のニーズ調査を行った結果、2003年度からの開始が合意された。

なお、ベトナム北部は多くの少数民族が居住しており、移動式焼畑農業による森林の消失が著しいエリアのひとつであり、また、今回のプロジェクトが農家への普及試験事業的な側面もあることから、越側より首都ハノイに近い、ホアビン省がサイトとして選定されている。

上位目標

プロジェクトが整備した天然林回復のための技術体系が、政策決定者および利用者(林業公社、流域管理委員会、農業・林業普及関連部局、農民)によって活用される。

プロジェクト目標	林業公社、流域管理委員会、農業・林業普及関連部局が活用することができる、天然林回復の適正かつ経済的な技術体系が整備される。 （“技術体系”とは、流域における天然林回復のための造林技術と農地保全技術を適用するための手法を指す。）
成果	(1)天然林回復に関する既存の技術や政策、さらにプロジェクトによって開発された技術が、適宜、取りまとめられ情報発信される。 (2)流域における天然林回復のための造林技術が研究ならびに技術適用試験(On-Farm Trial: OFT)を通して開発される。 (3)技術適用試験(OFT)を通して、ダ川林業公社、ダ川流域管理委員会、農業・林業普及関連部局普及員、農民に資する流域における農地保全技術が開発される。 (4)流域における天然林回復のための造林技術と農地保全技術の事例が技術職員や農民が其々の地域で適用できるように展示される。 (5)其々の成果の達成状況を査定し、さらにプロジェクト目標が達成できるように、其々の成果の教訓を引き出せるモニタリングシステムが構築される。
活動	成果(1)に関して:a. 関連資料を収集し、分析する。b. 成功事例や参考にすべき事例を視察する。c. 天然更新の試験・研究や農家を対象にした技術適用試験(OFT)で活用できる有望樹種およびその導入手法を特定する。d. 既存の情報をもとに農民を対象とした実践的な技術小冊子(リーフレット)を作成し、他プロジェクトなどと情報を共有する。e. 収集した情報を簡単にアクセス可能な方法でウェブサイトのデータベースとして取り纏め維持管理する。f. プロジェクトによって開発された技術を他の関連機関と共有する。 成果(2)に関して:a. 活動1.1, 1.2 及び1.3で収集した情報に基づき、既存の造林技術と苗畑技術に関して、ベトナムの他の地域とホアビン省周辺地域を比較するための調査を行なう。b. 流域における天然林回復のための造林技術の試験及び技術適用試験のサイトを設置し計画立案を行なう。c. 郷土樹種の苗木生産に関する研究・分析を行う。d. 天然林回復のための技術に関する研究・分析を行う。e. 農民の参加活動の実践を通して、裸地や傾斜地での森林面積と経済価値を増加させる有効な技術を特定するために技術適用試験(OFT)を実施し分析する。f. 流域での天然林回復に資する苗木生産を含む造林技術を取り纏める。 成果(3)に関して:a. 農地保全技術を適用し確認するための技術適用試験地を設置し計画立案を行なう。b. 技術適用試験(OFT) 活動を実施するために、ダ川林業公社、ダ川流域管理委員会、農業・林業普及関連部局普及員、農民を対象に実践的な知識と技術の研修を行なう。c. 農民の参加活動の実践を通して、現地資源を活用して農業生産性を増加させる有効な技術を特定するために技術適用試験(OFT)を実施し分析を行なう。 成果(4)に関して:a. 流域における天然林回復のための造林技術と農地保全技術の事例を紹介できるように展示林を設置する。b. 展示林を維持管理する。c. 地域住民を巻き込んだ管理システムを設置する。 成果(5)に関して:a. 活動1.1, 1.2 及び1.3、さらに ベースライン調査(活動 2.2.1 及び 3.1.1)を踏まえて、PDMに記述しているプロジェクト目標・成果の指標と活動計画書(PO)を洗練する。b. 各成果の達成状況を査定するためにモニタリングを行なう。c. 流域における天然林回復のための造林技術と農地保全技術を適用するための手法を開発できるように各成果の教訓を引き出す。
投入	
日本側投入	・長期専門家:3名(チーフアドバイザー/天然林回復、造林技術開発、参加型森林経営/業務調整) ・短期専門家:複数名(人数及び投入年次はプロジェクト内協議により検討) ・本邦または第3国研修:複数名(人数及び投入年次はプロジェクト内協議により検討) ・資機材供与:必要資機材(予算及び機材内容はプロジェクト内協議により検討) ・現地業務費:実証試験・展示林設置コスト
相手国側投入	・C/P人員配置: ＜中央政府レベル＞プロジェクトディレクター、コーディネーター、研究総括、研究コーディネーター ＜省政府レベル＞ホアビン省マネージャー、ホアビン省コーディネーター ・執務室、施設、資機材:森林局(DOF)、森林科学研究所(FSIV)、ホアビン省林業支局(Sub-DOF)内のプロジェクトオフィススペース、及び機材保管倉庫、電気・通信・光熱費等 ・ローカルコスト:プロジェクト運営コスト
外部条件	・プロジェクト実施期間中に重大な自然災害が起こらない ・経済情勢が極度に悪化しない
実施体制	
(1)現地実施体制	・実施監理:プロジェクト運営委員会、プロジェクト管理ユニット ・各活動の実施:試験林ワーキンググループ、展示林ワーキンググループ、On-farm Trialワーキンググループ
(2)国内支援体制	国内支援委員会の設置を検討中(未定)
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	1)プロジェクト方式技術協力「メコンデルタ酸性硫酸塩土壌造林技術開発計画」(1997年3月～2000年3月) 2)技術協力プロジェクト「森林火災跡地復旧計画」(2004年3月～2007年3月) 3)技術協力プロジェクト「中部高原森林管理計画」(2005年6月～2008年9月) 4)開発調査「中部高原地域森林管理計画調査」(2000年～2003年) 5)開発調査「造林計画策定能力開発調査」(2005年2月～2007年3月) 6)開発調査「AR-CDM促進のための能力向上開発調査」(2006年10月～2008年3月)

(2)他ドナー等の  
援助活動

7)無償資金協力「中南部海岸保全林植林計画」(2000年～2004年)

8)有償資金協力「地方セクター開発ローン(Ⅲ)」

ADB,世銀,KfW等が、主に中部沿岸北部・中部沿岸南部における造林支援を行っている。



技術協力プロジェクト

2013年05月23日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

## 案件概要表

案件名	(和)都市計画策定・管理能力向上プロジェクト (英)Urban Planning Formulation and Management Capacity Development Project
対象国名	ベトナム
分野課題1	都市開発・地域開発-都市開発
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	計画・行政-開発計画-総合地域開発計画
プログラム名	都市計画策定プログラム
援助重点課題	経済成長促進・国際競争力強化
開発課題	都市開発・運輸交通・通信ネットワーク整備
プロジェクトサイト	ハノイ
署名日(実施合意)	2008年12月25日
協力期間	2009年03月01日 ~ 2012年05月31日
相手国機関名	(和)建設省 ベトナム建築・都市農村計画研究所
相手国機関名	(英)Vietnam Institute for Architecture, Urban and Rural Planning

## プロジェクト概要

背景	<p>ベトナムでは、急速な経済発展にともなって、全国的に都市化が進み、農村地域からの急激な人口流入、住宅不足、違法建築の横行、交通渋滞、水不足、環境悪化などが複合的に絡み合い、都市問題として顕在化してきている。このような都市問題は、ハノイ市やホーチミン市のような大都市のみならず、他の中小都市においても顕在化してきており、適切な都市計画の策定とその管理の必要性が強く認識されてきている。</p> <p>これに対して、ベトナム政府は、2004年に建設法を施行し、地方人民委員会が都市計画(空間計画)を策定することを義務付けし、2005年・2007年には、関連政省令の整備を行った。さらに、ベトナム政府は、建設法他の法律に分散された都市計画関連条文を1つにし、更に新たな条文を加えて、2010年1月に都市計画法を改定した。</p> <p>都市計画の法制度面の整備が進められているものの、ベトナム側の都市計画策定手法は従来の社会主義計画経済体制時代からのトップダウン型であり、その近代化が課題となっている。特に、ベトナム側からは、2004-2008年に実施された「ハノイ市総合都市開発調査」のプロセスと成果に注目し、同調査に代表されるような、データに基づいた科学的な都市計画策定手法の導入の必要性を強く認識している。</p> <p>このような状況のなか、建設省は、ベトナム建築・都市農村計画研究所(VIAP)を実施機関とし、都市計画策定・管理手法の近代化から、実務的なマニュアルの整備、地方人民委員会の都市計画担当職員に対する研修コースの立上げまでを計画し、わが国に対し、技術協力プロジェクトの支援を要請してきた。</p>
上位目標	ベトナム都市計画研修センターを通じて、主要な中規模都市の地方人民委員会の職員が新しい都市計画策定手法についての知識を習得する。
プロジェクト目標	VIAPの管理下にあるベトナム都市計画研修センターが、都市計画策定に係る研修コースを実施できるようになる。
成果	<p>【成果1】都市計画策定マニュアルが作成される。(都市計画策定手法の改善)。</p> <p>【成果2】ケーススタディとして、モデル地方都市の都市計画が策定される。(都市計画策定マニュアルの検証)</p> <p>【成果3】研修講師を育成する。</p>

【成果4】研修コース(カリキュラム/シラバス、研修教材、実施要領)が整備される。  
【成果5】新しい都市計画マネジメント・ツールが提案される(都市計画管理手法に係る改善提案)。  
【成果6】ベトナム都市計画研修センターが設立される。

## 活動

1. 都市計画マニュアルを作成する。
  - 1.1 都市計画分野の現況分析・課題抽出を行う。
  - 1.2 都市計画策定手法を改善する。
  - 1.3 都市計画マニュアル(案)を作成する。
  - 1.4 都市計画マニュアル(案)をケーススタディの結果を踏まえて最終化する。
2. 都市計画マニュアルの検証を行うため、モデル都市のケーススタディを実施する。
  - 2.1 ケーススタディの調査内容の詳細を検討する。
  - 2.2 モデル都市を選定する。
  - 2.3 都市計画モデル都市でケーススタディを実施する。
3. 研修講師を育成する。
  - 3.1 研修講師用の研修カリキュラム/シラバス、教材を作成する。
  - 3.2 研修講師に対する研修コースを実施する。
  - 3.3 研修講師に対し、ケーススタディ等を通じてOJTを実施する。
4. 研修コースの内容を整備する。
  - 4.1 試行研修のカリキュラム/シラバス、教材、実施要領を作成する。
  - 4.2 試行研修を実施する。
  - 4.3 試行研修の結果を踏まえ、研修コースの内容を最終化する。
5. 新しい都市計画マネジメントツールを提案する。
  - 5.1 都市計画マネジメントの改善を検討する。
  - 5.2 我が国の都市計画制度の事例紹介を行う。
  - 5.3 新しい都市計画マネジメントツールを提案する。
6. ベトナム都市計画研修センターを設立する。
  - 6.1 研修に必要な職員を配置する。
  - 6.2 ベトナム都市計画研修センターの施設・機材を整備する。
  - 6.3 ベトナム都市計画研修センターの組織が設立される。

## 投入

### 日本側投入

1. 専門家派遣:  
チーフアドバイザー/都市・地域計画/空間計画、都市計画基盤調査・社会調査、都市基盤施設計画/都市開発事業手法、GIS/自然条件分析、交通需要予測、都市交通計画、環境管理計画、アーバンデザイン・景観計画、都市計画制度分析、研修計画、マニュアル作成、業務調整  
都市計画制度・マネジメント(長期専門家)
2. 供与機材:研修機材(プロジェクター等)
3. 研修員受け入れ:年間数名
4. その他:ケーススタディ費用等

### 相手国側投入

カウンターパートの配置、施設建設、その他

## 外部条件

1. プロジェクト目標を達成する上で満たされるべき外部条件  
①本格研修実施に必要な予算が手当てされる。②育成された研修講師が継続して研修を実施する。
2. 上位目標を達成する上で満たされるべき外部条件  
①ベトナム都市計画研修センターが研修を継続して実施する。②地方自治体がベトナム都市計画研修センターにおける研修に職員を参加させる。

## 実施体制

### (1)現地実施体制

JICA専門家チームについては、業務実施契約型の専門家チーム(チーフアドバイザーを含む)と、長期専門家(都市計画制度・マネジメント)との混成チーム。

ベトナム側は、プロジェクト・ダイレクターをVIAP所長、プロジェクト・マネージャーをVIAP副所長とし、VIAPが実施機関となるが、カウンターパートとして、建設省建築都市計画局も参加する。合同調整委員会は、建設省副大臣が議長となる。

### (2)国内支援体制

都市・地域開発課題別支援委員会に分会を設置し、東京大学大西教授、国土交通省等を構成員とした支援体制。

## 関連する援助活動

### (1)我が国の

#### 援助活動

- ・ホーチミン市都市交通調査(2003-2005)
- ・ハノイ市総合都市開発調査(2004-2008)
- ・ダナン市都市開発マスタープラン調査(2008-2009)
- ・建設省を議長としアーバンフォーラム開催(JICAも構成員)
- ・世界銀行:National Urban Upgrading Program (NUUP)
- ・フランスがハノイ市都市計画及び都市計画制度を支援
- ・Cities Alliance:CDS(City Development Strategy)によるハロン市への支援

### (2)他ドナー等の

#### 援助活動



有償技術支援－附帯プロ

2012年01月05日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

## 案件概要表

案件名	(和)ハノイ市におけるUMRTの建設と一体となった都市開発整備計画調査 (英)Project on Integrated UMRT and Urban Development for Hanoi
対象国名	ベトナム
分野課題1	都市開発・地域開発-都市開発
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-社会基盤-都市計画・土地造成
プログラム名	ベトナム その他プログラム
プロジェクトサイト	ハノイ市
署名日(実施合意)	2008年12月03日
協力期間	2009年02月01日 ~ 2010年07月21日
相手国機関名	(和)ハノイ市人民委員会
相手国機関名	(英)Hanoi People's Committee

## プロジェクト概要

## 背景

ベトナム(以下、越国)の首都ハノイ市の人口は8月の周辺省合併に伴い約340万人から600万人に増加し、今後さらに増加が見込まれている。また、経済水準の向上ならびに所得の増加に伴い、車の所有率は2005年の1.6%から2020年には20%にまで増加する見込みであり、都市部の渋滞・交通問題が懸念されている。

このような状況から、JICAは2004～2007年にかけて「ハノイ市総合都市開発計画調査」(以下、HAIDEP)を実施し、ハノイ市の将来の都市開発戦略を策定した。その中で、都市大量高速輸送機関(Urban Mass Rapid Transit以下、UMRT)を交通の中心とした一体的な都市開発が提案されており、これに基づき、UMRT1号線については、2008年3月にE/Nが締結され、円借款による整備が決定している。また、UMRT2号線についても、円借款の供与を検討中である。このような都市鉄道の整備に伴い、バイク、バスといった既存の交通手段との交通結節点としての駅前施設整備が今後必要となる。また、駅周辺地域においては、地価の高騰や乱開発が進行することが予想され、この点からも行政による将来計画の策定及びこれに基づく地区開発の誘導が必要である。

HAIDEPにおいては、ハノイ市全域を対象とした都市開発戦略マスタープランを示すと共に、パイロット事業として北部地域新都心地区の詳細計画(ディストリクトプラン)の策定までは行ったが、UMRTを軸とした具体的な地区開発のビジョンや手法の構築までは行っていない。また、駅交通結節点としての整備計画や、周辺地域の開発を規制・誘導するための方策についても検討されていない。

このような状況を受けて、越国政府は日本政府に対し、将来的な交通渋滞の緩和と良好な都市環境の整備のため、公共大量交通を軸とした一体的な周辺地区の戦略計画と駅前、駅周辺地域の整備基本計画の策定を目的とした開発調査を要請した。以上の背景から2008年9月に派遣された事前調査団は本格調査実施にあたり必要とされる先方政府の要請、調査範囲、内容などを現地調査および協議により確認し、2008年9月19日にS/W案を含むM/M、同年12月3日にS/Wの署名交換を行った。本調査は同S/Wに基づき実施するものである。

上位目標 ハノイ市UMRT沿線対象地区における地区開発戦略のビジョンが策定され、これに基づく駅関連施設・駅周辺開発の具体的な計画が策定され、事業化に向けた準備が整う。

プロジェクト目標 1) 駅関連施設の整備方針を策定する。  
2) 駅周辺及び沿線の都市開発・整備方針を策定する。  
3) 計画実現に向けた都市整備手法を構築する。

成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 駅関連施設の整備方針</li> <li>2) 駅周辺地域の整備方針</li> <li>3) 郊外部の沿線整備コンセプト</li> <li>4) 優先地区における詳細計画</li> <li>5) 新たな都市整備手法</li> </ul>
活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 現況把握および開発課題の分析 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 土地利用・交通関連現況調査</li> <li>② 鉄道利用に関する住民・事業所意向調査</li> <li>③ モード別駅利用者需要予測</li> <li>④ 現行開発手法の情報</li> </ul> </li> <li>2) 駅関連施設・駅周辺の整備方針の作成 (対象:UMRT1号線及び2号線整備予定の20駅) <ul style="list-style-type: none"> <li>① 駅関連施設の整備方針 駅機能と駅関連施設の特定 駅関連施設の規模の算定</li> <li>② 駅周辺の整備方針 土地利用 交通施設配置の方針 道路計画</li> <li>③ 整備方針図の作成 (1/5000程度)</li> <li>④ 鉄道設計へのフィードバック</li> </ul> </li> </ul>
投入	活動の続きは「その他」に記載。
日本側投入	<p>コンサルタント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 総括/都市計画 2. 都市交通計画(1) 3. 都市交通計画(2)/需要予測 4. 交通調査</li> <li>5. 交通施設計画(軌道系) 6. 交通施設計画(道路系) 7. 交通施設設計 8. 地区開発計画</li> <li>9. 土地利用計画/土地利用規制 10. 都市開発事業計画 11. 事業手法 12. 環境社会配慮</li> <li>13. 事業費積算(土木) 14. 事業費積算(建築) 15. 商業業務立地戦略/景観計画 16. GIS 17. 経済・財務分析</li> </ul>
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. オフィススペースの提供</li> <li>2. カウンターパートの配置</li> </ul>
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 協力相手国内の事情 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 政策的要因: 開発政策の変更による提案事業の優先度の低下や開発計画の変更等</li> <li>(b) 行政的要因: 用地確保に関する行政機関と地元住民等との間での調整の遅延等</li> </ul> </li> <li>2) 関連プロジェクトの遅れ UMRT1,2号線の建設の遅延</li> </ul>
実施体制	
(1)現地実施体制	ステアリングコミッティ
(2)国内支援体制	課題支援委員会
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) JETRO「ハノイ駅周辺鉄道高架事業調査」(2005年度)でUMRT1号線を対象にした調査を実施。</li> <li>2) JICA開発調査「ハノイ市都市総合開発計画(HAIDEP)でハノイ市UMRT4路線を提案。うち2号線のF/Sを実施。</li> <li>3)2007年にJBICは、ハノイ市都市鉄道建設事業UMRT2号線のSAPROFを実施。</li> <li>4) 2008年、JBICはハノイ市都市鉄道建設事業(UMRT1号線)のE/Nを締結。</li> <li>5) ホーチミン市都市交通改善事業(大量高速輸送1号線東区間)は2007年度に円借款承認済み。</li> <li>6) 2008年にJICA技術協カプロジェクトで都市計画、管理能力向上プロジェクト実施予定。</li> </ul>
(2)他ドナー等の援助活動	<p>フランス開発庁(AFD)および、フランス政府は、ハノイ市UMRT3号線の建設事業を実施中。</p> <p>世界銀行はBus Rapid Transit(BRT)プロジェクトを計画中。</p>



開発調査

2012年01月05日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

## 案件概要表

案件名	(和)ダナン市都市開発マスタープラン調査 (英)The Study on Integrated Development Strategy for Danang City and Its Neighboring Area
対象国名	ベトナム
分野課題1	都市開発・地域開発-地域開発
分野課題2	環境管理-環境行政一般
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	公共・公益事業-社会基盤-都市計画・土地造成
プログラム名	都市交通整備プログラム
プロジェクトサイト	ダナン市とその周辺地域を含むダナン都市圏
署名日(実施合意)	2008年01月23日
協力期間	2008年06月11日 ~ 2011年01月26日
相手国機関名	(和)ダナン市人民委員会
相手国機関名	(英)Danang People's Committee

## プロジェクト概要

背景	<p>ダナン市は人口約80万人、面積1,257km<sup>2</sup>のベトナム中部地域最大の都市であり、約2.2%/年のペースで人口が増加している。ダナン市はベトナムからミャンマーまでを結ぶ東西経済回廊の東の玄関口であり、その港は年間300~400万トンの貨物を扱う国際港湾としての機能を有している。また空港は3,000m級(現在3,500m級に拡張工事中)の滑走路を2本有しており、20以上の国々から航空機が乗り入れている。</p> <p>市内には5箇所の工業団地/地区があり、2001年には1,300万ドルであった外国直接投資額が2006年には22,000万ドルを超えた。またダナン市南方にはチュライ経済解放区やズンクワット工業地区が建設中であり、これらを含むベトナム中部経済圏は現在急成長している。</p> <p>しかしながら、ダナンの2006年の一人当たりGDPは1,155ドルであり、ベトナム北部の経済の中心地であるハノイや南部のホーチミンのそれ(それぞれ1,944ドル、2,000ドル)と比較すると依然大きな格差があり、ベトナム中部の経済成長の牽引役として今後更なる成長が期待されている。</p> <p>また、現在、2004年の首相令に基づき、ベトナム中部経済重点地域について経済社会開発計画が定められており、同地域の建設計画についても、首相承認を得るための手続きが開始された。合わせてダナン市の建設計画(目標年次2020年)も5年に1度の改訂作業が行われてようとしているが、この作業の中で中部経済重点地域の中でのダナンの役割やダナンと他の地域との関係が明らかにされる必要がある。</p> <p>このような状況を踏まえ、ダナン市がその強みを生かしつつ、工業・観光・商業・居住のバランスの取れた総合的な開発戦略・計画を策定することが必要となっている。</p>
上位目標	ダナン市がベトナム中部地域の経済的中核として、環境に配慮した持続可能な発展を実現する。
プロジェクト目標	1. 2025年におけるダナン市及びその周辺地域の将来ビジョン及びそれに向けた戦略が都市開発マスタープランとして具体的に描かれる。 2. 都市計画に関する関連機関の行政能力(計画策定能力・事業実施能力)が向上する。
成果	1. 2025年を目標年次とするダナン市及びその周辺地域を対象とした都市・地域総合開発戦略の策定

2. 上記戦略に基づいた2015年までの短期アクションプランの策定(選択された優先プロジェクトのブレフ/Sを含む)
3. 都市計画および開発に関する技術移転の実施

活動

1. 中部経済重点地域における開発戦略策定……①現状と課題の確認②既存の開発計画・政策の確認③当該地域におけるダナン市の役割の明確化④中部経済重点地域間に最大の相乗効果をもたらす重要インフラの特定
2. 2025年を目標年次とするダナン市の都市開発マスタープラン策定……①現状のレビューと評価②既存の各種開発政策・計画プロジェクトのレビュー③中部経済重点地域の原動力となるための将来像、開発戦略及び目標の設定④都市開発マスタープランの作成(土地利用、インフラ、都市デザインを含む)⑤都市開発及び都市デザインコントロールシステムの開発
3. ダナン市都市交通プログラム策定……①現状の評価②現行政策、計画プロジェクトのレビュー③将来需要の予測と都市交通の将来像の策定(物流を含む)④ダナン市交通プログラムの策定(交通施設、公共交通、交通管理を含む)
4. ダナン市の持続可能な包括的環境プログラム策定……①排水システム、下水道システム、固形廃棄物管理システム、大気汚染の状況、緑化システム、自然環境のレビューと再評価②現行政策、戦略、計画プロジェクトのレビュー③環境都市を実現するための持続可能な包括的環境プログラムの策定
5. 実行計画策定(目標年次2015年)……①優先プロジェクトの特定②特定したプロジェクトの事業規模概算③実施に至るまでの戦略(ロードマップ)の策定
6. 都市データベースとキャパシティ・デベロップメント……①調査結果を反映した都市データベース整備②組織及びスタッフを対象としたプロジェクト実施のためのキャパシティ・デベロップメント方策の策定
7. 観光における戦略地域(フエ、ダナン、クアンナム)を中心とした中部経済重点地域についての観光プログラムの策定……①2002年に終了した「ベ」国中部地域観光総合開発計画調査のレビュー ②観光地環境改善策の策定 ③観光地交通ネットワークの整備計画の策定④戦略地域における運営管理キャパシティの強化策の作成
8. 2009年9月の台風における洪水等被害状況調査

投入

日本側投入

調査団の派遣(コンサルタント)  
 構成員の担当分野は以下のとおり  
 ①総括/都市・地域計画 ②経済開発 ③副総括/土地利用計画/都市計画 ④都市デザイン ⑤都市インフラ ⑥交通計画 ⑦物流施設計画 ⑧環境計画 ⑨環境社会配慮 ⑩GIS ⑪事業費積算/施設計画 ⑫公共財務分析 ⑬需要予測・都市計画データベース構築 ⑭交通管理・安全 ⑮都市インフラ2(水組織制度)/沿岸環境管理 ⑯観光開発戦略 ⑰都市・地域防災 ⑱キャパシティ・デベロップメント(都市計画行政)⑲観光地環境改善 ⑳交通施設整備  
 21観光運営管理 22洪水調査

相手国側投入

- (1)カウンターパート
- (2)関係機関から構成されるステアリング・コミッティー
- (3)オフィススペース

実施体制

(1)現地実施体制

ダナン市人民委員会は本格調査開始の時までに、委員長を議長とし、以下の関係機関から構成されるステアリング・コミッティーを立ち上げる。  
 ダナン市人民委員会、周辺4省人民委員会、MOC、MPI、National Institute of Urban Planning

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

- [都市計画分野]  
 1)技術協力……都市計画・管理能力向上プロジェクト、ハイ市総合都市開発計画調査、ホーチン都市交通計画調査、中部地域観光総合開発計画調査、中部重点地域港湾開発計画調査  
 2)無償資金協力……ダナン総合病院医療器材改善計画基本設計調査、ミーソ遺跡保存環境整備計画  
 3)有償資金協力……ハイヴァントネル建設事業、ダナン港改良事業(ハース整備、コンテナ化対応、アクセス道路整備、新トウエンソ橋建設)  
 4)JETRO調査……南北高速道路(ダナン〜クアンガイ間)建設事業調査、南北高速道路ダナン〜クアンガイ間プロジェクト調査

[環境分野]

- 1)技術協力……水環境管理技術能力向上プロジェクト(フェーズ2)、個別専門家「環境管理政策アドバイザー」、河川流域水環境管理調査

(2)他ドナー等の

援助活動

世銀:“Da Nang Priority Infrastructure Investment Project”(EA Report)  
 ADB: GMS East-West Transport Corridor (Loan)  
 Central Region Water Resources Sector (TA)



開発調査

本部主管案件

2010年10月21日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名	(和)ベトナム国河川流域水環境管理調査 (英)The Study for Water Environment Management on River Basins in Vietnam
対象国名	ベトナム
分野課題1	環境管理-水質汚濁
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-環境問題
プログラム名	都市水環境管理プログラム
プロジェクトサイト	カウ川流域
署名日(実施合意)	2008年03月04日
協力期間	2008年05月11日 ~ 2010年02月11日
相手国機関名	(和)天然資源環境省(MONRE)、地方省天然資源環境部(DONREs)
相手国機関名	(英)Ministry of Natural Resources and Environment, Department of Natural Resources and Environments
日本側協力機関名	環境省

### プロジェクト概要

#### 背景

ベトナムにおいては、近年の飛躍的な経済成長に伴う工業化、都市化により、ハノイ、ホーチミン等の主要都市とその周辺地域において、未処理の産業排水、生活排水等の流入により河川、湖、運河等の汚染が深刻な問題となっている。

このような状況下、ベトナム政府は1994年に環境保護法を施行し、水、大気、廃棄物等に係る環境基準を整備したほか、環境に係る国家的管理を強化することを目的に、2002年に天然資源環境省(MONRE)を設立した。また、翌年には2010年までに取り組むべき環境課題と2020年に向けた方向性を明記した「環境保全戦略」を策定し、2006年には環境保護法の改定を行い、国家支出の最低1%を環境保護予算に割り当てることを決めるなど、環境管理のための基盤を整える対策を講じている。

ハノイ近郊を流れるカウ川及びヌエ・ダイ川、ホーチミン近郊のサイゴン・ドンナイ川は水質汚濁が著しく進んでおり、「環境保全戦略」においてこれら河川流域の環境改善が最優先課題としてMONREが主管組織となって取り組むこととされている。カウ川流域については、包括的な到達目標が明示されている「環境保護と持続的開発マスタープラン」が策定され、2006年7月にベトナム政府より承認されており、その中で年間及び5年毎の活動計画を策定することが規定されている。しかし、活動計画の策定に必要な汚濁状態の詳細な分析に基づく汚染メカニズムが十分に解明されておらず、また流域水環境管理に係わる関係機関の役割が整理・調整されていないため、効果的な施策の策定とその実施に支障を来している。そのような状況に鑑み、わが国に対して河川流域の水環境管理計画の策定について開発調査の実施を要請した。

上記要請に基づき、JICAは2007年3月7日から24日まで第1次事前調査団、2007年7月8日から21日まで第2次事前調査団を派遣し、先方政府と協議の結果、調査対象地域をカウ川流域に、ヌエ・ダイ川流域を調査のサブエリアとすることで合意、2008年2月にS/Wの署名・交換を行った。

には「都市の水環境管理全般を所管するMONRE、DONREsの能力向上に取り組む」ことを掲げており、本調査はこの成果1に資する案件として位置づけられる。

上位目標 MONREの水環境管理計画の策定に係る指導、調整能力が強化される。

プロジェクト目標	カウ川モデル水域での水環境管理計画の策定を通して、天然資源環境省(MONRE)、地方省天然資源環境部(DONREs)の水環境管理計画の策定能力の強化を図る。
成果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 河川流域レベルでの水質モニタリングシステムをデザインするためのガイドライン及び水質モニタリングデータベース作成方法・採水手法等の技術マニュアル</li> <li>2) 汚染排出インベントリー作成・利用に関するガイドライン</li> <li>3) カウ川モデル地域における汚染排出インベントリー情報及び水質汚濁分布図</li> <li>4) ベトナムに適した汚染抑制アプローチ方法と技術を取りまとめた報告書</li> <li>5) カウ川モデル水域の水環境管理計画(活動計画を含む)</li> <li>6) 河川流域の水環境管理計画の策定に関するハンドブック</li> <li>7) 河川流域の水環境管理のための法規制フレームワークと調整メカニズムに関する提言</li> </ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 河川流域レベルでの水質モニタリングシステムをデザインするための技術マニュアルとガイドラインの開発 <ol style="list-style-type: none"> <li>1-1) 河川流域の環境特質の把握、1-2) カウ川/ヌエ・ダイ川の現行水質モニタリングシステムの評価、1-3) 河川流域レベルでの水質モニタリングシステムをデザインするためのガイドライン及び水質モニタリングデータベース作成方法・採水手法等の技術マニュアルの作成</li> </ol> </li> <li>2) 汚染排出インベントリー作成・利用に関するガイドラインの開発 <ol style="list-style-type: none"> <li>2-1) 汚染排出インベントリーの暫定フォーマットの作成、2-2) 上記フォーマットを利用したカウ川モデル水域における汚染排出インベントリー情報の収集、同インベントリーの作成、2-3) カウ川モデル水域における暫定フォーマットの検証作業、2-4) 排出原単位の検討、2-5) カウ川モデル水域における汚染排出インベントリー情報のデータ化、2-6) カウ川モデル水域の汚染地図の作成、2-7) 汚染排出インベントリーの作成と利用方法に関するガイドラインの作成</li> </ol> </li> <li>3) 河川流域の水環境管理のための多様な汚染抑制アプローチ方法の検討 <ol style="list-style-type: none"> <li>3-1) ベトナムにおける汚水発生と汚染抑制措置の特徴の把握、3-2) 多様な汚染抑制アプローチおよびそれらに対する支援措置の検討、3-3) 検討したアプローチ、関連技術のベトナムへの適用可能性の検討、3-4) ベトナムに適した汚染抑制アプローチ方法と技術を取りまとめた報告書の作成、3-5) ベトナムで実施されている立ち入り検査や指導方法のレビューとそれに基づく改善提案の作成</li> </ol> </li> <li>4) カウ川モデル水域の水環境管理計画の策定 <ol style="list-style-type: none"> <li>4-1) カウ川流域のマスタープランを考慮した水環境管理計画のフレームワーク設計、4-2) カウ川モデル水域に対する合理的対策の検討、4-3) 活動1-2、2-5、2-6で得られた情報を活用したカウ川モデル水域の水環境管理計画(活動計画を含む)の策定</li> </ol> </li> <li>5) 河川流域の水環境管理計画策定に関するハンドブックの開発 <ol style="list-style-type: none"> <li>5-1) カウ川モデル水域での水環境管理計画策定結果を踏まえた河川流域の水環境管理計画策定に関するハンドブックの開発</li> </ol> </li> <li>6) 河川流域の水環境管理のための法規制フレームワークと調整メカニズム改善に関する提言</li> </ol>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンサルタントチームの派遣</li> <li>・研修員の受入</li> <li>・調査に必要な資機材の購入</li> <li>・現地業務費(現地再委託調査費等)</li> </ul>
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップ: セミナー関連コスト</li> <li>・プロジェクト事務所の提供</li> <li>・カウンターパートの配置</li> <li>・Project Coordinating Unitの設置</li> <li>・その他ローカルコスト(C/P出張費、プロジェクト関連ランニングコスト)</li> </ul>
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川流域環境管理体制整備に関するベトナム政府の政策・方針が変更されず、財源の確保が継続的になされること。</li> <li>・省庁再編による河川流域環境管理行政機構、権限、業務に大幅な変更がないこと。</li> <li>・地方分権化による河川流域環境管理権限及び業務の大幅な変更がないこと。</li> <li>・関連工業セクターや地域住民からの協力が得られること。</li> <li>・対象地域の治安が悪化しないこと。</li> </ul>
実施体制	
(1)現地実施体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 協力相手先機関 天然資源環境省(Ministry of Natural Resources and Environment)、地方省天然資源環境局(Department of Natural Resources and Environment)</li> </ol>
(2)国内支援体制	国内支援委員会を設置。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別案件「環境管理」(MONREへの専門家派遣)2004年9月～2010年6月</li> <li>・技術協力プロジェクト「水環境技術能力向上」(ベトナム科学技術アカデミー環境技術研究所) 2003年11月～2006年10月(フェーズI)、2007年12月～2011年12月(フェーズII)</li> <li>・技術協力プロジェクト「全国水環境管理能力向上プロジェクト」、2009年～2012(3years)</li> </ul>
(2)他ドナー等の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CNRS(フランス国立科学研究センター): ヌエ川・トゥリック川環境改善に係るベトナム科学技術アカデミー(VAST)への協力 2001-2004年</li> <li>・世銀: 紅河デルタ村落給水・衛生プロジェクト 2005年-2011年</li> </ul>

・CIDA(カナダ国際開発庁):  
ベトナム-カナダ環境プロジェクト(VCEP)  
(VCEP/地方省天然資源環境局等(DONRE)における環境モニタリング、環境管理、  
EIA等にかかる協力)1996年-



技術協力プロジェクト

2014年02月22日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和)水環境管理技術能力向上プロジェクトフェーズ2 (英)Enhancing capacity of Vietnamese Academy of Science and Technology in Water Environment Protection (Phase 2)
対象国名	ベトナム
分野課題1	環境管理-水質汚濁
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-環境問題
プログラム名	都市水環境管理プログラム
援助重点課題	環境保全
開発課題	都市環境管理
プロジェクトサイト	ハノイ市
署名日(実施合意)	2007年09月05日
協力期間	2008年01月07日 ~ 2012年07月06日
相手国機関名	(和)ベトナム科学技術アカデミー/環境技術研究所
相手国機関名	(英)Vietnamese Academy Science and Technology (VAST)/ Institute of Environmental Technology
日本側協力機関名	環境省

## プロジェクト概要

背景	<p>ベトナムにおいては1986年に始まったドイモイ改革以降急速な経済発展が続き、2002年以降はGDP成長率7%以上の安定成長を継続している。今次社会経済開発五カ年計画(2006-2010)では、1人当たりGDP1000ドル達成を目標に、環境を新たな主要課題として取り上げ、持続可能な成長を目指している。一方、高成長を支える急激な第二次産業及び第三次産業の成長及び急激な都市部の開発は、工業排水・生活排水による水環境の汚染、固形廃棄物の増加、大気汚染等として社会問題化している。このため、ベトナム政府は、1994年に制定した環境保護法を改正(2006年7月施行)し、同時に環境関連法制度の整備・改善を図るなどの取組みを進めているが、中央官庁及び地方行政組織における環境管理機能ともに、予算、人材、インフラ等が十分ではなく、実効的な環境管理体制が構築されているとはいえない状況にある。</p> <p>かかる状況を受け、JICAは2003年10月から、「水環境技術能力向上プロジェクト」をベトナム科学技術アカデミー(VAST)環境技術研究所(IET)をカウンタパート機関として実施し、水環境管理分野においてモニタリング能力、水処理能力を始めとする基礎的な水環境管理能力の向上を図り、天然資源環境省(MONRE)及び関係組織への環境保護活動に対する多くの貢献を行ってきた。</p> <p>ベトナム国は、上記プロジェクトの成果の発現を受けて、実質的な環境改善を促進するために、かつて多くの公害問題を克服してきた豊富な実績と経験を持つわが国に対し、技術協力プロジェクトによる支援を要請してきた。これに対しJICAは、同要請の具体的内容を検討するために2006年8月に事前調査を実施しプロジェクトの基本計画をベトナム側関係機関と合意した。その後、事前調査の結果を踏まえ、プロジェクトの基本計画、実施体制、双方の責任分担等について討議議事録(R/D)及びミニッツに取りまとめ、2007年9月に署名・交換を行った。</p>
上位目標	ベトナムの関係機関における水環境保護に係る能力が向上する。 水環境改善に係るVAST(IET)の科学技術基盤が更に強化される。

## プロジェクト目標

成果	<p>[成果1]VAST(IET)本部と支部(ホーチミン、ダナン)を繋ぎ、全国の環境問題への対処するための組織間の相乗効果をもたらすVAST(IET)総合ネットワークシステムの構築と運用がなされる。</p> <p>[成果2]総合ネットワークの効果的な運用を通じて水環境モニタリング/評価/対策に係るVAST(IET)本部と支部(ホーチミン、ダナン)の科学技術レベルが向上する。</p> <p>[成果3]VAST(IET)の水環境分野での実践的な科学・技術サービスにかかる能力が強化される。</p>
活動	<p>[成果1]</p> <p>1-1.総合ネットワークシステムで提供する科学技術サービスの品質を十分に考慮した同システム内部運用マニュアルを作成する。</p> <p>1-2.支部へのトレーニングを含む支援活動を行い、総合ネットワークシステムを機能的に構築し且つ的確に運用する。</p> <p>[成果2]</p> <p>2-1.既存モニタリングマニュアルのアップグレードを行う。</p> <p>2-2.VAST (IET)職員のトレーニングを行い、標準ラボラトリーとしての管理体制を整備する。</p> <p>2-3.VAST (IET)職員へのトレーニングを行い、微量物質の高度分析能力を強化する。</p> <p>2-4.標準ラボラトリーとして承認されるための認証登録を促進する。</p> <p>2-5.既存排水処理ガイドラインのアップグレードを行う。</p> <p>2-6.排水処理適正技術マニュアルを作成する。</p> <p>[成果3]</p> <p>3-1.政府機関やその他機関に対する科学技術サービス実行計画を作成する。</p> <p>3-2.科学・技術サービスに係るVAST(IET)の制度体制を構築する。</p> <p>3-3.水環境に関する実践的な科学技術サービスを確実に実施する。</p>
投入	
日本側投入	<p>1. 専門家派遣:13名 (チーフアドバイザー/水環境管理、ラボラトリー管理システム/QAQC、水質分析、排水処理、簡易CODメーター開発/設計、業務調整)</p> <p>2. 機材供与 (水質分析機器等)</p> <p>3. カウンターパート研修</p>
相手国側投入	<p>1. カウンターパート及びその他スタッフの配置:</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・プロジェクト・ディレクター</li><li>・プロジェクト・マネージャー</li><li>・フルタイム・カウンターパート</li><li>・秘書</li><li>・事務員</li></ul> <p>2. 土地、建物、プロジェクト・オフィス、その他追加的な施設や機材</p> <p>3. プロジェクト活動に必要な経費</p>
外部条件	<p>1)前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・VAST (IET)が継続して国家アカデミーとして認知される。</li><li>2)成果(アウトプット)達成のための外部条件</li><li>・政府がVAST (IET)に対して適切な予算措置を行う。</li><li>3)プロジェクト目標達成のための外部条件</li><li>・政府機関やその他機関からの業務依頼が継続的になされる。</li><li>・関係機関がVAST (IET)と良好な関係を継続する。</li><li>4)上位目標達成のための外部条件</li><li>・政府機関がVAST (IET)との技術協力協定を継続する。</li><li>・水質保全の訓練を受けたVAST (IET)研究員が継続してVAST (IET)に従事する。</li><li>・政府が環境保護政策を継続する。</li></ul>

## 実施体制

(1)現地実施体制	合同調整委員会設置
(2)国内支援体制	国内支援委員会設置

## 関連する援助活動

(1)我が国の 援助活動	<p>1)水環境管理能力向上プロジェクト(技プロ、2003-2006年)</p> <p>2)個別専門家(環境管理)派遣(技プロ、2004-2010年)</p> <p>3)河川流域水環境管理調査(開調、2008-2009年)</p> <p>4)ダナン市都市開発マスタープラン調査(開調、2008-2009年)</p> <p>5)ハロンにおける持続可能な観光のための環境保全プロジェクト(技プロ、2009-2012年)</p> <p>6)ホーチミン市下水道維持管理能力向上プロジェクト(技プロ、2009-2012年)</p> <p>7)全国水環境管理能力向上プロジェクト(技プロ、2009-2012年)</p> <p>8)ホーチミン、ハノイ、フエ等における下水・排水円借款案件</p>
(2)他ドナー等の 援助活動	<p>1)Strengthening of the Environmental Protection Capacity in Some Key Industry in Vietnam (KOICA)</p> <p>2)Vietnam-Canada Environment Project, Phase I and II (CIDA)</p> <p>3)Environment Managenet in Thai Nguyen Province (DANIDA)</p> <p>4)Environmetal Management in HCMC (UNDP)</p> <p>5)Waste Water Management in Provincial Urban Centres (GTZ)</p>





草の根技協(地域提案型)

2015年02月13日現在

本部/国内機関 : 東京国際センター

## 案件概要表

案件名	(和)ハノイ市水環境改善理解促進事業 (英) Comprehensive Water Environment Project in Hanoi
対象国名	ベトナム
分野課題1	環境管理-水質汚濁
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-公益事業-下水道
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	ベトナム国ハノイ市
署名日(実施合意)	2007年06月20日
協力期間	2007年06月20日 ~ 2010年03月31日
相手国機関名	(和)ハノイ下水排水公社
相手国機関名	(英) Hanoi Sewage and Drainage Company (HSDC)
日本側協力機関名	千葉県

## プロジェクト概要

## 背景

ベトナムは86年に始まったドイモイ(刷新)政策の結果、2000年以降、現在に至っても年率6%~8%の経済成長を続け、これに伴い特に都市部での環境悪化が顕著となっている。水環境については、1990年代半ばにはJICAがハノイにおける水環境整備のマスタープラン(以下M/P)を策定し、JBICがこれに応じた各種下水・排水事業を実施するなどして、インフラ整備は序々に整いつつある。また、ハノイ市自身もアクションプランとして、2010年までに都市部の下水処理率を20~25%、新工業地区では80%までの向上を目指している。このような状況下、JICAは更なる拡充のため、ハノイでの対象地域を広げたM/Pを策定中で、JBICもこれに沿った拡充事業を計画している。

他方、インフラ整備が進む中、維持管理を担当とする下水・排水部門においては、研修機関がなく、十分な能力を有さないまま運転を任されているのが現状であるなど、ソフト面での強化が追いついていない。また、そもそも水質保護に係る住民意識が高いとはいえ、水質保護の必要性が理解されないために起こる河川へのゴミ投棄が散見され、このような状況が処理場や排水渠等でのトラブルに起因しているとも言われている。また、下水処理場の建設自体の住民の理解も低く、下水料金の徴収にも困難をきたしているとされている。かかる状況を踏まえ、本事業では県の知見を生かしつつ、ハノイ市の下水道維持管理体制、理解の向上及び教育現場を主とした水環境保全に対する理解向上を図るものである。

なお、実施団体である千葉県では、地域の国際協力推進のために、2005年度より有識者による懇話会を立ち上げ、県の持つ人材、資源、経験を有効に活用するスキーム形成を視野に入れつつ、いくつかの事業をモデル的に実践してきた。ベトナムについては、2005年度にJBIC及びNPOとの共催で水環境に係るワークショップを開催、2006年度にはJBICの委託事業として下水処理場の維持管理体制強化、水環境に係る住民意識啓発事業を実施しており、県の持てる経験・ノウハウを役立てた地域間協力を始めている。本件は、かかる経緯を踏まえた事業として位置づけられるものである。

上位目標 本事業の成果がベトナムのモデル事業となり、他都市にも波及すること。

ベトナム・ハノイ市において、下水処理に係る理解普及、施設の維持管理運営、水環境保全に

## プロジェクト目標

対する意識啓発に関し、自立的な運営や施策の立案・実施ができるようにするため、千葉県の実験を生かしたノウハウを伝こと。

## 成果

1. ハノイ下水排水公社の職員が、下水処理施設の維持管理を自立して行えるようになること。また、ベトナム国内で下水処理施設の建設を予定している他都市の手本として、同公社が見学や研修の受入を行えるようになること。
2. ハノイ下水排水公社職員が、水環境保全に係る意識啓発施策を立案し、実施できるようになること。また、環境教育キットや啓発用ビデオを作成し、その成果品が市民を対象とした環境教育講座等で活用され、環境意識の向上が図られること。

## 活動

- 1-1 研修プログラム策定のための実態調査、現地協議
  - 1-2 現地の課題に対応した千葉県の事例紹介・提案
  - 1-3 千葉県の環境施策全般に係る研修
  - 1-4 千葉県内の下水処理場等における実地研修
  - 1-5 千葉県内の環境研究施設における水質管理研修
  - 1-6 下水道普及促進ビデオ作成補助
  - 1-7 国内研修フォローアップ
  - 1-8 研修プログラムに係る調整
- 
- 2-1 研修プログラム策定のための実態調査、現地協議
  - 2-2 現地の課題に対応した千葉県の事例紹介・提案
  - 2-3 千葉県の環境施策全般に係る研修
  - 2-4 千葉県のNPO等の活動事例視察
  - 2-5 環境教育専門研修
  - 2-6 環境教育キット、ビデオ作成補助
  - 2-7 国内研修フォローアップ

## 投入

### 日本側投入

人材：  
プロジェクトマネージャー 1名  
専門家①(水質管理、環境教育分野)  
専門家②(下水処理施設維持管理分野、千葉県)  
専門家③(下水処理施設維持管理分野、船橋市)

### 相手国側投入

人材：  
研修生3名  
現地調整員1名(専門家派遣時)

## 実施体制

### (1)現地実施体制

人材：  
プロジェクトマネージャー 1名  
専門家①(水質管理、環境教育分野)  
専門家②(下水処理施設維持管理分野、千葉県)  
専門家③(下水処理施設維持管理分野、船橋市)

### (2)国内支援体制

現地調整員(1名)  
人材：  
プロジェクトマネージャー 1名  
専門家①(水質管理、環境教育分野)  
専門家②(下水処理施設維持管理分野、千葉県)  
専門家③(下水処理施設維持管理分野、船橋市)

## 関連する援助活動

### (1)我が国の 援助活動

円借款 第二期ハノイ水環境改善計画(2005年)



個別案件(専門家)

2011年07月07日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和)環境管理政策アドバイザー (英)Environmental Management Policy Implementation Support
対象国名	ベトナム
分野課題1	環境管理-環境行政一般
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-環境問題
プログラム名	都市水環境管理プログラム
プロジェクトサイト	ベトナム天然資源環境省内、ハノイ
署名日(実施合意)	2008年07月01日
協力期間	2008年07月01日 ~ 2010年06月30日
相手国機関名	(和)天然資源環境省
相手国機関名	(英)Ministry of Natural Resources and Environment (MONRE)
日本側協力機関名	環境省

## プロジェクト概要

## 背景

ベトナムにおいては、過去10年間の平均で7%を超える急速な経済成長と都市化により、深刻な環境問題が生じている。未処理の生活・産業排水流入による都市部の河川・運河の水質汚濁は著しく、ハノイ・ホーチミンの河川・運河の生物化学的酸素要求量(BOD)は50~200mg/lに達している(日本の河川の水質基準は10mg/l以下)。また、大気汚染は、都市の中心部のみならず、居住地域でも環境基準値を超えており、廃棄物については、無分別、低い収集率(50%程度、都市部でも70%程度)、環境に配慮した処理施設の不足といった問題がある。さらなる急速な経済成長、高い人口増加率(年率1.3%)、周辺国と比べて進んでいない都市化(現在の都市人口:25%)の進展により、今後、環境問題の悪化の懸念がある。

こうした状況の下、ベトナム政府は、近年、環境問題への取り組みを強化しており、90年代に法律・基準を整備したほか、環境・自然資源の管理強化のために、2002年に組織改編を行い、天然資源環境省(MONRE: Ministry of Natural Resources and Environment)を設立した。また、2006年に決定された第8次社会経済開発5カ年計画(2006~2010)において、「環境」は、「経済」、「社会」と共に、国家優先課題の3本柱の1つとして新たに加えられている。さらに、2006年には改定環境保護法を施行し、付随する実施細則や罰則規定の整備も進めており、環境管理のための法的基盤が整いつつある。また、公安省の管轄下に環境警察の設置を進めており、エンフォースメントにも力を入れるとともに、2006年から国家支出の最低1%を環境保護予算に割り当てることを決めており、財源確保にも努めている。

しかしながら、依然として環境管理に係る中央官庁及び地方行政組織ともに、予算、人材、インフラが十分ではなく、実効的な環境管理体制が構築されているとは言い難い状況にある。かかる状況を改善するために、環境管理責任官庁であるMONREに対し我が国の経験及び技術を基に戦略的な政策支援を展開し、ベトナムの環境改善に貢献することを目的としている。

上位目標 ベトナムの状況に応じた環境管理政策が効果的に実施され、持続的な開発が実現する。

プロジェクト目標 天然資源環境省において、環境管理政策の形成、実施、評価能力が向上し、実効的な環境管理体制が整う。

成果 1.環境管理に関する知識の教授  
2.環境管理に係るツールの開発・普及

	<ul style="list-style-type: none"> <li>3.環境管理の実施・促進</li> <li>4.援助調整</li> <li>5.現状分析と支援方針の改善</li> <li>6.案件形成・実施支援</li> </ul>
活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.環境管理に関する知識の教授 MONRE職員を対象とした連続講座やセミナーを企画・開催し、大気及び水環境管理分野の基礎知識を体系的に教授する。</li> <li>2.環境管理に係るツールの開発・普及 MONRE職員による実効的な環境管理を促進するための環境管理ツールをカウンターパートと共同して開発し、普及・一般化を図る。</li> <li>3.環境管理の実施・促進 上記知識及びツールをMONRE職員が、現場で実践的に適用し、環境管理の実施・促進が図られるよう助言、提案を行う。</li> <li>4.援助調整 ISGE(ドナーコミュニティによるMONRE支援グループ)へ積極的に参加し、環境セクターにおける他ドナーとの援助調整を行う。</li> <li>5.現状分析と支援方針の検討 MONREの環境管理計画、戦略等を分析し、他ドナーの支援実績・方向性を調査した上で、プログラムアプローチによる支援方針を改善する。</li> <li>6.案件形成・実施支援 上記支援方針を基に、環境管理政策実施に資する技術協力の案件形成・実施について支援する。</li> </ul>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門家(環境管理政策アドバイザー)24人月</li> <li>専門家現地活動費</li> </ul>
相手国側投入	CPの配置、専門家執務室
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境管理に関するベトナム政府の政策・方針が変更されず、財源の確保が継続的になされること。</li> <li>・省庁再編による環境管理行政機構、権限、業務に大幅な変更がないこと。</li> <li>・対象地域の治安が悪化しないこと。</li> </ul>
実施体制	
(1)現地実施体制	N/A
(2)国内支援体制	N/A
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別案件長期専門家「環境管理」(前任派遣:2004-2008年)</li> <li>・技術協力プロジェクト「水環境管理能力向上プロジェクト」(フェーズ1:2003年-2006年、フェーズ2:2008-2012年)</li> <li>・開発調査「河川流域水環境管理調査」(2008-2009年)</li> <li>・技術協力プロジェクト「循環型社会の形成に向けてのハノイ市3Rイニシアティブ活性化支援プロジェクト」(2006-2009年)</li> <li>・技術協力プロジェクト「ハロンにおける持続可能な観光のための環境保全プロジェクト」(2008年事前調査済)</li> <li>・技術協力プロジェクト「温室効果ガス・インベントリーの作成のための能力向上プロジェクト」(2009年事前調査予定)</li> <li>・円借款「ホーチミン市水環境改善事業」(第一期、第二期)</li> <li>・円借款「ハノイ水環境改善事業」(第一期、第二期)</li> <li>・円借款「ハイフォン都市環境改善事業」他</li> </ul>
(2)他ドナー等の援助活動	MONREドナーコミュニティ:ISGE(International support group for natural resources and environment)



技術協力プロジェクト

2011年06月28日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和)循環型社会の形成に向けてのハノイ市3Rイニシアティブ活性化支援プロジェクト (英)Implementation support for 3R INITIATIVE of Hanoi City for Cyclical Society
対象国名	ベトナム
分野課題1	環境管理-廃棄物管理
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-公益事業-都市衛生
プログラム名	上水道・廃棄物・大気・気候変動等プログラム
プロジェクトサイト	ハノイ市
署名日(実施合意)	2006年10月05日
協力期間	2006年11月30日 ~ 2009年11月29日
相手国機関名	(和)ハノイ市／都市環境公社
相手国機関名	(英)Hanoi People's Committee(HPC) / Hanoi Urban Environment Limited Company

## プロジェクト概要

## 背景

ベトナム社会主義共和国(以下、「ベトナム国」)では、急激な社会経済発展及び都市化の進展に伴う環境汚染の顕在化を受けて、政府は1994年1月10日に制定した環境保護法の改定を進めるとともに、環境に配慮した持続的な開発を目指した「ベトナムアジェンダ21」を首相決定として採択(2004年8月17日付)した。また、政治局決議第41号(2004年11月15日付)により、2020年までに工業国化・近代化を確立するという国家戦略の中で、環境保護政策の強化を謳っており、3Rイニシアティブの理念は、同政策の中で一つの重要課題として位置づけられている。また、ベトナム国は、行政機構面において、2002年に環境関連機構再編により、新たに天然資源環境省(MONRE)を設立し、地方自治体とともに水質、大気質、固形廃棄物等に関連した環境対策を推進しているが、技術力、管理能力、行政能力ともに不足するなど、多くの阻害要因から十分な効果は得られていない。

ベトナム国における固形廃棄物の発生は、2003年時点で年間1500万トンであり、その内の約80%(1280万トン)を、都市ごみが占めている。この都市ごみの発生は、ベトナム国全人口の24%を占めるに過ぎないハノイ市やホーチミン市等の都市部からのものが、約半量(600万トン以上)となっている。現在、人口300万人を擁すハノイ市(面積:921km<sup>2</sup>)における都市ごみの発生率は、概ね762グラム/人/日(2003年)であり、回収率は約70%ではあるが、公共道路上の未回収の固形廃棄物、湖沼への不法投棄物等により、排水不良や地下水の汚染を誘引している。このような環境問題に対応するため、ハノイ市では、2020年までに廃棄物の30%を循環的に利用するという国家環境戦略の下、固形廃棄物のリサイクル運動を推進しようとしているが、同リサイクル運動の現状は、有価物の回収が、インフォーマルな廃品回収者(ウェストピッカー)を中心に限定的に実施されているものの、個人の経済活動の域を出ておらず、Reduce-Reuse-Recycleを組み合わせた「3Rイニシアティブ」を基本とする循環型社会システムの早期構築が、環境に配慮したハノイ市の持続的な発展のために必要とされている。かかる状況を受け、ベトナム国政府は、国際的に3Rイニシアティブを提唱し、固形廃棄物管理に対して豊富な実績と経験を持つ我が国に対し、技術協力プロジェクトによる支援を要請したものである。

## 上位目標

ハノイ市において循環型社会が形成される。(長期的な上位目標)  
ハノイ市において分別収集を基調とする調和のとれた3Rの取り組みが実施される。(中期的な上位目標)

ハノイ市において分別収集を基調とする調和のとれた3Rの取り組みの準備が整う。

## プロジェクト目標

成果	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 生ごみの分別収集とコンポスト化のモデル事業を通して、モデル事業地区の収集状況が改善される。また、モデル事業をハノイ市全域に拡大するための行動計画が策定される。</li><li>2. 「もったいない精神」の下での3R環境教育及び広報活動を通じて、モデル事業地区の住民及びハノイ市民の意識が向上する。</li><li>3. 生ごみの分別収集プログラムと環境教育プログラム、及び3Rの普及活動が実施される。</li><li>4. 生ごみの分別収集プログラムに基づいて、都市ごみの収集システムを改善するための戦略ペーパーが作成される。</li></ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"><li>1-(1) 日本及び近隣諸国での類似プロジェクトの調査</li><li>(2) ハノイ市におけるごみ管理システムの現状把握</li><li>(3) モデル事業地区におけるごみ排出構造の把握</li><li>(4) モデル事業とモニタリング活動の実施</li><li>(5) URENCOスタッフに対する研修の実施</li><li>(6) モデル事業の評価の実施(財務分析を含む)</li><li>2-(1) 日本及び近隣諸国での3R環境教育活動の調査</li><li>(2) 効果的な環境教育ツール、プログラムの開発</li><li>(3) URENCOスタッフに対する研修の実施</li><li>(4) モデル事業地区における環境教育ツール、プログラムの試行</li><li>(5) 環境教育ツール、プログラムの評価</li><li>(6) ハノイ市での分別収集及び3Rの啓蒙・普及のための広報活動の実施</li><li>3-(1) 分別収集を他地域に展開するための計画マニュアルの策定</li><li>(2) 分別収集を普及させるためのワークショップの開催</li><li>(3) URENCOスタッフに対する研修の実施</li><li>(4) 計画マニュアルの改定</li><li>4-(1) 分別収集プログラムに合致した包括的ごみ収集システム形成のための戦略ペーパー及びアクションプランの策定</li><li>(2) URENCOスタッフに対する研修の実施</li><li>(3) 戦略ペーパーの円滑な実施のために必要となる政策の検討(法制度等)</li></ol>
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"><li>■コンサルタント専門家:8名</li><li>【1】総括／循環型社会システム計画1／援助協調、【2】副総括／固形廃棄物管理計画</li><li>【3】住民参加型環境活動計画、【4】循環型社会システム計画2</li><li>【5】固形廃棄物関連施設活用計画/コンポスト需要拡大</li><li>【6】分別収集・リサイクルモデル事業、【7】広報、【8】財務分析/ファシリテーター</li><li>■国別研修</li><li>■機材供与</li><li>事務所用機材、分別モデル事業実施に係る機材、コンポスト化施設改善に係る機材、環境教育・啓蒙活動に係る機材</li></ul>
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"><li>■カウンタパート配置</li><li>■URENCO所有の既存施設・機材: プロジェクトオフィス、コンポスト化施設等</li><li>■モデル事業対象地域</li><li>■関係機関及び住民との調整</li></ul>
外部条件	ベトナム政府が持続的開発政策を変えないこと
実施体制	
(1)現地実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>■C/P機関:ハノイ市都市環境公社(URENCO)、ハノイ市女性連合</li><li>■事業総括機関:ハノイ市人民委員会(HPC)</li><li>■合同調整委員会(JCC)設置:[目的:プロジェクト年次計画の認可、モニタリング・評価、主要課題の協議等]</li><li>HPC、MPI、MONRE、TUPWS、URENCO、専門家チーム、JICA事務所</li><li>■自治体合同調整委員会(MJCC)設置:[目的:JCCの事前協議、プロジェクト進捗報告・管理等]</li><li>HPC及びHPC内の関連機関(DONRE、TUPWS、HAPI、ハノイ市女性連合、URENCO)、専門家チーム、JICA事務所</li></ul>
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<ol style="list-style-type: none"><li>1.ハノイ市環境保全計画調査(開発調査)JICA、1998-2000</li><li>2.Urgent Equipment Supply for Solid Waste Management in Hanoi City(無償機材供与)JICA、2002-2003</li></ol>
(2)他ドナー等の援助活動	<ol style="list-style-type: none"><li>1.Socialization of Solid Waste Management in HCMC,USAID (US\$142,000, 2002-2003)</li><li>2.Hue - Honolulu Resource Cities Partnership, USAID (US\$300,000 2001-2003)</li><li>3.Solid Waste Management Strategy and Action Plan for Ha Long/Cam Pha and Hai Phong, WB (US\$400,000)</li><li>4.Environmental Management in Bac Giang, BMZ (2000-2005)</li><li>5.Making Waste Work for the Economy, CIDA (US\$2,109,915 2000-2005)</li></ol>

- 6.Improvement of Solid Waste Management in Nghe An Province, DANIDA (US\$2,640,000 2001-2005)
- 7.Environmental Management of Refuse & the Waste Disposal/Drainage System in District 5, HCMC, EC (US\$750,000 2001-2003)
- 8.Upgrading of Cau Dien Composting Plant, Spain (US\$3,950,000 1999-2001)
- 9.Urgent Equipment Supply for Sanitary Activities in Hanoi City, Germany, (US\$1,000,000 1995-1998)
- 10.Studies on a strategy for waste management in Hanoi City, CIDA (US\$571,000 1993-1996)

備考

技術協力プロジェクト「タイ南部における生ごみを含むリサイクルシステム構築の試み（開発パートナー）」  
当該プロジェクトは、タイにおけるタンボンと呼ばれる地方自治組織による廃棄物処理事業の実施を分別・コンポストを行うプラントの建設や分別収集システムの確立を通じてモデル地区に普及させる試みを行っている。



草の根技協(地域提案型)

2015年02月14日現在

本部/国内機関 : 中部国際センター

## 案件概要表

案件名	(和)草の根技術協力事業(地域提案型)「友好都市ベトナム・フエ市研修員受入事業」 (英)Program for the Trainee from Shizuoka City's Friendship City Hue, Vietnam
対象国名	ベトナム
分野課題1	環境管理-廃棄物管理
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-環境問題
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
署名日(実施合意)	2006年04月03日
協力期間	2006年04月 ~ 2009年03月
相手国機関名	(和)ベトナム国フエ市
相手国機関名	(英)Hue, Vietnam
日本側協力機関名	静岡市

## プロジェクト概要

背景	<p>1)一般廃棄物 フエ市は、人口30万人の都市であるが、一般廃棄物が1日に約150t発生している。これら全量を埋立て処理しているが、唯一の埋立地も残余容量が少なくなっている。そのため、新たな埋立地2箇所の建設を計画しているが、計画は進んでいない。また一般廃棄物の収集も人手に頼る部分が多く技術的にも不十分である。そこで、現在の埋立地の有効利用と共に将来の新設埋立地の有効活用を図るため、静岡市としては市民に対する一般廃棄物の分別、減量の方法、収集する機材の取り扱い方、収集のシステム、埋立方法等の研修を行い、一般廃棄物を管理する方法を技術移転することにより、フエ市の環境の保全を図ろうとするものである。</p> <p>2)下水処理 フエ市では廃水システムが不完全で、環境汚染は深刻な問題となっていることから、現在、廃水処理するプラントを建設中である。そこで、静岡市では一般家庭より発生する汚水を排除する管路システムと浄化する処理システムの効率的な管理・運営するためのノウハウを技術移転することによりフエ市の生活環境の改善を図ろうとするものである。</p>
上位目標	静岡市の友好都市であるベトナム・フエ市は、経済の高度成長に伴い都市化が進み、ゴミの問題をはじめ下水の停滞等による環境問題がフエ市当局にとって緊急に解決すべき課題である。これらの諸問題を解決するため、本市が保有する環境事業および下水道事業の技術を活用し、フエ市への国際協力の一環としてフエ市およびフエ省の研修員の受入を実施する。
プロジェクト目標	1)一般廃棄物:市民の一般廃棄物の出し方から収集、処分の方法までの一連の行程の効率的、効果的实施に係る計画の立案ができる技術者の育成を図る。 2)下水処理 :汚水の収集から処理までの一連の行程の効率的、効果的实施に係る計画の立案ができる技術者の育成を図る。
成果	【1年次】 静岡における一般廃棄物、下水道についての技術習得を図るとともに、静岡市の技術を参考にフエ市の抱える

問題点と現状を分析し、フエ市で取り組みをすすめるための計画を作成する。

【2年次】

1年次の研修員による帰国後の本国での活動について、2年次の研修員から報告を受けるとともに、技術習得を図りながら、フエ市でのより具体的な実施プログラムを作成する。

【3年次】

2年次の研修員による帰国後の本国での活動について、3年次の研修員から報告を受けるとともに、技術習得を図りながら、フエ市の実情にあった今後の計画やフォロー手法を検討する。

活動

下記について、講義・実習および現地視察を行う。

1) 一般廃棄物

① 啓発活動

市民に対する一般廃棄物の分別、減量の方法

② 一般廃棄物管理

収集する機材の取り扱い方、収集のシステム、埋立方法、一般廃棄物を管理する方法

2) 下水処理

① 汚水管理

一般家庭より発生する汚水を排除する管路システムと浄化する処理システムの効率的な管理・運営

日本側投入

平成18年度 研修員受入2名(一般廃棄物:1名、下水道:1名)

平成19年度 研修員受入2名(一般廃棄物:1名、下水道:1名)

平成20年度 研修員受入2名(一般廃棄物:1名、下水道:1名)



個別案件(専門家)

2012年06月09日現在

在外事務所 : ベトナム事務所

## 案件概要表

案件名	(和) 援助調整 (英) Aid Coordination Advisor
対象国名	ベトナム
分野課題1	援助アプローチ-援助効果・援助手法
分野課題2	ガバナンス-行政基盤
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	計画・行政-開発計画-開発計画一般
プログラム名	行政能力向上・汚職撲滅プログラム
プロジェクトサイト	ハノイ
署名日(実施合意)	2007年07月05日
協力期間	2007年11月08日 ~ 2010年07月07日
相手国機関名	(和) 計画投資省
相手国機関名	(英) Ministry of Planning and Investment (MPI)

## プロジェクト概要

**背景**

我が国は1992年に対ベトナム援助を本格的に再開、95年以降トップドナーとなり、ベトナム援助支援国会合でも大きなプレゼンスを示している。2004年に改訂された国別援助計画においては、対話型の重視を打ち出し、現地ベースでのセクター協議等を実施し、対話に基づく案件形成プロセスは定着しつつあり、この方針は2009年の改訂国別援助計画でも継続されている。

2008年には、JBIC(円借款部門)とJICAが統合した一元的な実施機関が誕生し、円借款・無償資金協力・技術協力が一体となったプログラムアプローチに基づく協力の実施が求められている。現在も、在外事務所連携しつつ取り組みが進められているものの、プログラムアプローチは、ベトナム側の援助マネジメント体制においても大きな意識改革・手続きの変更が求められるものであり、プログラムアプローチを実現・定着させていく上で、スキーム別に慣れ親しんだ越側関係機関の意識・手続きの変更をスムーズにいかにするかが今後の大きな課題となっている。

ベトナム側においても、2005年9月にはパリ援助効果宣言を現地化したハノイ宣言(Hanoi Core Statement)が首相府で採択され、ドナー・越政府共同での援助の効率化が進められている。また2002年から開始された一般財政支援(PRSC)に日本(JBIC)も2004年から協調融資に参画するなど、援助モダリティの多様化も進行中である。さらにODA運営管理にかかる政令の改訂等により、地方省に対する権限委譲も進められている。また2006年前半にはベトナムではODA資金による開発計画実施段階での運営管理上の問題点が国会審議され、政府は今後ODA運営管理体制を改善すべく総点検を実施中で、その取り纏めをMPIが担当している。

以上のような、日本側、ベトナム側双方における援助マネジメント・実施体制における大きな変革の流れの中で、統合後JICAの円滑な援助実施を進めていく上では、越側関係機関と新生JICAとの関係強化・相互理解の促進が不可欠となっている。

上位目標	JBIC-JICA統合後において日本の援助が円滑に実施される。
プロジェクト目標	JBIC・JICA統合の動向に伴う越側関係機関の各種手続き・体制の変更が円滑に行われ、スキーム間の連携による効果的な協力プログラムの形成が図られる。
成果	1. 有償・無償・技協のスキーム間連携に基づく協力プログラムの形成が促進される。 2. JBIC-JICA統合に伴う越側関係機関の援助受入体制・手続きが改善・整備される。

3. 日本による各種政策提言等が越政府機関・他ドナーに共有される。

活動 下記の業務に関し、ベトナム政府関係機関及び現地ODAタスクフォースの活動に対して、助言・支援を行う。  
1. スキーム間連携に基づくプログラム形成・発掘  
2. JBIC-JICA統合に伴う越側関係機関における制度・手続き面での変更に関する越側関係機関の理解促進と調整  
3. 援助効果パートナーシップグループをはじめとするドナー会合への対応(アクラ援助効果ハイレベルフォーラムを含む)  
4. 他ドナーを含む関係機関への日本の援助に関する広報活動

投入

日本側投入 長期派遣専門家1名×4ヶ月  
専門家現地活動費  
相手国側投入 カウンターパートの配置

外部条件 N/A

実施体制

(1)現地実施体制 計画投資省対外経済関係局Minh局長及びCuong次長がカウンターパートとなる。  
(2)国内支援体制 なし

関連する援助活動

(1)我が国の  
援助活動 ・ODA運営管理能力向上計画(技協):日本の援助スキーム・手続きに関する理解の促進を同プロジェクトと連携して行う  
・PRSC(貧困削減支援借款)(有償)他  
(2)他ドナー等の  
援助活動 ・AEF等の活動を通じた援助協調の促進